

基本計画書

基本計画								
事項	記入欄						備考	
計画の区分	研究科の設置							
フリガナ設置者	コリウガクイノホジシノ カザワガクイノ 国立大学法人 金沢大学							
フリガナ大学の名称	カザワガクイノガクイノ 金沢大学大学院 (Graduate School of Kanazawa University)							
大学本部の位置	石川県金沢市角間町							
大学の目的	<p>金沢大学は「人類の知的遺産を継承・革新し、地域と世界に開かれた大学」を基本理念とし、「教育を重視した研究大学」の実現を目標とする。また、教育研究の基本方針として、①多様な学生の受入れと優れた人材の育成、②基礎から実践に至る幅広い知の創造、③新しい学問の開拓と産業の創出、④地域と国際社会への貢献、⑤知の拠点としての情報発信の5つの柱を掲げる。</p> <p>金沢大学は以上のことを、「学問の自由」の立場に立って自主・自律的に推進する。さらに、地域に根ざした活動を展開し、環日本海域を中心とする東アジアの拠点として全世界に情報発信し、社会的な責任と使命を果たすことを目的とする。</p>							
新設学部等の目的	<p>『第2期教育振興基本計画』「前文」に掲げられた、子どもの「自立・協働・創造に向けた一人一人の主体的な学び」を実現することを目指して、教員の教育能力や管理能力を高度専門職業人としてのレベルにまで高めることを目的とする。また、様々な課題を抱え、それを適時に解決することを求められる学校教育の現場において、①授業・学習指導面では、その理論と実践に関する研究を主導することのできる高度な学識を備えた教員、②学校管理運営に関する面では、先進的知見と蓄積された経験を踏まえ、社会の変化に適切に対応した学校経営・運営能力を備えた教員を養成する。</p>							
新設学部等の概要	新設学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	開設時期及び開設年次	所在地
	教職実践研究科 (Graduate School of Professional Development in Teacher Education) 教職実践高度化専攻 (Division for Advanced Professional Development in Teacher Education) 計	年	15人	年次1人	30人	教職修士(専門職)	平成28年4月第1年次	石川県金沢市角間町
同一設置者内における変更状況(定員の移行, 名称の変更等)		<ul style="list-style-type: none"> ●教育学研究科(廃止) 教育実践高度化専攻(△35) ※平成28年4月学生募集停止 ●先進予防医学研究科(新設) 先進予防医学共同専攻(入学定員12人) ●医薬保健学総合研究科(改組) 脳医科学専攻(廃止)(△16) がん医科学専攻(廃止)(△26) 循環医科学専攻(廃止)(△20) 環境医科学専攻(廃止)(△14) ※平成28年4月学生募集停止(上記4専攻) 医学専攻(新設)(入学定員64人) 						
新設学部等の名称	開設する授業科目の総数				卒業要件単位数			
	講義	演習	実験・実習	計				
教職実践研究科 教職実践高度化専攻		0科目	27科目	3科目	30科目	46単位		

教員	学部等の名称	専任教員等					兼任 教員等		
		教授	准教授	講師	助教	計			
新 設 分	教職実践研究科 教職実践高度化専攻 (専門職学位課程)	12人 (12)	2人 (2)	0人 (0)	0人 (0)	14人 (14)	0人 (0)	15人 (15)	設置計画申請中 設置計画申請中
	先進予防医学研究科 先進予防医学共同専攻 (博士課程)	16 (16)	7 (7)	1 (1)	3 (3)	27 (27)	0 (0)	20 (20)	
	医薬保健学総合研究科 医学専攻 (博士課程)	39 (39)	35 (35)	34 (34)	0 (0)	108 (108)	0 (0)	4 (4)	
	計	67 (67)	44 (44)	35 (35)	3 (3)	149 (149)	0 (0)	39 (39)	
既 組 織 設 の 概 要	人間社会環境研究科								
	人文学専攻 (博士前期課程)	28 (28)	19 (19)	0 (0)	0 (0)	47 (47)	0 (0)	26 (26)	
	法学・政治学専攻 (博士前期課程)	16 (16)	10 (10)	0 (0)	0 (0)	26 (26)	0 (0)	0 (0)	
	経済学専攻 (博士前期課程)	18 (18)	8 (8)	1 (1)	0 (0)	27 (27)	0 (0)	6 (6)	
	地域創造学専攻 (博士前期課程)	11 (11)	8 (8)	0 (0)	0 (0)	19 (19)	0 (0)	10 (10)	
	国際学専攻 (博士前期課程)	15 (15)	14 (14)	0 (0)	0 (0)	29 (29)	0 (0)	6 (6)	
	人間社会環境学専攻 (博士後期課程)	78 (78)	25 (25)	0 (0)	0 (0)	103 (103)	0 (0)	3 (3)	
	自然科学研究科								
	数物科学専攻 (博士前期課程)	19 (19)	17 (17)	3 (3)	10 (10)	49 (49)	0 (0)	4 (4)	
	物質化学専攻 (博士前期課程)	17 (17)	15 (15)	0 (0)	9 (9)	41 (41)	0 (0)	0 (0)	
	機械科学専攻 (博士前期課程)	20 (20)	16 (16)	4 (4)	14 (14)	54 (54)	0 (0)	2 (2)	
	電子情報科学専攻 (博士前期課程)	22 (22)	11 (11)	5 (5)	9 (9)	47 (47)	0 (0)	2 (2)	
	環境デザイン学専攻 (博士前期課程)	15 (15)	5 (5)	2 (2)	7 (7)	29 (29)	0 (0)	29 (29)	
	自然システム学専攻 (博士前期課程)	14 (14)	20 (20)	1 (1)	15 (15)	50 (50)	0 (0)	13 (13)	
	数物科学専攻 (博士後期課程)	20 (20)	17 (17)	3 (3)	0 (0)	40 (40)	0 (0)	2 (2)	
	物質化学専攻 (博士後期課程)	17 (17)	15 (15)	0 (0)	0 (0)	32 (32)	0 (0)	2 (2)	
	機械科学専攻 (博士後期課程)	20 (20)	17 (17)	3 (3)	0 (0)	40 (40)	0 (0)	3 (3)	
	電子情報科学専攻 (博士後期課程)	21 (21)	13 (13)	5 (5)	0 (0)	39 (39)	0 (0)	2 (2)	
	環境デザイン学専攻 (博士後期課程)	15 (15)	8 (8)	2 (2)	0 (0)	25 (25)	0 (0)	1 (1)	
	自然システム学専攻 (博士後期課程)	16 (16)	19 (19)	1 (1)	0 (0)	36 (36)	0 (0)	17 (17)	
医薬保健学総合研究科									
医科学専攻 (修士課程)	45 (45)	35 (35)	1 (1)	0 (0)	81 (81)	0 (0)	5 (5)		
薬学専攻 (博士課程)	7 (7)	3 (3)	1 (1)	3 (3)	14 (14)	0 (0)	37 (37)		
創薬科学専攻 (博士前期課程)	11 (11)	17 (17)	0 (0)	15 (15)	43 (43)	0 (0)	0 (0)		
保健学専攻 (博士前期課程)	36 (36)	19 (19)	0 (0)	2 (2)	57 (57)	0 (0)	10 (10)		
創薬科学専攻 (博士後期課程)	6 (6)	15 (15)	0 (0)	13 (13)	34 (34)	0 (0)	8 (8)		
保健学専攻 (博士後期課程)	36 (36)	19 (19)	0 (0)	0 (0)	55 (55)	0 (0)	0 (0)		
法務研究科									
法務専攻 (専門職学位課程)	10 (10)	6 (6)	0 (0)	0 (0)	16 (16)	0 (0)	46 (46)		
計	533 (533)	371 (371)	32 (32)	97 (97)	1,033 (1,033)	0 (0)	234 (234)		
合計	600 (600)	415 (415)	67 (67)	100 (100)	1,182 (1,182)	0 (0)	273 (273)		

教員以外の職員の概要	職 種		専 任	兼 任	計	大学全体				
	事 務 職 員		396 (396) 人	396 (396) 人	792 (792) 人					
	技 術 職 員		1,085 (1,085)	467 (467)	1,552 (1,552)					
	図 書 館 専 門 職 員		14 (14)	5 (5)	19 (19)					
	そ の 他 の 職 員		6 (6)	256 (256)	262 (262)					
	計		1,501 (1,501)	1,124 (1,124)	2,625 (2,625)					
校 地 等	区 分	専 用	共 用	共用する他の 学校等の専用	計	大学全体				
	校 舎 敷 地	760,830㎡	㎡	㎡	760,830㎡					
	運 動 場 用 地	103,704㎡	㎡	㎡	103,704㎡					
	小 計	864,534㎡	㎡	㎡	864,534㎡					
	そ の 他	1,776,685㎡	㎡	㎡	1,776,685㎡					
	合 計	3,505,753㎡	㎡	㎡	3,505,753㎡					
校 舎		専 用	共 用	共用する他の 学校等の専用	計	大学全体				
		283,184㎡ (283,184㎡)	㎡ (㎡)	㎡ (㎡)	283,184㎡ (283,184㎡)					
教室等	講義室	演習室	実験実習室	情報処理学習施設	語学学習施設	大学全体				
	149 室	243 室	818 室	10 室 (補助職員 人)	8 室 (補助職員 人)					
専 任 教 員 研 究 室		新設学部等の名称		室 数						
		教職実践研究科教職実践高度化専攻		14 室						
図 書 ・ 設 備	新設学部等の名称	図書 〔うち外国書〕 冊	学術雑誌 〔うち外国書〕 種	電子ジャーナル 〔うち外国書〕	視聴覚資料 点	機械・器具 点	標本 点	全て大学全体での 共用分		
	教職実践研究科教職 実践高度化専攻	1,899,667 [684,418] (1,864,667 [674,418])	36,370 [14,526] (35,970 [14,426])	7,917 [6,694] (7,617 [6,594])	9,123 (8,123)	97 (87)	67 (57)			
	計	1,899,667 [684,418] (1,864,667 [674,418])	36,370 [14,526] (35,970 [14,426])	7,917 [6,694] (7,617 [6,594])	9,123 (8,123)	97 (87)	67 (57)			
図 書 館		面積	閲覧座席数		取 納 可 能 冊 数		大学全体			
		19,740 ㎡	2,033		1910 千冊					
体 育 館		面積	体育館以外のスポーツ施設の概要							
		5,871㎡	可動屋根付プール(1,193㎡)		弓 道 場 (162 ㎡)					
経 費 の 見 積 り 及 び 維 持 方 法 の 概 要	経 費 の 見 積 り	区 分	開設前年度	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次	国費による
		教員1人当り研究費等		-	-	-	-	-	-	
		共同研究費等		-	-	-	-	-	-	
		図書購入費		-	-	-	-	-	-	
	設備購入費		-	-	-	-	-	-		
	学生1人当り 納付金	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次			
		-	-	-	-	-	-			
学生納付金以外の維持方法の概要										

大学の名称		金沢大学							
学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	定員超過率	開設年度	所在地	
	年	人	年次人	人		倍			
人間社会学域						1.02	平成20年度	金沢市角間町	
人文学類	4	145		580	学士(文学)	1.05			
法学類	"	170	3年次10人	700	学士(法学)	1.02			
経済学類	"	185		740	学士(経済学)	1.00			
学校教育学類	"	100		400	学士(教育学)	1.01			
地域創造学類	"	80		320	学士(地域創造学)	1.03			
国際学類	"	70		280	学士(国際学)	1.03			
理工学域						1.06	平成20年度	金沢市角間町	
数物科学類	4	84		336	学士(理学)	1.05			
物質化学類	"	81		324	学士(理学又は工学)	1.05			
機械工学類	"	140		560	学士(工学)	1.06			
電子情報学類	"	108		432	学士(工学)	1.05			
環境デザイン学類	"	74		296	学士(工学)	1.07			
自然システム学類	"	102		408	学士(理学又は工学)	1.07			
(学域共通)			3年次40人	80					
医薬保健学域						1.00	平成20年度	金沢市宝町13-1	
医学類	6	112	2年次5人	697	学士(医学)	1.00		金沢市宝町13-1	
薬学類	"	35		210	学士(薬学)	1.01		金沢市角間町	
創薬科学類	4	40		160	学士(創薬科学)	1.02		"	
保健学類						1.00		金沢市小立野5-11-80	
看護学専攻	4	80	3年次10人	340	学士(看護学)				
放射線技術科学専攻	"	40	3年次5人	170	学士(保健学)				
検査技術科学専攻	"	40	3年次5人	170	学士(保健学)				
理学療法学専攻	"	20	3年次5人	90	学士(保健学)				
作業療法学専攻	"	20	3年次5人	90	学士(保健学)				
文学部							昭和55年度	金沢市角間町	平成20年度より学生募集停止
人間学科	4	—		—	学士(文学)	—			
教育学部							平成元年度	金沢市角間町	平成20年度より学生募集停止
スポーツ科学課程	"	—		—	学士(教育学)	—			
経済学部							昭和55年度	金沢市角間町	平成20年度より学生募集停止
経済学科	4	—		—	学士(経済学)	—			
工学部							昭和29年度	金沢市角間町	平成20年度より学生募集停止
情報システム工学科	"	—		—	学士(工学)	—			
薬学部							平成17年度	金沢市角間町	平成20年度より学生募集停止
創薬科学科	4	—		—	学士(創薬科学)	—			
医学部							昭和24年度	金沢市宝町13-1	平成20年度より学生募集停止
医学科	6	—		—	学士(医学)	—			
保健学科	4	—		—	学士(看護学又は保健学)	—	平成8年度	金沢市小立野5-11-80	
教育学研究科(修士課程)								金沢市角間町	平成28年度より学生募集停止
教育実践高度化専攻	2	—		35	修士(教育学)	—	平成21年度		

既設大学の状況	人間社会環境研究科 (博士前期課程) 人文学専攻	2	23	46	修士(文学又は学術)	1.06	平成24年度	金沢市角間町	
	法学・政治学専攻	"	8	16	修士(法学又は政治学)	0.68	"		
	経済学専攻	"	8	16	修士(経済学、経営学又は学術)	0.43	"		
	地域創造学専攻	"	8	16	修士(地域創造学又は学術)	1.06	"		
	国際学専攻	"	8	16	修士(国際学又は学術)	1.12	"		
	人間文化専攻	"	—	—	修士(文学又は学術)	—	平成18年度		平成24年度より募集停止
	社会システム専攻	"	—	—	修士(社会環境学、法学、経済学又は学術)	—	"		"
	公共経営政策専攻	"	—	—	修士(法学、経営学、経済学又は公共政策)	—	"		"
	自然科学研究科 (博士前期課程) 数物科学専攻	2	56	112	修士(理学又は学術)	1.07	平成24年度	金沢市角間町	
	物質化学専攻	"	57	114	修士(理学、工学又は学術)	1.08	"		
	機械科学専攻	"	90	180	修士(工学又は学術)	1.25	"		
	電子情報科学専攻	"	67	134	修士(工学又は学術)	1.26	"		
	環境デザイン学専攻	"	40	80	修士(工学又は学術)	0.87	"		
	自然システム学専攻	"	67	134	修士(理学、工学又は学術)	1.05	"		
	数物科学専攻	"	—	—	修士(理学又は学術)	—	平成16年度		平成24年度より募集停止
	機能機械科学専攻	"	—	—	修士(工学又は学術)	—	"		"
	人間・機械科学専攻	"	—	—	修士(工学又は学術)	—	"		"
	物質化学専攻	"	—	—	修士(理学又は学術)	—	"		"
	物質工学専攻	"	—	—	修士(工学又は学術)	—	"		"
	地球環境学専攻	"	—	—	修士(理学又は学術)	—	"		"
社会基盤工学専攻	"	—	—	修士(工学又は学術)	—	"		"	
生物科学専攻	"	—	—	修士(理学又は学術)	—	"		"	
医薬保健学総合研究科 (修士課程) 医科学専攻	2	15	30	修士(医科学)	0.86	平成24年度	金沢市宝町13-1		
医薬保健学総合研究科 (博士前期課程) 創薬科学専攻	2	38	76	修士(創薬科学)	0.94	平成24年度	金沢市角間町		
保健学専攻	"	70	140	修士(保健学)	0.92		金沢市小立野5-11-80		
医学系研究科 (博士前期課程) 保健学専攻	"	—	—	修士(保健学)	—	平成12年度	金沢市小立野5-11-80	平成24年度より募集停止	

人間社会環境研究科 (博士後期課程) 人間社会環境学専攻	3	12		36	博士(社会環境学、文学、法学、経済学又は学術)	1.24	平成18年度	金沢市角間町	
自然科学研究科 (博士後期課程) 数物科学専攻	3	15		45	博士(理学又は学術)	0.65	平成16年度	金沢市角間町	
物質化学専攻	"	14		42	博士(理学、工学又は学術)	0.42	平成26年度		
機械科学専攻	"	25		75	博士(工学又は学術)	0.46	"		
電子情報科学専攻	"	18		54	博士(工学又は学術)	0.76	平成16年度		
環境デザイン学専攻	"	10		30	博士(工学又は学術)	1.00	平成26年度		
自然システム学専攻	"	21		63	博士(理学、工学又は学術)	0.64	"		
システム創成科学 専攻	"	—		—	博士(工学又は学術)	—	平成16年度		平成26年度より 学生募集停止
物質科学専攻	"	—		—	博士(理学、工学又は学術)	—	"		"
環境科学専攻	"	—		—	博士(理学、工学又は学術)	—	"		"
生命科学専攻	"	—		—	博士(理学又は学術)	—	"		"
医薬保健学総合研究科 (博士課程) 脳医科学専攻	4	—		—	博士(医学又は学術)	—	平成24年度	金沢市宝町13-1	平成28年度より 学生募集停止
がん医科学専攻	"	—		—	博士(医学又は学術)	—			"
循環医科学専攻	"	—		—	博士(医学又は学術)	—			"
環境医科学専攻	"	—		—	博士(医学又は学術)	—			"
薬学専攻	"	4		16	博士(薬学又は学術)	1.25			
医学系研究科 (博士課程) 脳医科学専攻	4	—		—	博士(医学又は学術)	—	平成13年度	金沢市宝町13-1	平成24年度より 募集停止
がん医科学専攻	"	—		—	博士(医学又は学術)	—			"
循環医科学専攻	"	—		—	博士(医学、医薬学又は学術)	—			"
環境医科学専攻	"	—		—	博士(医学又は学術)	—			"
医薬保健学総合研究科 (博士後期課程) 創薬科学専攻	3	11		33	博士(創薬科学又は学術)	1.16	平成24年度	金沢市角間町	
保健学専攻	"	25		75	博士(保健学)	1.24		金沢市小立野5-11-80	
医学系研究科 (博士後期課程) 保健学専攻	3	—		—	博士(保健学)	—	平成14年度	金沢市小立野5-11-80	平成24年度より 募集停止
法務研究科 (法科大学院) 法務専攻	3	15		55	法務博士(専門職)	0.46	平成16年度	金沢市角間町	
	<p>名称：金沢大学人間社会学域学校教育学類附属幼稚園 目的：教育基本法及び学校教育法に則り、幼稚園教育を施すとともに、これに関する研究及び実証を行い、かつ、学類学生に教育実習を行わせる。 所在地：金沢市平和町1-1-15 設置年月：1949年5月 規模等：土地3,717㎡ 建物915㎡</p>								主な附属施設のみ掲載

附属施設の概要

名称：金沢大学人間社会学域学校教育学類附属小学校
 目的：教育基本法及び学校教育法に則り、小学校教育を施すとともに、これに関する研究及び実証を行い、かつ、学類学生に教育実習を行わせる。
 所在地：金沢市平和町1-15
 設置年月：1949年5月
 規模等：土地24,757㎡ 建物7,563㎡

名称：金沢大学人間社会学域学校教育学類附属中学校
 目的：教育基本法及び学校教育法に則り、中学校教育を施すとともに、これに関する研究及び実証を行い、かつ、学類学生に教育実習を行わせる。
 所在地：金沢市平和町1-15
 設置年月：1949年5月
 規模等：土地26,470㎡ 建物7,436㎡

名称：金沢大学人間社会学域学校教育学類附属高等学校
 目的：教育基本法及び学校教育法に則り、高等普通教育を施すとともに、これに関する研究及び実証を行い、かつ、本学学生で高等学校教員となることを志望するものに教育実習を行わせる。
 所在地：金沢市平和町1-15
 設置年月：1949年5月
 規模等：土地24,932㎡ 建物6,161㎡

名称：金沢大学人間社会学域学校教育学類附属特別支援学校
 目的：教育基本法及び学校教育法に則り、特別支援学校の教育を施すとともに、これに関する研究及び実証を行い、かつ、学類学生に教育実習を行わせる。
 所在地：金沢市東兼六町2-10
 設置年月：1964年4月
 規模等：土地10,517㎡ 建物4,773㎡

名称：金沢大学附属病院
 目的：医学の教育、研究及び診療を行う。
 所在地：金沢市宝町13-1
 設置年月：1949年5月
 規模等：土地71,070㎡ 建物88,794㎡

名称：金沢大学附属図書館
 目的：教育、研究及び学習に必要な図書館資料を収集、整理、保存し、主として金沢大学の教職員及び学生の利用に供するとともに、一般利用者にも必要な学術情報を提供する。
 所在地：金沢市角間町（中央図書館及び自然科学系図書館）
 金沢市宝町13-1（医学図書館）
 金沢市小立野5-11-80（保健学類図書館）
 設置年月：1949年5月
 規模等：土地12,302㎡ 建物20,510㎡

名称：金沢大学がん進展制御研究所
 目的：全国共同利用・共同研究拠点として唯一のがん研究に特化した拠点としての活動を推進するとともに、大学院医薬保健学総合研究科大学院生の研究指導の協力をを行う。
 所在地：金沢市角間町
 金沢市宝町13-1（腫瘍制御研究分野及び腫瘍内科研究分野に限る。）
 設置年月：1967年6月
 規模等：土地3,353㎡ 建物5,912㎡

名称：金沢大学医薬保健学域薬学類・創薬科学類附属薬用植物園
 目的：薬学生教育の場として、生薬や薬用植物に対する知識を深めるため、薬用植物の観察、栽培、収穫などの実習を行う。
 所在地：金沢市角間町
 設置年月：1969年4月
 規模等：土地21,766㎡ 建物92㎡

教育課程等の概要																
(教職実践研究科教職実践高度化専攻)																
科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態		専任教員等の配置					備考			
			必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教		助手		
共通科目	教育課程の編成・実施	カリキュラムの理論と実践	1前	2				○		3	0				兼1	共同
		地域教育実践	1前	2				○		12	0				兼1	共同 学校教育と教員の在り方に関する領域を含む
	教科等の実践的指導法	授業研究	1前	2				○		5	0				共同	
		発達障害の理解と対応	1後	2				○		2	0				兼4	共同 生徒指導、教育相談に関する領域を含む
	生徒指導、教育相談	地域教育研究	1後	2				○		12	2				兼1	共同 教育課程の編成・実施に関する領域を含む
		教育相談の理論と実践	1後	2				○		3	0				共同	
	学級経営、学校経営	カウンセリング演習	1前		2			○		2	0				共同	
		学校マネジメントの理論と実践	1前	2				○		3	0				共同	
		学校マネジメントの心理学	1後		2			○		1	0				兼1	共同 生徒指導、教育相談に関する領域を含む
	学校教育と教員の在り方	現代教師論	1前	2				○		4	0				兼1	共同
		現代における教育課題研究	1後	2				○		3	0				兼5	共同 学級経営、学校経営に関する領域を含む
小計(11科目)		—	18	4	0		—		12	2				兼11		
総合科目	実践カンファレンスⅠ	1通	2				○		12	2				共同		
	実践カンファレンスⅡ	2通	2				○		12	2				共同		
	専門研究Ⅰ	1通	2				○		12	2				共同		
	専門研究Ⅱ	2通	2				○		12	0				共同		
	小計(4科目)		—	8	0	0		—		12	2					
コース科目	学習デザインコース	学習デザイン研究Ⅰ	1前	2				○		5	0				共同	
		学習デザイン研究Ⅱ	1後	2				○		4	0				兼1	共同
		学習事例研究Ⅰ	1前	2				○		4	0				兼1	共同
		学習事例研究Ⅱ	1後		2			○		5	0				共同	
		授業の専門知識	1前		2			○		5	0				共同	
		教育評価研究	1後		2			○		2	0				兼1	共同
		学習・発達研究	1前		2			○		2	0				兼1	共同
	小計(7科目)		—	6	8	0		—		8	0				兼3	
	学校マネジメントコース	学校マネジメント研究Ⅰ	1前	2				○		3	0				共同	
		学校マネジメント研究Ⅱ	1後	2				○		4	0				共同	
学校事例研究Ⅰ		1前	2				○		4	0				共同		
学校事例研究Ⅱ		1後		2			○		3	0				共同		
学校危機管理論		1前		2			○		1	0				兼3	共同	
小計(5科目)		—	6	4	0		—		4	0				兼3		
学校実習科目	学校実習Ⅰ	1前	2				○		12	2				共同		
	学校実習Ⅱ-A	2通		8			○		12	0				共同		
	学校実習Ⅱ-B	2通		8			○		8	0				共同		
	小計(3科目)		—	2	16	0		—		12	2					
合計(30科目)		—	40	32	0		—		12	2				兼15		
学位又は称号		教職修士(専門職)		学位又は学科の分野			教員養成関係									
修了要件及び履修方法							授業期間等									
【修了要件】共通科目20単位以上(必修科目18単位、選択科目2単位以上)、総合科目8単位、コース科目8単位以上(必修科目6単位、選択科目2単位以上)、学校実習科目10単位(必修科目2単位、選択科目8単位)を修得し、計46単位以上を修得すること。(履修科目の登録の上限:年間34単位) 【履修方法】学校実習Ⅱについて、現職教員学生はⅡ-A、ストレートマスターはⅡ-Bを履修する。							1学年の学期区分		2期							
							1学期の授業期間		15週							
							1時限の授業時間		90分							

授 業 科 目 の 概 要			
(教職実践研究科 教職実践高度化専攻)			
区 科 分 目	授業科目の名称	講義等の内容	備考
共 通 科 目	教育課程の編成・実施	国内、石川県内のカリキュラム改革の歴史と昨今の改革動向を概括し、カリキュラム構築の理論とその役割について理解する。演習を通して、カリキュラム構築に係る実践力を身につける。 <共同方式> (19 加藤隆弘) ・全体の統括・調整を行う。 ・石川県内の特色ある学校（研究推進校、及びへき地小規模校など）の具体的なカリキュラム編成事例について検討する。 ・受講生の議論や、具体事例の構想の指導・評価を行う。特に、研究的な視点を重視する。 (5 松田淑子) ・カリキュラム編成の基本原則に関する講義を行う。 ・受講生の議論や、具体事例の構想の指導・評価を行う。 ・学習支援を必要とする受講生のサポートを行う (9 小池田満、12 中村雅恵) ・具体的なカリキュラムの事例検討において、重要な点を提示する。 ・受講生の議論や、具体事例の構想の指導・評価を行う。	共同
	地域教育実践	石川県の教育を牽引するリーダーに必要とされる各学校の実情を的確に踏まえた上での、教育課程や個人に応じた指導等に係る課題把握力また課題分析力の獲得を目指す。具体的には、石川県において優れた実践実績を有する外部講師による情報提供を受けた後に、全体討議を踏まえながら、県内の学校が置かれている現状を多様な観点から把握し、直面している課題を整理し、必要に応じて現状改善・改革の方向性を多角的に検討する機会を確保する。 <共同方式> ・全員が共同で、地域教育実践の構想や発表に対する指導・評価を行う。 (19 加藤隆弘、1 田邊俊治、11 野村豊、13 上田ますみ) ・全体の統括・調整を行う。 ・石川県の幼稚園及び小学校をめぐる現状と課題の解説と、実践事例を踏まえてそれに関連する現状把握、課題整理、改善・改革の方向性の探究を行う。 (4 松本謙一、3 大谷実、6 松原道男、10 谷内比能雄) ・石川県の中学校をめぐる現状と課題の解説と、実践事例を踏まえてそれに関連する現状把握、課題整理、改善・改革の方向性の探究を行う。 (5 松田淑子、2 萱原道春、9 小池田満、8 菱田浩章) ・石川県の高等学校をめぐる現状と課題の解説と、実践事例を踏まえてそれに関連する現状把握、課題整理、改善・改革の方向性の探究を行う。 (7 武居渡、12 中村雅恵) ・石川県の特別支援学校をめぐる現状と課題の解説と、実践事例を踏まえてそれに関連する現状把握、課題整理、改善・改革の方向性の探究を行う。	共同 学校教育と教員の在り方に関する領域を含む
	教科等の実践的指導法	授業研究	日本で積み重ねられてきた授業研究が、近年、国際的に評価されている。授業改善のための多様なスタイルを学び、それぞれの成果と課題を分析的に把握する。それを踏まえて、受講生がこれまでに行ってきた授業研究を検討し、教育実践の改善のための実践的力量的の育成を目指す。 <共同方式> ・全員が共同で、受講生の議論の指導・評価を行う。 (3 大谷実) ・全体の統括・調整を行う。 ・授業研究の理論と動向に関する講義を行う。 (4 松本謙一) ・授業分析の方法論に関する講義を行う。 (9 小池田満、10 谷内比能雄、12 中村雅恵) ・学校現場における授業研究の成果と課題について講義を行う。 ・授業研究の省察に関する指導を行う。

<p>発達障害の理解と対応</p>	<p>近年、発達障害をはじめとして、種々の障害を有した幼児・児童・生徒が幼稚園及び小中高等学校における通常学級に多く在籍しており、教師は障害にかかわる基本的な知識や考え方を知っておく必要がある。本授業では、前半5回で発達障害をはじめとした種々の障害の障害特性と支援の方法を講義する。続く5回で、通常学校に在籍する障害のある児童生徒への支援に関する様々な実践記録を毎回1つ取り上げ、輪読の上、批判的に議論を行う。最後の5回で、各受講者が関わっている学級について、支援を必要としている児童生徒の評価を自ら行い、その児童生徒に対してどのような支援をしたらよいかについてレポートを作成し、発表してもらい、受講者で議論する。</p> <p><共同方式></p> <ul style="list-style-type: none"> ・全員が共同で、受講生の議論や事例検討の指導・評価を行う。 (⑦ 武居渡) ・全体の統括・調整を行う ・主に聴覚障害の特性と支援の方法に関する講義を行う。 (⑮ 大井学) ・主に発達障害の特性と支援の方法に関する講義を行う。 (⑯ 吉川一義) ・主に肢体不自由の特性と支援の方法に関する講義を行う。 (⑳ 河合隆平) ・インクルーシブ教育の考え方及び知的障害に関する講義を行う。 (⑰ 小林宏明) ・主に言語障害の特性と支援の方法に関する講義を行う。 (⑨ 小池田満) ・実践記録の検討に際して、実践的な視点から指導を行う。 	<p>共同 生徒指導、教育相談に関する領域を含む</p>
<p>地域教育研究</p>	<p>石川県内の教育実践を学校現場で参観し、その実践について実践者自身及び大学教員を交えて相互に議論し検討することで、受講者の教育実践に対する見方の習得及び教科等の枠組みを超えた総合的な教育実践力を養う。具体的には附属校園や石川県内の各種学校における教育実践(授業)参観及びその後の議論により、教育の理念・哲学、教育の方法・技術、さらには学校の制度・経営について受講者自身の考え方を再構築しながら、石川県の教育の現状及び今後の展開を検討していく。</p> <p><共同方式></p> <p>(⑥ 松原道男、⑫ 中村雅恵)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全体の統括・調整を行う。 (④ 松本謙一、① 田邊俊治、③ 大谷実、⑤ 松田淑子、② 萱原道春、⑯ 加藤隆弘、⑦ 武居渡、⑨ 小池田満、⑩ 谷内比能雄、⑧ 菱田浩章、⑪ 野村豊、⑭ 端崎圭一、⑬ 上田ますみ) ・各教員がチームで関わる。 ・授業では、4回の学校訪問・授業参観を行い、その各回について授業2回ずつの分析および考察を行う。 	<p>共同 教育課程の編成・実施に関する領域を含む</p>
<p>生徒指導、教育相談</p>	<p>教育の両輪として学習指導と生徒指導がある。生徒指導の目的は子ども的人格の成長(主体的に生きる力、協同的に生きる力)にあり、これらの力を養うことは創造的学力や、学校という共同体を根底で支える信頼関係を生み出す。教育相談は生徒指導の一部であると同時に、表面的な問題の背後にある児童・生徒の心を深く理解するという特質において、その中心に位置する。教育相談活動において「心を深く理解する」ことは最も求められている事柄であると同時に、学校現場においてはより充実させるべき課題として在り続けているのが現状である。この授業では様々な教育相談・生徒指導事例を通して、心の理解の重要性を再確認しながら、教育相談・生徒指導の理論と実践法を学ぶ。なお、生徒の心を深く理解するには、教師自身が自己を振り返り心の世界に馴染んでおくことも有用である。レポートや話し合い等の活動も加えて、オープンな雰囲気での心の世界という私的なテーマを論じ合える授業を目指している。</p> <p><共同方式></p> <ul style="list-style-type: none"> ・全員が共同で、受講生の議論や発表に対する指導・評価を行う。 (② 萱原道春) ・教育相談の理論に関する講義を行う。 (⑧ 菱田浩章、⑪ 野村豊) ・教育相談の実践事例に関する講義を行う。 	<p>共同</p>

	カウンセリング演習	<p>グループ活動形式を取りながらカウンセリング技能を習得する。カウンセリング場面において使用される種々の描画法を用いて受講者が自身を表現し、それをグループで発表して他のメンバーからフィードバックを得る。この活動を通して得られる技能は、1) 応答技術、2) 読解技術、3) 自己分析である。これらの技能は子どもの内面的な問題を取り扱う際に必要不可欠な技能であると同時に、教師同士が内面を語り合うという本授業での体験は、教育相談活動において子どもや保護者と相対することによって生ずる、大小さまざまな教師自身の内面的な心の動きを安心して語り合いながら、協働して子どもを支える教育相談体制づくりへと繋がる。</p> <p><共同方式> (② 菅原道春) ・応答技術・読解技術に関する講義を行う。 ・グループ活動におけるファシリテーションや、演習の指導・評価を行う。 (⑧ 菱田浩章) ・グループ活動におけるファシリテーションや、演習の指導・評価を行う。</p>	共同
学級経営、 学校経営	学校マネジメントの理論と実践	<p>学校の組織設計や組織運営にかかわる基礎理論とその現実的展開、昨今の改革や実践動向について講義と議論を通して学ぶ。その上で演習として、学生の勤務校などを題材に学校の組織設計や運営の実際を検討し、学校マネジメントの実践力を養う。</p> <p><共同方式> ・全員が共同で、受講生の議論や具体事例の検討の指導・評価を行う。 (① 田邊俊治) ・教育行政や学校経営の改革動向、学校の組織設計や組織運営の基礎理論と実際に関する講義を行う。 (⑧ 菱田浩章、⑪ 野村豊) ・具体事例の検討において主たる役割を務める。</p>	共同
	学校マネジメントの心理学	<p>いじめや事件、事故などによって引き起こされる児童生徒の安全が脅かされる事態においては、当該児童生徒だけでなく、周囲の児童生徒、保護者及び教師においても大きな動揺とそれに伴う学校コミュニティの機能不全が発生しうる。また、日頃から組織的なマネジメントができていなければ、このような事態に適切に対応することが難しい。発生しうる状況を予測しきれない危機的事態においては、どのように組織的に対応することが適切であるのかについて、事前に熟考しておく必要があるとともに、臨機応変な実践力を養う必要がある。本授業では、心理学の知見に基づいて、核となる考えを講義によって学ぶと共に、グループ討議を通して臨機応変に対応しうるマネジメント力を養う。</p> <p><共同方式> (⑩ 原田克巳) ・児童生徒が呈する諸問題に対する組織的マネジメントに関わる法律や制度についての講義と、心理学の知見に基づく対応についての講義を行う。 ・受講生のグループ討議の指導・評価を行う。 (⑧ 菱田浩章) ・学校現場の実情や具体例に関する講話を行う。 ・受講生のグループ討議におけるファシリテーションを行う。</p>	共同 生徒指導、教育相談に関する領域を含む
学校教育と教員の在り方	現代教師論	<p>現代社会において、教師にいかなる知識や技術が求められており、また、教師たちはいかなる倫理や思想、文化をつくりあげていくべきなのかについて考える。固定観念にとらわれることなく、学校と社会の関係が著しく変容を遂げつつある現代の状況に求められる教職とはどのようなものなのかについて考察する。</p> <p><共同方式> ・全員が共同で、受講生の議論や具体事例の検討の指導・評価を行う。 (⑫ 加藤隆弘) ・全体の統括・調整を行う。 ・授業づくりの方法と倫理に係る教育実践の紹介と検討を行う。 (④ 松本謙一、⑤ 松田淑子、⑨ 小池田満) ・学級づくりの方法と倫理に係る教育実践の紹介と検討を行う。 (⑧ 菱田浩章) ・学級および学校づくりの方法と倫理に係る教育実践の紹介と検討を行う。</p>	共同

	現代における教育課題研究	<p>現代の社会において学校教育が直面している課題を取り上げ、グローバルな視点からその背景とメカニズムを理解し、実際の解決に向けた方策を考究する。授業では、教育実践事例や調査研究を踏まえて議論を行い、教育課題を分析的に捉える能力を養うとともに、それを乗り越える実践の力量の育成をめざす。授業では、課題となる各テーマについて、全体把握のための概論講義を基礎とし、具体的な事例調査に基づく事例分析を展開する。事例分析では受講生がグループ単位で調査し、発表や議論を行う。</p> <p><共同方式></p> <ul style="list-style-type: none"> ・全員が共同で、受講生の調査や議論の指導・評価を行う。 (① 田邊俊治) ・全体の統括・調整を行う。 ・現代社会における教育課題に関する講義を行う。 (18 土井妙子) ・環境と持続可能な教育に関する講義を行う。 (21 鳥居和代) ・教育と社会の関係史に関する講義を行う。 (22 松田洋介) ・教育と雇用をめぐる課題に関する講義を行う。 (23 杉田真衣) ・多文化共生と教育に関する講義を行う。 (25 本所恵) ・グローバル化社会の教育課題に関する講義を行う。 (⑧ 菱田浩章、⑨ 小池田満) ・研究者教員と共同で、受講生の調査や議論の指導・評価を行う。 	共同 学級経営、学校経営に関する領域を含む
総合科目	実践カンファレンスⅠ	<p>現代日本の学校で実際に生じている問題とその解決に向けた実践の具体事例を小グループで分析し検討することを通して、複数領域に区分された教職大学院の各科目での学習を相互に関連づけ、教育実践を包括的かつ分析的に捉える力量の育成を目指す。実践事例には、2年次院生による実習での実践報告の他、受講者の経験や、必要に応じて実践記録などの資料を用いる。教員はそれぞれ小グループに属し、議論のファシリテーションを行う。授業は実践カンファレンスⅡと同時開講で、1か月に2回行い、通年開講とする。</p> <p><共同方式></p> <ul style="list-style-type: none"> (① 田邊俊治、④ 松本謙一) ・全体の統括・調整を行う。 (その他の専任教員全員) ・全専任教員がチームで関わり、議論のファシリテーションを行う。 	共同
	実践カンファレンスⅡ	<p>自らの学校実習において捉えた問題とその解決に向けた実践を分析・報告し、小グループで検討する。それを通して、教育理論と実践とを往還し、教育実践を包括的かつ分析的に定期的に省察しながら実践できる力量の向上を目指す。教員はそれぞれ小グループに属し、議論のファシリテーションを行う。実習での実践事例報告を1回につき3～5名が行う他、必要に応じて、1年次院生による実践記録や実践記録などの資料検討を行う。授業は実践カンファレンスⅠと同時開講で、1か月に2回を集中で大学院にて行い、通年開講とする。</p> <p><共同方式></p> <ul style="list-style-type: none"> (② 萱原道春、⑤ 松田淑子) ・全体の統括・調整を行う。 (その他の専任教員全員) ・全専任教員がチームで関わり、議論のファシリテーションを行う。 	共同
	専門研究Ⅰ	<p>修了レポート(修了報告書)で追究する研究課題をある程度明確にし、加えて、研究課題の解明に適した方法論の抽出と獲得を目指す。基本的には、指導教員との対話を通して、受講者自身が課題を明確化していけるよう留意する。1～2週に1回程度、通年開講とする。前期末には専門研究Ⅰ受講者全員参加による中間発表会を開催し、また後期末には専門研究Ⅱと同時開講での最終発表会を開催することを通して、修了レポート(修了報告書)について報告・検討する機会を確保する。</p> <p><共同方式></p> <ul style="list-style-type: none"> (③ 大谷実、⑥ 松原道男) ・全体の統括・調整を行う。 (その他の専任教員全員) ・全専任教員がチームで関わり、研究指導・評価を行う。 	共同

	専門研究Ⅱ	<p>専門研究Ⅰにおいて明らかにされた修了レポート（修了報告書）の研究課題について、事例・データ収集、事例・データ分析、分析結果に基づく解釈等を適正に進めながら、修了レポートの作成を目指す。基本的には、指導教員との対話を通して、受講者自身が修了レポートの内容を構成していけるよう留意する。1～2週に1回程度、通年開講とする。前期末には専門研究Ⅱ受講者全員参加による中間発表会を開催し、また後期末には専門研究Ⅰと同時開講での最終発表会を開催することを通して、修了レポート（修了報告書）について報告・検討する機会を確保する。</p> <p><共同方式> (④ 松本謙一、⑦ 武居渡) ・全体の統括・調整を行う。 (① 田邊俊治、② 萱原道春、③ 大谷実、⑤ 松田淑子、⑥ 松原道男、⑧ 菱田浩章、⑨ 小池田満、⑩ 谷内比能雄、⑪ 野村豊、⑫ 中村雅恵) ・チームで関わり、研究指導・評価を行う。</p>	共同
コース科目 学習デザインインコース（必修）	学習デザイン研究Ⅰ	<p>様々な教科や総合的な学習の実践例の検討を通して、児童・生徒の学習を促進する環境のデザインの基本的な側面を学ぶ。そのために、各学校・地域で行われている「学校研究」「授業研究」の取り組みを踏まえた、学習課題・学習過程の組織化、教科学習における言語活動、学習集団形成のプロセス、ICT利用等について、先進的な実践について検討する。その上で、各自がデザインを具体的に構想する。</p> <p><共同方式> (③ 大谷実、④ 松本謙一) ・先進的な学習デザインに関する講義を行う。 ・受講生の議論や事例検討の指導・評価を行う。 (⑨ 小池田満、⑩ 谷内比能雄、⑫ 中村雅恵) ・各教科教育の立場から、受講生の議論や事例検討の指導・評価を行う。</p>	共同
	学習デザイン研究Ⅱ	<p>探究的・総合的な課題学習をデザインする視座と方法を身に付ける。その際に、現在受講生が行っている授業実践をふり返り、授業改善の視点の見出しとその言語化を試みる。それを踏まえて、知識基盤社会に必要とされる汎用的な資質・能力を育成するような学習過程をデザインする。</p> <p><共同方式> (⑤ 松田淑子、⑬ 加藤隆弘) ・全体の統括と調整を行う。 ・ICTの活用に関する先進的な取り組み事例を紹介する。 ・受講生の議論や構想の指導・評価を行う。 (⑨ 小池田満、⑩ 谷内比能雄、⑫ 中村雅恵) ・受講生の議論や事例検討の指導・評価を行う。</p>	共同
	学習事例研究Ⅰ	<p>学習環境の基本的な側面（学習課題、学習単元、協同学習、言語活動、ICTツール）に関して、ビデオ記録等を用いて、個々の児童・生徒の実際の学習過程を分析する視点を検討する。また、演習を通して、学習課題、学習単元、協同学習、言語活動、ICTツールに関する児童・生徒の学習過程について、具体的なケースを取り上げつつ、児童・生徒の学習過程の実際を分析し、児童の学習過程に関する理解を深める。</p> <p><共同方式> (⑤ 松田淑子、⑬ 加藤隆弘) ・全体の統括と調整を行う。 ・先進的な取り組み事例を紹介する。 ・受講生の議論や構想の指導・評価を行う。 (⑨ 小池田満、⑩ 谷内比能雄、⑫ 中村雅恵) ・受講生の議論や事例検討の指導・評価を行う。</p>	共同
	(選択)	学習事例研究Ⅱ	<p>「学習者の視点研究」を参考としながら、この学習過程を分析する手法とそれに基づく分析を行い、理論と実践の往還を図る。その際、質的研究法とプロトコル分析の基本を学び、複数の授業にわたる学習、課題解決学習、特定の内容の学習、児童・生徒の発話など、いくつかの視点から、個の学習過程のケース・スタディを行う。</p> <p><共同方式> (③ 大谷実、⑥ 松原道男) ・全体の統括と調整を行う。 ・先進的な取り組み事例を紹介する。 ・受講生の議論や構想の指導・評価を行う。 (⑨ 小池田満、⑩ 谷内比能雄、⑫ 中村雅恵) ・受講生の議論や事例検討の指導・評価を行う。</p>

<p>授業の専門知識</p>	<p>良い授業を行うために教師がもつべき専門的知識について検討する。近年、「授業のための教師の知識」についての研究が勢力的に行われている。それらは、「教科内容に関する知識」(SMK)、「授業方法に関する知識」(PK)、そして「授業を想定した教育内容の知識」(PCK)から構成される。本授業では、講義を通して、これらの知識について、具体的な教材を取り上げながら検討し、演習を通して受講生が自らの選定した教材について、これらの知識について省察し、良い授業を行うための専門的知識の修得を目指す。</p> <p><共同方式> (③ 大谷実、④ 松本謙一) ・全体の統括と調整を行う。 ・反省的实践家に関する講義を行う。 ・授業を想定した教育内容の知識に関する講義・演習を行う。 ・受講生の議論や構想の指導・評価を行う。 (⑨ 小池田満、⑩ 谷内比能雄、⑫ 中村雅恵) ・各自が行ってきた実践に基づく講話を行う。 ・受講生の議論や事例検討の指導・評価を行う。</p>	<p>共同</p>
<p>教育評価研究</p>	<p>教育評価は、学校のカリキュラムや学習の質を大きく規定する。本授業では、実践事例を用いながら教育評価の理論と実際の理解を通して、学習に資する評価を行う力量を身につけることを目指す。教育評価の基礎理論を学んだ後、特徴的な複数の事例について、各々担当して調査・報告・議論を行う。それを踏まえて、個人あるいはグループで実際に評価課題を具体的に構想し、現実にあてはめてその評価を検討し、学習のための評価を開発する。</p> <p><共同方式> (⑥ 松原道男、25 本所恵) ・教育評価の基礎理論に関する講義を行う。 ・受講生の調査・報告・議論、および具体事例の構想の指導・評価を行う。 (⑨ 小池田満) ・受講生の調査・報告・議論、および具体事例の構想の指導・評価を行う。</p>	<p>共同</p>
<p>学習・発達研究</p>	<p>教育の質向上には、学習及び発達についての知見が必須である。本授業では、学習科学を中心に、教育、心理、発達など多様な学問分野の学際的協働によって、学習及び発達に関する理解を深め、学習者の主体的な学びを促進する条件及び方法を探究する。基礎理論の講義を受けた後、学習に関する様々な研究成果について協同で調査・報告・議論を行い、それを通して、実際の教育実践において活用できるように理論を理解する。</p> <p><共同方式> (⑦ 武居渡、26 浅川淳司) ・学習科学の基礎理論に関する講義を行う。 ・受講生の調査・報告・議論の指導・評価を行う。 (⑨ 小池田満) ・受講生の調査・報告・議論の指導・評価を行う。</p>	<p>共同</p>
<p>学校マネジメント研究I</p>	<p>学校ミッションや学校ビジョンの創造、目標達成に向けての学校内での組織的展開(組織開発や点検評価システムの構築)、学校外との連携構築などについて、まず課題整理と問題提起の講義を、ついで事例分析ないしアクションリサーチを行い、受講生のコーホートを組織単位として論議を重ねて学び合う。</p> <p><共同方式> ・全員が共同で、受講生の議論の指導・評価を行う。 (① 田邊俊治) ・授業全体のコーディネートを行う。 ・学校内での組織的展開、組織開発に関するマネジメントに関する講義を行う。 ・学校ミッションや学校ビジョン、学校外との連携に関する講義を行う。 (⑧ 菱田浩章、⑩ 野村豊) ・各テーマに関連する具体事例の検討において中心的な役割を担う。</p>	<p>共同</p>

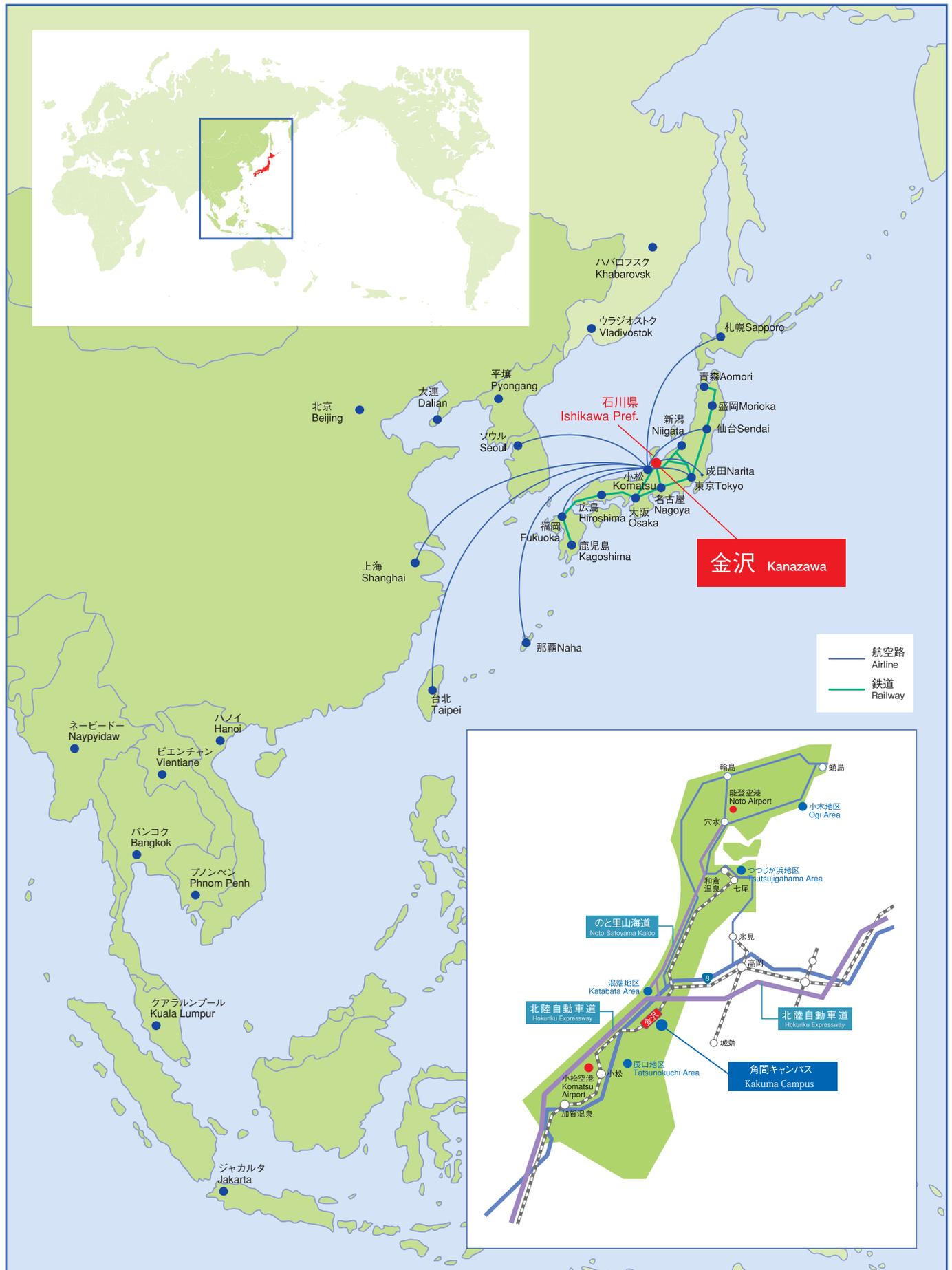
学校
マ
ネ
ジ
メ
ン
ト
コ
ー
ス
(必
修)

(選 択)	学校マネジメント研究Ⅱ	<p>学校における教育的リーダーシップの力量形成を目標課題として、カリキュラムマネジメント、学校研究の企画・運営、教職員の職能開発や人材育成、コーチング、教育相談・幼児理解及び生徒指導の体制づくりなど、学校内での人材育成に焦点を据えた学校改善方策について、まず課題整理と問題提起の講義を、ついで事例分析ないしアクションリサーチを行い、受講生のコーホートを組織単位として学校マネジメントの展開力を学ぶ。</p> <p><共同方式></p> <ul style="list-style-type: none"> ・全員が共同で、受講生の議論の指導・評価を行う。 (① 田邊俊治) ・授業全体のコーディネートを行う。 ・カリキュラムマネジメント、学校研究、学校内での人材育成に関する講義を行う。 (② 萱原道春) ・学校内での教育相談、生徒指導の体制づくりに関する講義を行う。 (⑧ 菱田浩章、⑩ 野村豊) ・各テーマに関連する具体事例の検討において中心的な役割を担う。 	共同
	学校事例研究Ⅰ	<p>学校における教育活動や生活指導など子どもの教育指導にかかわる諸問題、学校の組織運営や教職員の身分や職務にかかわる諸問題について、具体事例を素材として検討し、子ども理解や対応に際しての教育的観点、法的観点、行政的観点、危機管理、地域ニーズなど、多様な観点について学ぶ。受講生のコーホートを組織単位として論議を重ねて学び合う。</p> <p><共同方式></p> <ul style="list-style-type: none"> ・全員が共同で、受講生の議論の指導・評価を行う。 (① 田邊俊治、② 萱原道春) ・授業全体のコーディネートを行う。 ・子どもの教育指導にかかわる諸問題が生じている社会的背景や対応などに関する講義を行う。 (⑧ 菱田浩章、⑩ 野村豊) ・諸事例検討において中心的な役割を担う。 	共同
	学校事例研究Ⅱ	<p>受講者は各自の関心に従って生徒指導・教育相談事例（文献及び実際の体験）を収集し、それをまとめて発表する。討論を通して受講者全員の理解を深めながら、不登校、非行、学級崩壊、いじめ、学級づくり、教育相談・生徒指導体制づくり、学外機関との連携等に関する実践力を養う。なお、授業の一部として、カウンセリングの事例論文を丹念に読み解きながら、解釈の方法論を学ぶ。</p> <p><共同方式></p> <ul style="list-style-type: none"> ・全員が共同で、受講者の発表及び討論に関する助言・指導を行う。 (② 萱原道春) ・解釈の方法論について講義を行う。 (⑧ 菱田浩章、⑩ 野村豊) ・生徒指導・教育相談に関する学校運営について講義を行う。 ・発表及び討論に関して総括を行う。 	共同
	学校危機管理論	<p>学校現場の具体的な状況を素材として、法的リスク管理の観点と「法」に関する一般的知識の指導の観点から、法や裁判所の判決などにより紛争解決の状況を説明し、法的観点からの対処法を学ぶ。もって、学校のコンプライアンス対応能力にかかわる危機管理について理解を深める。</p> <p><共同方式></p> <ul style="list-style-type: none"> (27 櫻見由美子、29 福本知行) ・授業全体のコーディネートを行う。 ・関連法規に関する講義を行う。 ・受講生の議論の指導・評価を行う。 (28 野坂佳生) ・関連法規に関する講義を行う。 (⑧ 菱田浩章) ・受講生の議論の指導・評価を行う。 	共同

学校実習科目	学校実習I	<p>附属学校園で9月に行われる教育実習に、週2～3回赴き、そこで教育実習に取り組む学生に対する、附属学校教員の指導・助言のあり方の観察及び教育実習生に適切な支援を行う。</p> <p>観察については、学校長・副校長・教務主任・指導教員等による教育実習生に対する教科指導や生活・生徒指導の支援の具体的方策について学ぶ。</p> <p>実習生への支援については、指導教員の指導補助役として教育実習生に対応し、教科指導や生活・生徒指導、特別活動及び総合的学習の時間等での指導について適切な指導・助言を行う。</p> <p>こうした観察・支援の活動を通じて、2年次に取り組む各自の研究課題を明確化していく。</p> <p>メンターシップの向上とともに、各自で取り組む研究課題の明確化を促すため、附属学校教員及び大学の指導教員による指導・助言を受ける。大学教員の指導・助言は、週1回、複数の専任教員による実習校への巡回によって行う。</p>	共同
	学校実習II-A	<p>各勤務校に戻った現職教員大学院生が、週1日、勤務校における教育実践の中で、課題研究の検証・解決を通年行う。</p> <p>学校マネジメントコースの学生は、管理職の指導・助言のもと学校経営や組織に関する研究課題について検証・解決を行うほか、ストレートマスターのメンタリングを行い、スクールリーダーとしての資質を養う。</p> <p>学習デザインコースの学生は、1年次に設定した教科指導や生活・生徒指導等、児童生徒の学習をめぐる研究課題について検証・解決を行い、子どもの主体的・能動的学びをデザインすることのできる資質を養う。</p> <p>研究課題についての指導・助言は、週1回、複数の専任教員による実習校への巡回によって行う。</p> <p>また、月1回、大学で行われる実践カンファレンスで、各自の研究課題に対する取り組み状況を報告・議論し、自分の実践を振り返る場を設け、通年の実習を行う。</p>	共同 現職教員大学院生向け
	学校実習II-B	<p>現職教員大学院生の所属する連携協力校において週2日、教育活動の観察・参加を通年行う。観察においては、授業や生徒指導、特別活動、部活動等の課外活動等の学校教育活動全体の実際を知り、そうした様々な教育活動が年間を通じ計画的に展開されていることを学ぶ。</p> <p>参加においては、連携協力校の指導教員のもと1年次に設定した児童生徒の学習をめぐる研究課題の検証・解決に取り組む。</p> <p>研究課題についての指導・助言は、週1回、複数の専任教員による巡回によって行う。</p> <p>また、月1回、大学で行われる実践カンファレンスで各自の研究課題に対する取り組み状況を報告・議論し、自分の実践を振り返る場を設け、通年の実習を行う。</p>	共同 ストレートマスター向け

キャンパス位置図

石川県・金沢市の位置 Location of Ishikawa Pref. and Kanazawa



金沢市内



東京方面から金沢へのアクセス

- 航空機利用
羽田空港→小松空港 所要約1時間
(小松空港→金沢駅は北陸鉄道バスで約1時間)
- JR利用
東京→金沢 北陸新幹線 所要約2時間28分

名古屋方面から金沢へのアクセス

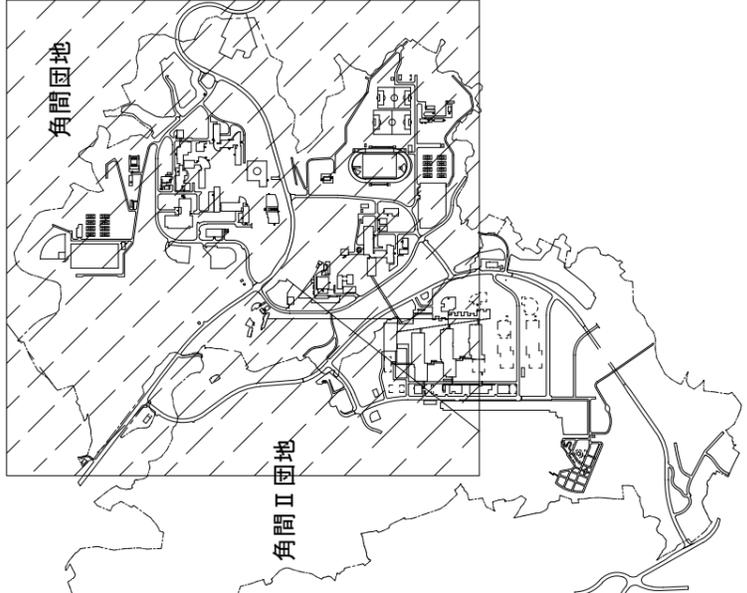
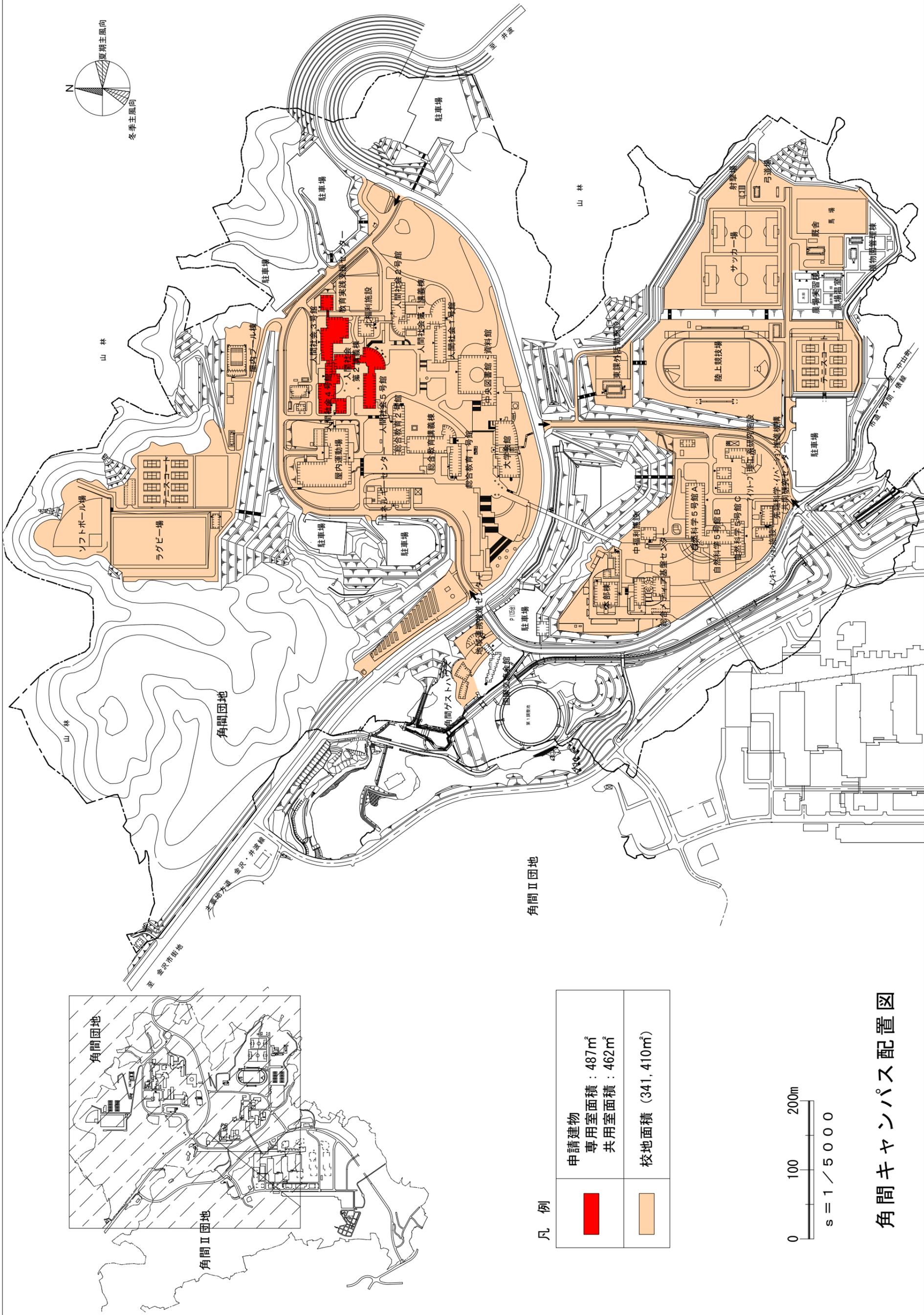
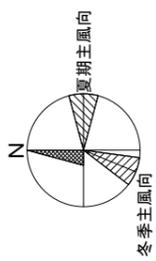
- JR利用
名古屋→金沢 新幹線,特急しらさぎ 所要約2時間40分

大阪・京都方面から金沢へのアクセス

- JR利用
大阪→京都→金沢 特急サンダーバード 所要約2時間40分

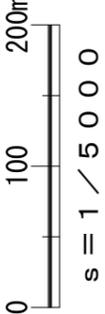
金沢駅から主要キャンパスへのアクセス(北陸鉄道バス利用の場合)

- 角間キャンパス
<「金沢大学自然研前」,「金沢大学中央」,「金沢大学(角間)」>まで 所要約34~37分
金沢駅兼六園口(東口)⑥乗場→91|93|94|97「金沢大学(角間)」行
- 宝町・鶴間キャンパス<「小立野」バス停下車>まで 所要約20分
金沢駅兼六園口(東口)⑦乗場→11「東部車庫」行など
金沢駅兼六園口(東口)⑥乗場→13「湯谷原・医王山」行など
金沢駅金沢港口(西口)⑤乗場→10「東部車庫」行など



凡例

	申請建物 専用室面積：487㎡ 共用室面積：462㎡
	校地面積 (341,410㎡)



角間キャンパス配置図

目次

第 1 章 総則(第 1 条—第 4 条)

第 2 章 組織

第 1 節 教育研究組織(第 5 条—第 18 条)

第 2 節 職員等(第 19 条—第 26 条)

第 3 節 教授会(第 27 条—第 34 条)

第 4 節 事務組織(第 35 条)

第 3 章 学生

第 1 節 学年，学期及び休業日(第 36 条・第 37 条)

第 2 節 修業年限及び在学年限(第 38 条—第 40 条)

第 3 節 入学(第 41 条—第 47 条)

第 4 節 教育課程，履修方法等(第 48 条—第 58 条)

第 5 節 卒業要件及び学位授与(第 59 条—第 61 条)

第 6 節 休学，復学，転学，留学，退学及び除籍(第 62 条—第 68 条)

第 7 節 賞罰(第 69 条・第 70 条)

第 8 節 検定料，入学料及び授業料(第 71 条—第 82 条)

第 4 章 研究生，科目等履修生，特別聴講学生及び外国人留学生(第 83 条—第 87 条)

第 5 章 学生寄宿舍(第 88 条)

第 6 章 公開講座(第 89 条)

附則

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 金沢大学(以下「本学」という。)は，教育，研究及び社会貢献に対する国民の要請にこたえるため，総合大学として教育研究活動等を行い，学術及び文化の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この学則において「学域」とは，学校教育法第 85 条ただし書の規定に基づく，教育上の目的を達成するための組織をいう。

2 この学則において「学類」とは，学域において学生の受入れと専門教育実施の基本的な単位をいう。

3 この学則において「コース」とは，学類において個別の学問領域に基礎を置く専門教育に係るカリキュラムの基本単位及びその履修の体系をいう。

4 この学則において「研究域」とは，研究上の目的を達成するための組織をいう。

5 この学則において「系」とは，研究域に所属する教員の専門領域に基づいて分類した所属の単位をいう。

- 6 この学則において「附属教育研究施設」とは、特定の学類の教育及び当該分野の研究に必要な施設をいう。
- 7 この学則において「学内共同教育研究施設」とは、教員その他の者が共同して教育若しくは研究を行う施設又は教育若しくは研究のため共用する施設をいう。
- 8 この学則において「学内共同利用施設」とは、教員その他の者が共同して利用する施設をいう。
- 9 この学則において「部局」とは、教員が所属又は関与し、教育、研究、診療その他の大学運営に重要な事項を実施するための組織をいう。

(自己点検評価及び研修等)

第3条 本学は、教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価(以下「自己点検評価」という。)並びに授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を行うものとする。

- 2 自己点検評価及び研修等については、別に定める。

(情報の積極的な提供)

第4条 本学は、教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他によって、積極的に情報を提供するものとする。

第2章 組織

第1節 教育研究組織

(学域、学類並びにコース及び専攻)

第5条 本学に、次に掲げる学域、学類並びにコース及び専攻を置く。

人間社会学域

人文学類 心理学コース、人間科学コース、フィールド文化学コース、歴史文化学コース、言語文化学コース

法学類 公共法政策コース、企業関係法コース、総合法学コース

経済学類 経済理論・経済政策コース、経営・情報コース、比較社会経済コース

学校教育学類 教育科学コース、教科教育学コース

地域創造学類 福祉マネジメントコース、環境共生コース、地域プランニングコース、健康スポーツコース

国際学類 国際社会コース、日本・日本語教育コース、アジアコース、米英コース、ヨーロッパコース

理工学域

数物科学類 数学コース、物理学コース、計算科学コース

物質化学類 化学コース、応用化学コース

機械工学類 機械システムコース、知能機械コース、人間機械コース、エネルギー環境コース

電子情報学類 電気電子コース、情報システムコース、生命情報コース

環境デザイン学類 土木建設コース 環境・防災コース、都市デザインコース

自然システム学類 生物学コース、バイオ工学コース、物質循環工学コース、地球学コース

医薬保健学域

医学類

薬学類

創薬科学類

保健学類 看護学専攻、放射線技術科学専攻、検査技術科学専攻、理学療法学専攻、作業療法学専攻

- 2 各学域の入学定員及び収容定員は、別表第一のとおりとする。
- 3 学域及び学類の人材の養成に関する目的その他の教育上の目的並びに運営に必要な事項は、別に定める。
- 4 次の学類に、次に掲げる附属教育研究施設を置く。

人間社会学域学校教育学類

附属幼稚園，附属小学校，附属中学校，附属高等学校及び附属特別支援学校(以下「附属学校」という。)並びに附属教育実践支援センター

医薬保健学域薬学類及び創薬科学類

附属薬用植物園

- 5 附属特別支援学校は、知的障害者に対する教育を行うことを目的とする。
- 6 附属教育研究施設に関し必要な事項は、別に定める。

(大学院)

第6条 本学に、大学院を置く。

- 2 大学院に、次に掲げる研究科及び専攻を置く。

人間社会環境研究科

(前期2年の博士課程)

人文学専攻，法学・政治学専攻，経済学専攻，地域創造学専攻，国際学専攻

(後期3年の博士課程)

人間社会環境学専攻

自然科学研究科

(前期2年の博士課程)

数物科学専攻，物質化学専攻，機械科学専攻，電子情報科学専攻，環境デザイン学専攻，自然システム学専攻

(後期3年の博士課程)

数物科学専攻，物質化学専攻，機械科学専攻，電子情報科学専攻，環境デザイン学専攻，自然システム学専攻

医薬保健学総合研究科

(修士課程)

医科学専攻

(博士課程)

医学専攻，薬学専攻

(前期2年の博士課程)

創薬科学専攻，保健学専攻

(後期3年の博士課程)

創薬科学専攻，保健学専攻

先進予防医学研究科

(博士課程)

先進予防医学共同専攻

法務研究科

(専門職学位課程)

法務専攻

教職実践研究科

(専門職学位課程)

教職実践高度化専攻

3 大学院(連合大学院を含む。)に関し必要な事項は、別に定める。

(別科)

第7条 本学に、養護教諭特別別科を置く。

2 別科に関し必要な事項は、別に定める。

(研究域及び系)

第8条 本学に、次に掲げる研究域及び系を置く。

人間社会研究域

人間科学系、歴史言語文化学系、法学系、経済学経営学系、学校教育系

理工研究域

数物科学系、物質化学系、機械工学系、電子情報学系、環境デザイン学系、自然システム学系

医薬保健研究域

医学系、薬学系、保健学系

2 研究域に附属研究センターを置くことができる。

3 研究域、系及び附属研究センターに関し必要な事項は、別に定める。

(研究域に置くその他の組織)

第8条の2 医薬保健研究域に、前条第2項に定めるもののほか、革新予防医科学教育研究センターを置く。

2 革新予防医科学教育研究センターに関し必要な事項は、別に定める。

(附属病院)

第9条 本学に、附属病院を置く。

2 附属病院は、医薬保健学域のための教育研究施設とする。

3 附属病院に関し必要な事項は、別に定める。

(附置研究所)

第10条 本学に、がん進展制御研究所を置く。

2 がん進展制御研究所に関し必要な事項は、別に定める。

(附属図書館)

第11条 本学に、附属図書館を置く。

2 附属図書館に、中央図書館(自然科学系図書館を含む。)及び医学系分館を置く。

3 附属図書館に関し必要な事項は、別に定める。

(学内共同教育研究施設)

第12条 本学に、次に掲げる学内共同教育研究施設を置く。

地域連携推進センター

学際科学実験センター

総合メディア基盤センター

外国語教育研究センター

環日本海域環境研究センター

大学教育開発・支援センター

環境保全センター

子どものこころの発達研究センター

2 学内共同教育研究施設に関し必要な事項は、別に定める。

(保健管理センター)

第13条 本学に、保健管理センターを置く。

2 保健管理センターに関し必要な事項は、別に定める。

(共通教育機構，グローバル人材育成推進機構，新学術創成研究機構，先端科学・イノベーション推進機構及び国際機構)

第14条 本学に、共通教育機構，グローバル人材育成推進機構，新学術創成研究機構，先端科学・イノベーション推進機構及び国際機構を置く。

2 共通教育機構，グローバル人材育成推進機構，新学術創成研究機構，先端科学・イノベーション推進機構及び国際機構に関し必要な事項は、別に定める。

(学内共同利用施設)

第15条 本学に、次に掲げる学内共同利用施設を置く。

極低温研究室

資料館

埋蔵文化財調査センター

技術支援センター

2 学内共同利用施設に関し必要な事項は、別に定める。

(その他の組織)

第16条 本学に、前条までに定めるもののほか、別に定めるところによりその他の組織を置くことができる。

(研究プログラム等)

第17条 がん進展制御研究所に、研究プログラムを置く。

2 学内共同教育研究施設，保健管理センター及び先端科学・イノベーション推進機構に、研究部門を置くことができる。

3 研究プログラム及び研究部門に関し必要な事項は、別に定める。

(連携講座，寄附講座及び寄附研究部門)

第18条 大学院に、連携講座及び寄附講座を置くことができる。

2 がん進展制御研究所，学内共同教育研究施設及び保健管理センターに、寄附研究部門を置くことができる。

3 連携講座，寄附講座及び寄附研究部門に関し必要な事項は、別に定める。

第2節 職員等

(学長及び副学長)

第19条 本学に、学長を置く。

2 本学に、別に定めるところにより副学長を置く。

(教授，准教授等)

第20条 本学に、教授，准教授，講師，助教及び助手(以下「教員」という。)を置く。

2 本学に、事務職員，技術職員，医療職員その他の職員を置く。

- 3 附属学校に、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭その他の職員を置く。
- 4 附属学校に、副校長(幼稚園にあつては副園長をいう。)、主幹教諭及び指導教諭を置くことができる。
- 5 職員に関し必要な事項は、別に定める。

(顧問、学長特別補佐及び学長補佐)

第 21 条 本学に、本学の業務の運営に関する事項について、学長の諮問に応じて意見を述べ、又は助言を行うため、別に定めるところにより顧問を若干人置くことができる。

- 2 本学に、学長の職務のうち特に必要と認める事項に関し、学長を補佐するため、別に定めるところにより学長補佐及び学長特別補佐を若干人を置くことができる。

(部局及び部局長等)

第 22 条 学域、研究科、研究域、附属病院、がん進展制御研究所、附属図書館、学内共同教育研究施設、保健管理センター、共通教育機構、グローバル人材育成推進機構、新学術創成研究機構、先端科学・イノベーション推進機構及び国際機構を部局とし、それぞれ学域長、研究科長、研究域長、附属病院長、がん進展制御研究所長、附属図書館長、学内共同教育研究施設の長、保健管理センター長、共通教育機構長、グローバル人材育成推進機構長、新学術創成研究機構長、先端科学・イノベーション推進機構長及び国際機構長(以下「部局長」という。)を置く。

- 2 研究域長は対応する学域の学域長を兼ねるものとする。
- 3 学域に置く学類及び研究域に置く系に、それぞれ学類長及び系長を置く。ただし、研究域長は学類長又は系長を兼ねることができない。
- 4 附属教育実践支援センター及び附属薬用植物園に、それぞれ附属教育実践支援センター長及び附属薬用植物園長を置く。
- 5 附属図書館に置かれる医学系分館に、分館長を置く。
- 6 学内共同利用施設に、学内共同利用施設の長を置く。
- 7 人間社会環境研究科、自然科学研究科及び医薬保健学総合研究科の各専攻に、専攻長を置く。
- 8 第 1 項に定める部局に、部局長を補佐するため、副部局長を置くことができる。
- 9 第 1 項から前項までに定める部局長等(以下「部局長等」という。)の任期は、2 年とする。ただし、補欠の部局長等の任期は、前任者の残任期間とする。
- 10 部局長等は、再任されることができる。
- 11 部局長等は、教授をもって充てる。ただし、グローバル人材育成推進機構長は学長を、附属図書館長、環日本海域環境研究センター長、保健管理センター長、先端科学・イノベーション推進機構長及び国際機構長は副学長を、学長が別に定める学内共同利用施設の長は准教授を、附属病院の病院長は特任教授を、附属病院の副病院長は教授以外の職員をもって充てることができる。
- 12 部局長等の選考に関し必要な事項は、学長又は部局長が別に定める。

(部局長の解任)

第 23 条 学長は、部局長(学類長及び系長を含み、附属図書館長を除く。以下この条において同じ。)が、次の各号のいずれかに該当するときは、解任することができる。この場合において、学長は、第 27 条に定める会議(第 32 条第 1 項に定める教員会議及び第 33 条に定めるセンター会議等を含む。)の申出に基づき行うものとする。

- (1) 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反があるとき。
 - (3) その他部局長たるに適しないと認められるとき。
- 2 前項に定めるもののほか、学長は、部局長の職務の執行が適当でないため当該部局の業務の実績が悪化した場合であって、当該部局長に引き続き職務を行わせることが適当でないとき、解任することができる。
 - 3 前項の規定により、研究科長、研究域長、附属病院長、がん進展制御研究所長、学類長及び系長を解任するときは、第27条に定める会議の申出に基づき行うものとする。

(校長)

第24条 附属学校に、校長(幼稚園にあつては、園長をいう。)を置く。

- 2 校長の任期は、2年とする。ただし、補欠の校長の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 校長は、再任されることができる。
- 4 校長は、教授をもって充てる。
- 5 校長の選考に関し必要な事項は、学校教育学類長が別に定める。

(名誉教授、客員教授等)

第25条 本学の学長、副学長又は教授として勤務した者に、名誉教授の称号を付与することができる。

- 2 本学の常時勤務の教員以外の職員に、客員教授又は客員准教授の称号を付与することができる。
- 3 名誉教授、客員教授等に関し必要な事項は、別に定める。

第26条 削除

第3節 教授会

(教育研究会議、学類会議、研究科会議及び系会議並びに教授会議)

第27条 教授会として、人間社会学域、人間社会環境研究科、法務研究科、教職実践研究科及び人間社会研究域の教育及び研究に関する重要事項を審議するため、人間社会系教育研究会議を置き、その下に、学類会議、研究科会議、系会議を置く。

- 2 教授会として、理工学域、自然科学研究科及び理工研究域の教育及び研究に関する重要事項を審議するため、理工系教育研究会議を置き、その下に、学類会議、研究科会議、系会議を置く。
- 3 教授会として、医薬保健学域、医薬保健学総合研究科、先進予防医学研究科及び医薬保健研究域の教育及び研究に関する重要事項を審議するため、医薬保健系教育研究会議を置き、その下に、学類会議、研究科会議、系会議を置く。
- 4 教授会として、がん進展制御研究所の研究に関する重要事項を審議するため、がん進展制御研究所教授会議を置く。

(組織)

第28条 教育研究会議及びがん進展制御研究所教授会議は、当該研究域及びがん進展制御研究所の教授をもって組織する。

- 2 教育研究会議及びがん進展制御研究所教授会議には、当該研究域及びがん進展制御研究所の准教授、講師(常時勤務の者に限る。)及び助教を加えることができる。

- 3 医薬保健系教育研究会議には、附属病院長(第1項に該当しない者に限る。)、附属病院の教授、准教授、講師(常時勤務の者に限る。)及び助教を加えることができる。

(議長)

第29条 教育研究会議及びがん進展制御研究所教授会議に議長を置き、当該研究域及びがん進展制御研究所の長をもって充てる。

- 2 議長は、会議を主宰する。
- 3 議長に事故があるときは、議長があらかじめ指名する者が、議長の職務を行う。

(審議事項)

第30条 教育研究会議及びがん進展制御研究所教授会議は、学校教育法第93条第2項及び第3項に基づき、次に掲げる事項を審議し、学長又は教授会を置く組織の長に意見を述べるものとする。

- (1) 当該研究域長及びがん進展制御研究所長の候補者の選考に関する事項
 - (2) 教員の人事及び選考に関する事項
 - (3) 中期目標・中期計画及び年度計画(法人の経営に関するものを除く。)に関する事項
 - (4) 規程(法人の経営に関する部分を除く。)その他の教育及び研究に係る重要な規則の制定又は改廃に関する事項
 - (5) 教育及び研究に係る予算の執行に関する事項
 - (6) 教育課程の編成に関する事項
 - (7) 学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言、指導その他の援助に関する事項
 - (8) 学生の入学、卒業又は課程の修了その他学生の在籍に関する事項及び学位の授与に関する事項
 - (9) 教育及び研究の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項
 - (10) 授業の内容及び方法の改善を図るための研修及び研究の実施に関する事項
 - (11) 医薬保健系教育研究会議においては、附属病院長の候補者の選考に関する事項
 - (12) その他当該部局の教育及び研究に関する重要事項
- 2 学類会議、研究科会議及び系会議は、前項の事項のうち、教育研究会議が付託した事項を審議する。
 - 3 教育研究会議は、学類会議、研究科会議及び系会議の議決をもって、教育研究会議の議決とすることができる。

(代議員会等)

第31条 教育研究会議及びがん進展制御研究所教授会議は、構成員のうちの一部の者をもって組織する代議員会、専門委員会等(以下「代議員会等」という。)を置くことができる。

- 2 教育研究会議及びがん進展制御研究所教授会議は、代議員会等の議決をもって、教育研究会議及びがん進展制御研究所教授会議の議決とすることができる。

(教員会議等)

第32条 学際科学実験センター、総合メディア基盤センター、留学生センター、外国語教育研究センター、環日本海域環境研究センター、大学教育開発・支援センター、保健管理センター、子どものこころの発達研究センター及び新学術創成研究機構に、教員会議を置く。

- 2 前項に定めるもののほか、新学術創成研究機構に運営委員会を置く。

(センター会議等)

第 33 条 地域連携推進センター，環境保全センター，グローバル人材育成推進機構，先端科学・イノベーション推進機構及び国際機構に，必要に応じて，センター会議(グローバル人材育成推進機構，先端科学・イノベーション推進機構及び国際機構にあつては機構運営会議，以下「センター会議等」という。)を置く。

(組織及び運営等)

第 34 条 第 28 条から前条までに定めるもののほか，教育研究会議，がん進展制御研究所教授会議，学類会議，研究科会議，系会議，教員会議，運営委員会及びセンター会議等の組織及び運営等に関し必要な事項は別に定める。

第 4 節 事務組織

(事務局)

第 35 条 本学に，事務局を置き，その事務を分掌させるため，次に掲げる部を置く。

- (1) 総務部
- (2) 財務部
- (3) 施設部
- (4) 研究推進部
- (5) 学生部
- (6) 情報部
- (7) 病院部
- (8) 人間社会系事務部
- (9) 理工系事務部
- (10) 医薬保健系事務部

2 事務局に関し必要な事項は，別に定める。

第 3 章 学生

第 1 節 学年，学期及び休業日

(学年及び学期)

第 36 条 学年は，4 月 1 日に始まり，翌年 3 月 31 日に終る。

2 学年を次の 2 学期に分ける。

前期 4 月 1 日から 9 月 30 日まで

後期 10 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで

3 各学期の授業実施日等は，別に定める。

(休業日)

第 37 条 休業日は，次のとおりとする。ただし，休業日にも登学を課すことができる。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に定める休日
- (3) 別に定める夏季休業，冬季休業及び春季休業

2 前項に定めるもののほか，臨時に休業日を定めることができる。

第 2 節 修業年限及び在学年限

(修業年限)

第 38 条 修業年限は、4 年とする。ただし、医薬保健学域の医学類及び薬学類にあつては、6 年とする。

(修業年限の通算)

第 39 条 第 84 条に定める科目等履修生として、本学において一定の単位(学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 90 条の規定により入学資格を有した後、修得したものに限り。)を修得した者が、本学に入学する場合において、当該単位の修得により本学の教育課程の一部を履修したと認められるときは、修得した単位数その他の事項を勘案して、修業年限の 2 分の 1 を超えない範囲内の期間を修業年限に通算することができる。

(在学年限)

第 40 条 在学年限は、8 年とする。ただし、医薬保健学域の医学類及び薬学類にあつては、12 年の範囲内で医薬保健学域において別に定める。

第 3 節 入学

(入学時期)

第 41 条 入学の時期は、学年又は学期の始めとする。

(入学資格)

第 42 条 本学に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)
- (3) 外国において学校教育における 12 年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程(修学年限が 3 年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限り。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。)
- (8) 学校教育法第 90 条第 2 項の規定により他の大学に入学した者であつて、その後、本学において、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (9) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18 歳に達したもの

(入学の出願)

第 43 条 本学に入学を志願する者は、所定の出願書類に別表第二に定める検定料及び別に定める書類を添えて、願い出なければならない。

(入学者の選抜)

第 44 条 前条の入学を志願する者については、別に定めるところにより選抜を行う。

(入学手続及び入学許可)

第 45 条 前条の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、所定の書類を提出するとともに、別表第二に定める入学料を納付しなければならない。ただし、入学料の免除又は徴収猶予を受けようとする者は、入学料に代えてその免除又は徴収猶予の申請書を提出しなければならない。

2 学長は、入学の手続を完了した者(入学料に関しては、その免除又は徴収猶予の申請書を受理された者を含む。)に、入学を許可する。

(再入学、転入学及び編入学)

第 46 条 次の各号のいずれかに該当する者があるときは、選考の上、相当年次に入学を許可することができる。

(1) 本学を退学した者(第 70 条に定める退学者を除く。)又は除籍された者で、再び同一の学域へ再入学を志願するもの

(2) 他大学に在学している者で、本学へ転入学を志願するもの

(3) 他大学を卒業した者又は退学した者で、本学へ編入学を志願するもの

(4) 短期大学、高等専門学校、旧国立工業教員養成所又は国立養護教諭養成所を卒業した者で、本学へ編入学を志願するもの

(5) 専修学校の専門課程(修業年限が 2 年以上であることその他文部科学大臣が定める基準を満たす者に限る。)を修了した者(学校教育法第 90 条第 1 項に定めるものに限る。)で、本学へ編入学を志願するもの

(6) 学校教育法施行規則(昭和 22 年文部省令第 11 号)附則第 7 条に定める従前の規定による高等学校、専門学校又は教員養成諸学校等の課程を修了し、又は卒業した者で、本学へ編入学を志願するもの

2 前項の規定により入学を許可された者の既に履修した授業科目及び修得した単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、教育研究会議の議を経て、学域長が決定する。

3 第 1 項の規定により入学した者の在学年限は、その者が属する年次に対応する残余の修業年限の 2 倍の年数を超えることができない。

4 前 3 条の規定は、第 1 項の規定により入学する場合に準用する。

5 再入学、転入学及び編入学に関し必要な事項は、学域において別に定める。

(宣誓)

第 47 条 入学を許可された者は、別に定めるところにより、宣誓をしなければならない。

第 4 節 教育課程、履修方法等

(教育課程の編成方針等)

第 48 条 教育課程は、本学、学域、学類並びにコース及び専攻の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に編成するものとする。

2 教育課程の編成に当たっては、学域、学類並びにコース及び専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮するものとする。

3 授業の方法及び内容並びに一年間の授業の計画を学生に対してあらかじめ明示するものとする。

- 4 学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

(教育課程の編成及び履修方法等)

第 49 条 教育課程は、各授業科目を必修科目、選択科目及び自由科目に分け、これを各年次に配当して編成するものとする。

2 教育課程については、金沢大学共通教育科目に関する規程及び各学域において別に定める。

3 授業科目の履修に関する事項については、金沢大学履修規程において別に定める。

(単位の計算方法)

第 50 条 授業科目の単位の計算方法は、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、次の基準によるものとする。

(1) 講義及び演習については、15 時間から 30 時間の授業をもって 1 単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30 時間から 45 時間の授業をもって 1 単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、別に定める時間の授業をもって 1 単位とすることができる。

(3) 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前 2 号に規定する基準を考慮して学域が定める時間の授業をもって 1 単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を与えることが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して単位数を定めることができる。

(授業の方法)

第 51 条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 前項の授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 第 1 項の授業は、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

4 第 1 項の授業の一部は、文部科学大臣が別に定めるところにより、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。

(単位の授与)

第 52 条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。ただし、第 50 条第 2 項に定める授業科目については、適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えることができる。

(成績の評価)

第 53 条 成績の評価については、金沢大学履修規程において別に定める。

(履修科目の登録の上限)

第 54 条 学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として修得すべき単位数について、1 年間又は 1 学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を学域において定めるものとする。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第 55 条 学生は、学域長の許可を得て、本学が定める他の大学又は短期大学において、当該大学又は短期大学の所定の授業科目を履修することができる。

2 前項の規定により履修した授業科目についての修得した単位は、学域の定めるところに基づき、合計 60 単位を超えない範囲で、これを本学の単位として認定する。

3 前項の規定は、第 66 条の規定による留学及び外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

(大学以外の教育施設等における学修)

第 56 条 本学が教育上有益と認めるときは、短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、学域の定めるところに基づき、単位を与えることができる。

2 前項により与えることのできる単位数は、前条第 2 項及び第 3 項により本学の単位として認定する単位数と合わせて 60 単位を超えないものとする。

(休学期間中の他の大学若しくは短期大学又は外国の大学若しくは短期大学における学修)

第 56 条の 2 本学が教育上有益と認めるときは、学生が休学期間中に他の大学若しくは短期大学(以下「大学等」という。)又は外国の大学等において学修した成果について、本学における授業科目の履修により修得したものとみなし、学域の定めるところに基づき、単位を与えることができる。

2 前項により与えることのできる単位数は、第 55 条第 2 項及び第 3 項並びに前条第 1 項により本学の単位として認定する単位数と合わせて 60 単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第 57 条 本学が教育上有益と認めるときは、本学に入学する前に大学等又は外国の大学等において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 本学が教育上有益と認めるときは、本学に入学する前に行った前条第 1 項に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、学域の定めるところに基づき、単位を与えることができる。

3 前 2 項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、再入学、転入学及び編入学の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第 55 条第 2 項及び第 3 項、第 56 条第 1 項並びに前条第 1 項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて 60 単位を超えないものとする。

(長期にわたる教育課程の履修)

第 58 条 学生が職業を有している等の事情により、当該学生に係る修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、教育研究会議の議を経て、学長は、その計画的な履修を許可することができる。

2 前項に定めるもののほか、長期にわたる教育課程の履修に関し必要な事項は、別に定める。

第5節 卒業要件及び学位授与

(卒業要件)

第59条 本学に4年以上(医薬保健学域の医学類及び薬学類にあつては6年以上)在学し、学域ごとに定める授業科目を履修し、124単位以上(医薬保健学域の医学類にあつては188単位以上、薬学類にあつては186単位以上)で学域の定める単位数を修得した者については、当該教育研究会議の議を経て、学長が卒業を認定する。

2 前項の規定により卒業要件として修得すべき単位のうち、第51条第2項に定める授業の方法により修得する単位数は、60単位を超えないものとする。

(早期卒業)

第60条 前条の規定にかかわらず、本学に3年以上在学し、卒業要件として修得すべき単位を優秀な成績で修得した学生が、学校教育法第89条に定める卒業を希望する場合は、前条の規定にかかわらず、学長はこれを認定することができる。

2 早期卒業に関し必要な事項は、別に定める。

(学位の授与)

第61条 本学を卒業した者には、金沢大学学位規程の定めるところにより学士の学位を授与する。

第6節 休学、復学、転学、留学、退学及び除籍

(休学)

第62条 疾病又はその他の事由により、3月以上修学を中止しようとする者は、学域長に届け出て、その学期又は学年の終わりまで休学することができる。

2 学域長は、疾病のため修学に適しないと認められる者に対しては、学長の承認を得て、休学を命ずることができる。

3 休学期間は、在学年限に算入しない。

4 休学期間は、通算4年を超えることができない。ただし、第2項の休学の期間は、この限りでない。

(復学)

第63条 休学期間中に復学しようとする者は、事由を記し、学域長に願い出て、許可を得なければならない。

(転学類)

第64条 転学類(学生が所属する学域以外への転学類も含む。)を志願する者があるときは、別に定めるところにより選考の上、転学類を許可することができる。

2 転学類を志願する者は、所定の出願書類に志望の学類(保健学類にあつては専攻も含む。)及び志望の事由を記し、所属の学域長に願い出なければならない。

(転学)

第65条 他の大学へ転学を志願する者(懲戒対象行為を行った者は除く。)は、所定の願書に志望の大学、学部、学科及び志望の事由を記し、学域長を経て、学長に届け出るものとする。

(留学)

第66条 学生は、外国の大学等で学修するため、学長に届け出て、留学することができる。

2 前項の留学期間は、修業年限に含まれるものとする。

(退学)

第 67 条 退学しようとする者(懲戒対象行為を行った者は除く。)は、事由を記し、学域長を経て、学長に届け出るものとする。

(除籍)

第 68 条 学生が次の各号のいずれかに該当するときは、学長は、これを除籍する。

- (1) 入学料の免除若しくは徴収猶予を不許可とされた者又は半額免除若しくは徴収猶予を許可された者であって、納付すべき入学料を納付しないもの
- (2) 所定の年限に達して、なお卒業の認定を得られない者
- (3) 授業料納付の義務を怠り督促を受けてもなお納付しない者
- (4) 疾病その他の事由により、成業の見込がないと認められる者

第 7 節 賞罰

(表彰)

第 69 条 学長は、本学在学中の学業の成績、課外活動等の成績に優れた者又は本学の名誉を著しく高めたと認められる者に対して、卒業時又はその都度、表彰を行うことができる。

2 表彰については、別に定める。

(懲戒)

第 70 条 学生が本学の秩序を乱し、その他学生の本分に反した行為をなしたときは、学長は、教育研究評議会の議を経て懲戒する。

2 懲戒は、学長の命を受け、学域長が行う。

3 懲戒は、退学、停学及び訓告とする。

第 8 節 検定料、入学料及び授業料

(検定料等)

第 71 条 検定料、入学料及び授業料(以下「検定料等」という。)の額は、別表第二のとおりとする。

(入学料の免除又は徴収猶予)

第 72 条 学長は、特別の事情により入学料の納付が著しく困難であると認められる者に対しては、別に定めるところにより、入学料を免除し、又は徴収猶予することができる。

(入学料及び検定料の不返付)

第 73 条 既納の入学料及び検定料は、返付しない。

2 前項の規定にかかわらず、検定料について、次の各号のいずれかに該当する者があるときは、その者の申出により次項に定める額を返付する。

- (1) 入学者選抜における第 2 次の学力検査等を 2 段階の選抜方法で実施する場合において、第 1 段階目の選抜に合格しなかった者(推薦入学及び AO 入試等において第 1 次選考として書類選考を行う場合における不合格者を含む。)
- (2) 個別学力検査出願受付後に大学入試センター試験受験科目の不足等による出願無資格者であることが判明した者

3 前項の規定により返付する額は、前項第 1 号の場合における第 2 段階目の選抜に係る額に相当する額とする。

(授業料の徴収方法等)

第 74 条 授業料の徴収は、各年度に係る授業料について、前期及び後期の 2 期に区分して行うものとし、それぞれの期において徴収する額は、年額の 2 分の 1 に相当する額とする。

2 前項の授業料は、前期にあつては 4 月、後期にあつては 10 月に徴収するものとし、納付期限はそれぞれ当該月末日とする。ただし、当該学期 4 月に入学した学生の授業料の納付期限については、別に定める。

3 前 2 項の規定にかかわらず、学生から申し出があつたときは、前期に係る授業料を徴収するときに、当該年度の後期に係る授業料を併せて徴収するものとする。

4 第 2 項の納期後に入学した者は、入学の日の属する月に、その期に属する授業料を納付しなければならない。

(既納の授業料)

第 75 条 既納の授業料は返付しない。

2 前期分の授業料の徴収の際、後期分の授業料を併せて納付した者が、後期分の授業料の徴収時期前に休学又は退学し、当該授業料の返還を申し出たときは、前項の規定にかかわらず、後期分の授業料に相当する額を返付するものとする。

(授業料の免除、月割分納及び徴収猶予)

第 76 条 学長は、学費の支弁が困難な学生に対しては、別に定めるところにより授業料を免除し、又は月割分納若しくは徴収猶予を認めることができる。

2 授業料の免除又は月割分納若しくは徴収猶予(以下「免除等」という。))は、各期ごとにこれを認める。

3 免除等を認められた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、別に定めるところにより免除等を取り消すことができる。

(1) 申請に係る事由が消滅したと認められるとき。

(2) 申請について虚偽の事実が判明したとき。

(3) 第 70 条の規定により懲戒を受けたとき。

(休学中の授業料)

第 77 条 休学の場合には、月割計算により休学当月の翌月から復学当月の前月までの授業料は、これを徴収しない。

(免除等の取消し及び復学の場合の授業料)

第 78 条 第 76 条第 3 項第 1 号の規定に該当し授業料の免除を取り消されたとき及び復学したときは、その期の授業料は、その月分から月割額(年額の 12 分の 1)により、免除を取り消された日又は復学した日の属する月に徴収する。

2 第 76 条第 3 項第 2 号及び第 3 号の規定に該当し免除等を取り消されたときは、免除等に係る授業料の金額をその月に徴収する。

(再入学等の場合の授業料)

第 79 条 学期の途中において、再入学、転入学又は編入学した場合には、月割計算により再入学、転入学又は編入学した当月から次の徴収の時期前までの期間に応じた額を再入学、転入学又は編入学した日の属する月に徴収する。

(退学等の場合の授業料)

第 80 条 学期の途中において、退学又は他大学へ転学した場合には、その期の授業料はこれを徴収する。

2 停学中の授業料は徴収する。

(死亡等の場合の授業料)

第 81 条 死亡又は行方不明により除籍した場合には、未納の授業料の全額を免除することができる。

(学年中途の卒業等の場合の授業料)

第 82 条 学年の中途において、卒業又は修了する場合には、月割計算により在学予定期間に応じた額を徴収する。

第 4 章 研究生、科目等履修生、特別聴講学生及び外国人留学生

(研究生)

第 83 条 本学の学生以外の者で、特定の研究課題について研究することを志願する者があるときは、選考の上、研究生として入学を許可することができる。

2 研究生の入学資格、選考方法等については、学域において別に定める。

3 研究生の研究期間は、1年以内とする。ただし、必要があると認められるときは、その期間を更新することができる。

4 第 37 条、第 41 条、第 43 条、第 44 条、第 45 条、第 67 条、第 68 条、第 70 条、第 73 条、第 74 条、第 75 条、第 80 条及び第 81 条の規定は、研究生に準用する。

(科目等履修生)

第 84 条 本学の学生以外の者で、一又は複数の授業科目を選んで履修することを志願する者があるときは、選考の上、科目等履修生として入学を許可することができる。

2 科目等履修生の入学資格、選考方法等については、学域において別に定める。

3 授業科目を履修し、その試験に合格した科目等履修生に対し単位を与える。

4 第 36 条、第 37 条、第 41 条、第 43 条、第 44 条、第 45 条、第 49 条第 2 項、第 68 条、第 70 条、第 73 条、第 74 条、第 75 条及び第 81 条の規定は、科目等履修生に準用する。

(特別聴講学生)

第 85 条 本学において、特定の授業科目を履修することを希望する他の大学等又は外国の大学等の学生があるときは、学域の定めるところにより、当該他の大学等又は外国の大学等との協議に基づき、所定の手続を経て特別聴講学生として入学を許可することができる。

2 授業科目を履修し、その試験に合格した特別聴講学生に対し単位を与える。

3 第 36 条、第 37 条、第 44 条、第 68 条、第 70 条、第 74 条、第 75 条及び第 81 条の規定は、特別聴講学生に準用する。

4 特別聴講学生の入学の時期は、学期の始めとする。ただし、学域の定めるところにより、特別の事情があると判断される場合は、この限りでない。

(外国人留学生)

第 86 条 外国人で、大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、特別に選考の上、外国人留学生として入学を許可することができる。

2 外国人留学生に関し必要な事項は、別に定める。

(授業料等)

第 87 条 研究生，科目等履修生及び特別聴講学生に係る授業料等の額は，別表第二のとおりとする。

- 2 前項の規定にかかわらず，特別聴講学生が，国立大学の学生，単位互換協定に基づく公立若しくは私立の大学の学生，交流協定に基づく外国人留学生又は教育研究評議会の議を経て学長が特に必要と認める学生であるときは，授業料を徴収しない。

第 5 章 学生寄宿舍

(学生寄宿舍)

第 88 条 本学に，学生寄宿舍として北溟寮，泉学寮，白梅寮，国際交流会館及び学生留学生宿舍を置く。

- 2 寄宿料の額は，別表第三のとおりとする。
- 3 学生寄宿舍に関し必要な事項は，別に定める。

第 6 章 公開講座

(公開講座)

第 89 条 本学に，公開講座を設ける。

- 2 公開講座の受講料の額は，別表第四のとおりとする。
- 3 公開講座に関し必要な事項は，別に定める。

附 則

- 1 この学則は，平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この学則の施行の際現に旧国立学校設置法第 3 条第 1 項の表に掲げる金沢大学の学生である者は，この学則の施行の日に国立大学法人金沢大学が設置する金沢大学の学生の身分を取得するものとする。
- 3 第 4 条第 1 項の規定にかかわらず，旧金沢大学通則による法学部法学科及び公共システム学科，薬学部薬学科及び製薬化学科並びに工学部電気・情報工学科は，平成 16 年 3 月 31 日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間，存続するものとする。
- 4 別表第一の規定にかかわらず，法学部，理学部，薬学部及び工学部並びに合計欄の収容定員については，平成 16 年度から平成 18 年度までは，次の表のとおりとする。

学部	学科等	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	
		収容定員(人)	収容定員(人)	収容定員(人)	
法学部	法政学科	180	360	540	
	従前の学科	法学科	480	320	160
		公共システム学科	165	110	55
	(学科共通)	20	20	20	
	計	845	810	775	
理学部	数学科	99	98	97	
	物理学科	131	130	129	
	化学科	154	152	150	
	生物学科	98	96	94	
	地球学科	110	108	106	
	計算科学科	118	116	114	
	(学科共通)	20	20	20	
	計	730	720	710	

薬学部	総合薬学科	235	310	305	
	従前の学科	薬学科	40	—	—
		製薬化学科	40	—	—
	計		315	310	305
工学部	土木建設工学科	331	318	313	
	機能機械工学科	304	296	292	
	物質化学工学科	382	372	366	
	電気電子システム工学科	197	194	191	
	人間・機械工学科	304	296	292	
	情報システム工学科	256	252	248	
	(学科共通)	60	60	60	
	計	1,834	1,788	1,762	
合計		7,454	7,358	7,282	

- 5 この規程の施行の日の前日に部局長である者のうち、施行の日以後において任期を有するものは、施行の日に部局長に選任されたものとみなし、その任期については、第 20 条第 7 項の規定にかかわらず、施行の日以後において当該部局長の有する任期と同一の期間とする。
- 6 前項に規定する者の次期部局長に係る任期については、第 20 条第 7 項の規定にかかわらず、当該部局の定めるところによる。
- 7 平成 10 年度以前の入学者に係る授業料の額については、第 71 条の規定にかかわらず、なお、従前の額とする。

附 則

この学則は、平成 17 年 2 月 3 日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 10 年度以前の入学者に係る授業料の額については、改正後の別表第二の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

附 則

この規則は、平成 17 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 17 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 5 条第 1 項の規定にかかわらず、薬学部総合薬学科は、平成 18 年 3 月 31 日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

- 3 別表第一の規定にかかわらず、薬学部の合計欄の収容定員については、平成18年度から平成23年度までは、次の表のとおりとする。

学部	学科等	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
		収容定員(人)	収容定員(人)	収容定員(人)	収容定員(人)	収容定員(人)	収容定員(人)
薬学部	薬学科	35	70	105	140	175	210
	創薬科学科	40	80	120	160	160	160
	従前の学科	230	150	75			
	総合薬学科						
	計	305	300	300	300	335	370

附 則

この学則は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

- この学則は、平成20年4月1日から施行する。
- 第5条第1項の規定にかかわらず、次の表に記載する学部、学科等は、平成20年3月31日に在学する者が在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 学域・学類の収容定員、存続する学部及び学科等に係る第30条に規定する事項を審議する教授会並びにその収容定員については、第27条及び別表第一の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。
- 存続する学部及び学科(法学部及び経済学部を除く。)の長については、前項に規定する教授会が別に定めるものとする。
- 平成20年3月31日に在学する者(平成20年4月1日以降に従前の学部、学科等編入学する者を含む。)については、別表第二の規定を除き、なお、従前の例による。
- 前項に規定する者については、別表第二中「学域」とあるのは「学部」とする。

学域・学類の収容定員

学域	学類	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
		収容定員(人)	収容定員(人)	収容定員(人)	収容定員(人)	収容定員(人)
人間社会学域	人文学類	145	290	435	580	580
	法学類	170	340	510	680	680
	(編入学定員 10)			10	20	20

	経済学類	185	370	555	740	740	
	学校教育学類	100	200	300	400	400	
	地域創造学類	80	160	240	320	320	
	国際学類	70	140	210	280	280	
	計	750	1500	2260	3020	3020	
理工学域	数物科学類	84	168	252	336	336	
	物質化学類	81	162	243	324	324	
	機械工学類	140	280	420	560	560	
	電子情報学類	108	216	324	432	432	
	環境デザイン学類	74	148	222	296	296	
	自然システム学類	102	204	306	408	408	
	(学域共通編入学定員 40)			40	80	80	
	計	589	1178	1807	2436	2436	
医薬保健学域	医学類	95	190	285	380	475	
	(編入学定員 5)			5	10	15	
	薬学類	35	70	105	140	175	
	創薬科学類	40	80	120	160	160	
	保健学類	看護学専攻	80	160	240	320	320
		(編入学定員 10)			10	20	20
		放射線技術科学専攻	40	80	120	160	160
		(編入学定員 5)			5	10	10
		検査技術科学専攻	40	80	120	160	160
		(編入学定員 5)			5	10	10
		理学療法学専攻	20	40	60	80	80
		(編入学定員 5)			5	10	10
	作業療法学専攻	20	40	60	80	80	
(編入学定員 5)			5	10	10		
	小計	200	400	630	860	860	
	計	370	740	1145	1550	1685	
合計		1709	3418	5212	7006	7141	

存続する学部・学科等の収容定員

学部	学科等	教授会	平成 20	平成 21	平成 22	平成 23	平成 24
			年度	年度	年度	年度	年度
			収容定員	収容定員	収容定員	収容定員	収容定員
			(人)	(人)	(人)	(人)	(人)
文学部	人間学科	人間社会系教育研究会議	165	110	55		
	史学科		150	100	50		
	文学科		195	130	65		
	計		510	340	170		
教育学部	学校教育教員養成課程		240	160	80		
	障害児教育教員養成課程		60	40	20		
	人間環境課程		180	120	60		

	スポーツ科学課程		105	70	35		
	計		585	390	195		
法学部	法政学科		540	360	180		
	(編入学定員 10)		20	20	10		
	計		560	380	190		
経済学部	経済学科		615	410	205		
	計		615	410	205		
理学部	数学科	理工系教育研究会	72	48	24		
	物理学科	議	96	64	32		
	化学科		111	74	37		
	生物学科		69	46	23		
	地球学科		78	52	26		
	計算科学科		84	56	28		
	(学科共通編入学定員 10)		20	20	10		
	計		530	360	180		
医学部	医学科	医薬保健系教育研究会	475	380	285	190	95
	(編入学定員 5)	議	20	20	15	10	5
	(小計)		495	400	300	200	100
	保健学 科	看護学専攻	240	160	80		
		(編入学定員 10)	20	20	10		
		放射線技術科学専攻	120	80	40		
		(編入学定員 5)	10	10	5		
		検査技術科学専攻	120	80	40		
		(編入学定員 5)	10	10	5		
		理学療法学専攻	60	40	20		
		(編入学定員 5)	10	10	5		
		作業療法学専攻	60	40	20		
		(編入学定員 5)	10	10	5		
	(小計)		660	460	230		
	計		1155	860	530	200	100
薬学部	薬学科		70	70	70	70	35
	創薬科学科		80	80	40		
	従前の 学科	総合薬学科	75				
	計		225	150	110	70	35
工学部	土木建設工学科	理工系教育研究会	231	154	77		
	機能機械工学科	議	216	144	72		
	物質化学工学科		270	180	90		
	電気電子システム工学科		141	94	47		
	人間・機械工学科		216	144	72		

	情報システム工学科		183	122	61		
	(学科共通編入学定員 30)		60	60	30		
	計		1317	898	449		
合計		5497	3788	2029	270	135	

附 則

- この学則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 別表第一の規定にかかわらず、医薬保健学域医学類における、平成 21 年度から平成 29 年度の入学定員については 105 人とし、その収容定員については、平成 21 年度から平成 34 年度までは、次の表のとおりとする。

学域	学類	平成 21 年度		平成 22 年度		平成 23 年度		平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度		平成 27 年度	
		入学定員 (人)	収容定員 (人)												
医薬保健学域	医学類	105	200	105	305	105	410	105	515	105	620	105	630	105	630
	(編入学定員 5)	—	—	—	5	—	10	—	15	—	20	—	20	—	20
	計	380	750	380	1165	380	1580	380	1725	380	1870	380	1880	380	1880
	大学合計	1719	3428	1719	5232	1719	7036	1719	7181	1719	7326	1719	7336	1719	7336

学域	学類	平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度		平成 31 年度		平成 32 年度		平成 33 年度		平成 34 年度	
		入学定員 (人)	収容定員 (人)												
医薬保健学域	医学類	105	630	105	630	100	625	100	620	100	615	100	610	100	605
	(編入学定員 5)	—	20	—	20	—	20	—	20	—	20	—	20	—	20
	計	380	1880	380	1880	375	1875	375	1870	375	1865	375	1860	375	1855
	大学合計	1719	7336	1719	7336	1714	7331	1714	7326	1714	7321	1714	7316	1714	7311

附 則

この学則は、平成 21 年 11 月 20 日から施行する。

附 則

- この学則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 別表第一の規定にかかわらず、医薬保健学域医学類における、平成 22 年度から平成 36 年度の入学定員及び収容定員については、次の表のとおりとする。

学域	学類	平成 22 年度		平成 23 年度		平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
		入学定員(人)	収容定員(人)								
医薬保健学域	医学類	112	312	112	424	112	536	112	648	112	665
	(編入学定員 5)	—	5	—	10	—	15	—	20	—	20
	計	387	1172	387	1594	387	1746	387	1898	387	1915
	大学合計	1726	5239	1726	7050	1726	7202	1726	7354	1726	7371

学域	学類	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度		平成 31 年度	
		入学定員(人)	収容定員(人)								
医薬保健学域	医学類	112	672	112	672	112	672	107	667	107	662
	(編入学定員 5)	—	20	—	20	—	20	—	20	—	20
	計	387	1922	387	1922	387	1922	382	1917	382	1912
	大学合計	1726	7378	1726	7378	1726	7378	1721	7373	1721	7368

学域	学類	平成 32 年度		平成 33 年度		平成 34 年度		平成 35 年度		平成 36 年度	
		入学定員(人)	収容定員(人)								
医薬保健学域	医学類	100	650	100	638	100	626	100	614	100	607
	(編入学定員 5)	—	20	—	20	—	20	—	20	—	20
	計	375	1900	375	1888	375	1876	375	1864	375	1857
	大学合計	1714	7356	1714	7344	1714	7332	1714	7320	1714	7313

附 則

この学則は、平成 22 年 7 月 16 日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成 22 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 平成 23 年 4 月 1 日に選任される自然科学研究科長及び自然科学研究科副研究科長の任期は、第 22 条第 9 項の規定にかかわらず、平成 24 年 3 月 31 日までとする。

附 則

この学則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- この学則は、平成23年4月1日から施行する。
- 改正後の別表第一の規定にかかわらず、平成23年度における医薬保健学域医学類の編入学定員は、第2年次編入学5人、第3年次編入学5人とし、平成23年度から平成36年度の入学定員及び収容定員については、次の表のとおりとする。

学域	学類	平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度	
		入学定員(人)	収容定員(人)								
医薬保健学域	医学類	112	424	112	536	112	648	112	665	112	672
	(編入学)	—	15	—	20	—	25	—	25	—	25
	計	387	1599	387	1751	387	1903	387	1920	387	1927
	大学合計	1726	7055	1726	7207	1726	7359	1726	7376	1726	7383

学域	学類	平成28年度		平成29年度		平成30年度		平成31年度		平成32年度	
		入学定員(人)	収容定員(人)								
医薬保健学域	医学類	112	672	112	672	107	667	107	662	100	650
	(編入学)	—	25	—	25	—	25	—	25	—	25
	計	387	1927	387	1927	382	1922	382	1917	375	1905
	大学合計	1726	7383	1726	7383	1721	7378	1721	7373	1714	7361

学域	学類	平成33年度		平成34年度		平成35年度		平成36年度	
		入学定員(人)	収容定員(人)	入学定員(人)	収容定員(人)	入学定員(人)	収容定員(人)	入学定員(人)	収容定員(人)
医薬保健学域	医学類	100	638	100	626	100	614	100	607
	(編入学)	—	25	—	25	—	25	—	25
	計	375	1893	375	1881	375	1869	375	1862
	大学合計	1714	7349	1714	7337	1714	7325	1714	7318

附 則

- この学則は、平成24年4月1日から施行する。
- 第6条第2項の規定にかかわらず、人間社会環境研究科人間文化専攻、社会システム専攻及び公共経営政策専攻、自然科学研究科電子情報工学専攻、機能機械科学専攻、人間・機械科学専攻、物質工学専攻、地球環境学専攻、社会基盤工学専攻、及び生物科学専攻並びに医学系研究科医科学専攻、脳医科学専攻、がん医科学専攻、循環医科学専攻、環境医科学専攻、創薬科学専攻及び保健学専攻は、平成24年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

- 3 存続する研究科及び専攻に係る第 30 条に規定する事項を審議する教授会については、第 27 条の規定にかかわらず、従前のおりとする。
- 4 存続する研究科及び専攻の長については、前項に規定する教授会が別に定めるものとする。
- 5 平成 24 年 3 月 31 日に在学する者については、別表第二の規定を除き、なお、従前の例による。

附 則

この学則は、平成 24 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 25 年 3 月 31 日に国際交流会館に入居している者の寄宿料については、別表第三の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 6 条第 2 項の規定にかかわらず、自然科学研究科システム創成科学専攻、物質科学専攻、環境科学専攻及び生命科学専攻は、平成 26 年 3 月 31 日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 3 存続する専攻に係る第 30 条に規定する事項を審議する教授会については、第 27 条の規定にかかわらず、従前のおりとする。
- 4 存続する専攻の長については、前項に規定する教授会が別に定めるものとする。
- 5 平成 26 年 3 月 31 日に在学する者については、別表第二の規定を除き、なお、従前の例による。

附 則

この学則は、平成 26 年 9 月 25 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 6 条第 2 項の規定にかかわらず、教育学研究科教育実践高度化専攻並びに医薬保健学総合研究科脳医科学専攻、がん医科学専攻、循環医科学専攻及び環境医科学専攻は、平成 28 年 3 月 31 日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

- 3 存続する専攻に係る第30条に規定する事項を審議する教授会については、第27条の規定にかかわらず、従前のおりとする。
- 4 存続する専攻の長については、前項に規定する教授会が別に定めるものとする。
- 5 平成28年3月31日に在学する者については、別表第二の規定を除き、なお、従前の例による。

別表第一

入学定員及び収容定員

学域	学類	入学定員 (人)	第2年次編入学定員 (人)	第3年次編入学定員 (人)	収容定員 (人)	
人間社会学域	人文学類	145			580	
	法学類	170		10	700	
	経済学類	185			740	
	学校教育学類	100			400	
	地域創造学類	80			320	
	国際学類	70			280	
	計	750		10	3020	
理工学域	数物科学類	84			336	
	物質化学類	81			324	
	機械工学類	140			560	
	電子情報学類	108			432	
	環境デザイン学類	74			296	
	自然システム学類	102			408	
	(学域共通)			40	80	
	計	589		40	2436	
医薬保健学域	医学類	100	5		625	
	薬学類	35			210	
	創薬科学類	40			160	
	保健学類	看護学専攻	80		10	340
		放射線技術科学専攻	40		5	170
		検査技術科学専攻	40		5	170
		理学療法学専攻	20		5	90
		作業療法学専攻	20		5	90
		小計	200		30	860
計	375	5	30	1855		
合計	1714	5	80	7311		

別表第二

検定料等の額

区分	検定料(円)	入学料(円)	授業料(円)
学域	17,000	282,000	年額 535,800
	再入学, 転入学, 編入学に係るもの 30,000		
研究生	9,800	84,600	月額 29,700
科目等履修生	9,800	28,200	1単位 14,800
特別聴講学生	/	/	1単位 14,800

備考 第73条第3項に規定する第1段階目の選抜及び第2段階目の選抜に係る検定料の額は、第1段階目の選抜にあつては4,000円、第2段階目の選抜にあつては13,000円とする。

別表第三

寄宿料の額

区分	寄宿料(円)
北溟寮, 泉学寮, 白梅寮	月額 700
国際交流会館	月額 21,440
	日額 715
国際交流会館(別館)	月額 5,900
学生留学生宿舎「先魁」	月額 21,440
	日額 715

別表第四

公開講座受講料の額

区分	受講料(円)
一般	1時間 500
高校生以下	1時間 200
別に定める公開講座の受講料については、別に定める額とする。	

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条—第 4 条)
- 第 2 章 学年, 学期及び休業日(第 5 条)
- 第 3 章 修業年限及び在学年限(第 6 条・第 7 条)
- 第 4 章 入学(第 8 条—第 18 条)
- 第 5 章 教育方法等(第 19 条—第 27 条)
- 第 6 章 課程の修了及び学位授与(第 28 条—第 32 条)
- 第 7 章 休学, 復学, 転学, 留学, 退学及び除籍(第 33 条—第 39 条)
- 第 8 章 賞罰(第 40 条・第 41 条)
- 第 9 章 検定料, 入学料及び授業料(第 42 条)
- 第 10 章 研究生, 科目等履修生, 特別聴講学生, 外国人留学生及び特別研究学生(第 43 条—第 45 条)
- 第 11 章 教員組織(第 46 条)
- 第 12 章 運営組織(第 47 条)
- 第 13 章 連合大学院(第 48 条)
- 第 14 章 共同大学院(第 49 条)
- 附則

第 1 章 総則

(目的)

- 第 1 条 金沢大学大学院(以下「大学院」という。)は, 学術の理論及び応用を教授研究し, その深奥をきわめ, 又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い, 文化の進展に寄与することを目的とする。
- 2 大学院のうち, 専門職大学院は, 学術の理論及び応用を教授研究し, 高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とする。
- 3 大学院の課程は, 修士課程, 博士課程及び専門職学位課程とし, その目的は次のとおりとする。
- (1) 修士課程は, 広い視野に立って精深な学識を授け, 専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことを目的とする。
 - (2) 博士課程は, 専攻分野について, 研究者として自立して研究活動を行い, 又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。
 - (3) 専門職学位課程は, 高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とする。
- 4 人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は, 研究科, 専攻及び課程において別に定める。
(研究科の種類及び講座)

第2条 大学院に、次の研究科を置く。

- 人間社会環境研究科
- 自然科学研究科
- 医薬保健学総合研究科
- 先進予防医学研究科
- 法務研究科
- 教職実践研究科

2 法務研究科及び教職実践研究科は、専門職大学院とする。

3 研究科に、講座を置くことができる。

(研究科の専攻及び課程)

第3条 研究科に置く専攻及びその課程の別は、次のとおりとする。

研究科名	専攻名	課程の別
人間社会環境研究科	人文学専攻，法学・政治学専攻，経済学専攻，地域創造学専攻，国際学専攻	博士課程(前期2年)
	人間社会環境学専攻	博士課程(後期3年)
自然科学研究科	数物科学専攻，物質化学専攻，機械科学専攻，電子情報科学専攻，環境デザイン学専攻，自然システム学専攻	博士課程(前期2年)
	数物科学専攻，物質化学専攻，機械科学専攻，電子情報科学専攻，環境デザイン学専攻，自然システム学専攻	博士課程(後期3年)
医薬保健学総合研究科	医科学専攻	修士課程
	医学専攻，薬学専攻	博士課程
	創薬科学専攻，保健学専攻	博士課程(前期2年)
	創薬科学専攻，保健学専攻	博士課程(後期3年)
先進予防医学研究科	先進予防医学共同専攻	博士課程
法務研究科	法務専攻	専門職学位課程(法科大学院)
教職実践研究科	教職実践高度化専攻	専門職学位課程(教職大学院)

2 医薬保健学総合研究科医学専攻及び先進予防医学研究科先進予防医学共同専攻は、医学を履修する4年の博士課程(以下「医学博士課程」という。)、薬学専攻は、薬学を履修する4年の博士課程(以下「薬学博士課程」という。)とし、医薬保健学総合研究科の創薬科学専攻及び保健学専攻、人間社会環境研究科並びに自然科学研究科は、5年の博士課程とし、前期2年の課程(以下「博士前期課程」という。)及び後期3年の課程(以下「博士後期課程」という。)に区分する。

3 法務研究科は、専ら法曹養成のための教育を行うことを目的とする専門職学位課程を置く法科大学院とする。

4 教職実践研究科は、専ら実践的指導能力を備えた教員養成のための教育を行うことを目的とする専門職学位課程を置く教職大学院とする。

(研究科の入学定員等)

第4条 各研究科における専攻別の入学定員及び収容定員は、別表第一のとおりとする。

第2章 学年、学期及び休業日

(学年、学期及び休業日)

第5条 学年、学期及び休業日については、金沢大学学則(以下「学則」という。)第36条及び第37条の規定による。

第3章 修業年限及び在学年限

(修業年限)

第6条 修士課程及び専門職学位課程(教職大学院)の標準修業年限は、2年とする。

2 博士課程の標準修業年限は、5年とする。(博士前期課程は2年とし、博士後期課程は3年とする。)ただし、人間社会環境研究科博士前期課程法学・政治学専攻、経済学専攻及び地域創造学専攻については、大学院設置基準(昭和49年文部省令第28号)第3条第3項の規定に基づく1年以上2年未満の標準修業年限である履修制度(以下「短期(1年)在学型制度」という。)の標準修業年限は、1年とする。

3 医学博士課程及び薬学博士課程の標準修業年限は、4年とする。

4 専門職学位課程(法科大学院)の標準修業年限は、3年とする。

(在学年限)

第7条 修士課程、博士前期課程及び専門職学位課程(教職大学院)には、4年を超えて在学することができない。

2 前項の規定にかかわらず、短期(1年)在学型制度においては、2年を超えて在学することができない。

3 医学博士課程及び薬学博士課程には、8年を超えて在学することができない。

4 博士後期課程及び専門職学位課程(法科大学院)には、6年を超えて在学することができない。

第4章 入学

(入学時期)

第8条 入学の時期は、学則第41条の規定による。

(入学資格)

第9条 修士課程、博士前期課程及び専門職学位課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第83条に定める大学を卒業した者

(2) 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者

(3) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者

(4) 我が国において、外国の大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定する当該課程を修了した者

(5) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者

(6) 文部科学大臣の指定した者

(7) 専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者

- (8) 学校教育法第 102 条第 2 項の規定により他の大学の大学院に入学した者であって、当該者を金沢大学(以下「本学」という。)の研究科において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (9) 外国において学校教育における 15 年の課程を修了した者、我が国において、外国の大学における 15 年の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定する当該課程を修了した者、又は外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 15 年の課程を修了した者であって、本学の研究科において、所定の単位を優れた成績をもって修得したと認めたもの
- (10) 本学の研究科において、個別の入学資格審査により、第 1 号に定める者と同等以上の学力があると認めた者で、22 歳に達したもの

2 専門職学位課程(教職大学院)に入学することができる者は、一種教員免許状取得者とする。

3 第 1 項の規定にかかわらず、学校教育法第 83 条に定める大学に 3 年以上在学した者であって、本学の研究科が定める単位を優秀な成績で修得したと認めたものは、修士課程、博士前期課程又は専門職学位課程(法科大学院)に入学することができる。

第 10 条 医学博士課程及び薬学博士課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 学校教育法第 83 条に定める大学(医学、歯学、薬学(修業年限が 6 年である課程に限る。(以下「6 年制」という。))又は獣医学の課程に限る。)を卒業した者
- (2) 学校教育法第 104 条第 4 項の規定により学士の学位を授与された者(医学、歯学、薬学(6 年制)又は獣医学を履修した者に限る。)
- (3) 外国において学校教育における 18 年の課程(最終の課程が医学、歯学、薬学(6 年制)又は獣医学に限る。)を修了した者
- (4) 我が国において、外国の大学における 18 年の課程(最終の課程が医学、歯学、薬学(6 年制)又は獣医学に限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定する当該課程を修了した者
- (5) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 18 年の課程(最終の課程が医学、歯学、薬学(6 年制)又は獣医学に限る。)を修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 学校教育法第 102 条第 2 項の規定により他の大学の大学院(医学、歯学、薬学(6 年制)又は獣医学を履修する博士課程に限る。)に入学した者であって、当該者を本学の医薬保健学総合研究科において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (8) 外国において学校教育における 16 年の課程(最終の課程が医学、歯学、薬学(6 年制)又は獣医学に限る。)を修了した者、我が国において、外国の大学における 16 年の課程(最終の課程が医学、歯学、薬学(6 年制)又は獣医学に限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定する当該課程を修了した者、又は外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 16 年

の課程(最終の課程が医学, 歯学, 薬学(6年制)又は獣医学に限る。)を修了した者であって, 本学の医薬保健学総合研究科において, 所定の単位を優れた成績をもって修得したと認めたもの

(9) 本学の医薬保健学総合研究科において, 個別の入学資格審査により, 第1号に定める者と同等以上の学力があると認めた者で, 24歳に達したもの

2 前項の規定にかかわらず, 学校教育法第83条に定める大学の医学, 歯学, 薬学(6年制)又は獣医学を履修する課程に4年以上在学した者であって, 本学の医薬保健学総合研究科が定める単位を優秀な成績で修得したと認めたものは, 医学博士課程又は薬学博士課程に入学することができる。

第11条 博士後期課程に入学することのできる者は, 次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 修士の学位又は専門職学位を有する者

(2) 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

(3) 我が国において, 外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって, 文部科学大臣が別に指定する当該課程を修了し, 修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

(4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し, 修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

(5) 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法(昭和51年法律第72号)第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学(以下「国際連合大学」という。)の課程を修了し, 修士の学位に相当する学位を授与された者

(6) 文部科学大臣の指定した者

(7) 本学の研究科において, 個別の入学資格審査により, 修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で, 24歳に達したもの

(8) 外国の学校, 第3号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し, 大学院設置基準第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し, 修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者

(入学の出願)

第12条 大学院に入学を志願する者は, 入学願書に別表第二に定める検定料及び別に定める書類を添えて, 願出なければならない。

(入学者の選抜)

第13条 前条の入学を志願する者については, 別に定めるところにより選抜を行う。

2 法務研究科の入学者の選抜に当たっては, 入学者の適性を適確かつ客観的に評価し, 法務研究科が別に定めるところにより, 多様な知識又は経験を有する者を入学させるものとする。

(入学手続及び入学許可)

第14条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は, 所定の期日までに, 所定の書類を提出するとともに, 別表第二に定める入学料を納付しなければならない。ただし, 入学料の免除又は徴収猶予を受けようとする者は, 入学料に代えてその免除又は徴収猶予の申請書を提出しなければならない。

2 学長は, 前項の入学手続を完了した者(入学料に関しては, その免除又は徴収猶予の申請書を受理された者を含む。)に, 入学を許可する。

(再入学、転入学及び編入学)

第15条 次の各号のいずれかに該当する者があるときは、選考の上、相当年次に入学を許可することができる。

- (1) 大学院を退学した者(第41条に定める退学者を除く。)又は除籍された者で、再び同一の研究科に再入学を志願するもの
 - (2) 他の大学の大学院に在学している者で、大学院へ転入学を志願するもの
 - (3) 他の大学の大学院を修了した者又は退学した者で、大学院へ編入学を志願するもの
- 2 前項の規定により入学した者の在学年限は、その者が属する年次に対応する残余の標準修業年限の2倍の年数を超えることができない。
- 3 第12条、第13条第1項及び前条の規定は、第1項の規定により入学する場合に準用する。
- 4 再入学、転入学及び編入学に関し必要な事項は、研究科において別に定める。

(転専攻)

第16条 学生が所属研究科内の他の専攻に転専攻を志願するときは、当該研究科の定めるところにより、研究科長の許可を得なければならない。

(再入学等の既に履修した授業科目等の取扱い)

第17条 前2条の規定により、入学等を許可された者の既に履修した授業科目及び修得した単位数の取扱いについては、研究科において決する。

(宣誓)

第18条 入学を許可された者は、別に定めるところにより、宣誓をしなければならない。

第5章 教育方法等

(教育課程の編成方針及び教育方法)

第19条 研究科は、教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設するとともに、学位論文の作成等に対する指導(以下「研究指導」という。)の計画を策定し、体系的に教育課程を編成するものとする。

- 2 教育課程の編成に当たっては、研究科における専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう配慮するものとする。
- 3 研究科(法務研究科を除く。)の教育は、授業科目の授業及び研究指導によって行うものとする。
- 4 法務研究科の教育は、その教育上の目的を達成するために必要な授業科目の授業によって行うものとする。
- 5 教職実践研究科の教育は、その教育上の目的を達成するために必要な授業科目の授業によって行うものとする。

(博士課程教育リーディングプログラム)

第19条の2 学生を産学官にわたりグローバルに活躍するリーダーへと導くため、専門分野の枠を超えて博士課程前期・後期一貫した、世界に通用する質の保証された学位プログラムとして博士課程教育リーディングプログラムを開設する。

- 2 博士課程教育リーディングプログラムに関し必要な事項は、別に定める。

(授業科目、単位数、履修方法等)

第 20 条 授業科目の内容、単位数及び研究指導の内容並びにこれらの履修方法は、研究科において別に定める。

2 授業科目の単位の計算方法については、学則第 50 条の規定を準用する。この場合において、同条第 2 項中「卒業論文、卒業研究等」とあるのは「学位論文、特定の課題についての研究の成果等」と、読み替えるものとする。

(授業の方法等)

第 21 条 授業の方法については、学則第 51 条の規定を準用する。

2 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合の単位数を計算するに当たっては、その組み合わせに応じ、前条により準用する学則第 50 条第 1 項に規定する基準を考慮して、研究科が定める時間の授業をもって 1 単位とする。

3 授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

4 研究科は、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに 1 年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。

5 研究科は、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

(単位の認定)

第 22 条 授業科目を履修した者に対しては、試験又は研究報告等により単位を与える。

2 試験等の成績は、「S」、「A」、「B」、「C」及び「不可」の評語をもって表し、S、A、B 及び C を合格とし、不可を不合格とする。ただし、授業科目又は履修形態等によっては、合格を「合」又は「認定」の評語とすることがある。

(教育方法の特例)

第 23 条 教育上特別の必要があると認められる場合には、研究科は、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

(他の研究科及び学域の授業科目の履修等)

第 23 条の 2 教育研究上有益と認められるときは、研究科は、学生に他の研究科及び学域における授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定により修得した単位は、10 単位を超えない範囲で、本学の研究科における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

(他の大学院における授業科目の履修等)

第 24 条 教育研究上有益と認められるときは、研究科は、他の大学の大学院と協議の上、学生に当該大学院の授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定に基づき修得した単位は、前条第 2 項により本学の単位として認定する単位数と合わせて 10 単位を超えない範囲で、本学の研究科における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

3 前項の規定にかかわらず、法務研究科にあつては、第 1 項の規定により修得した他の大学の大学院における授業科目の単位については、30 単位を超えない範囲で、法務研究科における授業科目の履修に

より修得したものとみなすことができる。ただし、93単位を超える単位の修得を修了の要件とする場合にあっては、その超える部分の単位のみに限り30単位を超えてみなすことができる。

- 4 前3項の規定は、学生が、外国の大学院に留学する場合、外国の大学院が行う通信教育による授業科目を我が国において履修する場合及び国際連合大学の教育課程における授業科目を履修する場合について準用する。

(休学期間中の他の大学の大学院又は外国の大学の大学院における学修)

第24条の2 教育研究上有益と認められるときは、学生が休学期間中に他の大学の大学院又は外国の大学の大学院において学修した成果について、本学の研究科における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定により修得したとみなすことができる単位については、第23条の2第2項及び前条第2項により本学の単位として認定する単位数と合わせて10単位を超えないものとする。

(他大学院等における研究指導)

第25条 教育研究上有益と認められるときは、研究科(法務研究科を除く。)は、他の大学の大学院又は研究所等(以下「他大学院等」という。)と協議の上、学生に当該他大学院等において必要な研究指導を受けることを認めることができる。ただし、修士課程及び博士前期課程の学生について認める場合には、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

- 2 前項の規定により学生が受けた研究指導は、本学の研究科で受けた研究指導とみなすことができる。

(入学前の既修得単位の認定)

第26条 教育研究上有益と認められるときは、学生が大学院入学前に他の大学の大学院又は外国の大学院において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、本学の研究科における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定により修得したとみなすことができる単位については、転入学等の場合を除き、大学院において修得した単位以外のものについては、10単位を超えないものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、法務研究科にあっては、第1項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は、転入学等の場合を除き、当該研究科において修得した単位以外のものについては、第24条第3項及び第4項の規定により当該研究科において修得したものとみなす単位数と合わせて30単位(第24条第3項ただし書の規定により30単位を超えてみなす単位を除く。)を超えないものとする。

(長期にわたる教育課程の履修)

第27条 学生(短期(1年)在学型制度に在学する学生を除く。)が職業を有している等の事情により、当該学生に係る標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し修了することを希望する旨を申し出たときは、当該研究科の教授会等の議を経て、学長は、その計画的な履修を許可することがある。

- 2 前項に定めるもののほか、長期にわたる教育課程の履修に関し必要な事項は、別に定める。

第6章 課程の修了及び学位授与

(修了要件)

第28条 修士課程及び博士前期課程の修了要件は、当該課程に2年以上在学し、30単位以上で研究科の定める単位数を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該課程の目的に応じ、修士論文又は特定

の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、当該課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

- 2 博士後期課程の修了要件は、当該課程に3年(法科大学院の課程を修了した者にあつては、2年)以上在学し、10単位以上で研究科の定める単位数を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、次に掲げる年数以上在学すれば足りるものとする。
 - (1) 第1項本文の規定により修士課程及び博士前期課程を修了した者又は第11条(第1項を除く。)の規定により大学院の入学資格に関し、修士の学位若しくは専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者にあつては、1年(標準修業年限1年以上2年未満の専門職学位課程を修了した者にあつては、3年から当該1年以上2年未満の期間を減じた期間)以上
 - (2) 短期(1年)在学型制度を修了した者及び第1項ただし書の規定により、優れた業績を上げた者として当該課程を修了した者にあつては、当該課程の在学期間を含めて3年以上
- 4 医学博士課程のうち、医薬保健学総合研究科医学専攻における修了要件は、当該課程に4年以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、当該課程に3年以上在学すれば足りるものとする。
- 5 医学博士課程のうち、先進予防医学研究科先進予防医学共同専攻における修了要件は、当該課程に4年以上在学し、35単位(非医療系入学者にあつては、37単位)以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、当該課程に3年以上在学すれば足りるものとする。
- 6 薬学博士課程の修了要件は、当該課程に4年以上在学し、34単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、当該課程に3年以上在学すれば足りるものとする。
- 7 専門職学位課程(法科大学院)の課程の修了要件は、当該課程に3年以上在学し、93単位以上で研究科の定める単位数を修得することとする。
- 8 専門職学位課程(教職大学院)の課程の修了要件は、当該課程に2年以上在学し、46単位以上で研究科の定める単位数を修得することとする。

(法務研究科における在学期間の短縮)

第29条 法務研究科(本条及び次条において「研究科」という。)は、第26条第1項の規定により研究科に入学する前に修得した単位(第9条の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。)を研究科において修得したものとみなす場合であつて当該単位の修得により研究科の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で研究科が定める期間在学したものとみなすことができる。

(研究科における法学既修者の取扱い)

第30条 研究科は、研究科において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者(以下「法学既修者」という。)に関しては、第28条第5項に規定する在学期間については1年を超えない範囲で研究

科が認める期間在学し、同条に規定する単位については35単位を超えない範囲で研究科が認める単位を修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により法学既修者について在学したものとみなすことのできる期間は、前条の規定により在学したものとみなす期間と合わせて1年を超えないものとする。

3 第1項の規定により、法学既修者について修得したものとみなすことのできる単位数は、第24条第3項及び第26条第1項の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて30単位(第24条第3項ただし書の規定により30単位を超えてみなす単位を除く。)を超えないものとする。

(学位授与)

第31条 大学院の課程を修了した者には、その課程に応じ、修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与する。

2 前項の学位の授与については、金沢大学学位規程(以下「学位規程」という。)の定めるところによる。
(博士課程によらない学位の授与)

第32条 前条に定めるもののほか、博士の学位は、博士課程を経ない者であっても、学位規程の定めるところにより、学位を授与することがある。

第7章 休学、復学、転学、留学、退学及び除籍

(休学)

第33条 疾病又はその他の事由により、3月以上修学を中止しようとする者は、研究科長に届け出て、その学期又は学年の終わりまで休学することができる。

2 研究科長は、疾病のため修学に適しないと認められる者に対しては、学長の承認を得て、休学を命ずることができる。

3 休学期間は、在学年限に算入しない。

4 休学期間は、通算して当該課程の標準修業年限を超えることができない。ただし、第2項の休学の期間は、この限りではない。

(復学)

第34条 休学期間中に復学しようとする者は、事由を記し、研究科長に願い出て、許可を得なければならない。

(転学)

第35条 他の大学院へ転学しようとする者(懲戒対象行為を行った者は除く。)は、所定の願書に志望の大学、研究科、専攻及び志望の事由を記し、研究科長を経て、学長に届け出るものとする。

(留学)

第36条 外国の大学院で学修するため留学しようとする者は、研究科長を経由して、学長に届け出るものとする。

2 前項の規定により許可を得て留学した期間は、第28条に定める在学期間に含まれることができる。

(退学)

第37条 退学しようとする者(懲戒対象行為を行った者は除く。)は、事由を記し、研究科長を経て、学長に届け出るものとする。

(除籍)

第 38 条 学生が次の各号のいずれかに該当するときは、学長は、これを除籍する。

- (1) 入学料の免除若しくは徴収猶予を不許可とされた者又は半額免除若しくは徴収猶予を許可された者であつて、納付すべき入学料を納付しないもの
 - (2) 所定の年限に達して、なお修了の認定を得られない者
 - (3) 授業料納付の義務を怠り督促を受けてもなお納付しない者
 - (4) 疾病その他の事故により、成業の見込がないと認められる者
- (教育研究会議)

第 39 条 研究科長は、第 33 条第 2 項、第 34 条及び前条までの事項について、教育研究会議の長に諮り、実施するものとする。

第 8 章 賞罰

(表彰)

第 40 条 大学院在学中に学業の成績、課外活動等の成績に優れた者に対して修了時に表彰を行うことがある。

2 表彰については、別に定める。

(懲戒)

第 41 条 学生が本学の秩序を乱し、その他学生の本分に反した行為をなしたときは、学長は、教育研究会議及び教育研究評議会の議を経て懲戒する。

2 懲戒は、学長の命を受け、研究科長がこれを行う。

3 懲戒は、退学、停学及び訓告とする。

第 9 章 検定料、入学料及び授業料

(検定料等)

第 42 条 検定料、入学料及び授業料(以下「検定料等」という。)の額は、別表第二のとおりとする。

2 検定料等の徴収等に関しては、学則第 72 条から第 82 条までの規定による。

第 10 章 研究生、科目等履修生、特別聴講学生、外国人留学生及び特別研究学生

(研究生等)

第 43 条 研究生、科目等履修生、特別聴講学生及び外国人留学生については、学則第 83 条から第 86 条までの規定を準用する。この場合において、「学域」とあるのは「研究科」と読み替えるものとする。

(特別研究学生)

第 44 条 他の大学の大学院の学生で、研究科(法務研究科を除く。)において研究指導を受けようとするものがあるときは、当該大学院と協議の上、特別研究学生として研究指導を受けることを許可することがある。

(検定料等)

第 45 条 研究生、科目等履修生、特別聴講学生及び特別研究学生に係る検定料等の額は、別表第二のとおりとする。

2 特別聴講学生及び特別研究学生に係る検定料及び入学料は、徴収しない。

- 3 第1項の規定にかかわらず、特別聴講学生が、国立大学の大学院学生、単位互換協定に基づく公立若しくは私立の大学の大学院学生、交流協定に基づく外国人留学生又は教育研究評議会の議を経て学長が特に必要と認める大学院学生であるときは、授業料を徴収しない。
- 4 第1項の規定にかかわらず、特別研究学生が、国立大学の大学院学生、特別研究学生交流協定に基づく公立若しくは私立の大学の大学院学生又は交流協定に基づく外国人留学生であるときは、授業料を徴収しない。

第11章 教員組織

(教員組織)

第46条 大学院の授業及び研究指導は、各研究科を担当する教授が行う。ただし、必要があるときは、准教授、講師又は助教が行うことができる。

第12章 運営組織

(運営組織)

第47条 大学院の運営については、学則第27条から第31条の規定により、教育研究評議会、教育研究会及び研究科会議が審議する。

第13章 連合大学院

(大阪大学・金沢大学・浜松医科大学・千葉大学・福井大学連合小児発達学研究所)

第48条 大阪大学大学院に設置される、大阪大学・金沢大学・浜松医科大学・千葉大学・福井大学連合小児発達学研究所小児発達学専攻(博士課程)の教育及び研究の実施について、本学は、大阪大学、浜松医科大学、千葉大学及び福井大学と協力するものとする。

第14章 共同大学院

(共同大学院)

第49条 本学、千葉大学及び長崎大学を構成大学とする先進予防医学共同専攻(医学博士課程)の教育及び研究の実施について、本学は、千葉大学及び長崎大学と協力するものとする。

附 則

- この学則は、平成16年4月1日から施行する。
- 第3条第1項の規定にかかわらず、旧金沢大学大学院規程による法学研究科法律学専攻及び公共システム専攻、医学系研究科生理系専攻、病理系専攻、社会医学系専攻、内科系専攻、外科系専攻及び分子情報医学系専攻並びに自然科学研究科機械科学専攻、生命・地球学専攻、環境基盤工学専攻、電子情報システム専攻、物質構造科学専攻、機能開発科学専攻、地球環境科学専攻及び数理情報科学専攻は、平成16年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 別表第一の規定にかかわらず、法学研究科、自然科学研究科及び法務研究科並びに合計欄の収容定員については、平成16年度及び平成17年度は、次の表のとおりとする。
- 平成10年度以前の入学者に係る授業料の額は、第41条第1項の規定にかかわらず、なお、従前の額とする。

研究科名	専攻名	平成16年度			平成17年度		
		修士課程及び博	博士後	専門職学	修士課程及び博	博士後	専門職学

		士前期課程	期課程	位課程	士前期課程	期課程	位課程	
法学研究科	法律・政策学専攻	15			30			
	従前の専攻	法律学専攻	15					
		公共システム専攻	5					
	計	35			30			
自然科学研究科 (博士前期課程)	数物科学専攻	121			112			
	電子情報工学専攻	67			134			
	機能機械科学専攻	51			102			
	人間・機械科学専攻	40			80			
	物質化学専攻	48			52			
	物質工学専攻	100			106			
	地球環境学専攻	19			38			
	社会基盤工学専攻	48			96			
	生物科学専攻	17			34			
	生命薬学専攻	87			96			
	医療薬学専攻	40			32			
	従前の専攻	機械科学専攻	82					
		生命・地球学専攻	39					
		環境基盤工学専攻	48					
		電子情報システム専攻	59					
	計	866			882			
自然科学研究科 (博士後期課程)	数物科学専攻		13			26		
	電子情報科学専攻		15			30		
	システム創成科学専攻		48			56		
	物質科学専攻		17			34		
	環境科学専攻		22			44		
	生命科学専攻		70			80		
	従前の専攻	物質構造科学専攻		29			15	
		機能開発科学専攻		28			14	
		地球環境科学専攻		26			13	
		数理情報科学専攻		32			16	
計		300			328			
法務研究科	法務専攻			40			80	
合計		1,225	791	40	1,236	819	80	

附 則

- この学則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。
- 改正後の別表第一の規定にかかわらず、医学系研究科の収容定員並びに「修士課程及び博士前期課程」及び「医学博士課程、後期 3 年博士課程及び博士後期課程」の合計欄の収容定員は、平成 17 年度から平成 19 年度までは、次の表のとおりとする。

研究科名	専攻名	平成 17 年度		平成 18 年度		平成 19 年度	
		修士課程及び博士前期課程	医学博士課程及び博士後期課程	修士課程及び博士前期課程	医学博士課程及び博士後期課程	修士課程及び博士前期課程	医学博士課程及び博士後期課程
医学系研究科	医科学専攻	15		30		30	
	脳医科学専攻		92		88		84
	がん医科学専攻		119		114		109
	循環医科学専攻		100		96		92
	環境医科学専攻		54		52		50
	保健学専攻	140	75	140	75	140	75
	計	155	440	170	425	170	410
合計		1,251	804	1,266	815	1,266	800

- 平成 10 年度以前の入学者に係る授業料の額については、改正後の別表第二の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

附 則

この規則は、平成 17 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 17 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

- この学則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 第 2 条第 1 項の規定にかかわらず、文学研究科、法学研究科、経済学研究科及び社会環境科学研究科は、平成 18 年 3 月 31 日に当該研究科に在学する者が当該研究科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

- 3 別表第一の規定にかかわらず，文学研究科，法学研究科，経済学研究科及び社会環境科学研究科の収容定員は，平成 18 年度から平成 20 年度までは，次の表のとおりとする。

研究科名	専攻名	平成 18 年度		平成 19 年度		平成 20 年度	
		修士課程及び博士前期課程	医学博士課程及び博士後期課程	修士課程及び博士前期課程	医学博士課程及び博士後期課程	修士課程及び博士前期課程	医学博士課程及び博士後期課程
人間社会環境研究科	人間文化専攻	25		50		50	
	社会システム専攻	18		36		36	
	公共経営政策専攻	12		24		24	
	人間社会環境学専攻		12		24		36
従前の研究科	文学研究科	哲学専攻	6				
		史学専攻	7				
		文学専攻	15				
	法学研究科	法律・政策学専攻	15				
	経済学研究科	経済学専攻	9				
	社会環境科学研究科	地域社会環境学専攻		12		6	
国際社会環境学専攻			12		6		
合計		1,269	815	1,272	800	1,272	785

附 則

この学則は，平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は，平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- この学則は，平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 別表第一の規定にかかわらず，教育学研究科及び合計欄の収容定員については，平成 21 年度は，次の表のとおりとする。

研究科名	専攻名	平成 21 年度	
教育学研究科	教育実践高度化専攻	35	
	従前の専攻	学校教育専攻	10
		国語教育専攻	4

	社会科教育専攻	4
	数学教育専攻	4
	理科教育専攻	4
	音楽教育専攻	3
	美術教育専攻	3
	保健体育専攻	5
	技術教育専攻	5
	家政教育専攻	5
	英語教育専攻	4
	障害児教育専攻	4
大学院合計		1252

附 則

- この学則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 改正後の第 3 条第 1 項の規定にかかわらず、自然科学研究科生命薬学専攻及び医療薬学専攻は、平成 22 年 3 月 31 日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 改正後の第 30 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 22 年 3 月 31 日に在学する者については、なお、従前の例による。
- 改正後の別表第一の規定にかかわらず、自然科学研究科生命薬学専攻、医療薬学専攻、医学系研究科創薬科学専攻、法務研究科法務専攻及び合計欄の収容定員については、平成 22 年度及び平成 23 年度は、次の表のとおりとする。

研究科名	専攻名	平成 22 年度		平成 23 年度
		修士課程及び博士前期課程	専門職学位課程	専門職学位課程
自然科学研究科	生命薬学専攻	48		
	医療薬学専攻	16		
医学系研究科	創薬科学専攻	38		
法務研究科	法務専攻		105	90
大学院合計		1206	105	90

附 則

この学則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- この学則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 改正後の第 3 条第 1 項の規定にかかわらず、人間社会環境研究科人間文化専攻、社会システム専攻及び公共経営政策専攻、自然科学研究科電子情報工学専攻、機能機械科学専攻、人間・機械科学専攻、物質工学専攻、地球環境学専攻、社会基盤工学専攻及び生物科学専攻並びに医学系研究科医科学専攻、脳医科学専攻、がん医科学専攻、循環医科学専攻、環境医科学専攻、創薬科学専攻及び保健学専攻は、平成 24 年 3 月 31 日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

- 3 改正後の別表第一の規定にかかわらず、人間社会環境研究科博士前期課程、自然科学研究科物質化学専攻、機械科学専攻、電子情報科学専攻(博士前期課程に限る)、環境デザイン専攻、自然システム学専攻、電子情報工学専攻、機能機械科学専攻、人間・機械科学専攻、物質工学専攻、地球環境学専攻及び生物科学専攻、医薬保健学総合研究科並びに医学系研究科の収容定員については、平成24年度から平成26年度までは、次の表のとおりとする。

研究科名	専攻名	平成24年度		平成25年度		平成26年度		
		修士課程 及び博士 前期課程	医学博士課程, 薬学博士課程及 び博士後期課程	修士課程 及び博士 前期課程	医学博士課程, 薬学博士課程及 び博士後期課程	修士課程 及び博士 前期課程	医学博士課程, 薬学博士課程及 び博士後期課程	
人間社会 環境研究 科 (博士前期 課程)	人文学専攻	23		46		48		
	法学・政治学 専攻	8		16		16		
	経済学専攻	8		16		16		
	地域創造学専 攻	8		16		16		
	国際学専攻	8		16		16		
	従前 の専 攻	人間文 化専攻	25					
		社会シ ステム 専攻	18					
		公共経 営政策 専攻	12					
自然科学 研究科 (博士前期 課程)	物質化学専攻	57		114		114		
	機械科学専攻	90		180		180		
	電子情報科学 専攻	67		134		134		
	環境デザイ ン学専攻	40		80		80		
	自然システ ム学専攻	67		134		134		
	従前 の専 攻	電子情 報工学 専攻	67					
		機能機 械科学 専攻	51					
		人間・ 機械科 学専攻	40					
		物質化 学専攻	26					
		物質工 学専攻	53					
地球環		19						

		境学専攻						
		社会基盤工学専攻	48					
		生物学専攻	17					
自然科学 研究科 (博士後期 課程)		環境科学専攻		65		64		63
		生命科学専攻		76		62		48
医薬保健 学総合研 究科		医科学専攻	15		30		30	
		脳医科学専攻		16		32		48
		がん医科学専攻		26		52		78
		循環医科学専攻		20		40		60
		環境医科学専攻		14		28		42
		薬学専攻		4		8		12
		創薬科学専攻	38	11	76	22	76	33
		保健学専攻	70	25	140	50	140	75
従前 の研 究科	医学系 研究科	従前の専攻	15					
		脳医科学専攻		60		40		20
		がん医科学専攻		78		52		26
		循環医科学専攻		66		44		22
		環境医科学専攻		36		24		12
		創薬科学専攻	38					
		保健学専攻	70	50		25		
		大学院合計			1,180	781	1,180	777

附 則

この学則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- この学則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 改正後の第 3 条第 1 項の規定にかかわらず、自然科学研究科システム創成科学専攻、物質科学専攻、環境科学専攻及び生命科学専攻は、平成 26 年 3 月 31 日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 改正後の別表第一の規定にかかわらず、自然科学研究科(博士後期課程に限る。)の収容定員については、平成 26 年度から平成 28 年度までは、次の表のとおりとする。

研究科名	専攻名	平成 26 年度		平成 27 年度		平成 28 年度	
		修士課程及び博士前期課程	医学博士課程, 薬学博士課程及び博士後期課程	修士課程及び博士前期課程	医学博士課程, 薬学博士課程及び博士後期課程	修士課程及び博士前期課程	医学博士課程, 薬学博士課程及び博士後期課程
自然科学研究科 (博士後期課程)	数物科学専攻		41		43		45
	物質化学専攻		14		28		42
	機械科学専攻		25		50		75
	電子情報科学専攻		48		51		54
	環境デザイン学専攻		10		20		30
	自然システム学専攻		21		42		63
	従前の専攻	システム創成科学専攻		42		21	
		物質科学専攻		34		17	
		環境科学専攻		42		21	
		生命科学専攻		32		16	

附 則

- この学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 改正後の別表第一の規定にかかわらず、法務研究科(専門職学位課程)の収容定員については、平成 27 年度及び平成 28 年度は、次の表のとおりとする。

研究科名	専攻名	平成 27 年度	平成 28 年度
		専門職学位課程	専門職学位課程
法務研究科 (専門職学位課程)	法務専攻	65	55

附 則

- この学則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 改正後の第3条第1項の規定にかかわらず，教育学研究科教育実践高度化専攻並びに医薬保健学総合研究科脳医科学専攻，がん医科学専攻，循環医科学専攻及び環境医科学専攻は平成28年3月31日に当該研究科に在学する者が当該研究科に在学しなくなるまでの間，存続するものとする。
- 3 改正後の別表第一の規定にかかわらず，教育学研究科，医薬保健学総合研究科(医学博士課程に限る。)，先進予防医学研究科及び教職実践研究科の収容定員については，平成28年度から平成30年度までは，次の表のとおりとする。

研究科名	専攻名	平成28年度			平成29年度			平成30年度		
		修士課程及び博士前期課程	医学博士課程，薬学博士課程及び博士後期課程	専門職学位課程	修士課程及び博士前期課程	医学博士課程，薬学博士課程及び博士後期課程	専門職学位課程	修士課程及び博士前期課程	医学博士課程，薬学博士課程及び博士後期課程	専門職学位課程
教育学研究科	教育実践高度化専攻	35								
医薬保健学総合研究科	医学専攻		64			128			192	
	従前の専攻		48			32			16	
	脳医科学専攻									
	がん医科学専攻		78			52			26	
	循環医科学専攻		60			40			20	
	環境医科学専攻		42			28			14	
先進予防医学研究科	先進予防医学共同専攻		12			24			36	
教職実践研究科(専門職学位課程)	教職実践高度化専攻			15			30			30
合計		1,145	773	50	1,110	773	75	1,110	773	75

別表第一

入学定員及び収容定員

研究科名	専攻名	修士課程及び博士前期課程		医学博士課程, 薬学博士課程及び博士後期課程		専門職学位課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
人間社会環境研究科	人文学専攻	23	46				
	法学・政治学専攻	8	16				
	経済学専攻	8	16				
	地域創造学専攻	8	16				
	国際学専攻	8	16				
	人間社会環境学専攻			12	36		
	計	55	110	12	36		
自然科学研究科	数物科学専攻	56	112	15	45		
	物質化学専攻	57	114	14	42		
	機械科学専攻	90	180	25	75		
	電子情報科学専攻	67	134	18	54		
	環境デザイン学専攻	40	80	10	30		
	自然システム学専攻	67	134	21	63		
	計	377	754	103	309		
医薬保健学総合研究科	医科学専攻	15	30				
	医学専攻			64	256		
	薬学専攻			4	16		
	創薬科学専攻	38	76	11	33		
	保健学専攻	70	140	25	75		
	計	123	246	104	380		
先進予防医学研究科	先進予防医学共同専攻			12	48		
	計			12	48		
法務研究科	法務専攻					15	45
	計					15	45
教職実践研究科	教職実践高度化専攻					15	30
	計					15	30
合計		555	1,110	231	773	30	75

別表第二

検定料等の額

区分	検定料	入学料	授業料
大学院	30,000円	282,000円	年額 535,800円
法科大学院	30,000円	282,000円	年額 804,000円

研究生	9,800 円	84,600 円	月額 29,700 円
科目等履修生	9,800 円	28,200 円	1 単位 14,800 円
特別聴講学生			1 単位 14,800 円
特別研究学生			月額 29,700 円

【金沢大学学則変更事由】

- ・第6条及び第27条

既存の教育学研究科を廃止し、新たに教職実践研究科を設置するため。既存の医薬保健学総合研究科の博士課程を改組するとともに、先進予防医学研究科も新たに設置するため。

- ・附則

従前の専攻が廃止されるまでの経過措置を定めるため。

【金沢大学大学院学則変更事由】

- ・ 第 2 条及び第 3 条
既存の教育学研究科を廃止し、新たに教職実践研究科を設置するため。既存の医薬保健学総合研究科の博士課程を改組するとともに、先進予防医学研究科も新たに設置するため。
- ・ 第 4 条（別表第一）
医薬保健学総合研究科医学専攻、先進予防医学研究科及び教職実践研究科の入学定員及び収容定員を定めるため。
- ・ 第 6 条
教職実践研究科の修業年限を定めるため。
- ・ 第 7 条
教職実践研究科の在学年限を定めるため。
- ・ 第 9 条
教職実践研究科の入学資格を定めるため。
- ・ 第 19 条
教職実践研究科の教育方法を定めるため。
- ・ 第 28 条
医薬保健学総合研究科医学専攻、先進予防医学研究科先進予防医学共同専攻及び教職実践研究科の修了要件を定めるため。
- ・ 第 49 条
共同大学院に関する事項を定めるため。
- ・ 附則
教育学研究科、医薬保健学総合研究科、先進予防医学研究科及び教職実践研究科の収容定員数の経過措置を定めるため。

金沢大学学則(平成16年規則第2号)新旧対照表

改正案	現行
<p>第1条から第5条まで (略)</p> <p>(大学院)</p> <p>第6条 本学に，大学院を置く。</p> <p>2 大学院に，次に掲げる研究科及び専攻を置く。</p> <p>教育学研究科</p> <p>(<u>修士課程</u>)</p> <p>教育実践高度化専攻</p> <p>人間社会環境研究科</p> <p>(前期2年の博士課程)</p> <p>人文学専攻，法学・政治学専攻，経済学専攻，地域創 造学専攻，国際学専攻</p> <p>(後期3年の博士課程)</p> <p>人間社会環境学専攻</p> <p>自然科学研究科</p> <p>(前期2年の博士課程)</p> <p>数物科学専攻，物質化学専攻，機械科学専攻，電子情 報科学専攻，環境デザイン学専攻，自然システム学専</p>	<p>第1条から第5条まで (略)</p> <p>(大学院)</p> <p>第6条 本学に，大学院を置く。</p> <p>2 大学院に，次に掲げる研究科及び専攻を置く。</p> <p>教育学研究科</p> <p>(<u>修士課程</u>)</p> <p>教育実践高度化専攻</p> <p>人間社会環境研究科</p> <p>(前期2年の博士課程)</p> <p>人文学専攻，法学・政治学専攻，経済学専攻，地域創 造学専攻，国際学専攻</p> <p>(後期3年の博士課程)</p> <p>人間社会環境学専攻</p> <p>自然科学研究科</p> <p>(前期2年の博士課程)</p> <p>数物科学専攻，物質化学専攻，機械科学専攻，電子情 報科学専攻，環境デザイン学専攻，自然システム学専</p>

<p>攻</p> <p>(後期3年の博士課程)</p> <p>数物科学専攻, 物質化学専攻, 機械科学専攻, 電子情報科学専攻, 環境デザイン学専攻, 自然システム学専攻</p>	<p>攻</p> <p>(後期3年の博士課程)</p> <p>数物科学専攻, 物質化学専攻, 機械科学専攻, 電子情報科学専攻, 環境デザイン学専攻, 自然システム学専攻</p>
<p>医薬保健学総合研究科</p> <p>(修士課程)</p> <p>医科学専攻</p> <p>(博士課程)</p> <p>医学専攻, 薬学専攻</p>	<p>医薬保健学総合研究科</p> <p>(修士課程)</p> <p>医科学専攻</p> <p>(博士課程)</p> <p>脳医科学専攻, がん医科学専攻, 循環医科学専攻, 環境医科学専攻, 薬学専攻</p>
<p>(前期2年の博士課程)</p> <p>創薬科学専攻, 保健学専攻</p> <p>(後期3年の博士課程)</p> <p>創薬科学専攻, 保健学専攻</p>	<p>(前期2年の博士課程)</p> <p>創薬科学専攻, 保健学専攻</p> <p>(後期3年の博士課程)</p> <p>創薬科学専攻, 保健学専攻</p>
<p><u>先進予防医学研究科</u></p> <p>(博士課程)</p> <p><u>先進予防医学共同専攻</u></p> <p>法務研究科</p> <p>(専門職学位課程)</p> <p>法務専攻</p>	<p>法務研究科</p> <p>(専門職学位課程)</p> <p>法務専攻</p>

教職実践研究科

(専門職学位課程)

教職実践高度化専攻

3 大学院(連合大学院を含む。)に関し必要な事項は、別に定める。

第7条から第26条まで (略)

第3節 教授会

(教育研究会議, 学類会議, 研究科会議及び系会議並びに教授会議)

第27条 教授会として, 人間社会学域, 人間社会環境研究科, 法務研究科, 教職実践研究科及び人間社会研究域の教育及び研究に関する重要事項を審議するため, 人間社会系教育研究会議を置き, その下に, 学類会議, 研究科会議, 系会議を置く。

2 教授会として, 理工学域, 自然科学研究科及び理工研究域の教育及び研究に関する重要事項を審議するため, 理工系教育研究会議を置き, その下に, 学類会議, 研究科会議, 系会議を置く。

3 教授会として, 医薬保健学域, 医薬保健学総合研究科, 先進予防医学研究科及び医薬保健研究域の教育及び研究に関する重要事項を審議するため, 医薬保健系教育研究会議を置き, その下に, 学類会議, 研究科会議, 系会議を置く。

4 教授会として, がん進展制御研究所の研究に関する重要事項を審議するため, がん進展制御研究所教授会議を置く。

3 大学院(連合大学院を含む。)に関し必要な事項は、別に定める。

第7条から第26条まで (略)

第3節 教授会

(教育研究会議, 学類会議, 研究科会議及び系会議並びに教授会議)

第27条 教授会として, 人間社会学域, 教育学研究科, 人間社会環境研究科, 法務研究科及び人間社会研究域の教育及び研究に関する重要事項を審議するため, 人間社会系教育研究会議を置き, その下に, 学類会議, 研究科会議, 系会議を置く。

2 教授会として, 理工学域, 自然科学研究科及び理工研究域の教育及び研究に関する重要事項を審議するため, 理工系教育研究会議を置き, その下に, 学類会議, 研究科会議, 系会議を置く。

3 教授会として, 医薬保健学域, 医薬保健学総合研究科及び医薬保健研究域の教育及び研究に関する重要事項を審議するため, 医薬保健系教育研究会議を置き, その下に, 学類会議, 研究科会議, 系会議を置く。

4 教授会として, がん進展制御研究所の研究に関する重要事項を審議するため, がん進展制御研究所教授会議を置く。

<p>第28条から第89条まで (略)</p> <p>附 則 (略)</p>	<p>第28条から第89条まで (略)</p> <p>附 則 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1 この学則は、平成28年4月1日から施行する。</p> <p>2 第6条第2項の規定にかかわらず、教育学研究科教育実践高度化専攻並びに医薬保健学総合研究科脳医科学専攻、がん医科学専攻、循環医科学専攻及び環境医科学専攻は、平成28年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなるまでの間、<u>存続するものとする。</u></p> <p>3 <u>存続する専攻に係る第30条に規定する事項を審議する教授会については、第27条の規定にかかわらず、従前のおりとする。</u></p> <p>4 <u>存続する専攻の長については、前項に規定する教授会が別に定めるものとする。</u></p> <p>5 <u>平成28年3月31日に在学する者については、別表第二の規定を除き、なお、従前の例による。</u></p> <p>別表第一から四 (略)</p>
--	---

別表第一から四 (略)

別表第一から四 (略)

金沢大学大学院学則(平成16年規則第3号)新旧対照表

改正案	現行																		
<p>第1条 (略)</p> <p>(研究科の種類及び講座)</p> <p>第2条 大学院に、次の研究科を置く。</p> <p>人間社会環境研究科</p> <p>自然科学研究科</p> <p>医薬保健学総合研究科</p> <p>先進予防医学研究科</p> <p>法務研究科</p> <p>教職実践研究科</p> <p>2 法務研究科及び<u>教職実践研究科</u>は、専門職大学院とする。</p> <p>3 研究科に、講座を置くことができる。</p> <p>(研究科の専攻及び課程)</p> <p>第3条 研究科に置く専攻及びその課程の別は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1185 1122 1327 2016"> <thead> <tr> <th>研究科名</th> <th>専攻名</th> <th>課程の別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人間社会環境</td> <td>人文学専攻, 法学・政治学専攻, 経済学専攻,</td> <td>博士課程(前期2年)</td> </tr> <tr> <td>研究科</td> <td>地域創造学専攻, 国際学専攻</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	研究科名	専攻名	課程の別	人間社会環境	人文学専攻, 法学・政治学専攻, 経済学専攻,	博士課程(前期2年)	研究科	地域創造学専攻, 国際学専攻		<p>第1条 (略)</p> <p>(研究科の種類及び講座)</p> <p>第2条 大学院に、次の研究科を置く。</p> <p><u>教育学研究科</u></p> <p>人間社会環境研究科</p> <p>自然科学研究科</p> <p>医薬保健学総合研究科</p> <p>法務研究科</p> <p>2 法務研究科は、専門職大学院とする。</p> <p>3 研究科に、講座を置くことができる。</p> <p>(研究科の専攻及び課程)</p> <p>第3条 研究科に置く専攻及びその課程の別は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1185 230 1327 1122"> <thead> <tr> <th>研究科名</th> <th>専攻名</th> <th>課程の別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>教育学研究科</u></td> <td><u>教育実践高度化専攻</u></td> <td><u>修士課程</u></td> </tr> <tr> <td>人間社会環境</td> <td>人文学専攻, 法学・政治学専攻, 経済学専攻,</td> <td>博士課程(前</td> </tr> </tbody> </table>	研究科名	専攻名	課程の別	<u>教育学研究科</u>	<u>教育実践高度化専攻</u>	<u>修士課程</u>	人間社会環境	人文学専攻, 法学・政治学専攻, 経済学専攻,	博士課程(前
研究科名	専攻名	課程の別																	
人間社会環境	人文学専攻, 法学・政治学専攻, 経済学専攻,	博士課程(前期2年)																	
研究科	地域創造学専攻, 国際学専攻																		
研究科名	専攻名	課程の別																	
<u>教育学研究科</u>	<u>教育実践高度化専攻</u>	<u>修士課程</u>																	
人間社会環境	人文学専攻, 法学・政治学専攻, 経済学専攻,	博士課程(前																	

	人間社会環境学専攻	博士課程(後期3年)
自然科学研究科	数物科学専攻, 物質化学専攻, 機械科学専攻, 電子情報科学専攻, 環境デザイン学専攻, 自然システム学専攻	博士課程(前期2年)
	数物科学専攻, 物質化学専攻, 機械科学専攻, 電子情報科学専攻, 環境デザイン学専攻, 自然システム学専攻	博士課程(後期3年)
	医学専攻	修士課程
	創薬科学専攻, 保健学専攻	博士課程(前期2年)
	創薬科学専攻, 保健学専攻	博士課程(後期3年)
先進予防医学先進予防医学共同専攻 研究科		博士課程
法務研究科	法務専攻	専門職学位課程(法科大学院)
	教職実践研究教職実践高度化専攻	専門職学位課程(教職大学院)

2 医薬保健学総合研究科医学専攻及び先進予防医学研究科先進予防医学

研究科	地域創造学専攻, 国際学専攻	期2年)
	人間社会環境学専攻	博士課程(後期3年)
自然科学研究科	数物科学専攻, 物質化学専攻, 機械科学専攻, 電子情報科学専攻, 環境デザイン学専攻, 自然システム学専攻	博士課程(前期2年)
	数物科学専攻, 物質化学専攻, 機械科学専攻, 電子情報科学専攻, 環境デザイン学専攻, 自然システム学専攻	博士課程(後期3年)
	医学専攻	修士課程
	脳医科学専攻, がん医科学専攻, 循環医科学専攻, 環境医科学専攻, 薬学専攻	博士課程
	創薬科学専攻, 保健学専攻	博士課程(前期2年)
法務研究科	創薬科学専攻, 保健学専攻	博士課程(後期3年)
	法務専攻	専門職学位課程(法科大学院)

2 医薬保健学総合研究科の脳医科学専攻, がん医科学専攻, 循環医科学

<p><u>学共同専攻は、医学を履修する4年の博士課程(以下「医学博士課程」という。)</u>、薬学専攻は、薬学を履修する4年の博士課程(以下「薬学博士課程」という。)<u>とし、医薬保健学総合研究科の創薬科学専攻及び保健学専攻、人間社会環境研究科並びに自然科学研究科は、5年の博士課程とし、前期2年の課程(以下「博士前期課程」という。)</u>及び後期3年の課程(以下「博士後期課程」という。)<u>に区分する。</u></p> <p>3 法務研究科は、専ら法曹養成のための教育を行うことを目的とする専門職学位課程を置く法科大学院とする。</p> <p>4 <u>教職実践研究科は、専ら実践的指導能力を備えた教員養成のための教育を行うことを目的とする専門職学位課程を置く教職大学院とする。</u></p>	<p><u>専攻及び環境医科学専攻は、医学を履修する4年の博士課程(以下「医学博士課程」という。)</u>、薬学専攻は、薬学を履修する4年の博士課程(以下「薬学博士課程」という。)<u>とし、医薬保健学総合研究科の創薬科学専攻及び保健学専攻、人間社会環境研究科並びに自然科学研究科は、5年の博士課程とし、前期2年の課程(以下「博士前期課程」という。)</u>及び後期3年の課程(以下「博士後期課程」という。)<u>に区分する。</u></p> <p>3 法務研究科は、専ら法曹養成のための教育を行うことを目的とする専門職学位課程を置く法科大学院とする。</p>
<p>第4条及び第5条 (略)</p> <p>第3章 修業年限及び在学年限 (修業年限)</p> <p>第6条 <u>修士課程及び専門職学位課程(教職大学院)の標準修業年限は、2年とする。</u></p> <p>2 博士課程の標準修業年限は、5年とする。(博士前期課程は2年とし、博士後期課程は3年とする。)ただし、人間社会環境研究科博士前期課程法学・政治学専攻、経済学専攻及び地域創造学専攻については、大学院設置基準(昭和49年文部省令第28号)第3条第3項の規定に基づく1年以上2年未満の標準修業年限である履修制度(以下「短期(1年)在学型制</p>	<p>第4条及び第5条 (略)</p> <p>第3章 修業年限及び在学年限 (修業年限)</p> <p>第6条 修士課程の標準修業年限は、2年とする。</p> <p>2 博士課程の標準修業年限は、5年とする。(博士前期課程は2年とし、博士後期課程は3年とする。)ただし、人間社会環境研究科博士前期課程法学・政治学専攻、経済学専攻及び地域創造学専攻については、大学院設置基準(昭和49年文部省令第28号)第3条第3項の規定に基づく1年以上2年未満の標準修業年限である履修制度(以下「短期(1年)在学型制</p>

<p>度」という。)の標準修業年限は、1年とする。</p>	<p>度」という。)の標準修業年限は、1年とする。</p>
<p>3 医学博士課程及び薬学博士課程の標準修業年限は、4年とする。</p>	<p>3 医学博士課程及び薬学博士課程の標準修業年限は、4年とする。</p>
<p>4 専門職学位課程(法科大学院)の標準修業年限は、3年とする。</p>	<p>4 専門職学位課程(法科大学院)の標準修業年限は、3年とする。</p>
<p>(在学年限)</p>	<p>(在学年限)</p>
<p>第7条 修士課程及び博士前期課程には、4年を超えて在学することができない。</p>	<p>第7条 修士課程、博士前期課程及び専門職学位課程(教職大学院)には、4年を超えて在学することができない。</p>
<p>2 前項の規定にかかわらず、短期(1年)在学型制度においては、2年を超えて在学することができない。</p>	<p>2 前項の規定にかかわらず、短期(1年)在学型制度においては、2年を超えて在学することができない。</p>
<p>3 医学博士課程及び薬学博士課程には、8年を超えて在学することができない。</p>	<p>3 医学博士課程及び薬学博士課程には、8年を超えて在学することができない。</p>
<p>4 博士後期課程及び専門職学位課程(法科大学院)には、6年を超えて在学することができない。</p>	<p>4 博士後期課程及び専門職学位課程(法科大学院)には、6年を超えて在学することができない。</p>
<p>第4章 入学</p>	<p>第4章 入学</p>
<p>第8条 (略)</p>	<p>第8条 (略)</p>
<p>(入学資格)</p>	<p>(入学資格)</p>
<p>第9条 修士課程、博士前期課程及び専門職学位課程(法科大学院)に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p>	<p>第9条 修士課程、博士前期課程及び専門職学位課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p>
<p>(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第83条に定める大学を卒業した者</p>	<p>(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第83条に定める大学を卒業した者</p>

- (2) 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 我が国において、外国の大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定する当該課程を修了した者
- (5) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者
- (8) 学校教育法第102条第2項の規定により他の大学の大学院に入学した者であって、当該者を金沢大学(以下「本学」という。)の研究科において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認められたもの
- (9) 外国において学校教育における15年の課程を修了した者、我が国において、外国の大学における15年の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定する当該課程を修了した者、又は外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における15年の課程を修了した者であつ

- (2) 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 我が国において、外国の大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定する当該課程を修了した者
- (5) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者
- (8) 学校教育法第102条第2項の規定により他の大学の大学院に入学した者であって、当該者を金沢大学(以下「本学」という。)の研究科において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認められたもの
- (9) 外国において学校教育における15年の課程を修了した者、我が国において、外国の大学における15年の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定する当該課程を修了した者、又は外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における15年の課程を修了した者であつ

<p>て、本学の研究科において、所定の単位を優れた成績をもって修得したと認められたもの</p>	<p>て、本学の研究科において、所定の単位を優れた成績をもって修得したと認められたもの</p>
<p>(10) 本学の研究科において、個別の入学資格審査により、第1号に定める者と同等以上の学力があると認められた者で、22歳に達したものの</p>	<p>(10) 本学の研究科において、個別の入学資格審査により、第1号に定める者と同等以上の学力があると認められた者で、22歳に達したものの</p>
<p>2 専門職学位課程(教職大学院)に入学することができる者は、一種教員免許状取得者とする。</p>	
<p>3 第1項の規定にかかわらず、学校教育法第83条に定める大学に3年以上在学した者であって、本学の研究科が定める単位を優秀な成績で修得したと認められたものは、修士課程、博士前期課程又は専門職学位課程(法科大学院)に入学することができる。</p>	<p>2 前項の規定にかかわらず、学校教育法第83条に定める大学に3年以上在学した者であって、本学の研究科が定める単位を優秀な成績で修得したと認められたものは、修士課程、博士前期課程又は専門職学位課程(法科大学院)に入学することができる。</p>
<p>第10条から第18条まで (略)</p>	<p>第10条から第18条まで (略)</p>
<p>第5章 教育方法等 (教育課程の編成方針及び教育方法)</p>	<p>第5章 教育方法等 (教育課程の編成方針及び教育方法)</p>
<p>第19条 研究科は、教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設するとともに、学位論文の作成等に対する指導(以下「研究指導」という。)の計画を策定し、体系的に教育課程を編成するものとする。</p>	<p>第19条 研究科は、教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設するとともに、学位論文の作成等に対する指導(以下「研究指導」という。)の計画を策定し、体系的に教育課程を編成するものとする。</p>
<p>2 教育課程の編成に当たっては、研究科における専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう配慮するものとする。</p>	<p>2 教育課程の編成に当たっては、研究科における専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう配慮するものとする。</p>

<p>3 研究科(教職実践研究科及び法務研究科を除く。)の教育は、授業科目の授業及び研究指導の授業及び研究指導によって行うものとする。</p> <p>4 法務研究科の教育は、その教育上の目的を達成するために必要な授業科目の授業によって行うものとする。</p> <p>5 <u>教職実践研究科の教育は、その教育上の目的を達成するために必要な授業科目の授業によって行うものとする。</u></p>	<p>3 研究科(法務研究科を除く。)の教育は、授業科目の授業及び研究指導によって行うものとする。</p> <p>4 法務研究科の教育は、その教育上の目的を達成するために必要な授業科目の授業によって行うものとする。</p>
<p>第19条の2から第27条まで (略)</p> <p>第6章 課程の修了及び学位授与 (修了要件)</p> <p>第28条 修士課程及び博士前期課程の修了要件は、当該課程に2年以上在学し、30単位以上で研究科の定める単位数を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該課程の目的に応じ、修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、当該課程に1年以上在学すれば足りるものとする。</p> <p>2 博士後期課程の修了要件は、当該課程に3年(法科大学院の課程を修了した者にあつては、2年)以上在学し、10単位以上で研究科の定める単位数を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、在学期間に関しては、優れた研究業績を上</p>	<p>第19条の2から第27条まで (略)</p> <p>第6章 課程の修了及び学位授与 (修了要件)</p> <p>第28条 修士課程及び博士前期課程の修了要件は、当該課程に2年以上在学し、30単位以上で研究科の定める単位数を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該課程の目的に応じ、修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、当該課程に1年以上在学すれば足りるものとする。</p> <p>2 博士後期課程の修了要件は、当該課程に3年(法科大学院の課程を修了した者にあつては、2年)以上在学し、10単位以上で研究科の定める単位数を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、在学期間に関しては、優れた研究業績を上</p>

<p>げた者については、次に掲げる年数以上在学すれば足りるものとする。</p> <p>(1) 第1項本文の規定により修士課程及び博士前期課程を修了した者又は第11条(第1項を除く。)の規定により大学院の入学資格に関し、修士の学位若しくは専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者にあつては、1年(標準修業年限1年以上2年未満の専門職学位課程を修了した者にあつては、3年から当該1年以上2年未満の期間を減じた期間)以上</p> <p>(2) 短期(1年)在学型制度を修了した者及び第1項ただし書の規定により、優れた業績を上げた者として当該課程を修了した者にあつては、当該課程の在学期間を含めて3年以上</p> <p>4 医学博士課程のうち、<u>医薬保健学総合研究科医学専攻</u>における修了要件は、当該課程に4年以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間については、優れた研究業績を上げた者については、当該課程に3年以上在学すれば足りるものとする。</p> <p>5 <u>医学博士課程のうち、先進予防医学研究科先進予防医学共同専攻</u>における修了要件は、当該課程に4年以上在学し、35単位(非医療系入学者にあつては、37単位)以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間については、優れた研究業績を上げた者については、当該課程に3年以上在学すれば足りるものとする。</p> <p>6 薬学博士課程の修了要件は、当該課程に4年以上在学し、34単位以上</p>	<p>げた者については、次に掲げる年数以上在学すれば足りるものとする。</p> <p>(1) 第1項本文の規定により修士課程及び博士前期課程を修了した者又は第11条(第1項を除く。)の規定により大学院の入学資格に関し、修士の学位若しくは専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者にあつては、1年(標準修業年限1年以上2年未満の専門職学位課程を修了した者にあつては、3年から当該1年以上2年未満の期間を減じた期間)以上</p> <p>(2) 短期(1年)在学型制度を修了した者及び第1項ただし書の規定により、優れた業績を上げた者として当該課程を修了した者にあつては、当該課程の在学期間を含めて3年以上</p> <p>4 医学博士課程の修了要件は、当該課程に4年以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間については、優れた研究業績を上げた者については、当該課程に3年以上在学すれば足りるものとする。</p> <p>5 薬学博士課程の修了要件は、当該課程に4年以上在学し、34単位以上</p>	<p>げた者については、次に掲げる年数以上在学すれば足りるものとする。</p> <p>(1) 第1項本文の規定により修士課程及び博士前期課程を修了した者又は第11条(第1項を除く。)の規定により大学院の入学資格に関し、修士の学位若しくは専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者にあつては、1年(標準修業年限1年以上2年未満の専門職学位課程を修了した者にあつては、3年から当該1年以上2年未満の期間を減じた期間)以上</p> <p>(2) 短期(1年)在学型制度を修了した者及び第1項ただし書の規定により、優れた業績を上げた者として当該課程を修了した者にあつては、当該課程の在学期間を含めて3年以上</p> <p>4 医学博士課程のうち、<u>医薬保健学総合研究科医学専攻</u>における修了要件は、当該課程に4年以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間については、優れた研究業績を上げた者については、当該課程に3年以上在学すれば足りるものとする。</p> <p>5 <u>医学博士課程のうち、先進予防医学研究科先進予防医学共同専攻</u>における修了要件は、当該課程に4年以上在学し、35単位(非医療系入学者にあつては、37単位)以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間については、優れた研究業績を上げた者については、当該課程に3年以上在学すれば足りるものとする。</p> <p>6 薬学博士課程の修了要件は、当該課程に4年以上在学し、34単位以上</p>	<p>げた者については、次に掲げる年数以上在学すれば足りるものとする。</p> <p>(1) 第1項本文の規定により修士課程及び博士前期課程を修了した者又は第11条(第1項を除く。)の規定により大学院の入学資格に関し、修士の学位若しくは専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者にあつては、1年(標準修業年限1年以上2年未満の専門職学位課程を修了した者にあつては、3年から当該1年以上2年未満の期間を減じた期間)以上</p> <p>(2) 短期(1年)在学型制度を修了した者及び第1項ただし書の規定により、優れた業績を上げた者として当該課程を修了した者にあつては、当該課程の在学期間を含めて3年以上</p> <p>4 医学博士課程の修了要件は、当該課程に4年以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間については、優れた研究業績を上げた者については、当該課程に3年以上在学すれば足りるものとする。</p> <p>5 薬学博士課程の修了要件は、当該課程に4年以上在学し、34単位以上</p>
--	--	--	--

を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、当該課程に3年以上在学すれば足りるものとする。

7 専門職学位課程(法科大学院)の課程の修了要件は、当該課程に3年以上在学し、93単位以上で研究科の定める単位数を修得することとする。

8 専門職学位課程(教職大学院)の課程の修了要件は、当該課程に2年以上在学し、46単位以上で研究科の定める単位数を修得することとする。

第29条から第48条まで (略)

第14章 共同大学院 (共同大学院)

第49条 本学、千葉大学及び長崎大学を構成大学とする先進予防医学共同専攻(医学博士課程)の教育及び研究の実施について、本学は、千葉大学及び長崎大学と協力するものとする。

附 則 (略)

附 則

1 この学則は、平成28年4月1日から施行する。

2 改正後の第3条第1項の規定にかかわらず、教育学研究科教育実践高度化専攻並びに医薬保健学総合研究科脳医学専攻、がん医科学専攻、

を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、当該課程に3年以上在学すれば足りるものとする。

6 専門職学位課程(法科大学院)の課程の修了要件は、当該課程に3年以上在学し、93単位以上で研究科の定める単位数を修得することとする。

第29条から第48条まで (略)

附 則 (略)

循環医科学専攻及び環境医科学専攻は平成28年3月31日に当該研究科に在学する者が当該研究科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

2 改正後の別表第一の規定にかかわらず、教育学研究科、医薬保健学総合研究科(医学博士課程に限る。)、先進予防医学研究科及び教育学教職実践研究科の収容定員については、平成28年度から平成30年度までは、次の表のとおりとする。

研究科名	平成28年度		平成29年度		平成30年度	
	医学博士課程及び前期課程	専門職学位課程	医学博士課程、博士前期課程	専門職学位課程	医学博士課程、博士前期課程	専門職学位課程
専攻名	博士課程及び博士後期課程	博士課程及び博士後期課程	博士課程及び博士後期課程	博士課程及び博士後期課程	博士課程及び博士後期課程	博士課程及び博士後期課程
教育学実						
学 研究 高度	35					
究科 化専攻						
医薬保健	64		128		192	
学 総 脳医	48		32		16	

別表第一

入学定員及び収容定員

研究科名	専攻名	修士課程及び博士前期課程		医学博士課程、薬学博士課程及び博士後期課程		専門職学位課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
人間社会環境研究科	人文学専攻	23	46				
	法学・政治学専攻	8	16				
	経済学専攻	8	16				
	地域創造学専攻	8	16				
国際学専攻	国際学専攻	8	16				
	人間社会環境学専攻			12	36		
	計	55	110	12	36		
	数物科学専攻	56	112	15	45		
自然科学研究科	物質化学専攻	57	114	14	42		
	機械科学専攻	90	180	25	75		
	電子情報科学専攻	67	134	18	54		
	環境デザイン学	40	80	10	30		

別表第一

入学定員及び収容定員

研究科名	専攻名	修士課程及び博士前期課程		医学博士課程、薬学博士課程及び博士後期課程		専門職学位課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
教育学	教育実践高度化専攻	35	70				
	計	35	70				
人間社会環境研究科	人文学専攻	23	46				
	法学・政治学専攻	8	16				
	経済学専攻	8	16				
	地域創造学専攻	8	16				
国際学専攻	国際学専攻	8	16				
	人間社会環境学専攻			12	36		
	計	55	110	12	36		
	数物科学専攻	56	112	15	45		
自然科学研究科	物質化学専攻	57	114	14	42		
	機械科学専攻	90	180	25	75		
	電子情報科学専攻	67	134	18	54		
	環境デザイン学	40	80	10	30		

大学院	30,000円	282,000円	年額	535,800円
法科大学院	30,000円	282,000円	年額	804,000円
研究生	9,800円	84,600円	月額	29,700円
科目等履修生	9,800円	28,200円	1単位	14,800円
特別聴講学生			1単位	14,800円
特別研究学生			月額	29,700円
大学院	30,000円	282,000円	年額	535,800円
法科大学院	30,000円	282,000円	年額	804,000円
研究生	9,800円	84,600円	月額	29,700円
科目等履修生	9,800円	28,200円	1単位	14,800円
特別聴講学生			1単位	14,800円
特別研究学生			月額	29,700円

○金沢大学教育研究会議規程（案）

平成 20 年 4 月 1 日

規程第 1089 号

（趣旨）

第 1 条 この規程は、金沢大学学則(以下「学則」という。)第 34 条の規定に基づき、教育研究会議(以下「会議」という。)の組織及び運営等に関し必要な事項を定める。

（組織）

第 2 条 会議は、別表に掲げる各研究域に所属する教授をもって組織する。

2 会議には、当該研究域に所属する准教授、講師(常時勤務の者に限る。以下同じ。)及び助教を加えることができる。

3 医薬保健系教育研究会議には、附属病院長(第 1 項に該当しない者に限る。)、附属病院に所属する教授、准教授、講師及び助教を加えることができる。

（審議事項）

第 3 条 会議は、学則第 30 条第 1 項に基づき、次の事項について審議し、学長又は研究域長に意見を述べるものとする。

(1) 研究域長の候補者の選考に関する事項

(2) 教授、准教授、講師、助教及び助手(以下「教員」という。)の人事及び選考に関する事項

(3) 中期目標・中期計画及び年度計画(法人の経営に関するものを除く。)に関する事項

(4) 規程(法人の経営に関する部分を除く。)その他の教育及び研究に係る重要な規則の制定又は改廃に関する事項

(5) 教育及び研究に係る予算の執行に関する事項

(6) 教育課程の編成に関する事項

(7) 学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言、指導その他の援助に関する事項

(8) 学生の入学、卒業又は課程の修了その他学生の在籍に関する事項及び学位の授与に関する事項

(9) 教育及び研究の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項

(10) 授業の内容及び方法の改善を図るための研修及び研究の実施に関する事項

(11) 医薬保健系教育研究会議においては、附属病院長の候補者の選考に関する事項

(12) その他学域、研究科及び研究域の教育及び研究に関する重要事項

（議長）

第 4 条 会議に議長を置き、研究域長をもって充てる。

2 議長は、会議を主宰する。

3 議長に事故又は特別な事由があるときは、議長があらかじめ指名する者が、議長の職務を行う。

（議事及び議決）

第 5 条 会議は、構成員(海外渡航者及び休職者を除く。)の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。ただし、特別の必要があると認められるときは、3分の2以上の出席を必要とすることができる。

2 議事は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、特別の必要があると認められるときは、3分の2以上の多数をもって議決することができる。

(構成員以外の者の出席)

第6条 会議は、必要があると認めたときは、構成員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(代議員会)

第7条 会議に、第3条第2号から第12号に掲げる事項を審議するため、教育研究会議代議員会(以下「代議員会」という。)を置く。

2 代議員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 研究域長
- (2) 各学類長
- (3) 各研究科長
- (4) 各系長
- (5) その他会議が必要と認めた者

3 会議は、代議員会の議決をもって、会議の議決とすることができる。

4 第4条、第5条及び第6条の規定は、代議員会に準用する。

(学類会議)

第8条 会議の下に、会議が付託した事項その他学類に関する事項について審議するため、別表に掲げる学類にそれぞれ学類会議を置く。

2 学類会議に関し必要な事項は、別に定める。

(研究科会議)

第9条 会議の下に、会議が付託した事項その他研究科に関する事項について審議するため、別表に掲げる研究科にそれぞれ研究科会議を置く。

2 研究科会議に関し必要な事項は、別に定める。

(系会議)

第10条 会議の下に、会議が付託した事項その他系に関する事項について審議するため、別表に掲げる系にそれぞれ系会議を置く。

2 系会議に関し必要な事項は、別に定める。

(学類会議、研究科会議及び系会議の議決)

第11条 会議は、次に掲げる事項を除き、学類会議、研究科会議及び系会議の議決をもって、会議の議決とすることができる。

- (1) 学士課程の入学者選抜に関する事項
- (2) 学生の懲戒に関する事項
- (3) 教員の人事に関する事項
- (4) その他会議が必要と認めた事項

2 議決は、電子的書面によりできるものとする。

3 学類会議，研究科会議及び系会議は，会議から付託された事項，その他当該学類，研究科及び系に関する重要事項についての議決結果を，会議に報告するものとする。

(委員会)

第12条 会議の下に，専門的事項を審議するため，委員会を置くことができる。

2 委員会に関し必要な事項は，別に定める。

(事務)

第13条 会議に関する事務は，人間社会系教育研究会議は人間社会系事務部，理工系教育研究会議は理工系事務部，医薬保健系教育研究会議は医薬保健系事務部において処理する。

(雑則)

第14条 この規程に定めるもののほか，会議に関し必要な事項は，別に定める。

附 則

この規程は，平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は，平成21年11月20日から施行する。

附 則

この規程は，平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は，平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は，平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は，平成28年4月1日から施行する。

別表

人間社会系教育研究会議	学域・学類名	研究科名	研究域・系名
	人間社会学域 人文学類 法学類 経済学類 学校教育学類 地域創造学類 国際学類	人間社会環境研究科 法務研究科 教職実践研究科	人間社会研究域 人間科学系 歴史言語文化学系 法学系 経済学経営学系 学校教育系
理工系教育研究会議	理工学域 数物科学類 物質化学類 機械工学類 電子情報学類 環境デザイン学類 自然システム学類	自然科学研究科	理工研究域 数物科学系 物質化学系 機械工学系 電子情報学系 環境デザイン学系 自然システム学系
医薬保健系教育研究会議	医薬保健学域 医学類 薬学類 創薬科学類 保健学類	医薬保健学総合研究科 先進予防医学研究科	医薬保健研究域 医学系 薬学系 保健学系

○金沢大学研究科会議規程

平成 20 年 4 月 1 日

規程第 1114 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、金沢大学学則第 34 条及び金沢大学教育研究会議規程第 9 条第 2 項の規定に基づき、研究科会議(以下「会議」という。)の組織及び運営等に関し必要な事項を定める。

(組織)

第 2 条 会議は、当該研究科を担当する教授をもって組織する。

2 会議には、当該研究科を担当する准教授、講師(常時勤務の者に限る。)及び助教を加えることができる。

3 医薬保健学総合研究科会議には、附属病院長(第 1 項に該当しない者に限る。)を加えることができる。

(審議事項)

第 3 条 会議は、教育研究会議から付託された当該研究科に係る次の事項について審議する。

- (1) 中期目標・中期計画及び年度計画に関する事項
- (2) 規程その他の教育に係る重要な規則の制定又は改廃に関する事項
- (3) 教育に係る予算の執行に関する事項
- (4) 教育課程の編成に関する事項
- (5) 学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言、指導その他の援助に関する事項
- (6) 学生の入学又は課程の修了その他学生の在籍に関する事項及び学位の授与に関する事項
- (7) 教育の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項
- (8) 授業の内容及び方法の改善を図るための研修及び研究の実施に関する事項
- (9) その他教育に関する重要事項

2 会議は、前項に定めるほか、次の事項について審議する。

- (1) 研究科長の候補者の選考に関する事項
- (2) その他当該研究科に関する重要事項

(議長)

第 4 条 会議に議長を置き、当該研究科長をもって充てる。

2 議長は、会議を主宰する。

3 議長に事故又は特別な事由があるときは、議長があらかじめ指名する者が、議長の職務を行う。

(議事及び議決)

第 5 条 会議は、構成員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。ただし、特別の必要があると認められるときは、3分の2以上の出席を必要とすることができる。

2 議事は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、特別の必要があると認められるときは、3分の2以上の多数をもって議決することができる。

3 構成員に関し必要な事項は、別に定める。

(付託及び専決)

第 6 条 会議は、第 3 条に定める審議事項のうち、別に定める事項を除き、その議長に付託することができる。

2 議長は、会議から付託された事項については、専決することができる。

(構成員以外の者の出席)

第7条 会議は、必要があると認めたときは、構成員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(代議員会)

第8条 会議に、特定の事項を審議するため、研究科会議代議員会(以下「代議員会」という。)を置くことができる。

2 会議は、代議員会の議決をもって、会議の議決とすることができる。

3 代議員会に関し必要な事項は、別に定める。

(博士前期(後期)課程会議等)

第9条 会議の下に、特定の事項を審議するため、博士前期(後期)課程(修士課程及び博士課程を含む。)会議等(以下「博士前期(後期)課程会議等」という。)を置くことができる。

2 博士前期(後期)課程会議等に関し必要な事項は、別に定める。

(専攻会議)

第10条 会議の下に、特定の事項を審議するため、研究科専攻会議(以下「専攻会議」という。)を置くことができる。

2 専攻会議に関し必要な事項は、別に定める。

(博士前期(後期)課程会議等及び専攻会議の議決)

第11条 会議は、別に定める事項を除き、博士前期(後期)課程会議等及び専攻会議の議決をもって、会議の議決とすることができる。

2 前項の議決は、電子的書面によりできるものとする。

3 博士前期(後期)課程会議等及び専攻会議は、会議から付託された事項、その他当該博士前期(後期)課程及び専攻の管理運営に関する重要事項についての議決結果を、会議に報告するものとする。

(委員会)

第12条 会議の下に、専門的事項を審議するため、委員会を置くことができる。

2 委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(雑則)

第13条 この規程に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年11月20日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

○金沢大学大学院教職実践研究科規程（案）

平成28年4月1日

規程第 号

（趣旨）

第1条 金沢大学大学院教職実践研究科(以下「研究科」という。)に関する事項については、金沢大学大学院学則及び金沢大学学位規程に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

（課程）

第2条 研究科に専門職学位課程を置く。

2 研究科は、学校教育に関する高度の学識及び実践力・応用力を備え、特に子どもたちの主体的・能動的な学習をデザインし、支援する力において優れた教員及び確かな教育理論と優れた実践力・応用力を備え、地域や家庭と連携しつつ学校の管理運営において指導的役割を果たし得る中核的教員を育成することを目的とする。

（専攻及びコース）

第3条 研究科に置く専攻及びコースは、別表第1のとおりとし、その人材養成に関する目的その他教育研究上の目的は、別表第2のとおりとする。

（研究科長）

第4条 研究科長は、研究科を担当する専任の教授をもって充てる。

2 研究科長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の研究科長の任期は、前任者の残任期間とする。

3 研究科長の選考に関し必要な事項は、別に定める。

（副研究科長）

第5条 研究科に、副研究科長を置く。

2 副研究科長に関し必要な事項は、別に定める。

（研究科会議）

第6条 研究科会議は、金沢大学研究科会議規程第3条に定める事項を審議する。

（入学者の選考）

第7条 入学者の選考は、研究計画書、教育実践記録、小論文等をもとに行うとともに、出身大学長等から提出される成績証明書等を審査して判定する。

（学生の所属）

第8条 学生は、第3条に定めるコースの一に所属するものとする。

（教育方法）

第9条 研究科の教育は、授業科目における講義、学校実習、実践指導等の授業によって行う。

2 現職教員である第2年次の学生については、研究科が教育上特別の必要があると認める場合は、夜間その他特定の時間又は時期において、適当な方法により教育を行うことができる。

（授業科目及び単位数）

第10条 研究科に設ける授業科目及びその単位数は、別表第3のとおりとする。

（指導教員）

第11条 研究科会議は、学生ごとに実践指導の内容を定め、当該指導を担当する教員(以下「指導教員」という。)を指定するものとする。

（授業科目の履修等）

第12条 学生は、授業科目の履修に当たっては、指導教員の指導を受け、学年の始めに履修科目計

面表に必要事項を記入し、授業科目の担当教員に提出して、その履修許可を得なければならない。

- 2 履修科目として登録できる授業科目の上限単位数は、年間34単位とする。ただし、第18条第1項の規定により修得したとみなす単位数は除く。

(長期履修学生)

第13条 学生が、職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修することを申し出たときは、研究科会議の議を経て、研究科長が長期履修学生としてその計画的な履修を認めることができる。

(単位修得の認定等)

第14条 単位修得の認定は、試験その他適切な方法により厳正に行うものとする。

- 2 前項の単位の認定は、授業の終了した学期の終り又は学年の終りに行うものとする。
- 3 試験の成績は、合格を上位から「S」、「A」、「B」、「C」の評語とし、不合格を「不可」の評語とする。ただし、授業科目又は履修形態等によっては、合格を「合」又は「認定」の評語とすることがある。

(本学の他の学域・研究科及び他大学の大学院における授業科目の履修等)

第15条 学生は、研究科長の許可を得て、研究科が認める本学の他の学域・研究科及び他大学の大学院において、研究科が適当と認める授業科目を履修することができる。

- 2 前項の規定により履修した授業科目の修得単位は、研究科会議の議に基づき、10単位を超えない範囲で研究科の単位として認定する。

(休学期間中の他大学の大学院又は外国の大学の大学院における学修)

第16条 教育研究上有益と認められるときは、学生が休学期間中に他大学の大学院又は外国の大学の大学院において学修した成果について、本学の研究科における授業科目を履修したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定により修得したとみなすことができる単位については、前条第2項により研究科の単位として認定する単位数と合わせて10単位を超えないものとする。

(他大学の大学院等における研究指導)

第17条 学生は、研究科長の許可を得て、研究科が定める他大学の大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けることができる。ただし、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

(入学前の既修得単位の認定)

第18条 研究科は、教育上有益と認めるときは、学生が入学する前に本学大学院又は他大学の大学院において修得した授業科目の単位を、研究科の所定の授業科目を修得した単位とみなすことができる。

- 2 前項の規定により修得したとみなされる単位数は、研究科会議の議に基づき、転入学等の場合を除き、10単位を超えない範囲で研究科の単位として認定することができる。

(修了要件)

第19条 研究科の修了要件は、研究科に2年以上在学し、別表第4に定めるところにより単位を修得することとする。

(学位)

第20条 研究科を修了した者には、教職修士（専門職）の学位を授与する。

(教員免許)

第21条 所要の基礎資格を有する者が、研究科において教育職員免許法及び同法施行規則に定める

単位を修得したときは、別表第5に示す教育職員免許状を取得できる。

(雑則)

第22条 この規程に定めるもののほか、研究科に関し必要な事項は、研究科会議において定める。

附 則

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 金沢大学大学院教育学研究科規程(平成16年4月1日規程第43号)は、廃止する。

別表第1 専攻及びコース

専 攻	コ ー ス
教職実践高度化専攻	学習デザインコース
	学校マネジメントコース

別表第2 専攻・コースにおける教育研究上の目的

専攻・コース	目 的
教職実践高度化専攻	子どもの「自立・協働・創造に向けた一人一人の主体的な学び」を実現することをめざして、教員の教育能力及び管理能力を高度専門職業人としてのレベルにまで高めることを目的とする。
学習デザインコース	学校教育に関する高度の学識及び実践力・応用力を備えるとともに、子どもが個人として自立し、他者と協働でき、様々な事柄に対して創造性を発揮できる能力を育てることができるよう、学習障害、カウンセリングや生徒指導、ICT等についての知見を踏まえながら、学習をデザインできる実践的能力を習得する。
学校マネジメントコース	子どもを中心とする保護者・地域社会・学校の連携の輪を構築するとともに、学校の管理運営や、そこで直面する問題に対する解決において指導的役割を果たし得るに必要な知見と問題解決のための実践的能力を習得する。

別表第3 授業科目及び単位数

学習デザイン・学校マネジメント コース共通科目 (共通科目)

分野	科目名	単 位	必 修	選 必	備 考
共通科目	教育課程の編成・実施	カリキュラムの理論と実践	2	○	選必より2単位 修得すること
		地域教育実践	2	○	
	教科等の実践的指導法	授業研究	2	○	
		発達障害の理解と対応	2	○	
	生徒指導	地域教育研究	2	○	
	教育相談の理論と実践	2	○		

導、教育相談	カウンセリング演習	2		○	
学級経営、学校経営	学校マネジメントの理論と実践	2	○		
	学校マネジメントの心理学	2		○	
学校教育と教員の在り方	現代教師論	2	○		
	現代における教育課題研究	2	○		

学習デザイン・学校マネジメント コース共通科目（総合科目）

分野	科目名	単位	必修	選必	備考
総合科目	実践カンファレンスⅠ	2	○		
	実践カンファレンスⅡ	2	○		
	専門研究Ⅰ	2	○		
	専門研究Ⅱ	2	○		

学習デザイン コース科目

分野	科目名	単位	必修	選必	備考
コース科目	学習デザイン研究Ⅰ	2	○		選必より2単位 修得すること
	学習デザイン研究Ⅱ	2	○		
	学習事例研究Ⅰ	2	○		
	学習事例研究Ⅱ	2		○	
	授業の専門知識	2		○	
	教育評価研究	2		○	
	学習・発達研究	2		○	

学校マネジメント コース科目

分野	科目名	単位	必修	選必	備考
コース科目	学校マネジメント研究Ⅰ	2	○		選必より2単位 修得すること
	学校マネジメント研究Ⅱ	2	○		
	学校事例研究Ⅰ	2	○		
	学校事例研究Ⅱ	2		○	
	学校危機管理論	2		○	

学習デザイン・学校マネジメント コース共通科目（学校実習科目）

分野	科目名	単位	必修	選必	備考
学校実習科目	学校実習Ⅰ	2	○		選必より8単位 修得すること
	学校実習Ⅱ-A	8		○	

	学校実習Ⅱ-B	8		○	
--	---------	---	--	---	--

別表第4 研究科修了に必要な単位

授業科目の区分	コース	学習デザイン コース	学校マネジメント コース
共通科目		20単位以上	20単位以上
総合科目		8単位	8単位
コース科目		8単位以上	8単位以上
学校実習科目		10単位	10単位
計		46単位以上	46単位以上

別表第5 取得できる教育職員免許状の種類及び免許教科

専攻	コース	教育職員免許状の種類	免許教科
教職実践高 度化専攻	学習デザインコース	高等学校教諭専修免許状	全教科
	学校マネジメントコース	中学校教諭専修免許状	全教科
		小学校教諭専修免許状	
		幼稚園教諭専修免許状	

注1 上記免許状の取得に際しては、基礎となる一種免許状を有していなければならない。

○金沢大学大学院教職実践研究科会議細則（案）

平成28年4月1日

規程第 号

（趣旨）

第1条 この細則は、金沢大学研究科会議規程(以下「規程」という。)第13条の規定に基づき、金沢大学大学院教職実践研究科会議(以下「会議」という。)の運営等に関し必要な事項を定める。

（組織）

第2条 会議は、金沢大学大学院教職実践研究科(以下「研究科」という。)を担当する者のうち、専任の教授、准教授、講師（常時勤務の者に限る。）及び助教（以下「教員」という。）をもって組織する。

（開催）

第3条 会議は、研究科長が必要と認めたとき又は構成員の4分の1以上の要求があったときに開催する。

（審議事項）

第4条 会議は、規程第3条に定めるもののほか、学校教育系から付託された教員の人事（退職及び休職等を除く。）の具体的選考に関する事項について審議する。

（議事及び議決）

第5条 会議は、構成員(海外渡航者、内地研究員、休職者及び出勤停止を命ぜられている者を除く。以下同じ。)の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

2 議事は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、次に掲げる事項の審議については、3分の2以上の多数をもって決する。

- (1) 学生の懲戒に関する事項
- (2) 学位の授与に関する事項
- (3) その他会議が必要と認めた事項

（付託及び専決）

第6条 会議は、次に定める審議事項を除き、議長に付託し、議長はこれを専決する。

- (1) 研究科長の候補者の選考に関する事項
- (2) 中期目標・中期計画及び年度計画に関する事項
- (3) 研究科に係る重要な規則の制定又は改廃に関する事項
- (4) 教育に係る予算の執行方針に関する事項
- (5) カリキュラムの編成に関する事項
- (6) 成績の評価に関する事項
- (7) 学生の指導教員に関する事項
- (8) 入学者選抜試験の可否判定に関する事項
- (9) 学生の懲戒に関する事項
- (10) 学位の授与に関する事項
- (11) 学生の募集に関する事項
- (12) 自己点検・評価に関する事項
- (13) FDに関する事項
- (14) その他会議が必要と認めた事項

（報告事項）

第7条 次に定める事項は、会議の報告事項とする。ただし、会議が認めた場合は、審議事項とすることができる。

- (1) 研究指導の委託及び受託に関する事項
- (2) 学生の表彰及び顕彰等に関する事項
- (3) 非常勤講師の採用及び授業計画に関する事項
- (4) 学生の退学及び除籍に関する事項

(5) 学生の休学及び復学に関する事項

(6) その他会議が必要と認めた事項
(事務)

第8条 会議に関する事務は、人間社会系事務部において処理する。

附 則

- 1 この細則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 金沢大学大学院教育学研究科会議細則(平成20年4月1日規程第1117号)は、廃止する。

【目次】

① 設置の趣旨及び必要性.....	p.1
② 研究科、専攻等の名称及び学位の名称.....	p.7
③ 教育課程の編成の考え方及び特色.....	p.8
④ 教員組織の編成の考え方及び特色.....	p.15
⑤ 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件.....	p.17
⑥ 施設、設備等の整備計画.....	p.21
⑦ 既設の学部（修士課程）との関係.....	p.23
⑧ 入学者選抜の概要.....	p.24
⑨ 取得できる教員免許状.....	p.26
⑩ 「大学院設置基準」第2条の2又は第14条による教育方法の実施.....	p.27
⑪ 管理運営.....	p.30
⑫ 自己点検・評価.....	p.31
⑬ 認証評価.....	p.33
⑭ 情報の公表.....	p.34
⑮ 教員の質の維持向上の方策.....	p.35
⑯ 連携協力校との連携・実習.....	p.37

① 設置の趣旨及び必要性

□我が国及び石川県の課題と要望

グローバル化や情報化が急速に進行し、少子高齢化という未曾有の事態に直面するなど急激に社会が変化しており、それに伴い学校教育も高度化・複雑化する諸課題への対応が迫られている。

中央教育審議会答申「教職生活の全体を通じた教員の資質能力の総合的な向上方策について」（平成24年8月28日）においても、学校教育において、「基礎的・基本的な知識・技能の習得に加え、思考力・判断力・表現力等の育成や学習意欲の向上、多様な人間関係を結んでいく力の育成等を重視する必要」があることを指摘している。

また、未知の多様な課題が次々と出現する社会は、「自立・協働・創造」（『第2期教育振興基本計画』「前文」）が求められる社会でもあり、そのような社会を生き抜くためには、子どもたちが「主体的・協働的に学ぶ」力を育成する必要がある。

そうした、子どもたちが社会を生き抜くために必要とする種々の能力の醸成において、同答申においては、「さまざまな言語活動や共同的な学習活動等を通じて効果的に育まれる」と指摘しており、新しい学びを促す教育実践の先駆的試みも開始されている。

しかしながら、我が国においては、子どもの主体的な学びを引き出すことに対して自信を持つ教員の割合が決して高いとは言い切れない状況にある（TALIS（OECD 国際教員指導環境調査・平成26年））。

したがって、子どもたちが主体的・協働的に学ぶ授業を展開し、21世紀社会を生きるために必要な様々な素養・能力を醸成できる指導力を備えた教員の養成が、今日の重要な課題となっており、同答申においても、「新たな学びを展開できる実践的指導力（基礎的・基本的な知識・技能の習得に加えて思考力・判断力・表現力等を育成するため、知識・技能を活用する学習活動や課題探究型の学習、協働的学びなどをデザインできる指導力）」を今日の教員に求めている。

加えて、教員の「新たな学びを展開できる実践的指導力」を積極的に活かしつつ、社会の変化に適切に対応した学校経営・運営も学校教育における重要な課題となっている。

同答申においても、「マネジメント力を有する校長のリーダーシップの下、地域の力を活用しながら、チームとして組織的かつ効果的な対応を行う」ことや「教職員がチームとして力を発揮していけるような環境の整備、教育委員会等による支援」も急務であると指摘している。また、これらの指摘と併せ、「教育委員会と大学との連携・協働により教職生活全体を通じた一体的な改革、学び続ける教員を支援する仕組みを構築する必要」があると指摘している。

また、教員の資質能力向上に係る当面の改善方策の実施に向けた協力者会議報告「大学院段階の教員養成の改革と充実等について」（平成25年10月15日）においても、今後の大学院段階の教員養成機能の在り方として、「新たな学びと複雑化する学校課題に対応した実践的指導力等の資質能力を身につけるためには、それぞれの教員が教職生活全体の中で、研修や大学院での学修等を通じて高度な専門的知識・指導力を身につける必要」があると指摘している。

そのような中、石川県においても、平成20年に教育振興基本計画を策定し、学校教育における以下の方向性を打ち出している。

- ・ 子どもたちに学ぶ楽しさやわかる喜びを感じさせながら、基礎的・基本的な知識・技能を習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等の能力をはぐくみ、主体的に学習に取り組む態度を養うことが重要である。
- ・ こうした学力を土台として、子どもたち一人一人が意欲的に個性や創造性を伸ばしていくことが求められている。

そして、平成19～21年度の3年間に行われた全国学力・学習状況調査結果について、石川県教育委員会と本学学校教育学類が連携して分析を行っており、「石川県における児童生徒の平均正答率は、国語、算数・数学ともに全国平均を上回り、“主として知識に関する問題”の方が“主として活用に関する問題”よりも高い状況にある」と地域特性を分析した上で、平成22年度に、学力向上の中長期的指針として「いしかわ学びの指針12か条」（資料1参照）を策定した。

同指針では、上記課題の解決に向け、以下の大きく3つ事項を掲げ、その下に具体的な教育理念を明示している。

『活用力を高める授業づくり』

- ・ 物事を多様な観点から考察する力の育成に向け、多面的・多角的に思考させる
- ・ 習得した知識や技能を活用・応用させることをめざしている 等

『学力・学習を支える基盤づくり』

- ・ 「書くこと」「読むこと」を通して、考え方を身に付けさせる
- ・ 相手を意識して「話す力」「聞く力」を身に付けさせる 等

『指導改善を進める体制づくり』

- ・ 学校研究や授業研究を活性化して、指導力を高める
- ・ 積極的に保護者や地域に向けて発信する

「いしかわ学びの指針12か条」に基づく、県下全体の教育の質的向上を図るため、平成22年以降、学校教育学類と石川県教育委員会が連携し、「学力向上プログラム推進チーム会議」を組織し、学力調査の分析、指導事例の開発等を行っている。

また、石川県においては、公立学校教員の約半数が50歳以上であることから、教員の大量退職・大量採用の時期に来ている。そのため、教員採用に当たり、実践的指導力を身につけた即戦力となる人材が求められているとともに、管理職となるスクールリーダーの養成も急務となっている。

前述の答申も含め、更なる教員の指導力の向上と、より戦略的な学校運営は、本学が立地する石川県においても喫緊の課題となっており、本学に対し、石川県教育委員会から「いしかわ学びの指針12か条の学びの深化」が要望されている。

□課題及び要望を踏まえた本学における教職大学院構想

このようなことから、石川県教育委員会の取り組みと協調・協力し、学校現場において子どもたちの力を最大限に伸ばす環境を形成できる高度専門人材としての教員の養成は、教員養成課程を有する金沢大学の使命の一つであると言える。

金沢大学においては、本学の活動が21世紀の時代を切り拓き、世界の平和と人類の持続的な発展に資するとの認識に立ち、「地域と世界に開かれた教育重視の研究大学」の位置付けをもって改革に取り組んできた。

その中で、本学学校教育学類は、平成20年度の学域学類制への改組に伴い、新課程を廃止して教員養成に特化するとともに、実践型カリキュラムへの転換により、教員の質の向上のための機能強化を進め、新卒者の教員正規採用率について、国立大学中で2年連続（平成24年度及び25年度）トップになる等、顕著な成果をあげている。

教育学研究科についても平成21年度に教育実践高度化専攻の単専攻組織に改組し、理論と実践の往還を目指す独自のカリキュラムを編成して、「教科に関する科目」と「教職に関する科目」の担当教員が協働で運営・指導する実践的授業（全専任教員が担当）を基軸に据えながら、教員養成の修士レベル化に取り組んできた。

さらに、総合大学の強みを生かし、これまでも教員養成系のそれ以外の学問分野の教員が連携し、教員養成を行ってきた。

本学においては、これまでの取り組みをさらに発展させ、石川県を中心に学校教育における諸課題の解決に役立てていく必要があり、石川県教育委員会から提示された、「教職大学院設置に関する要望書」（資料2参照）においても『石川県の教育理念に基づいた特色ある教職大学院の設置』を求められている。同要望書においては、『石川県独自の地域特性を生かしたカリキュラム設計』を行い、『「いしかわ学びの指針12か条」を軸とした学びを深化させること』などを通じて、『現職教員の教育能力向上に貢献できる』と期待されている。また、『教育相談や学校カウンセリング、心理学の強化を目指した具体的な教育課程を軸とした科目開講』や『現職教員の人材育成を視野に入れた養成コースの設立』により、『石川

県の教育理念に応じた人間力の構築と育成』も期待されている。

こうした、我が国や石川県における状況、「ミッションの再定義」で本学に求められている役割、そして石川県からの要望を踏まえ、本学におけるさらなる大学改革・機能強化として、我が国における学校教育に関する今日の重要課題を念頭に置きながら、石川県の教育課題に対応するために、教育学研究科（修士課程）を発展的に解消し、教職大学院として教職実践研究科（専門職学位課程）を新たに設置する。

□本学教職大学院の理念と目的

学校教育に関する新たな課題の出現、及びそのような状況下で石川県が直面している教育的課題に応えるために本学が設置する教職大学院は、以下のような理念・目的を掲げる。

- (1) 『第2期教育振興基本計画』「前文」に掲げられた、子どもの「自立・協働・創造に向けた一人一人の主体的な学び」を実現することを目指して、教員の教育能力や管理能力を高度専門職業人としてのレベルにまで高めることを目的とする。
- (2) 様々な課題を抱え、それを適時に解決することを求められる学校教育の現場において、①授業・学習指導面では、その理論と実践に関する研究を主導することのできる高度な学識を備えた教員、②学校管理運営に関する面では、先進的知見と蓄積された経験を踏まえ、社会の変化に適切に対応した学校経営・運営能力を備えた教員を養成することを目的とする。

また、設置する教職大学院は、単専攻（教職実践高度化専攻）としつつも、上記の理念・目的に鑑み、養成する教員像を2つに区分し、それに応じたコースを設ける。

□養成する教員像

本学教職大学院では、石川県の地域特性や教育課題を踏まえ、学校教育に関する高度の学識及び実践力・応用力を備え、特に子どもたちの主体的・能動的な学習をデザインし、支援する力において全県レベルでリーダー的役割を果たしうる優れた教員（新採教員や若手・中堅教員）、並びにそのような教員から組織される学校において、確かな教育理論と優れた実践力・応用力を備え、地域や家庭と連携しつつ学校の管理運営において指導的役割を果たし得る中核的教員を養成する。

そのうえで、『カリキュラム研究や授業研究に加えて、教育相談や学校カウンセリング、心理学の強化を目指した具体的な教育課程を軸とした科目開講を期待する。また、現代的な教育課題領域の横断型科目のニーズに対応した科目も望む』、『新たに学校経営に関する教育課程にて、現職教員の人材育成を視野に入れた養成コースの設立を強く望む』とする石川県教育委員会からの要望を踏まえて、以下の2コースを設定する。（資料3参照）

(1) 学習デザインコース

- ① 地域や時代に適した教育課題、多様化する子どもの実態の把握を踏まえて、子どもの主体的・能動的な学習を可能にする授業実践・教科指導を行うことができ、またカリキュラムの編成に優れた力量をもつ教員を育成する。
- ② 授業外における教育相談や生徒指導に優れた能力を発揮し、授業においてICTを活用する他、グローバル化などの時代に即したテーマに関する学習をデザインすることができる教員を養成する。
- ③ 「学び」に障害のある子どもの特別支援教育にも学識を有する教員を養成する。

※ 入学を想定している者：学士課程修了者（一種教員免許状取得者）及び一定期間（5年程度）の教育経験を有する現職教員

(2) 学校マネジメントコース

- ① 社会・子どもの変化や教育現場で経験してきたことを踏まえて、子どもの主体的な学びを実現させることのできる学校組織をマネジメントできる能力を備えた中核的指導者としての教員を養成する。
- ② 学校現場の諸課題を十分認識し、その問題を解決するための改善策の企画立案とその実践を行うことができるとともに、ガバナンスに優れた力量を発揮する教員を養成する。

※ 入学を想定している者：一定期間（10年以上）の教育経験を有する現職教員

□コースの概要

本学教職大学院の目的・理念及び養成する人材像を踏まえ、設ける2つコースについては、以下のとおりである。

(1) 学習デザインコース

本コースにおいては、学校教育に関する高度の学識及び実践力・応用力を醸成するとともに、子どもが個人として自立しつつ、他者と協働し、様々な事柄に対して創造性を発揮できる能力を育てることができるように、学習障害、カウンセリングや生徒指導、ICT等についての知見を踏まえながら、学習をデザインできる実践的能力を習得する。

(2) 学校マネジメントコース

本コースにおいては、子どもを中心とする保護者・地域社会・学校の連携の輪を構築するとともに、学校の管理運営や、そこで直面する問題に対する解決において指導的役割を果たし得るに必要な知見と問題解決のための実践的なマネジメント能力を習得する。

入学定員は15名であり、その内、学習デザインコースは10名（学士課程修了生5名程度、現職教員5名程度）、学校マネジメントコースは5名（現職教員）の入学者を想定している。

なお、教員は初任段階の者であっても負う責務が大きい職業であり、また、専門的知見に基づく高度な実践的指導力の修得により、スクールリーダーとなる優れた新人教員を輩出することも重要であるため、今後の学士課程修了生の受け入れの規模については、石川県内の状況等を踏まえ、石川県教育委員会と検討していくこととしている。（資料12参照）

□本学教職大学院の特色

本学教職大学院の理念・目的を追求し、各コースにおいて養成する人材を輩出するため、これまでの本学教員養成課程の教育・研究実績だけでなく、以下のような特色を活用した教育を展開する。

- ① 幼稚園・小学校・中学校・高等学校・特別支援学校というすべての学校種の教育課程を有する附属学校園の存在によって、多様な教員に対応した学校実習の場を確保できるとともに、子どもの成長過程や多様な教育的課題に応じた教育実践プロセスを俯瞰できる。
- ② 子どもの学習についての研究においては、障害のある子どもの教育を担う特別支援学校における経験と知見は有意義であり、とりわけ本学では、学内共同教育研究施設である「子どものこころの発達研究センター」との連携によって医学的に有益な知見を活用できる。
- ③ 教育学研究科（教育実践高度化専攻）において蓄積された教育実践研究に関する知見と、教員養成に関する石川県教育委員会との従来からの連携の実績を活用した教育体制を構築することができる。
- ④ 法学類や法務研究科の専任教員（弁護士）との連携による学校管理・学校運営における法的知見を活用できる。

② 研究科、専攻等の名称及び学位の名称

本専攻は、「理論と実践の往還」による実践型教員養成機能への質的転換を目指し、実践的な指導力や展開力を備えた教職実践者の人材育成に軸足を置くものであり、この特色を踏まえ、「金沢大学教職実践研究科教職実践高度化専攻」とする。

また、その英文名称は次に示すとおりとする。

Division for Advanced Professional Development in Teacher Education, Graduate School of Professional Development in Teacher Education , Kanazawa University

新設する教職実践高度化専攻には、学習デザインコースと学校マネジメントコースの2コースを設置し、学位の名称を「教職修士（専門職）」とする。

また、その英文名称は次に示すとおりとする。

Master of Education

③ 教育課程の編成の考え方及び特色

□教育課程の編成の考え方

本学教職大学院では、石川県における課題・要請等を踏まえ、理念・目的及び養成する人材像に即して、長期にわたる学校での実習である学校実習科目を中心に、それを支える基盤である5領域の共通科目、各コース独自の専門性を追求するコース科目、これらを繋いで理論と実践の往還を実現する総合科目によって体系的に編成する。(資料4参照)

共通科目については、必置5領域のそれぞれについて、本質に迫る理論と実践を学ぶ科目とともに、複雑で現代的な実在の教育課題を取り上げて学ぶ科目とを配置する。

すなわち、教育課程の編成・実施に関する科目として「カリキュラムの理論と実践」「地域教育実践」を、教科等の実践的指導法に関する科目として「授業研究」「地域教育研究」「発達障害の理解と対応」を、生徒指導、教育相談に関する科目として「教育相談の理論と実践」「カウンセリング演習」を、学級経営、学校経営に関する科目として「学校マネジメントの理論と実践」「学校マネジメントの心理学」を、教育と教員の在り方に関する科目として「現代教師論」「現代における教育課題研究」を配置する。

これらのうち、設置する2コースの両方に関連し、継続した演習を必要とする「カウンセリング演習」「学校マネジメントの心理学」についてはいずれかの科目を選択必修とする。

コース科目については、それぞれのコースに応じ、基礎理論とその発展的科目及び事例検討を行う科目を必修科目として配置し、これらの他に各学生が選択する選択必修科目を学習デザインコースでは4科目、学校マネジメントコースでは2科目配置する。

学習のデザインと学校のマネジメントが相互に深く関わりあっていることから、総合科目を設け、合同で行う「実践カンファレンスⅠ」「実践カンファレンスⅡ」において、相互の知見を交流し、総合させることとしている。

修了必要単位46単位の内訳は、以下のとおりである。(ただし、年間の履修単位数の上限を34単位とする。単位数の記載のない科目は2単位科目である)

◇共通科目 (20単位)

- | | |
|-----------------|-----|
| (1) 教育課程の編成・実施 | 4単位 |
| 「カリキュラムの理論と実践」 | |
| 「地域教育実践」 | |
| (2) 教科等の実践的指導方法 | 6単位 |
| 「授業研究」 | |
| 「発達障害の理解と対応」 | |
| 「地域教育研究」 | |

- (3) 生徒指導、教育相談 2又は4単位
「教育相談の理論と実践」
「カウンセリング演習」(選択必修)
- (4) 学級経営、学校経営 2又は4単位
「学校マネジメントの理論と実践」
「学校マネジメントの心理学」(選択必修)
- (5) 学校教育と教員の在り方 4単位
「現代教師論」
「現代における教育課題研究」

◇総合科目 (8単位)

「実践カンファレンスⅠ」「実践カンファレンスⅡ」「専門研究Ⅰ」「専門研究Ⅱ」

◇コース科目 (8単位)

<学習デザインコース>

必修6単位:「学習デザイン研究Ⅰ」「学習デザイン研究Ⅱ」「学習事例研究Ⅰ」

選択必修2単位:「学習事例研究Ⅱ」「授業の専門知識」「教育評価研究」「学習・発達研究」

<学校マネジメントコース>

必修6単位:「学校マネジメント研究Ⅰ」「学校マネジメント研究Ⅱ」「学校事例研究Ⅰ」

選択必修2単位:「学校事例研究Ⅱ」「学校危機管理論」

◇学校実習科目 (10単位)

「学校実習Ⅰ」

「学校実習Ⅱ-A」(現職教員学生向け) 8単位

「学校実習Ⅱ-B」(ストレートマスター向け) 8単位

(資料5参照) 大学院教職実践研究科教職実践高度化専攻配当科目

(資料6参照) 学習デザインコース配当科目

(資料7参照) 学校マネジメントコース配当科目

□教育課程の特色

本学教職大学院は、石川県における課題及び石川県教育委員会から要望等を踏まえ、理念・目的及び養成する人材像に即し、教育課程を編成しており、さらに、科目群やそれぞれの科目に関し、以下の特色を有している。

① 全学校種の教育課程を有する附属学校園及び学士段階の教員養成課程を生かした教育課程

本学は、全国でも数少ない、幼稚園・小学校・中学校・高等学校・特別支援学校、全ての学校種の附属学校園を有する全国でも数少ない総合大学である。

この特色を生かし、多様な教員に対応した学校実習の場を確保し、多校種での教育実践に触れ、子どもたちの成長を長期的・包括的な視野から理解できる。また、それぞれの学校種に存在する学校文化、すなわちカリキュラムの構成、教員や児童生徒の行動様式の違いを知ることができる。

このようなメリットを生かして、発達段階に応じた教育実践を構想し、学校種間の連携のあり方を考え、実践することができる。

1年次には、これら多校種の実践に触れ、特に関心のある校種において4週間の実習を行う。そこで行われる学校教育学類（学士課程）学生の学校実習に、指導教員の補助役として関わることを通して、学校現場における実践的力量的育成方法や現状を理解し、その成果と課題を分析するとともに、自分自身の力量形成を客観的に把握し、今後の方向や指針を定める。各学生は1校種で実習を行うことになるが、実習の中間及び終了時に「実践カンファレンスⅠ」で実習の様子を相互検討することを通して、多様な校種の比較を行い、各教育段階の特徴を理解することができる。

本学においては、教員養成系学問分野の大学教員と附属学校園教員とが連携し、各教科を基本とする小委員会を組織して実践研究を共同的に進めてきた。その実績と成果を生かし、本学教職大学院においては、特に教育実践の理解を深める「学習事例研究」や「学校事例研究」と、教材研究の側面から実践の質的向上を図る「授業の専門知識」を置く。これらの科目を通して、学校教育学類（学士課程）担当の教員や附属学校園の教員も教職大学院の教育に参画し、広範かつ深化した教育を展開する。

なお、学校実習におけるきめ細やかな指導を行うため、学校教育学類の教育実習で使用する他に例を見ない「Web 実習ノート」による実習指導を行う。本システムにより、実習生は、優れた授業実践のビデオクリップや指導案等を参考にしながら、実習記録を附属教員と大学教員が共有しながら随時きめ細やかな指導をすることが可能となる。

② 多様な障害のある子どもたちに対する教育

本学教職大学院では、特別支援学校における経験と実践的な知見を活かすとともに、「子どものこころの発達研究センター」との連携によって医学的な知見も活用した教育

を展開する。

具体的には、共通科目として「発達障害の理解と対応」を配置し、「子どものこころの発達研究センター」において蓄積した様々な情報をもとに、理論に裏打ちされた障害を有する子どもに対する教育実践について、理解することを重視する。

③ 石川県の地域性を反映した教育内容

教師教育に関する石川県教育委員会との従来からの連携の実績を発展させて、「地域教育実践」「地域教育研究」の共通科目を配置する。

「地域教育実践」では、授業のみならず学校全体や地域とのつながりにも着目しながら、石川県内の多様な地域における教育課程や個人に応じた指導等に係る課題を分析し、教育実践を学ぶ。

また、「地域教育研究」では、複数の教員と学生とで附属学校園や石川県内の学校の授業に触れ、その実態等を分析し、議論する。

特に、石川県の学力向上の指針として策定された「いしかわ学びの指針12か条」のもとで具体的に実践されている教育を取り上げ、その理念や理論と実践をより深く学ぶ。

石川県の教育の実際を、大学院で履修する他科目と関連させながら、具体事例を通して検討し、地域の歴史を踏まえた今後の方向性を考究する。

④ 理論と実践との往還を土台にした、各教科の専門性深化と教科横断的な協働

理論と実践の往還をはかる中核的科目として、総合科目の「実践カンファレンスⅠ／Ⅱ」と「専門研究Ⅰ／Ⅱ」を置く。

これらの科目については、専任教員全員が共同し、多様な視点から理論と実践を往還する学習・研究を実現する。また、これらの科目は通年履修かつⅠとⅡを合同で開講し、学生が長期的な視野を持って、他者と比較・共同しながら自分の学習の進捗状況と方向性を確認し、必要に応じ再設定する等、自律的に学習・研究を進める力を育成することをねらいとしている。

2年次に長期にわたる学校での実習を行うため、その前提として1年次に、講義や短期実習などを通して多様な教育実践に触れ、視野を広げる必要がある。そのため1年次は基本的に共通科目とコース科目を中心に学習・研究を行う。各授業科目は、原則的には研究者教員と実務家教員の両方を含む2人以上の教員が担当し、基礎理論や関連研究の理解を図るとともに、具体的な実践例を多く検討する。これによって、理論的な視点と実践的な視点の両方からのアプローチにより、より深い学修を提供する。1年次の学校での実習に関しては、自分の研究課題の設定や理論的学習の深化のために、附属学校園において数週間にわたる実習を行う。

さらに、広い視野での理解を踏まえて、各自が実習で追究する研究課題を定めておく必要もある。そのため、1年次にも通年で「専門研究Ⅰ」を配置する。また、自分の1

年後の学習・研究の見通しをもつためにも2年次生の実習や研究の様子を知る「実践カンファレンスⅠ」を通年で配置した。

2年次は、4月から3月までの1年間を通して現職教員学生は週1日、ストレートマスターは週2日、学校における実習を行う。その実習の経験を、月に1回、コース、学年を問わず、全学生が参加して行う「実践カンファレンスⅠ／Ⅱ」において報告する。報告した学生自身の研究課題に即して実践を検討し直したり、その他の視点から分析したり、実践の中に織り込まれている理論を分析することによって、次の実践の質を高めていくことになる。また、実習中は、複数の専任教員が実習校に赴き、実践を相対化したり理論化したりするための指導を行う。県下全体にわたる拠点校での実習を行う際には、学校実習Ⅰで活用する「Web実習ノート」が一層有効となる。

教科横断的に実践と理論を往還する科目に並行して、「学習デザイン研究Ⅰ／Ⅱ」「学習事例研究Ⅰ／Ⅱ」「学校マネジメント研究Ⅰ／Ⅱ」「学校事例研究」などのコース科目において各個人の専門分野を中心に理論的研究を深める。また、その他の共通科目やコース科目において、国内の最先端の研究・実践を学ぶ。こうした理論と実践の往還及び教科横断的な協働を実現する中で、各自の研究課題に沿って探究を進める。その成果については、大学院での学びを総合する「修了報告書」としてまとめる。

以上のような理論と実践の往還及び教科横断的な協働のためには、教員間の協働が不可欠である。本学教職大学院の前身である大学院教育学研究科においては、すでに、必修科目「教育実践基礎研究」において、全教科の「教科に関する科目」と「教職に関する科目」の担当教員が全員協働して、授業実践研究に携わってきた。この実績を基に、「地域教育研究」においては、石川県内の教育実践を複数の学生と教員とで実体験し、議論する。また、「実践カンファレンスⅠ／Ⅱ」をはじめ複数の科目においても、複数教員で共同運営する際にも活かされる。

⑤ 総合大学である利点の活用

本学においては、3学域16学類の学士課程及び文系・理工系・医薬保健学系の大学院課程を有しており、多岐にわたる学問分野の教員を有している。

この特色をいかし、「子どものこころの発達研究センター」との連携のほか、「学校危機管理論」においては、法学類や法務研究科（法科大学院）との連携によって法的な専門知見を活用する。

□修得をめざす資質・能力に関する目標

「① 設置の趣旨及び必要性」において明らかにした養成する教員像に沿って、本学教職大学院での学修を通して身につける資質・能力として、以下のとおり設定する。

2つのコースに共通する資質・能力として、大きく3つがあげられる。

① 学校教育に関する高度の学識及び実践力・応用力

歴史的社会的な背景を踏まえて、教育の現状を多面的多角的に把握したうえで、将来に向けて現在必要とされる教育のあり方を考えることができる。教育内容とその教育方法に関する高度な専門的知見を有し、グローバルな視野をもちつつ、地域や家庭と連携を取ることができる。

② 学習者の主体的・能動的な学習のデザインと支援

学習者の個性に応じた学習指導を行うことも含まれる。

③ 教育の専門家としての自らの学び

自らも協働的・研究的に学び、自らの学習を継続的に評価し方向づけていくことができる。2年間の教職大学院での学習において修得するとともに、さらに修了後も継続的に向上させることができる。

これら共通の目標に加えて、各コースには以下のように異なる重点目標がある。

(1) 学習デザインコース

- ① 地域や時代に適した教育課題、多様化する子どもの実態を踏まえた上で、子どもの主体的・能動的な学習を可能にする授業実践・教科指導を行い、カリキュラムを編成できる。
- ② 授業内での学習デザインにとどまらず、授業外においても教育相談や生徒指導を通して子どもの成長を支えることができる。
- ③ 「学び」に障害のある子どもの教育についても理解し、積極的に取り組むことができる。

(2) 学校マネジメントコース

- ① 子どもの主体的な学びを実現させることのできる学校組織をマネジメントできる。
- ② 学校現場の諸課題の本質を認識し、その問題を解決するための改善策の企画立案とその実践を、同僚の教員集団や関係者との協働において行うことができる。

具体的な到達目標については、各科目のシラバスに記載する。ただし、現職教員学生とストレートマスターが同じ授業を受講するため、それぞれの経験や能力の違いを踏まえて、必要に応じて個別に異なる目標や評価基準を設定する。例えば、現職教員学生の到達目標には、各自の教育経験に照らし合わせて考察することを組み入れるといったことである。

学生の学習に寄与する目標設定と評価を行うために、シラバスに示した教育目標と評価基準は、実際の授業担当者と学生との議論を通して検討・改編し、ルーブリックに明示する。

本学教職大学院では学生一人ひとりの経験が多様であるため、それぞれの経験に合った指導が特に必要とされるが、入学定員15人という少人数の教職大学院であるため、一人ひとりの課題や能力を把握したうえできめ細かな指導が可能である。学生が各自の研究課題を追究する専門研究においては、該当分野の指導教員と学生とのマン・ツー・マンでの指導が効率的にも見えるが、敢えて教員がチームに関わることで、狭い専門分野に閉じこもることなく、常に広い複数の視点から検討し、現実と結びつけながら研究を行い実践力の向上を実現する。

④ 教員組織の編成の考え方及び特色

□研究者教員と実務家教員の配置と比率

専任教員については、研究者教員7名、実務家教員7名（このうち5名はみなし実務家教員）を配置する。このうち、研究者教員については、学士課程も担当している2名を、また、実務家教員については、附属学校に所属する2名をそれぞれ専任教員としている。

本学教職大学院の目指す「理論と実践の往還」という目的を組織的に実現していくために、実務家教員を4割以上配置する。本専攻では、設置する2つのコースに対応する専任教員として、学習デザインコースに研究者教員5名と実務家教員4名、学校マネジメントコースに研究者教員2名と実務家教員3名を配置する。

学習デザインコースにおける研究者教員5名の専門分野は、2名が教育方法、3名が授業研究であり、それぞれ教育課程の編成・実施に関する領域と教科等の実践的な指導方法に関する領域に対応している。学校マネジメントコースにおける研究者教員2名の専門分野は、学校経営と教育相談であり、それぞれ学級経営、学校経営に関する領域と生徒指導、教育相談に関する領域に対応している。これら研究者教員は、それぞれの分野において研究業績を有するとともに、教員養成や現職教育、そして学校現場での共同研究に深い関心と実績を持っている。

一方、実務家教員7名は、全員20年以上の初等中等教育の教諭経験を有し、さらに学校管理職や県又は市の教育委員会職員を歴任しており、学校運営においても実務経験豊富である。これら実務家教員は、それぞれの専門とする個別の分野を超えて、上記研究者教員と緊密に連携し協働して、附属学校園及び連携協力校での共同研究に取り組みつつ教員としての実践的指導力の高度化、さらには学校の組織実践の改善に資するものである。

□科目等に関する教員配置

本学教職大学院は、専攻内の2つのコースを基本としながらも相互に連携した専攻全体として目標を共有したプロジェクト・チームであり、カリキュラムの要となる「実践カンファレンスⅠ／Ⅱ」は専任教員の全員参加を原則としている。

「学校実習Ⅰ／Ⅱ－A／Ⅱ－B」においては附属学校園及び連携協力校をフィールドにした各自の課題設定に照らして、原則として研究者教員と実務家教員とで編成する担当チームを編成する。

また、ほぼすべての科目においても同様に、研究者教員と実務家教員とで編成した協働態勢である。

こうした研究者教員と実務家教員との具体的場面での協働によって、それぞれの担当教員の思考幅や実践理解を広げつつ、新たな教育実践知を創生し、教育実践の高度化の拠点となることを期す。

□教育の質の確保

専任教員は、基本的に他の研究科授業科目はもとより学士課程の授業科目を担当せず、教職大学院での教育に専念することとする。ただし、学士課程の専任教員を兼ねている研究者教員2名については、当面、学類の授業科目も担当する。

学士課程の授業科目も担当する前記教員2名は、各々20単位を担当する予定であり、専任教員の教職大学院以外の担当単位の合計は40単位となる。教職大学院専任教員（14名）で案分した場合、1人当たり年間約2.9単位に止めており、教職大学院での教育の質を確保している。

（資料8参照）教職大学院設置後に担当する学類科目一覧

（資料9参照）専任教員別担当科目一覧

⑤ 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件

□修了要件

修了要件は、2年以上在学し、共通科目20単位以上、総合科目8単位、コース科目8単位以上、学校実習科目10単位、合計46単位以上を修得することとする。併せて、修了報告書の作成・発表を課す。(なお、年間の履修単位数の上限は34単位とする。)

2年間での履修を基本型とする。

□教育方法

1学年15名の少人数であることを活かし、各科目では学生が主体的・協働的に学習参加・構築することを前提とした事例中心の演習・ワークショップ、もしくは講義演習方式で実施する。また、各教員はそれぞれの観点から各学生の履修状況、演習・実習時の参加状況を捉えて情報を共有し、その得手や課題となる事柄を踏まえてきめ細かな履修指導、研究・実践に関わる指導を行う。

本専攻の目的を達するため、学校での実践を通して学ぶ「学校実習科目」を中心に据え、必修5領域に対応した「共通科目」、各コース独自の専門性を追求した「コース科目」がこの基礎・基盤となり、「総合科目」がこれらを繋いでより潤滑・着実な理論と実践の往還を実現する。「共通科目」「コース科目」では、原則として研究者教員と実務家教員の両方を含む2名以上の教員が担当し、理論面・実践面の双方から学習を進めることで理論と実践の往還の素地をたがやす。

(資料10参照) 履修モデル

(資料11参照) 各コース別時間割一覧

① 学校実習科目

学校実習科目は1年次の「学校実習Ⅰ」(2単位)、2年次の「学校実習Ⅱ-A」(現職教員学生向け)、「学校実習Ⅱ-B」(ストレートマスター向け)(各8単位)の計10単位で構成する。

「学校実習Ⅰ」では、全ての学生が附属学校園で9月に行われる教育実習に参加し、学校教育学類(教員養成課程)の教育実習生に対する附属学校園教員の指導・助言・マネジメントのあり方の観察、及び当該の教育実習生に対して指導教員の指導補助役として適切な支援を行う。これらの観察・支援などを通じて、各学生が2年次に取り組む課題研究のテーマ明確化に取り組み、附属学校園教員及び大学の指導教員がこれを指導・支援する。

「学校実習Ⅱ-A」は、現職教員学生2年次向けの科目である。この科目では、各勤務校に戻った現職教員学生が、通常勤務の中で、課題研究の検証・解決に取り組む。

学習デザインコースに所属する学生は、1年次に設定した教科指導や生活・生徒指導

等、児童生徒の学習を巡る研究課題について検証・解決に取り組み、子どもの主体的・能動的学びをデザインすることができる資質を養う。

学校マネジメントコースに所属する学生は、勤務校の管理職の指導・助言のもと、学校経営や組織に関する研究課題について検証・解決に取り組み、ストレートマスターのメンタリングを行うなど、スクールリーダーとしての資質を養う。

専任教員が週1回、協働で実習校を訪問し、指導・助言を行う。また、月1回、大学にて行われる「実践カンファレンスⅡ」で、各自が研究課題に対する取り組み状況を報告し議論することを通して、実践をリフレクションし、課題研究、及び実践の質的向上を図る。

「学校実習Ⅱ-B」はストレートマスター向けの科目である。現職教員学生の所属する連携協力校において通年で週2日、教育活動の観察・参加を行う。観察においては、授業や生徒指導、特別活動、部活動等の課外活動等の学校教育活動全体の実際を知り、そうした様々な教育活動が年間を通じ計画的に展開されていることを学ぶ。観察・参加を通して、連携協力校の指導教員のもと1年次に設定した児童生徒の学習をめぐる研究課題の検証・解決に取り組む。

研究課題についての指導・助言は、週1回、専任教員の巡回によって行う。

また、月1回、大学で行われる「実践カンファレンスⅡ」で各自の研究課題に対する取り組み状況を報告・議論し、自分の実践を振り返る場を設け通年の実習を行う。この他、「Web実習ノート」を使用することにより、実習等の活動記録や指導記録が容易に振り返ることが可能となり、研究活動の深化を図ることができる、

② 共通科目及びコース科目

学校実習（及びそこでの課題研究）の基礎・基盤となる共通科目及びコース科目は、主として1年次に履修する（2年次学校実習の礎とする）。研究者教員と実務家教員が共同で演習・講義することで、基礎理論や関連研究の理解を図るとともに、多くの具体的な実践事例検討を行い、理論的視点と実践的な視点双方からのより深い理解を促す。

学習形態としては、講義や事前の文献・資料購読、映像視聴などによる理論学習・事例検討を踏まえ、より深い理解や実践に繋げるための演習・ワークショップ等を行う。（グループ討議、ワークショップ、ロールプレイング、模擬授業、実技講習・指導、事例研究、授業参観・分析、遠隔システムによる授業参観・分析、インタビューなど）

学習形態は科目内容に即しつつ、より学生が主体的に参加・構築する形をとることとする。

③ 総合科目

総合科目は、「実践カンファレンスⅠ／Ⅱ」及び「専門研究Ⅰ／Ⅱ」からなる。ここでは理論と実践の往還はもとより、多様な組み合わせ（1年次と2年次の学生；学習デザ

インコースと学校マネジメントコース；研究者教員・実務家教員・学生・実践現場）を稠密に繋げ、各個人及び集団としての資質・能力の向上を図ることを目的としている。

「実践カンファレンスⅠ／Ⅱ」には、1年次、2年次の全学生及び全教員が参加する。2年次の学生が、それぞれ課題を持って取り組んでいる学校実習において捉えた問題・課題と、その解決に向けた取り組みなどについて分析・報告する。これを受けて、主だった点について、少人数・課題別のグループなどに分かれ、討議、代替案の検討等を行う。

1年生は、実習等での問題とその解決に向けた討議を通して理論と実践の往還を図りながら、視野を広げ、教育実践を包括的かつ分析的に捉える力量を伸ばす。また、2年次の取り組みに向けての見通しや具体的な方法（課題解決へのアプローチ）、研究手法、必要となる事前準備などについてイメージを持ち、2年次の取り組みの質を高めることに繋げる。

2年生は、教育実践を包括的かつ分析的に捉える力量をさらに伸ばすとともに、1年生との討議を通じ、指導能力や応用力等、教員としての教授能力を伸ばす。

なお、ストレートマスター、現職教員学生ともに、学校現場における実習等を討議の基盤とする。

よって、異学年及び各コースを混在させることで、1年次にあっては、多様な経験を基にした討議を通じて視野が広がるとともに、自身の専門分野についても多角的な視点から考察ができ、2年次にあっては、自身の専門分野について多角的な視点から考察・検証することはもちろんのこと、指導能力や応用力等、教授能力を伸ばすことができる。

なお、この授業については、全学生が参加するため、現職教員学生も大学に通学して行う。

「専門研究」では、修了報告書の作成、課題への取り組みに向けて、指導教員とのマンツーマン（もしくは三者面談など）による指導や同様の課題を持つ学生との少数ゼミナール形式と、全員参加の中間・修了発表会との組み合わせで行う。

追究する研究課題の洗い出し、目的や解決に至る方法の精度を学生自身が高められるよう、各指導教員は連携し、学生に対して個別に支援を行う。

□履修指導及び評価

授業の目標、内容、方法及び成績評価方法について記載したシラバスを作成し、公表する。学生はこのシラバスに従い、受講計画を立案し、入学当初及び各学期の始めに指導教員と面談し、取り組みの方針及びスケジュールについて検討・チェックを行う。

この際、現職教員学生かストレートマスターかによって、受講する科目やそれぞれのねらい、課外での取り組みに違いが生じることに充分留意して相談を行い、見通しを持って安心して二年間の取り組みを進められるよう、情報を共有し課題点を洗い出したうえで、

学修の進捗状況を本学が独自に開発したポートフォリオ (Web 実習ノート) に記入させる。

この「Web 実習ノート」は、平成 19 年に学士課程の教育実習の更なる実質化を図るため開発、導入したものであり、Web 上で、課外での取組み中に適宜使用することができる。主な機能としては、学修の進捗状況を確認するための実習日誌の作成、連絡掲示板による連絡調整、学習指導案の保存等がある。実習中の 5 時限目又は実習終了後を振返りの時間とし、このシステムの実習日誌の作成機能の活用することによって、学生一人ひとりの適切なフレクションを担保する。また連絡調整機能の活用により、指導教員と対面できない場合であっても、学生は実習の報告を行い、また指導教員は必要な指導・助言をすることができるようになる。

各科目の評価については、当該の研究者教員・実務家教員がシラバスに提示された評価基準・方法に従い、相互に確認して評価を行う。また、修了の評価については、修了報告書の評価の他、取り組み全体のポートフォリオ (修得単位数の確認含む) 及び主担当教員による評価を全専任教員で確認し、認定する。なお既修得単位については、教育研究上有益と認められる場合、学校実習を除き、一定数を本学教職大学院において修得したものとみなすことができる。

⑥ 施設、設備等の整備計画

□教室・実験室・演習室

本学教職大学院（募集人員15名）は、既存の教育学研究科（募集人員35名）の募集を停止したうえで新設するものである。従って、教職大学院学生を対象とする講義や演習の授業は、既存の教育学研究科が使用している金沢大学角間キャンパス人間社会第2講義棟、人間社会3号館、人間社会4号館、人間社会5号館、教育実践支援センターの講義室及び学校教育学類各専修が所有している実験室、演習室等で対応できる。また、研究者教員7名のうちの3名が、教育学研究科から異動して教育及び研究指導を担うこととなっている。そのため、異動する3名の教員及び教員が所属する専修が使用している研究棟の教室、実験室、演習室なども、そのまま利用可能である。従って、以上の教室、実験室、演習室等は、教職大学院の目的を達成するために十分に機能する。

□大学院学生の研究室

既存の教育学研究科が使用している学生研究室を順次置き換えて対応できる。

□専任教員の研究室

研究者教員7名のうち3名は、教育学研究科の授業担当者が異動する。従って、異動した3名に関しては、現在の研究室を引き続き利用することができるものであり、研究室は十分に確保されている。また、学士課程も担当する研究者教員2名も同様である。

残る研究者教員2名及び附属学校の教頭等を除く実務家教員5名の研究室については、人間社会研究域施設利用検討委員会を中心に検討し確保する。

□図書館

大学院生を含めた学生用図書（指導教員の推薦図書等）の充実に、大学全体で取り組んでいる。また、教育学研究科でも学術雑誌を継続的に購入し、学生の研究及び教育に活用したり、学生の利用に供したりしている。こうした図書及び学術雑誌は今後も継続購入されるものであり、学生の教育にも生かされ、また利用に供せられる。また、金沢大学附属図書館については、中央図書館、自然科学系図書館、医学図書館、保健学類図書室の利用が可能であり、蔵書も適切な量を有しているといえ、学生の教育及び研究に十分貢献できる。

□学生の福利・厚生施設

金沢大学では、学生が快適な環境のもとで勉学に励むことができるように、学生の福利・厚生施設の充実に努めている。全学の学生が利用可能な施設を以下に示す。

<施設>

体育館、野球場、陸上競技場、多目的グラウンド、球技コート、サッカーコート、ラグビーコート、バレーコート、テニスコート、プール、課外活動共用施設、弓道場、武道場、厩舎、馬場、寄宿舍（男子、女子、国際交流）、書籍販売、食堂、喫茶室、理容室、売店、セミナー室、研修室、和室、茶道及び華道用の和室、娯楽室、集会室、課外教室、音楽鑑賞室

⑦ 既設の学部（修士課程）との関係

（1）学校教育学類（学士課程）との関係

学士課程の教員養成課程である学校教育学類は、平成20年度の学域学類制への改組に伴い設置された。この改組に伴い、実践型カリキュラムの転換を図り、更なる教員の質の向上のための機能強化を進めており、新卒者の教員正規採用率について、国立大学中で2年連続（平成24年度及び25年度）トップになる等、顕著な成果をあげている。

教職大学院においては、学士課程で身に付けた実践的指導力をより一層醸成させ、学校教育に関する高度の学識及び実践力・応用力を備え、リーダー的役割を果たし得る高度専門職業人としてのレベルにまで高めることが期待される。

（2）教育学研究科（修士課程）との関係

教職大学院の設置に伴い、平成27年度入学生を最後に教育学研究科（修士課程）は募集を停止し、修了等により在籍者がいなくなった段階で廃止することとなる。教育学研究科は、平成21年度に教育実践高度化専攻の単専攻組織に改組し、理論と実践の往還を目指す独自のカリキュラムを編成して、「教科に関する科目」と「教職に関する科目」の担当教員が協働で運営・指導する実践的授業（全専任教員が担当）を基軸に据えながら、教員養成の修士レベル化に取り組んできた。

教職大学院は、教育実践における教育学研究科の先進的取組を拡充発展させるものである。さらに、教員養成に特化した学士課程である学校教育学類の専任教員も教職大学院に参加することにより、教職大学院と学校教育学類の教員養成機関としての相乗効果を図る。

⑧ 入学者選抜の概要

□入学定員及び出願資格

教育実践研究科の入学定員は15名とし、現職教員及び学士課程修了者（一種免許状取得者）を受け入れる。

□養成する教員像

本学教職大学院では、学校教育に関する高度の学識及び実践力・応用力を備え、特に子どもたちの主体的・能動的な学習をデザインし、支援する力において優れた教員（新採教員や若手・中堅教員）、並びにそのような教員から組織される学校において、確かな教育理論と優れた実践力・応用力を備え、地域や家庭と連携しつつ学校の管理運営において指導的役割を果たし得る中核的教員を養成する。

<学習デザインコース>

- 地域や時代に適した教育課題、多様化する子どもの実態を踏まえて、子どもの主体的・能動的な学習を可能にする授業実践・教科指導を行うことができ、またカリキュラムの編成に優れた力量をもつ教員を養成する。
- 授業外における教育相談や生徒指導に優れた能力を発揮し、授業においてICTを活用する他、グローバル化などの時代に即したテーマに関する学習をデザインすることができる教員を養成する。
- 「学び」に障害のある子どもの特別支援教育にも学識を有する教員を養成する。

<学校マネジメントコース>

- 社会・子どもの変化や教育現場で経験してきたことを踏まえて、子どもの主体的な学びを実現させることのできる学校組織をマネジメントできる能力を備えた中核的指導者としての教員を養成する。
- 学校現場の諸課題を十分認識し、その問題を解決するための改善策の企画立案とその実践を行うことができるとともに、ガバナンスに優れた力量を発揮する教員を養成する。

□選抜方法

<現職教員>

受験者が勤務する所属長の推薦書、志望理由書、研究計画書及び教育の実績を示す教育実践記録（論文を含む）をもとに、口述試験を行う。

<学士課程修了者>

小論文、志望理由書及び研究計画書をもとに口述試験を行う。

□入学試験（入学時期は4月）

- 日時 10月と2月の2回行う。
- 場所 金沢市角間町 金沢大学人間社会第2講義棟
- 試験科目 小論文（学士課程修了者のみ）、口述試験

□想定される入学者

入学定員15名の内、学習デザインコースは10名、学校マネジメントコースは5名の入学者を想定している。学士課程修了者については、事前のアンケート調査の分析によれば、5名ほどの進学者（学習デザインコース）の確保は十分に可能と思われる。また現職教員については、石川県教育委員会との協議の結果、学習デザインコースに5名ほど、学校マネジメントコースに5名ほど進学してくることが見込まれる。

⑨ 取得できる教員免許状

取得できる教員免許状については、下表のとおりである。

専攻	コース	教育職員免許状の種類	免許教科
教職実践高度化専攻	学習デザインコース	高等学校教諭専修免許状	全教科
	学校マネジメントコース	中学校教諭専修免許状	全教科
		小学校教諭専修免許状	
		幼稚園教諭専修免許状	

なお、本学教職大学院では、教員免許状（一種）を有しない者の入学は認めていない。また、入学者が在学中にさらに他の免許状（一種・二種）の取得を目的として学士課程の科目を履修することを原則として認めない。ただし、特段の理由がある場合は、例外として、学期内で履修できる科目数の制限を設けて、科目等履修の方法で取得できる措置を講じる。

⑩ 「大学院設置基準」第2条の2又は第14条による教育方法の実施

学習デザインコース約5名及び学校マネジメントコース約5名の合計約10名については、主に石川県教育委員会から派遣される現職教員を予定しており、いわゆる「14条特例」を適用することとなる。この場合、2年次には勤務校に戻ることを前提となるが、その場合でも、「⑤ 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件」において詳細に説明したように、修了要件を満たすことができるよう配慮する。

ア 修業年限

標準修業年限は2年とする。ただし、長期履修の申し出があった場合は、研究科会議の議を経て認めることができる。

イ 履修指導及び研究指導の方法

学習デザインコース及び学校マネジメントコース学生の履修及び研究については、以下に示すように系統的かつ継続的な指導を展開する。また、在学中及びその前後においては、石川県教育委員会の「いしかわ学びの指針12か条推進指定校事業」、「課題発見力育成事業」（学校指導課が担当し、学校毎にテーマを設定し指定を受けて行う）、ならびに「いしかわ師範塾」プレミアム研修（教職員課が担当し、教員個人が参加する）等の取り組みを継続発展させることにより、石川県ならではの教職大学院の特色を出す。更に、義務教育段階のみならず、高等学校も含む全学校種から広く学生募集を行うこととする。

【入学準備】	金沢大学人間社会学域学校教育学類と石川県教育委員会との連携事業（研究員制度、連携ゼミ等）に基づく課題発見に取り組む。その際には、石川県教育委員会から学校管理職への指導を介した学校の協力や理解に基づく連携協力校制度を前提とする。
【1年目】	大学院にて、講義やゼミ、文献研究、他校種での実習やカンファレンス等を通して教育的見識を身につけ、自分自身の教職観や教職経験の省察と相対化に臨む。カンファレンスの基本形態は学生による実践発表、及びそれを題材にした集団討論とする。学校の組織運営に関わる諸活動にも参加する。
【2年目】	勤務しつつ週1回のカンファレンスに臨み、また月1回の通学となる。課題の明確化及び解決策についての論考を更に深め、課題解決策を適宜修正していく。
【修了後】	勤務校にて、授業研究を基盤とする教育の質向上の中核となる。学校を超えた教育研究ネットワークや、地域との連携を担う。学修成果は、個人の成長にとどまらず、学校、地域、石川県の教育発展につながる。

ウ 授業の実施方法

「⑤ 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件」において詳細に説明する。

エ 教員の負担の程度

本学教職大学院の開講科目については、原則として専任教員が担当することとなるが、専任教員は、既設大学院授業科目はもとより学類授業科目の担当を初年度から担当せず、教職大学院での学生指導に専念することとする。ただし、学士課程の専任教員を兼ねている専任教員は、学類授業科目を担当する。

また、学校教育学類を担当している専任教員も加えることによって、特に大きな負担を伴う授業において教員が分担できる体制を整えて教育効果を確保する。各教員は、授業方式に従って、個人ではなくチームとして学生指導にあたる。

オ 図書館・情報処理施設等の利用方法や学生の厚生に対する配慮、必要な職員の配置

金沢大学附属中央図書館は、通常期間については平日は8時45分から22時まで、土曜・日曜は9時から17時まで開館しており、休業期間については平日は8時45分から17時まで開館している。

総合メディア基盤センターは、平日8時45分から18時まで開館し、演習室及び多目的教室の利用が可能である。演習室には、演習用パソコンが計160台設置されている。多目的教室は、グループワークや課題解決型の授業を行うために新設された教室である。授業優先ではあるが、授業時間外であればグループワーク等に利用できる。加えて、下記に示す場所に共用パソコンを設置しており、自由に利用することができる。なお、ネットワークについては、金沢大学の各キャンパス内に設置してある無線LANを利用することができ、学外者の利用が可能な無線LAN環境も提供している。

食堂、喫茶部、書籍販売などの福利施設は20時まで大学構内にて営業されている。

設置場所	共用 PC 設置台数
総合メディア基盤センター1F ホール	5台
総合メディア基盤センター2F ホール	5台
総合教育棟エントランスホール	10台
総合教育棟情報検索室	10台

カ 入学者選抜の概要

出願資格は、①現職教員もしくは②教員免許を有する者とする。石川県教育委員会等からの派遣現職教員に関しては、原則的に実務業績で筆記試験を代替し、実務業績と面接により選抜する。派遣によらない現職教員や社会人経験者は一般入試が原則である。

⑪ 管理運営

□学内の管理運営

本学教職大学院の管理運営については、研究科の独立性や機動的な管理運営体制を確保するため、研究科長及び副研究科長を置き、審議機関として研究科会議を設置する。

① 研究科長

研究科を担当する専任教授の中から、研究科会議の議を経て候補者を学長に推薦する。学長は当該推薦を踏まえ、研究科長を選考する。研究科長は、研究科を代表し、研究科の管理運営に当たる。

② 副研究科長

研究科長を補佐し、研究科長に事故又は特別な事由があるときはその職務を代理し、研究科長が欠員のときはその職務を行う。

③ 研究科会議

研究科を担当する専任教員で構成し、研究科長候補者の選考並びに教育及び研究に関する重要事項について審議する。

□石川県教育委員会等との連携（資料 1 2 参照）

さらに、本学教職大学院の運営については、県及び市町の教育委員会との連携・協働による適正な運営を図るために、石川県教育委員会との間に設置する連携協議会の下に「教職大学院運営部会」を置く。また、学校実習の管理運営について協議するために、関係教育委員会及び学校関係者等を委員とする「教職大学院学校実習運営協議会」を置く。

① 教職大学院運営部会（資料 1 3 参照）

現在、大学と石川県教育委員会との間で設置している「金沢大学人間社会学域学校教育学類・石川県教育委員会連携協議会」の下に、「教職大学院運営部会」を置き、カリキュラム、学生の指導並びに教育及び研究に関する評価等に関する協議を行う。主な構成員は以下のとおりとする。

本学：教職大学院の研究科長、副研究科長、専任教員

石川県教育委員会：教職員課長、学校指導課長など

② 教職大学院学校実習運営協議会（資料 1 4 参照）

大学、石川県教育委員会及び金沢市教育委員会との間に「教職大学院学校実習運営協議会」を置き、学校実習に係る実習の企画・運営、学校実習の指導・支援等について協議を行う。主な構成員は以下のとおりとする。

本学：教職大学院専任教員、附属学校教員

石川県教育委員会：学校実習担当指導主事、連携協力校の実習担当教員

金沢市教育委員会：学校実習担当指導主事、連携協力校の実習担当教員

⑫ 自己点検・評価

□大学における自己点検・評価

金沢大学においては企画評価会議が大学全体の自己点検と評価の業務を統括しており、教職大学院の自己点検・評価も「国立大学法人金沢大学自己点検評価規程」に基づいて行われる。この結果は学長の承認を経て、外部に公表される。

□本学教職大学院における自己点検・評価

1) 評価項目

部局による自己点検・評価は「部局における自己点検評価実施指針」に定められた「教育に関する項目」に独自項目を加えたものに沿って実施する。具体的には以下のようなになる。

< 1 > 教育に関する項目

①教育の実施体制

- (イ) 基本的組織の編成
- (ロ) 教育内容、教育方法の改善に向けて取り組む体制

②教育内容

- (イ) 教育課程の編成
- (ロ) 学生や社会からの要請への対応

③教育方法

- (イ) 授業形態の組合せと学習指導法の工夫
- (ロ) 主体的な学習を促す取組み

④学業の成果

- (イ) 学生が身につけた学力や資質・能力
- (ロ) 学業の成果に関する学生の評価

⑤教育委員会・学校との連携協力（独自項目）

- (イ) 円滑な連携体制
- (ロ) 学生の受け入れ機関からの評価
- (ハ) 修了生の教育現場での評価

< 2 > 研究に関する項目

①研究活動の状況

- (イ) 研究活動の実施状況
- (ロ) 共同利用・共同研究の実施状況

②研究成果の状況

2) 実施体制

本学教職大学院において「研究科自己点検評価委員会」を設け、自己点検・評価の統括を行う。教職大学院の教育に関わる項目（①～④）については、「研究科教務委員会」が責任組織となり、各教員の自己点検や学生アンケートを指揮する一方で、外部機関との連携については学外関係者ととも組織する「教職大学院運営部会」が責任主体となる。

3) 評価結果の活用

研究科自己点検評価委員会は1年ごとに評価結果をまとめ、翌年度早期にホームページで公開する。また、結果については、研究科教務委員会、教職大学院運営部会が中心となり、改善策等を講じる。

⑬ 認証評価

□受審スケジュール

本学教職大学院開設後、その教育課程、教員組織、その他教育研究活動の状況に関して、以下のスケジュールにより、一般財団法人教員養成評価機構の認証評価を受審する。

受審に当たって、一般社団法人教員養成評価機構に対して認証評価の実施依頼を行い、同機構より認証評価実施の証明を受けた。

(資料 1 5 参照) 教職大学院に係る認証評価の実施について (依頼)

(資料 1 6 参照) 金沢大学教職大学院の認証評価実施について

スケジュール

初回 平成 3 1 年度 (開設 4 年目)

次回 平成 3 5 年度 (初回の認証評価を受けた 4 年後)

これ以降、同様とする。

□受審のための体制

教職大学院認証評価については、研究科に「教職大学院認証評価委員会」(仮)を設置し、本委員会を中心として自己評価書を作成し、「金沢大学企画評価会議」の議を経て、評価書を提出し、認証評価を受審する。

⑭ 情報の公表

□基本方針

大学と大学構成員の普段の活動を社会に明らかにしながら、本学に付託された社会的責任を果たして行くことが強く求められていることから、本学教職大学院は、その教育理念、教育研究組織、教育方法・内容、教育の成果、自己点検及び外部評価等の情報を広くかつ積極的に開示する。なお、公表に当たっては、個人情報に係る法令、規程（国立大学法人金沢大学個人情報管理規程等）を遵守し、それらの範囲内において運用・開示を行うものとする。

□情報開示の具体的項目

- 教育理念・教育研究組織
 - ・教育理念
 - ・教員組織
 - ・収容定員
 - ・入学者選抜方法
 - ・在学期間
 - ・修了要件
- 教育内容及び方法
 - ・教育課程及び教育方法
 - ・施設及び設備
 - ・成績評価方法
 - ・教員の資質向上の方策
 - ・学生支援の内容
- 教育の成果
 - ・入学者志願状況及び入学者数
 - ・就職状況
- 自己点検・評価及び外部評価
 - ・自己点検評価の内容
 - ・外部評価の結果

□情報開示の方法

これらの情報について、金沢大学 Web サイト (<http://www.kanazawa-u.ac.jp/>)、大学院 便覧、大学案内、各種報告書等を利用して適宜開示する。

⑮ 教員の質の維持向上の方策

大学が開催するコンプライアンス研修、FD研修に加えて、研究科教務委員会が以下の方策を実施することによって、教員の資質の維持向上に努める。

□教育に関する項目

(1) 研究授業の義務化

教員が自分自身の授業に対して客観的な認識を持てるよう、3年に1回の研究授業を義務化する。研究授業後の討論会には学生も参加し、とりわけ現職教員学生には異校種教員としての立場から教職大学院の授業を批評することができるようにする。

(2) 理論と実践の往還

研究授業とは別に、研究者教員と実務家教員の協同授業を対象にした授業評価会を開催し、理論と実践を往還する授業のあり方についての検討を行う。

(3) シラバスの充実と授業カタログの作成

本学教職大学院で開講する全科目において、シラバスの充実と授業カタログの作成を促す。これにより本学教職大学院を目指す現職教員や学外の協力組織（連携協力校及び教育委員会）が具体的なカリキュラム・イメージをつかみやすくなる一方で、本学教職大学院担当教員は自分自身の教育履歴を振り返ることができるようになる。

(4) アンケートの実施（学生、連携協力校、教育委員会）

Semester毎に学生による授業アンケートを実施し、学生の意見を収集する。また、見学や実習のために学生が訪れる連携協力校には、学生の状況や本学教職大学院の教育体制についての意見を求める。さらには本学教職大学院の教育効果を計るために、修了生、現職教員学生勤務校、さらには教育委員会を対象としたアンケートをそれぞれ実施する。

(5) 報告書の作成

上記(1)～(4)の項目については、年度末ごとに研究科FDカリキュラム委員会が報告書を作成し、冊子の形態で公表する。

なお、本学教職大学院の教員は教育者であると同時に研究者でもあることが求められる。本学教職大学院を担当するにふさわしい教員を雇用するために、以下の方策を行う。

□研究に関する項目

(1) 新任教員の指導体制

とりわけ実務家教員においては交代周期が短いことが予想されるため、教育水準と研究水準の維持向上のためには新任教員の研修が不可欠である。新任教員には近接領域の教員がメンターとなり、1年にわたって研究活動や授業の指導・助言を行う。

(2) 先進的な研究の促進

最新の研究成果を教育内容に還元できるように、国内外での成果発表や論文発表を積極的に推進する。また、本学教職大学院内の基盤研究費配分も弾力性を持たせるようにする。

⑩ 連携協力校との連携・実習

□連携協力校等との連携

金沢大学と石川県教育委員会は、双方の人的・知的資源を活用して石川県の学校教育の一層の振興・発展を図るために、平成17年度に連携に関する基本協定を締結している。この基本協定を踏まえて、石川県教育委員会における現職教員の派遣と金沢大学における受け入れや、実務家教員の確保等に関して連携を密にするために、金沢大学教職大学院に係る連携に関する合意書（資料17参照）を締結した。

□実習の具体的な計画

本学教職大学院では、学校実習を1年次に行い、2年次に取り組む各自の研究課題を明確化していく「学校実習Ⅰ」と、学校実習Ⅰで設定した各人の課題解決を図る「学校実習Ⅱ」に類別している。学校実習Ⅱについては、現職教員学生を対象とした「学校実習Ⅱ-A」、ストレートマスターを対象とした「学校実習Ⅱ-B」に類別している。

また、学校実習と密接に関連する授業として、各自の実践を振り返る場である「実践カンファレンスⅠ／Ⅱ」と、各自の研究課題の深化を図る「専門研究Ⅰ／Ⅱ」を設定している。これら関連科目を実習と密接に関連させることで理論と実践の往還を図っていく。以下、「ア実習計画の概要」、「イ指導体制と方法」、「ウ教育実習施設との連携体制と方法」及び「エ単位認定等評価法」を示す。

ア 実習計画の概要

①実習の到達目標と評価基準

【学校実習Ⅰ】

学校実習Ⅰは、附属学校園で9月に行われる教育実習に、週2～3日赴き、そこで教育実習にとりくむ学類学生に対する、附属学校園教員の指導・助言のあり方の観察、教育実習生に適切な支援、附属学校園教員の指導・助言のもと児童生徒に対する指導を通じて、学校経営や授業改善等に関する各自の研究課題を明確にするものである。

現職教員学生とストレートマスターの到達目標、評価基準は次の通りである。

(現職教員学生)

○到達目標

附属学校園において、学習デザインコースの学生は、(1) 指導教員の指導補助役として教育実習生に應對し、教科指導や生活・生徒指導等での指導について適切な指導・助言を行うこと、及び(2) 附属学校園教員と協働して学習デザイン計画を立て授業実践を行うことを通じて、授業の設計、評価、改善を適切に展開できる力量を身に付ける。また、学校マネジメントコースの学生は、(1) 附属学校実習の全体計画担当教員と協働して実習運営管理を行うこと、及び(2) 附属学校管理職から学校運営面で

の実践やリスク管理を行うことを通じて、スクールリーダーとして同僚教員を支援する能力、そして学校組織や児童生徒の実態に即した適切な学校管理運営ができる力量を身に付ける。こうした経験から、授業や学校経営等に関わる課題を明確にし、授業実践や学校組織改善のための研究課題を設定することができる。

○評価基準

学習デザインコースでは、

- ・ 授業及び生徒指導等に関わる教育課題を捉えることができる。
- ・ 附属学校園教員の指導・助言のもと、児童生徒の実態に即した適切な指導を行うことができる。
- ・ 附属学校園教員の指導補助役として教育実習生に支援を行うことを通じて、スクールリーダーとして必要な同僚教員を支援する力を身につけることができる。
- ・ 課題解決に向けた研究課題（解決プログラム）を設定することができる。

学校マネジメントコースでは、

- ・ 学校経営にかかわる教育課題を捉えることができる。
- ・ 附属学校園教員と協働して、学校の組織実践を行うことができる。
- ・ 附属学校管理職の指導・助言のもと、同僚教員を支援する力や学校組織の実態に即した学校管理運営をする力を身に付けることができる。
- ・ 課題解決に向けた研究課題（解決プログラム）を設定することができる。

（ストレートマスター）

○到達目標

附属学校園の指導教員による教育実習生に対する教科指導や生活・生徒指導の支援の具体的方策を学び、学校教育における授業や生活・生徒指導等に関わる教育課題を明確にし、附属学校園教員の指導・助言のもと児童生徒に対する指導に加わりながら、教育課題を改善するための研究課題を設定することができる。

○評価基準

- ・ 学校教育における授業や生徒指導等に関わる教育課題を捉えることができる。
- ・ 附属学校園の指導教員の教育実習生に対する支援策について理解できる。
- ・ 附属学校園教員の指導・助言のもと児童生徒の実態に即した適切な指導を行うことができる。
- ・ 附属学校園教員の指導補助役として教育実習生に支援を行うことを通じて、教員として必要な同僚教員を支援する力を身につけることができる。
- ・ 課題解決に向けた研究課題（解決プログラム）を設定することができる。

現職教員学生は、すでに実践経験を有しているので、教育実習生を支援することを通じて、教員としての資質を育成すること、また、附属学校園教員の指導・助言のもと児童生徒の実態に即した指導を行うことを通じて、学校経営や授業等の教育課題を明確化することをねらいとしている。

学習デザインコースのストレートマスターは、教職を経験していないので、附属学校園の校園長・副校園長・教務主任・指導教員等による教育実習生に対する教科指導や生活・生徒指導の支援の具体的方策について学び、附属学校園教員の指導・助言のもと児童生徒に対する指導に加わりながら、授業や生活・生徒指導等の教育課題を明確化することをねらいとしている。また、ストレートマスターも、附属学校園の指導教員の指導補助役として、教育実習生のアドバイザーの役割を担わせ、教育実習生ならではの躓きに対する理解とそれへの適切な支援を行う。ストレートマスター自身も、教育実習生の支援を通じて、将来、教員として必要な同僚教員を支援することの重要性を理解することができる。

学士課程の教育実習については、学類及び附属学校園が責任を持って対応しており、ストレートマスターのアドバイザー活動により、教育実習生も新たな視野を広げることができ、ストレートマスターと教育実習生双方にとって教員としての資質能力の向上につながる。(資料18参照)

【学校実習Ⅱ－A】【学校実習Ⅱ－B】

学校実習Ⅱは、「学校実習Ⅰ」で設定した課題の解決のための実習と位置づけて、学校経営や授業改善等、学校教育課題の解決を達成することをねらいとするものである。学校実習Ⅱは、現職教員学生向けの「学校実習Ⅱ－A」と、ストレートマスター向けの「学校実習Ⅱ－B」に類別される。現職教員学生とストレートマスターの到達目標、評価基準は次のとおりである。

(現職教員学生)

○到達目標

スクールリーダーとして、授業改善、学校経営などに関わる教育的課題を明確にし、課題解決・達成に向けての改善策を企画・策定し、その改善策の実践、評価を通じて、理論と実践を往還する教育改善を進めることができる。

学習デザインコースの学生は、勤務校での学校研究の一端を支援することに携わり、学校研究及び授業改善を推進し、また、ストレートマスターの学生とペアとなり、そのメンタリングを行うことを通して若手教員を指導する能力と資質を身に付けることができる。

学校マネジメントコースの学生は、勤務校の管理職の指導・助言を受けながら、また教務主任などの各種主任と連携を図りながら、研究課題に即した実践に取り組み、

学校の組織改善にかかわる力量と知見を得ることができる。

○評価基準

学習デザインコースでは、

- ・学校教育における授業改善などに関わる教育的課題を明確に捉え、課題解決のため改善策を企画・策定し、実践することができる。
- ・児童生徒の学習を巡る研究課題について検証・解決に取り組み、子どもの主体的・能動的学びをデザインすることができる。
- ・課題解決のための改善策の有効性について理論に照らし合わせ評価し、理論と実践の往還に基づいて省察ができる。

学校マネジメントコースでは、

- ・学校経営などにかかわる教育的課題を明確に捉え、課題解決のため改善策を企画・策定し、実践することができる。
- ・学校経営改善を通じた教育改善を進めるため、スクールリーダーとして必要な教員と協働する力、リーダーシップ、メンターシップを身に付けることができる。
- ・課題解決のための改善策の有効性について理論に照らし合わせ評価し、理論と実践の往還に基づいた省察ができる。

(ストレートマスター)

○到達目標

将来のスクールリーダーとして、授業や生徒指導、特別活動、部活動等の課外活動等の学校教育活動全体が計画的に展開されていることを理解し、その上で、児童生徒の学習をめぐる課題を明確化し、研究課題の検証・解決ができる。

○評価基準

- ・授業や生徒指導、特別活動、部活動等の課外活動等の児童生徒の学びに関する課題が多様であることを理解し、その上で、自らの関心に基づいた児童生徒の学習をめぐる課題を明確化することができる。
- ・大学指導教員と連携協力校の指導教員の指導のもと、自ら設定した研究課題について、課題解決のため改善策を企画・策定し、実践することができる。
- ・課題解決のための改善策の有効性について理論に照らし合わせ評価し、理論と実践の往還に基づいた省察ができる。

②実習科目の単位、内容

学校実習科目は1年次の「学校実習Ⅰ」（2単位）、2年次の「学校実習Ⅱ－A」（現職教員学生向け）、「学校実習Ⅱ－B」（ストレートマスター向け）（各8単位）の計10単

位で構成される。

「学校実習Ⅰ」では、附属学校園で9月に行われる教育実習に参加し、教育実習生に対する附属学校園教員の指導・助言を行い、マネジメントのあり方を観察するとともに、教育実習生に対して指導教員の指導補助役として適切な支援を行う。また、附属学校園教員の指導・助言のもと、当該児童生徒の実態に即した指導を行う。指導については、授業の実施や特別に支援を要する児童生徒への対応、学校行事での指導等、様々な指導の関わり方が考えられる。児童生徒の実態や指導教員との協議を踏まえ、適切な指導を行う。

これらの活動を通じて、2年次に取り組む課題研究のテーマを明確化する。附属学校園教員及び大学の指導教員がこれらを指導・支援する。また、本学の特色ある「Web実習ノート」を有効活用し、附属学校教員及び学生とともに、随時、学校実習のリフレクションにコメントを行う。

「学校実習Ⅱ-A」は、現職教員学生2年次向けの科目である。この科目では、各勤務校に戻った現職教員学生が、週1日、勤務校における教育実践の中で、課題研究の検証・解決に取り組む。月1日は、大学院において「専門研究Ⅱ」及び「実践カンファレンスⅡ」を受講し、各自の研究課題に対する取り組み状況を報告・議論する。

学習デザインコースに所属する学生は、1年次に設定した教科指導や生活・生徒指導等、児童生徒の学習を巡る研究課題について検証・解決に取り組み、子どもの主体的・能動的学びをデザインすることができる資質を養う。学校実習の内容は、学校研究をさらに進化させた研究課題に関する授業設計と授業実践である。そのため、研究主任との綿密な連携の下で、年間の授業研究スケジュールに学校実習を位置づける。研究授業は、1か月に2回程度当該校の研究授業日を考慮して設定し、通常の勤務時間帯においては、同僚教員の授業を参観する余裕を持つことが大切と考え、午前中は同僚教員の授業参観、午後5時限目に当事者もしくはストレートマスターの研究授業を行い、6時限目以降に授業整理会を行う。整理会の後に、個別の指導を行い、より焦点化された課題に関してフォローアップを行う。

学校マネジメントコースを履修する学生は、管理職の指導・助言のもと、学校経営や組織に関する研究課題について検証・解決に取り組み、ストレートマスターのメンタリングを行うなど、スクールリーダーとしての資質を養う。学校実習の内容は、取り組む研究課題に応じて多面的であるが、いずれも学校の組織実践にかかわり、その改善方策と設計の実践と検証である。そのため、管理職ならびに関係主任との密接な連携の下で、学校実習で取り組む研究課題を学校経営計画の策定過程に参画することで学校の組織課題として位置づけ、年間の学校行事計画の中で組み立て、同僚教員と協働しながら組織体制の構築やネットワークづくりに取り組み、その評価や改善のサイクルを設定するなどの計画的な組織改善を行う。随時、進捗状況について整理したうえで、個別の指導を行い、より焦点化された課題に関してフォローアップを行う。

「学校実習Ⅱ－B」はストレートマスター向けの科目である。現職教員学生の所属する連携協力校において通年で週2日実習校に赴き、教育活動の観察・参加を行う。観察においては、授業や生徒指導、特別活動、部活動等の課外活動等の学校教育活動全体の実際を知り、そうした様々な教育活動が年間を通じ計画的に展開されていることを学ぶ。参加については、連携協力校の指導教員のもと1年次に設定した研究課題について、課題解決のため改善策を企画・策定・実践し、児童生徒の学習をめぐる研究課題の検証・解決に取り組む。こうした観察・参加の実習を継続的に行うことによって、ストレートマスターの学生も協力校における教育に貢献できるようにしていく。

「学校実習Ⅱ－A」と「学校実習Ⅱ－B」ともに、専任教員が週1回、実習校を訪問し、指導・助言を行う。それ以外の日には「Web実習ノート」を用いて、随時、研究課題の進捗状況を把握し、指導・助言を行う。また、月1回、大学にて行われる実践カンファレンスで、各自が研究課題に対する取り組み状況を報告し議論することを通して、実践をリフレクションし、課題研究、及び実践の質的向上をはかる。

以上の学校実習の実施計画についてまとめると、資料19のようになる。

なお、本学教職大学院は、石川県の要望等も踏まえ、理念・目的を設定しているため、醸成する能力は、「いしかわ学びの指針12か条」に即したものとなっており、また、本学教職大学院へ教員を派遣する学校は、「いしかわ学びの指針12か条」の事項ごとの研究指定校かつ、本学教職大学院の連携協力校であるため、ストレートマスターの個々の研究テーマについて、指導教員による確認の上、研究指定校である現職教員の派遣元である学校から適切に連携協力校を選択することにより、研究テーマと連携協力校における課題とをマッチングさせることができる。

③実習施設、時期、学生の配置等

○実習施設

「学校実習Ⅰ」は、学校教育学類附属の幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校で実施する。「学校実習Ⅱ－A」「学校実習Ⅱ－B」は連携協力校で実施する。

○時期

「学校実習Ⅰ」は、9月に行われる教育実習に、週2～3回4週間赴き行う。

「学校実習Ⅱ－A」では、現職教員学生が、通常勤務の中で、1年次に設定した研究課題の検証・解決を通年行う。「学校実習Ⅱ－B」では、ストレートマスターが、現職教員学生の所属する連携協力校において週2日通年、教育活動の観察・参加を行う。

○学生の配置等

「学校実習Ⅰ」では、現職教員学生については勤務先の学校種、ストレートマスタ

一については希望の学校種に応じ、附属学校園の該当校園にそれぞれ配置する。「学校実習Ⅱ－A」では、現職教員学生を勤務先に配置する。「学校実習Ⅱ－B」のストレートマスターについては希望の学校種及び研究課題に応じて、現職教員学生の勤務する連携協力校に配置する。

④問題対応、きめ細やかな指導を行うための部会の設置等

○学校実習部会の設置

各学校実習の円滑な実施、問題発生への対応、きめ細やかな指導を行うため、研究科教務委員会の下に学校実習部会を設置する。学生からの実習に関する相談には、同部会が対応する。趣旨、審議事項・内容、組織は、以下に示すとおりである。

(趣旨)

金沢大学教職実践研究科教務委員会の下に、学校実習の円滑な運営を図るため、学校実習部会（以下「部会」という。）を置く。

(審議事項・内容)

- ・学校実習全体の企画・運営の調整等に関すること。
- ・学校実習に関する企画・運営等について、附属学校園及び連携協力校と連携をとって審議する事項に関すること。
- ・学校実習に関する運営等について、連携協力校及び石川県教育委員会と連携をとって計画・調整する事項に関すること。
- ・学校実習の評価に関すること。
- ・その他学校実習に関すること。

(組織)

部会は、以下の委員をもって組織する。

- ・ 研究科長
- ・ 専任教員及びみなし専任教員
- ・ 附属学校園長
- ・ その他委員会が必要と認めた者

そのほかの実習の円滑化のために必要な事項については、教職大学院学校実習運営協議会との合同協議を行う。

⑤学生へのオリエンテーションの内容・方法

学生へのオリエンテーションの内容・方法は、次の表のとおりである。

「学校実習Ⅰ」の開始が、9月であるので、4月に「学校実習Ⅰ」の趣旨説明及び概要の説明を実施する。また、4～6月に学校実習参加への諸手続き、6～7月に附属学

校園の目標・取り組み、実習に関わる事項の事前指導を行う。

「学校実習Ⅱ」は、2年次4月から開始されるので、1年次実習後の11月に、「学校実習Ⅱ-A」、「学校実習Ⅱ-B」の趣旨説明、日程、内容等の確認を行う。また、12月～3月にかけて連携協力校の目標・取り組み、実習に関わる事項の事前指導を行う。

オリエンテーションの内容と方法

時期	内容	方法
【1年次】		
4月	<ul style="list-style-type: none"> ● 学校実習の趣旨説明及び概要の説明 ● 学校実習参加への諸手続き 	<ul style="list-style-type: none"> ● 学校実習委員会の委員長、委員によって実施
4月～6月	<ul style="list-style-type: none"> ● 附属学校園の目標・取り組み、実習に関わる事項の事前指導 	<ul style="list-style-type: none"> ● 学校実習委員会の委員長、委員（主に附属学校園長）によって実施
6月～7月		
9月	<ul style="list-style-type: none"> ● 学校実習Ⅰの実施 	<ul style="list-style-type: none"> ● 専任教員による巡回指導、附属学校園の校園長や指導教員による指導によって実施
11月	<ul style="list-style-type: none"> ● 学校実習Ⅱ-A、学校実習Ⅱ-Bの趣旨説明、日程、内容等の確認 	<ul style="list-style-type: none"> ● 学校実習委員会の委員長、委員（主に、本学教職大学院所属の研究者教員及び実務家教員）によって実施 ● 学校実習委員会
12月	<ul style="list-style-type: none"> ● 教育委員会及び連携協力校からの承諾 ● 大学院の連携協力校としての認定 	
1月～3月	<ul style="list-style-type: none"> ● 連携協力校の目標・取り組み、実習に関わる事項の事前指導 	<ul style="list-style-type: none"> ● 学校実習委員会の委員長、委員（主に、本学教職大学院所属の研究者教員及び実務家教員）によって実施

<p>【2年次】 4月～3月</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 学校実習Ⅱ-A、学校実習Ⅱ-Bの実施 	<ul style="list-style-type: none"> ● 学校実習委員会の委員長、委員によって実施
<p>5月～6月</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 修了レポート(終了報告書)の作成に関わる手続きの説明 	<ul style="list-style-type: none"> ● 専任教員による巡視、連携協力校校長、指導教員によって実施
<p>11月～12月</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 修了レポート(終了報告書)の提出に関わる手続きの説明 	<ul style="list-style-type: none"> ● 学校実習委員会(主に、本学教職大学院所属の研究者教員及び実務家教員)によって実施

イ 指導体制と方法

①巡回指導計画、巡回スケジュール、巡回回数

巡回指導計画等は、下表に示すとおりである。

巡回指導計画

コース	指導教員数	担当教員名	巡回スケジュール	回数
学習デザインコース (定員10名:現職教員学生5名、ストレー トマスター5名)	9名	大谷、他研究者教員4 名、実務家教員4名	教員一人あたり、2 ～3名の学生を担 当し、毎週、学生、 附属学校園及び連 携協力校と調整し、 巡回指導を行う。	週1回 程度巡 回指導
学校マネジメントコ ース(定員5名:現職 教員学生5名)	5名	田邊、萱原、他実務家 教員3名	教員一人あたり、2 ～3名の学生を担 当し、毎週、学生、 附属学校園及び連 携協力校と調整し、 巡回指導を行う。	週1回 程度巡 回指導

学校実習では、研究者教員と実務家教員がペアで学生の指導を行い、教員一人あたり、2～3名の学生を担当し、毎週、学生、附属学校園及び連携協力校と調整し、巡回指導を行う。巡回指導では、学生の実習の様子を観察し、適宜、学生の課題解決に向けて指導・助言を行う。また、連携協力校の校長や担当教員等との情報交換を密に行い、学生の取り組み状況を把握する。

巡回の回数は週1回程度とし、巡回のスケジュールは、学生、附属学校園及び連携協力校の調整の上、決定する。また、巡回指導以外の場面において学生から相談があった場合に備え、専任教員はオフィスアワーを設ける。

②実習の年間スケジュール

「学校実習Ⅰ」は、附属学校園で9月に行われる4週間の教育実習に、週2～3回赴き、そこで教育実習に取り組む学類学生に対する、附属学校園教員の指導・助言のあり方の観察及び教育実習生に適切な支援を行う。

現職教員学生対象の「学校実習Ⅱ-A」は、週1日、勤務校における教育実践の中で、1年次に設定した研究課題の検証・解決を通年行う。月1回は、「専門研究Ⅱ」及び「実践カンファレンスⅡ」を受講し、各自の研究課題に対する取り組み状況を報告・議論する。

ストレートマスター対象の「学校実習Ⅱ-B」は、現職教員学生の所属する連携協力校において週2日通年、行う。月1回は、「専門研究Ⅱ」と「実践カンファレンスⅡ」の受講、教材研究を行う。「専門研究Ⅱ」及び「実践カンファレンスⅡ」は、本学教職大学院の施設で行う。年間のスケジュール表は以下のとおりである。

1年次

科目名	対象	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
学校実習Ⅰ	現職教員学生、ストレートマスター						学校実習Ⅰ（2単位、週2～3日、於：附属学校園）						

2年次

科目名	対象	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
学校実習Ⅱ-A	現職教員学生	学校実習Ⅱ-A（8単位、週1日、於：連携協力校） 「実践カンファレンスⅡ」（1カ月1回）は大学院にて行う。											
学校実習Ⅱ-B	ストレートマスター	学校実習Ⅱ-B（8単位、週2日、於：現職教員学生の所属する連携協力校）											
		・授業観察 ・学習指導等の補助 ・連携協力校の教育課題の把握				・研究課題の検証 ・学習指導等の補助				・研究課題の分析・まとめ ・学習指導等の補助			

実習を行う時間数は、学校実習Ⅰが80時間（週2～3日×7～8時間×4週間）、学校実習Ⅱが320時間（現職教員学生の場合、週1日×8時間×40週。ストレートマスターの場合、週2日×4時間×40週）である。

③ 学生へのフィードバック、アドバイス方法、実習レポート作成・提出等

本学教職大学院では、理論と実践の往還を図る中核的科目として、「実践カンファレンスⅠ／Ⅱ」と「専門研究Ⅰ／Ⅱ」を設定している。本学教職大学院では、これらを専任教員全員が共同で担当し、多様な視点から理論と実践を往還する学習・研究を実現する科目として位置づけている。これらの科目を通年履修させることで、長期的に学生が自分の学習の進捗状況と方向性を確認し再設定しながら、自律的に学習・研究を進める力を育成することをねらいとしている。

1年次の学校実習において自分の研究課題の設定や理論的学習の深化のための場として、「専門研究Ⅰ」（1年次通年）を設定した。また、自分の1年後の学習・研究の見通しをもつためにも2年生の実習や研究の様子を知る「実践カンファレンスⅠ」を通年で設定している。各授業科目は、原則的には研究者教員と実務家教員の両方を含む2人以上の教員が共同で担当し、基礎理論や関連研究の理解を図るとともに、具体的な実践例を多く検討する。理論的な視点と実践的な視点の両方から科目内容を構成し、学校実習に対する省察を促進していく。

2年次の学校実習の経験は、月に1回、2コース合同及び1年生も参加して行われる「実践カンファレンスⅡ」において報告することになっている。そこで、報告した学生自身の研究課題に即して実践を検討し直したり、その他の視点から分析したり、実践の中に織り込まれている理論を分析することによって、次の実践の質を高めていくことになる。また実習中は、原則として週1回程度、複数の大学教員が実習校に赴いて、実践を相対化したり理論化したりするための指導を行う。

修了レポート（修了報告書）作成のための、事例のデータ収集、データ分析、分析結果に基づく解釈等に関するフィードバック、アドバイスを行う場が、「専門研究Ⅱ」である。1～2週に1回程度、通年開講とし、指導教員との対話を通して、学生自身が修了レポートの内容を構成していけるよう留意しながら進めていく。後期末には専門研究Ⅰと同時開講での最終発表会を開催し、修了レポート（修了報告書）について報告・検討する機会を確保する。

ウ 教育実習施設との連携体制と方法

①連携の具体的方法

本学教職大学院と附属学校園、連携協力校の協力が円滑に進むよう、研究科長、専任教員、みなし専任教員及び附属学校園の校園長からなる「学校実習部会」を設置する。次に関する事項について、連携協力校と協議が必要な場合は、学校実習部会は教職大学院学校実習運営協議会との合同協議を行う。

(協議事項)

- ・学校実習に関する条件整備に関すること。
- ・附属学校園や連携協力校における学生への支援に関すること。
- ・附属学校園や連携協力校との緊急連絡体制に関すること。
- ・その他連携協力に関する企画、運営等に関すること。

②相互の指導者の連絡協議会設置の予定

本学教職大学院では「教職大学院学校実習運営協議会」において、本学教職大学院側の指導者と附属学校園、連携協力校の校長等、相互の指導者の協力が円滑に進むよう連絡体制の構築を行う。また、実習中に生じたトラブルへの対応など、緊急時の場合には、委員会の緊急の会議を開催し、本学教職大学院側の指導者と附属学校園、連携協力校の代表者とで協議する場を設ける。

③教職大学院と連携協力校との緊急連絡体制

学校実習期間中に事故等が発生した場合には、次のように対応することとする。

事故等発生時、専任教員が実習校にいた場合には、各実習校の緊急対応マニュアルに従い対応し、その後、対応した専任教員が、研究科長に状況を報告する。

専任教員が不在の場合には、学生は各実習校の緊急対応マニュアルに従い対応する。その後、学生は本学教職大学院の指導教員に状況を報告し、後者が研究科長に状況を報告する。

研究科長は、事故に対応した当事者（専任教員、附属学校園長、連携協力校長等）から迅速に情報収集して状況を把握し、それを教職大学院学校実習運営協議会に報告する等、適切に対応する。

④連携協力校での指導者の配置状況

連携協力校での指導は、当該学生の指導教員が担当する。附属学校園は、専任教員全員が担当する。「学校実習Ⅱ」では、ストレートマスターを現職教員学生の勤務校に配置することで、ストレートマスターが現職教員学生に相談しやすいようにする。

また、「学校実習Ⅱ-B」については、専任教員が実習の総括的な立場であり、直接又は Web 実習ノートを用いての指導・助言も行い、ストレートマスターの教育実践の質的

向上を図る。そして、連携協力校の指導教員は、実習現場での日々のストレートマスターの指導・助言を行う。ストレートマスターの教育実践や研究課題の検証・解決における躓きに対し、理論だけでなく、これまでの現場経験を生かした指導・助言を行い、教育実践の質的向上を図る。

連携協力校の指導教員は、長年の学校現場での勤務を通じて、学校現場で生じる課題に対する適切な対応等、教員としての資質能力、実践力を有する石川県教育委員会が認定した優秀教員を含む高度に熟練した教員や、「いしかわ学びの指針12か条」の事項に応じた研究指定校での研究指導等を行っている教員を充てることを想定しているため、ストレートマスターに対する指導力は十分に備わっている。

⑤ 実習前、実習中、実習後等における連携協力校との調整・連絡

「学校実習Ⅰ」は、9月に実施する。そのため、附属学校園との事前打ち合わせと、実習に関わる事項の事前指導を6月～7月にかけて行う。事前指導は、附属学校園の校長、副校長等に依頼する。「学校実習Ⅱ-A」「学校実習Ⅱ-B」は、2年次の4月から実施する。そのため、事前打ち合わせと実習の趣旨説明、日程、内容等の確認を1年次11月に行う。12月には、教育委員会及び連携協力校からの承諾を得て、本学教職大学院が連携協力校としての認定を行う。1月～3月にかけて連携協力校の目標・取り組み、実習に関わる事項の事前指導を行う。事前指導は、連携協力校の校長等に依頼する。

実習中における学生の実践・研究に関する連絡・調整は、巡回指導等において本学教職大学院指導教員と連携協力校の指導教員との情報交換によって進めていく。

実習後、実習の成果は修了レポート（修了報告書）としてまとめられ報告会で報告される。また、修了レポートは、連携協力校にも報告する。

なお、現職教員学生の校種は、ある校種（例えば小学校）に大きく偏ることは考えにくいため、ストレートマスターの希望する校種に対応できる。現職教員学生の所属学校は、42頁で説明したとおり、ストレートマスターの研究テーマともマッチングできるため、現職教員学生の所属する学校を連携協力校とする。

エ 単位認定等評価方法

①成績評価の基準と方法

実習の評価基準は以下のとおりである。

100 点満点中 90 点以上：「S」

80 点以上 90 点未満：「A」

70 点以上 80 点未満：「B」

60 点以上 70 点未満：「C」

60 点未満：「不可」

「S」～「C」を合格とし、「不可」を不合格とする。

評価方法は、①本学教職大学院の実習担当教員による巡回指導での評価、②学生が提出する実習報告書の自己評価、③実践カンファレンス等、各種報告会での発表状況の評価、④本学教職大学院教員と連携協力校の指導教員、学生の3者面談によって行い、①～④を総合的に勘案し最終的に実習担当教員が評定をつける。

②各施設の指導者と教職大学院側の指導者との連絡・調整等

単位認定等の評価方法に関する各施設の指導者と教職大学院側の指導者との連絡・調整等は、先の④本学教職大学院指導教員と連携協力校の指導教員、学生の3者面談によって行うものとする。具体的には、実習後、本学教職大学院担当教員と連携協力校の教員と一緒に、学生に面談を行い、そこで、学生の自己評価を発表させるとともに、指導教員の学生の取り組み状況に関する評価の把握を行う。

③教職大学院における単位認定の方法

学校実習の単位認定は、実習担当教員の評定に基づき、研究科会議が行う。

【資料目次】

資料 1	いしかわ学びの指針 1 2 か条.....	p. 1
資料 2	教職大学院設置に関する要望書.....	p. 2
資料 3	石川県教育委員会からの要望と養成する人材像との関係.....	p. 3
資料 4	金沢大学教職実践研究科における“理論と実践の往還”.....	p. 4
資料 5	大学院教職実践研究科教職実践高度化専攻配当科目.....	p. 5
資料 6	学習デザインコース配当科目.....	p. 6
資料 7	学校マネジメントコース配当科目.....	p. 7
資料 8	教職大学院設置後に担当する学類科目一覧.....	p. 8
資料 9	専任教員別担当科目一覧.....	p. 9
資料 1 0	履修モデル.....	p. 1 7
資料 1 1	各コース別時間割一覧.....	p. 1 9
資料 1 2	教職大学院の管理運営に係る 石川県教育委員会との連携体制.....	p. 2 2
資料 1 3	金沢大学人間社会学域学校教育学類・石川県教育委員会連携協議会 教職大学院運営部会設置要項（案）.....	p. 2 4
資料 1 4	金沢大学教職大学院学校実習運営協議会設置要項（案）.....	p. 2 5
資料 1 5	教職大学院に係る認証評価の実施について（依頼）.....	p. 2 6
資料 1 6	金沢大学教職大学院の認証評価実施について.....	p. 2 7

資料 1 7	金沢大学と石川県教育委員会との 金沢大学教職大学院に係る連携に関する合意書.....	p. 2 8
資料 1 8	学校実習 I における ストレートマスターを含む院生のアドバイザー活動.....	p. 2 9
資料 1 9	教職大学院学校実習実施計画.....	p. 3 0

石川の子どもの学力を伸ばす

いしかわ学びの指針 12 か条

活用力を高める授業づくり

- 1 根拠や筋道を明確に表現させる
- 2 物事を多様な観点から考察する力の育成に向け、多面的・多角的に思考させる
- 3 習得した知識や技能を活用・応用させる

学力・学習を支える基盤づくり

- 4 「書くこと」「読むこと」を通して、考え方を身に付けさせる
- 5 相手を意識して、「話す力」「聞く力」を身に付けさせる
- 6 学び合い学習を充実させる
- 7 よりよい学習習慣・生活習慣を身に付けさせる
- 8 読書活動をより促進・充実させる
- 9 家族とのコミュニケーションを促進させる
- 10 社会への関心や将来の目標を持たせる

指導改善を進める体制づくり

- 11 学校研究や授業研究を活性化して、指導力を高める
- 12 積極的に保護者や地域に向けて発信する

教職第983号
平成27年2月27日

金沢大学長
山崎光悦様

石川県教育委員会教育長
木下公司



教職大学院設置に関する要望書

石川県教育委員会は、金沢大学が平成28年度4月に設置を予定している教職大学院に対し、下記のとおり要望します。

記

1 石川県の特色を生かした教職大学院

人間力の育成を軸として、他県には見られない石川県独自の地域特色を生かしたカリキュラム設計などの充実と共に、今日的課題でもあるグローバル化に向けた外国語活動やICT活用、新学習指導要領の対応等に重点を置きつつ、現学習指導要領の理数教育の重視にも対応するため、理工系教員の教職面での専門性を一層高めることを期待します。石川県の教育理念に基づいた特色ある教職大学院の設置を要望します。

2 「いしかわ師範塾」との連携

本県では、大学院修士課程等で学習できなかった専門的課題に関し、「いしかわ師範塾」の中のプレミアム研修により、本県教員に対して学びの場を提供してきました。学びの場として、選択肢の裾野が広い教職大学院にて、「いしかわ学びの指針12か条」を軸とした学びを深化させることで課題解決が可能となれば、将来学校現場での現職教員の教育能力向上に貢献できると確信しています。「いしかわ師範塾」との役割分担を明確にした事業連携を要望し、課題の深化に対応したコース設定を教職大学院に望みます。

3 教職大学院に期待する教育課程

カリキュラム研究や授業研究に加えて、教育相談や学校カウンセリング、心理学の強化を目指した具体的な教育課程を軸とした科目開講を期待します。また、現代的な教育課題領域の横断型科目のニーズに対応した科目も望むと共に、新たに学校経営に関する教育課程にて、現職教員の人材育成を視野に入れた養成コースの設立を強く望みます。学校実習においては、連携体制を整えると共に連携協力校において、より実践的な教育実習等を行うことで、石川県の教育理念に応じた人間力の構築と育成を期待します。

全国学力・学習状況調査における石川県の児童生徒の平均正答率は、国語、算数・数学とともに全国平均を上回り、“主として知識に関する問題”の方が“主として活用に関する問題”よりも高い状況にある。公立学校教員の約半数が50歳以上であることから、教員の大量退職・大量採用の時期にきている。

地域特性

「いしかわ学びの指針12か条」に基づく教員の資質向上

学力・学習を支える基盤づくり
指導改善を進める体制づくり

活用力を高める授業づくり

教育委員会からの要望

石川県独自の地域特性を生かした
カリキュラム設計

現職教員の人材育成を視野に入れた
養成コースの設立

教職大学院におけるカリキュラム

共通科目
「カリキュラムの理論と実践」
「地域教育実践」
「地域教育研究」

共通科目
「学校マネジメントの理論と実践」
学校マネジメントコース科目
「学校マネジメント研究Ⅰ」
「学校マネジメント研究Ⅱ」

養成する人材像

学習デザインコース

地域や時代に適した
教育課題を踏まえた上で、
子どもの主体的・能動的な学習を
可能にする授業実践・教科指導を
行うことができる教員

学校マネジメントコース

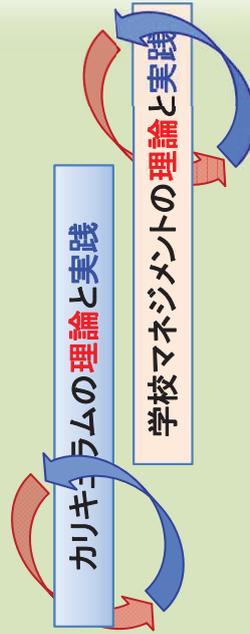
社会・子どもの変化や教育現場で
経験してきたことを踏まえて、
子どもの主体的な学びを実現させることが
できる学校組織をマネジメントできる能力を
備えた中核的指導者

金沢大学教職実践研究科における“理論と実践の往還”

ACT 1

“科目内における理論と実践の往還”

講義、演習、模擬実習等の同一科目内での
組み合わせ



研究者教員と実務者教員の共同開講

ACT 2

“領域を基軸とした理論と実践の往還”

共通科目、コース科目、総合科目、学校実習科目を同時期に併設開講

例：「教育課程の編成・実施」領域

	1年前期	1年後期
学校実習科目	学校実習 I	学校実習 II
コース科目	学習デザイン研究 I	教育評価研究
総合科目	実践カンファレンス I	
共通科目	カリキュラムの理論と実践 地域教育実践	

ACT 3

“領域を跨ぐ理論と実践の往還”による教育実践力の深化

	1年前期	1年後期	2年
学校実習科目	学校実習 I	学校実習 II	学校実習 II
コース科目	学習デザイン研究 I 学習事例研究 I	学習デザイン研究 II 教育評価研究	実践カンファレンス II 専門研究 I
総合科目	実践カンファレンス I 専門研究 I		
教育課程の編成・実施	カリキュラムの理論と実践 実践の学修	専門的な理論と 実践の学修	学んだ理論を用い実習を省察、 次の実践を構想
教科等の実態分析	地域教育実践	地域教育の理解と対応	
生徒指導、教育相談	授業研究	地域教育研究	
学級経営・学校経営	カウンセリング演習	教育相談の理論と実践	実践例を多用し、自己の 実践を分析・構想
学校教育と教員のあり方	学校マネジメントの理論と実践 現代教師論	教育実践の理論と実践 教育実践の理論と実践	実習に連動した 総合科目を中心に 理論と実践を往還

大学院教職実践研究科教職実践高度化専攻配当科目

科目区分		1年前期	1年後期	2年前期	2年後期	
共通科目	教育課程の編成・実施	カリキュラムの理論と実践 (2単位)				
		地域教育実践 (2単位)				
	教科等の実践的指導法	授業研究 (2単位)	発達障害の理解と対応 (2単位)			
		生徒指導、教育相談	地域教育研究 (2単位)	教育相談の理論と実践 (2単位)		
	学級経営、学校経営	カウンセリング演習 (2単位)				
		学校マネジメントの理論と実践 (2単位)	学校マネジメントの心理学 (2単位)			
	学校教育と教員の在り方	現代教師論 (2単位)	現代における教育課題研究 (2単位)			
	総合科目	実践カンファレンスⅠ (通年：2単位)	実践カンファレンスⅡ (通年：2単位)	実践カンファレンスⅡ (通年：2単位)		
	コース科目	学習デザイン	必修	学習デザイン研究Ⅰ (2単位)	学習デザイン研究Ⅱ (2単位)	
			必修	学習事例研究Ⅰ (2単位)		
選択		授業の専門知識 (2単位)	学習事例研究Ⅱ (2単位)			
		学習・発達研究 (2単位)	教育評価研究 (2単位)			
必修		学校マネジメント研究Ⅰ (2単位)	学校マネジメント研究Ⅱ (2単位)			
		学校事例研究Ⅰ (2単位)				
選択		学校危機管理論 (2単位)	学校事例研究Ⅱ (2単位)			
		学校実習Ⅰ (2単位)				
学校実習科目		必修	学校実習Ⅰ (2単位)		学校実習Ⅱ-A (通年：8単位)	
		選択			学校実習Ⅱ-B (通年：8単位)	

※背景に色が付いている科目は選択科目

学習デザインコース配当科目

科目区分		1 年前期		1 年後期		2 年前期		2 年後期		
共通科目	教育課程の 編成・実施	必修	カリキュラムの理論と実践 (2 単位)							
			地域教育実践 (2 単位)							
	教科等の 実践的指導法	必修	授業研究 (2 単位)	発達障害の理解と対応 (2 単位)						
				地域教育研究 (2 単位)						
	生徒指導、 教育相談	必修		教育相談の理論と実践 (2 単位)						
学級経営、 学校経営	選択	カウンセリング演習 (2 単位)		学校マネジメントの心理学 (2 単位)						
学校教育と 教員の在り方	必修		学校マネジメントの理論と実践 (2 単位)		現代における教育課題研究 (2 単位)					
総合科目	必修		現代教師論 (2 単位)		現代における教育課題研究 (2 単位)					
コース科目	必修	実践カンファレンス I (通年：2 単位)	実践カンファレンス I (通年：2 単位)		実践カンファレンス II (通年：2 単位)					
		専門研究 I (通年：2 単位)	専門研究 I (通年：2 単位)		専門研究 II (通年：2 単位)					
	必修	学習デザイン研究 I (2 単位)	学習デザイン研究 I (2 単位)	学習デザイン研究 II (2 単位)						
		学習事例研究 I (2 単位)	学習事例研究 I (2 単位)	学習事例研究 II (2 単位)						
	選択	授業の専門知識 (2 単位)	授業の専門知識 (2 単位)	学習事例研究 II (2 単位)						
		学習・発達研究 (2 単位)	学習・発達研究 (2 単位)	教育評価研究 (2 単位)						
必修		学校実習 I (2 単位)	学校実習 I (2 単位)							
学校実習科目	選択						学校実習 II-A (通年：8 単位)			
							学校実習 II-B (通年：8 単位)			
修得 単位	必修	16		14		4				
選択(最大)		6		6		8				
合計(最大)		22		20		12				

※背景に色が付いている科目は選択科目

学校マネジメントコース配当科目

科目区分		1 年前期		1 年後期		2 年前期		2 年後期		
共通科目	教育課程の 編成・実施	必修	カリキュラムの理論と実践 (2 単位)							
			地域教育実践 (2 単位)							
	教科等の 実践的指導法	必修	授業研究 (2 単位)	発達障害の理解と対応 (2 単位)						
				地域教育研究 (2 単位)						
	生徒指導、 教育相談	選択		教育相談の理論と実践 (2 単位)						
			カウンセリング演習 (2 単位)							
	学級経営、 学校経営	必修	学校マネジメントの理論と実践 (2 単位)							
				学校マネジメントの心理学 (2 単位)						
	学校教育と 教員の在り方	必修	現代教師論 (2 単位)	現代における教育課題研究 (2 単位)						
総合科目	必修	実践カンファレンス I (通年：2 単位)	実践カンファレンス II (通年：2 単位)							
コース科目	必修	専門研究 I (通年：2 単位)	専門研究 II (通年：2 単位)							
		学校マネジメント研究 I (2 単位)	学校マネジメント研究 II (2 単位)							
		学校事例研究 I (2 単位)								
		学校危機管理論 (2 単位)	学校事例研究 II (2 単位)							
		学校実習 I (2 単位)								
学校実習科目	選択									
修得 単 位 数	必修	16	14							
		4	4							
		20	18							
		学校実習 II-A (通年：8 単位)		学校実習 II-B (通年：8 単位)						
		4		8		12				

※背景に色が付いている科目は選択科目

教職大学院設置後に担当する学類科目一覧

専任教員は、基本的に他の研究科及び学士課程の科目を担当しない。
ただし、学校教育学類の専任教員を兼ねている2名は学類科目を一部担当する。

教員名:松原 道男

時間割名	単位数	開講学期	履修期間	授業区分	曜日	時限	担当教員数
理科カリキュラム研究Ⅰ	2	前期	1学期	定期	月曜	3限	6人
スクールサポーター	2	前期	1学期	定期	月曜	4限	4人
理科カリキュラム研究Ⅱ	2	前期	1学期	定期	月曜	5限	6人
理科教育演習Ⅱ	2	前期	1学期	定期	水曜	2限	1人
初等理科教育法	2	前期	1学期	定期	水曜	3限	1人
中等理科教育法B	2	前期	1学期	定期	火曜	5限	1人
中等理科教育法A	2	後期	1学期	定期	月曜	4限	1人
理科教育演習Ⅰ	2	後期	1学期	定期	水曜	2限	1人
理科授業研究Ⅰ	2	後期	1学期	定期	金曜	1限	6人
理科授業研究Ⅱ	2	後期	1学期	定期	月曜	3限	6人
合計担当単位数	20						

教員名:武居 渡

時間割名	単位数	開講学期	履修期間	授業区分	曜日	時限	担当教員数
聴覚障害教育課程論	2	前期	1学期	定期	火曜	3限	1人
聴覚検査法	2	前期	1学期	定期	火曜	4限	1人
聴覚障害指導法演習Ⅰ	1	前期	1学期	定期	水曜	3限	1人
障害児教育基礎論	2	前期	1学期	定期	水曜	5限	5人
障害者福祉論	2	前期	1学期	定期	木曜	2限	1人
現代子ども学	2	前期	1学期	定期	月曜	5限	4人
教育実習事前事後指導	1	前期	1学期	定期	金曜	5限	3人
障害児教育実習	2	前期	通年	集中			5人
聴覚障害指導法	2	後期	1学期	定期	火曜	2限	1人
聴覚障害指導法演習Ⅱ	1	後期	1学期	定期	水曜	3限	1人
障害児教育基礎演習	2	後期	1学期	定期	火曜	4,5限	2人
手話序論	1	後期	1学期	定期	月曜	4限	1人
合計担当単位数	20						

教職大学院専任教員が担当する教職大学院以外の単位数合計数 40単位

教職大学院専任教員一人当たりが担当する教職大学院以外の単位 2.9単位(40単位/14人)

専任教員別担当科目一覧

凡例	共通科目	前期 4月上旬から8月上旬	授業時間帯
	総合科目	後期 10月上旬から2月上旬	1限 8:45～10:15
	コース科目		2限 10:30～12:00
	学校実習科目		3限 13:00～14:30
	青書き教員名		4限 14:45～16:15
	兼任教員		5限 16:30～18:00

教員別時間割: 田邊 俊治

前期	月	火	水	木	金
1限			学校実習Ⅱ-A 田邊, 萱原, 大谷, 松本, 松田, 松原, 武居, 教員A, 教員D, 教員B, 教員E, 教員C	地域教育実証 加藤, 田邊, 教員D, 松本, 大谷, 教員C, 松田, 菅原, 教員B, 教員A, 武居, 松原, 教員E, 上田 学校マネジメントの理論と実践 田邊, 教員A, 教員D	実践カンファレンスⅠ/Ⅱ 田邊, 萱原, 大谷, 松本, 松田, 松原, 武居, 教員A, 教員D, 教員B, 教員E, 教員C, 上田, 端崎
2限					
3限		学校マネジメント研究Ⅰ 田邊, 教員A, 教員D			専門研究Ⅱ 田邊, 萱原, 大谷, 松本, 松田, 松原, 武居, 教員A, 教員D, 教員B, 教員E, 教員C
4限		学校事例研究Ⅰ 田邊, 萱原, 教員A, 教員D			専門研究Ⅰ 田邊, 萱原, 大谷, 松本, 松田, 松原, 武居, 教員A, 教員D, 教員B, 教員E, 教員C, 上田, 端崎
5限					

9月	月	火	水	木	金
1限	学校実習Ⅰ 田邊, 萱原, 大谷, 松本, 松田, 松原, 武居, 教員A, 教員D, 教員B, 教員E, 教員C, 上田, 端崎	学校実習Ⅰ 田邊, 萱原, 大谷, 松本, 松田, 松原, 武居, 教員A, 教員D, 教員B, 教員E, 教員C, 上田, 端崎	学校実習Ⅰ 田邊, 萱原, 大谷, 松本, 松田, 松原, 武居, 教員A, 教員D, 教員B, 教員E, 教員C, 上田, 端崎		
2限					
3限					
4限					
5限					

後期	月	火	水	木	金
1限		現代における教育課題研究 田邊, 教員A, 教員B, 鳥居, 松田, 土井, 杉田, 本所	学校実習Ⅱ-A 田邊, 萱原, 大谷, 松本, 松田, 松原, 武居, 教員A, 教員D, 教員B, 教員E, 教員C	地域教育研究 田邊, 萱原, 大谷, 松本, 松田, 加藤, 松原, 武居, 教員A, 教員D, 教員B, 教員E, 教員C, 上田, 端崎	実践カンファレンスⅠ/Ⅱ 田邊, 萱原, 大谷, 松本, 松田, 松原, 武居, 教員A, 教員D, 教員B, 教員E, 教員C, 上田, 端崎
2限					
3限		学校マネジメント研究Ⅱ 田邊, 萱原, 教員A, 教員D			専門研究Ⅱ 田邊, 萱原, 大谷, 松本, 松田, 松原, 武居, 教員A, 教員D, 教員B, 教員E, 教員C
4限					専門研究Ⅰ 田邊, 萱原, 大谷, 松本, 松田, 松原, 武居, 教員A, 教員D, 教員B, 教員E, 教員C, 上田, 端崎
5限					

教員別時間割: 萱原 道春

前期	月	火	水	木	金
1限			学校実習Ⅱ-A 田邊 萱原 大谷 松本 松田 松原 武居 教員A 教員D 教員B 教員E 教員C	地域教育実証 加藤 田邊 教員D 松本 大谷 教員C 松田 萱原 教員B 教員A 武居 松原 教員E 上田	
2限	カウンセリング演習 萱原 教員A				実践カンファレンスⅠ/Ⅱ 田邊 萱原 大谷 松本 松田 松原 武居 教員A 教員D 教員B 教員E 教員C 上田 端崎
3限					専門研究Ⅱ 田邊 萱原 大谷 松本 松田 松原 武居 教員A 教員D 教員B 教員E 教員C
4限		学校事例研究Ⅰ 田邊 萱原 教員A 教員D			専門研究Ⅰ 田邊 萱原 大谷 松本 松田 松原 武居 教員A 教員D 教員B 教員E 教員C 上田 端崎
5限					

9月	月	火	水	木	金
1限	学校実習Ⅰ 田邊 萱原 大谷 松本 松田 松原 武居 教員A 教員D 教員B 教員E 教員C 上田 端崎	学校実習Ⅰ 田邊 萱原 大谷 松本 松田 松原 武居 教員A 教員D 教員B 教員E 教員C 上田 端崎	学校実習Ⅰ 田邊 萱原 大谷 松本 松田 松原 武居 教員A 教員D 教員B 教員E 教員C 上田 端崎		
2限					
3限					
4限					
5限					

後期	月	火	水	木	金
1限			教育相談の理論と実証 萱原 教員A 教員D	地域教育研究 田邊 萱原 大谷 松本 松田 加藤 松原 武居 教員A 教員D 教員B 教員E 教員C 上田 端崎	
2限			学校実習Ⅱ-A 田邊 萱原 大谷 松本 松田 松原 武居 教員A 教員D 教員B 教員E 教員C		実践カンファレンスⅠ/Ⅱ 田邊 萱原 大谷 松本 松田 松原 武居 教員A 教員D 教員B 教員E 教員C 上田 端崎
3限		学校マネジメント研究Ⅱ 田邊 萱原 教員A 教員D			専門研究Ⅱ 田邊 萱原 大谷 松本 松田 松原 武居 教員A 教員D 教員B 教員E 教員C
4限		学校事例研究Ⅱ 萱原 教員A 教員D			専門研究Ⅰ 田邊 萱原 大谷 松本 松田 松原 武居 教員A 教員D 教員B 教員E 教員C 上田 端崎
5限					

教員別時間割: 大谷 実

前期	月	火	水	木	金
1限	学校実習Ⅱ-B 大谷 松本 松田 松原 武居 教員B 教員E 教員C	学校実習Ⅱ-B 大谷 松本 松田 松原 武居 教員B 教員E 教員C	学校実習Ⅱ-A 田邊 萱原 大谷 松本 松田 松原 武居 教員A 教員D 教員B 教員E 教員C	地域教育実証 加藤 田邊 教員D 松本 大谷 教員C 松田 萱原 教員B 教員A 武居 松原 教員E 上田	
2限			授業研究 大谷 松本 教員B 教員C 教員E		実践カンファレンスⅠ/Ⅱ 田邊 萱原 大谷 松本 松田 松原 武居 教員A 教員D 教員B 教員E 教員C 上田 端崎
3限		学習デザイン研究Ⅰ 松本 大谷 教員B 教員C 教員E	授業の専門知識 松本 大谷 教員B 教員C 教員E		専門研究Ⅱ 田邊 萱原 大谷 松本 松田 松原 武居 教員A 教員D 教員B 教員E 教員C
4限			学校実習Ⅱ-A 田邊 萱原 大谷 松本 松田 松原 武居 教員A 教員D 教員B 教員E 教員C		専門研究Ⅰ 田邊 萱原 大谷 松本 松田 松原 武居 教員A 教員D 教員B 教員E 教員C 上田 端崎
5限					

9月	月	火	水	木	金
1限	学校実習Ⅰ 田邊 萱原 大谷 松本 松田 松原 武居 教員A 教員D 教員B 教員E 教員C 上田 端崎	学校実習Ⅰ 田邊 萱原 大谷 松本 松田 松原 武居 教員A 教員D 教員B 教員E 教員C 上田 端崎	学校実習Ⅰ 田邊 萱原 大谷 松本 松田 松原 武居 教員A 教員D 教員B 教員E 教員C 上田 端崎		
2限					
3限					
4限					
5限					

後期	月	火	水	木	金
1限	学校実習Ⅱ-B 大谷 松本 松田 松原 武居 教員B 教員E 教員C	学校実習Ⅱ-B 大谷 松本 松田 松原 武居 教員B 教員E 教員C	学校実習Ⅱ-A 田邊 萱原 大谷 松本 松田 松原 武居 教員A 教員D 教員B 教員E 教員C	地域教育研究 田邊 萱原 大谷 松本 松田 加藤 松原 武居 教員A 教員D 教員B 教員E 教員C 上田 端崎	
2限					実践カンファレンスⅠ/Ⅱ 田邊 萱原 大谷 松本 松田 松原 武居 教員A 教員D 教員B 教員E 教員C 上田 端崎
3限					専門研究Ⅱ 田邊 萱原 大谷 松本 松田 松原 武居 教員A 教員D 教員B 教員E 教員C
4限		学習事例研究Ⅱ 大谷 松原 教員B 教員C 教員E			専門研究Ⅰ 田邊 萱原 大谷 松本 松田 松原 武居 教員A 教員D 教員B 教員E 教員C 上田 端崎
5限					

教員別時間割: 松本 謙一

前期	月	火	水	木	金
1限	学校実習Ⅱ-B 大谷,松本,松田,松原,武居, 教員B,教員E,教員C	現代教師論 加藤,松本,松田,教員B,教員A	学校実習Ⅱ-A 田邊,萱原,大谷,松本,松田,松原,武居, 教員A,教員D,教員B,教員E,教員C	地域教育実践 加藤,田邊,教員D,松本,大谷,教員C,松田, 萱原,教員B,教員A,武居,松原,教員E,上田	
2限		学校実習Ⅱ-B 大谷,松本,松田,松原,武居, 教員B,教員E,教員C	授業研究 大谷,松本,教員B,教員C,教員E		実践カンファレンスⅠ/Ⅱ 田邊,萱原,大谷,松本,松田,松原,武居, 教員A,教員D,教員B,教員E,教員C,上田,端崎
3限		学習デザイン研究Ⅰ 松本,大谷,教員B,教員C,教員E	授業の専門知識 松本,大谷,教員B,教員C,教員E		専門研究Ⅱ 田邊,萱原,大谷,松本,松田,松原,武居, 教員A,教員D,教員B,教員E,教員C
4限			学校実習Ⅱ-A 田邊,萱原,大谷,松本,松田,松原,武居, 教員A,教員D,教員B,教員E,教員C		専門研究Ⅰ 田邊,萱原,大谷,松本,松田,松原,武居, 教員A,教員D,教員B,教員E,教員C,上田,端崎
5限					

9月	月	火	水	木	金
1限	学校実習Ⅰ 田邊,萱原,大谷,松本,松田,松原,武居, 教員A,教員D,教員B,教員E,教員C,上田,端崎	学校実習Ⅰ 田邊,萱原,大谷,松本,松田,松原,武居, 教員A,教員D,教員B,教員E,教員C,上田,端崎	学校実習Ⅰ 田邊,萱原,大谷,松本,松田,松原,武居, 教員A,教員D,教員B,教員E,教員C,上田,端崎		
2限					
3限					
4限					
5限					

後期	月	火	水	木	金
1限	学校実習Ⅱ-B 大谷,松本,松田,松原,武居, 教員B,教員E,教員C	学校実習Ⅱ-B 大谷,松本,松田,松原,武居, 教員B,教員E,教員C	学校実習Ⅱ-A 田邊,萱原,大谷,松本,松田,松原,武居, 教員A,教員D,教員B,教員E,教員C	地域教育実践 田邊,萱原,大谷,松本,松田,加藤,松原,武居, 教員A,教員D,教員B,教員E,教員C,上田,端崎	
2限					実践カンファレンスⅠ/Ⅱ 田邊,萱原,大谷,松本,松田,松原,武居, 教員A,教員D,教員B,教員E,教員C,上田,端崎
3限					専門研究Ⅱ 田邊,萱原,大谷,松本,松田,松原,武居, 教員A,教員D,教員B,教員E,教員C
4限					専門研究Ⅰ 田邊,萱原,大谷,松本,松田,松原,武居, 教員A,教員D,教員B,教員E,教員C,上田,端崎
5限					

教員別時間割: 松田 淑子

前期	月	火	水	木	金
1限	学校実習Ⅱ-B 大谷,松本,松田,松原,武居, 教員B,教員E,教員C	現代教師論 加藤,松本,松田,教員B,教員A	カリキュラムの理論と実践 加藤,松田,教員B,教員E	地域教育実践 加藤,田邊,教員D,松本,大谷,教員C,松田, 萱原,教員B,教員A,武居,松原,教員E,上田	
2限		学校実習Ⅱ-B 大谷,松本,松田,松原,武居, 教員B,教員E,教員C	学校実習Ⅱ-A 田邊,萱原,大谷,松本,松田,松原,武居, 教員A,教員D,教員B,教員E,教員C		実践カンファレンスⅠ/Ⅱ 田邊,萱原,大谷,松本,松田,松原,武居, 教員A,教員D,教員B,教員E,教員C,上田,端崎
3限					専門研究Ⅱ 田邊,萱原,大谷,松本,松田,松原,武居, 教員A,教員D,教員B,教員E,教員C
4限		学習事例研究Ⅰ 加藤,松田,教員B,教員C,教員E			専門研究Ⅰ 田邊,萱原,大谷,松本,松田,松原,武居, 教員A,教員D,教員B,教員E,教員C,上田,端崎
5限					

9月	月	火	水	木	金
1限	学校実習Ⅰ 田邊,萱原,大谷,松本,松田,松原,武居, 教員A,教員D,教員B,教員E,教員C,上田,端崎	学校実習Ⅰ 田邊,萱原,大谷,松本,松田,松原,武居, 教員A,教員D,教員B,教員E,教員C,上田,端崎	学校実習Ⅰ 田邊,萱原,大谷,松本,松田,松原,武居, 教員A,教員D,教員B,教員E,教員C,上田,端崎		
2限					
3限					
4限					
5限					

後期	月	火	水	木	金
1限	学校実習Ⅱ-B 大谷,松本,松田,松原,武居, 教員B,教員E,教員C	学校実習Ⅱ-B 大谷,松本,松田,松原,武居, 教員B,教員E,教員C	学校実習Ⅱ-A 田邊,萱原,大谷,松本,松田,松原,武居, 教員A,教員D,教員B,教員E,教員C	地域教育実践 田邊,萱原,大谷,松本,松田,加藤,松原,武居, 教員A,教員D,教員B,教員E,教員C,上田,端崎	
2限					実践カンファレンスⅠ/Ⅱ 田邊,萱原,大谷,松本,松田,松原,武居, 教員A,教員D,教員B,教員E,教員C,上田,端崎
3限		学習デザイン研究Ⅱ 松田,加藤,教員B,教員C,教員E			専門研究Ⅱ 田邊,萱原,大谷,松本,松田,松原,武居, 教員A,教員D,教員B,教員E,教員C
4限					専門研究Ⅰ 田邊,萱原,大谷,松本,松田,松原,武居, 教員A,教員D,教員B,教員E,教員C,上田,端崎
5限					

教員別時間割: 松原 道男

前期	月	火	水	木	金
1限	学校実習Ⅱ-B 大谷,松本,松田,松原,武居, 教員B,教員E,教員C	学校実習Ⅱ-B 大谷,松本,松田,松原,武居, 教員B,教員E,教員C	学校実習Ⅱ-A 田邊,萱原,大谷,松本,松田,松原,武居, 教員A,教員D,教員B,教員E,教員C	地域教育実証 加藤,田邊,教員D,松本,大谷,教員C,松田, 萱原,教員B,教員A,武居,松原,教員E,上田	
2限			学類科目		実践カンファレンスⅠ/Ⅱ 田邊,萱原,大谷,松本,松田,松原,武居, 教員A,教員D,教員B,教員E,教員C,上田,端崎
3限	学類科目		学類科目		専門研究Ⅱ 田邊,萱原,大谷,松本,松田,松原,武居, 教員A,教員D,教員B,教員E,教員C
4限	学類科目		学校実習Ⅱ-A 田邊,萱原,大谷,松本,松田,松原,武居, 教員A,教員D,教員B,教員E,教員C		専門研究Ⅰ 田邊,萱原,大谷,松本,松田,松原,武居, 教員A,教員D,教員B,教員E,教員C,上田,端崎
5限	学類科目	学類科目			

9月	月	火	水	木	金
1限	学校実習Ⅰ 田邊,萱原,大谷,松本,松田,松原,武居, 教員A,教員D,教員B,教員E,教員C,上田,端崎	学校実習Ⅰ 田邊,萱原,大谷,松本,松田,松原,武居, 教員A,教員D,教員B,教員E,教員C,上田,端崎	学校実習Ⅰ 田邊,萱原,大谷,松本,松田,松原,武居, 教員A,教員D,教員B,教員E,教員C,上田,端崎		
2限					
3限					
4限					
5限					

後期	月	火	水	木	金
1限	学校実習Ⅱ-B 大谷,松本,松田,松原,武居, 教員B,教員E,教員C	学校実習Ⅱ-B 大谷,松本,松田,松原,武居, 教員B,教員E,教員C	学校実習Ⅱ-A 田邊,萱原,大谷,松本,松田,松原,武居, 教員A,教員D,教員B,教員E,教員C	地域教育研究 田邊,萱原,大谷,松本,松田,加藤,松原,武居, 教員A,教員D,教員B,教員E,教員C,上田,端崎	学類科目
2限	教育評価研究 松原,教員B,本所		学類科目		実践カンファレンスⅠ/Ⅱ 田邊,萱原,大谷,松本,松田,松原,武居, 教員A,教員D,教員B,教員E,教員C,上田,端崎
3限	学類科目		学校実習Ⅱ-A 田邊,萱原,大谷,松本,松田,松原,武居, 教員A,教員D,教員B,教員E,教員C		専門研究Ⅱ 田邊,萱原,大谷,松本,松田,松原,武居, 教員A,教員D,教員B,教員E,教員C
4限	学類科目	学習事例研究Ⅱ 大谷,松原,教員B,教員C,教員E			専門研究Ⅰ 田邊,萱原,大谷,松本,松田,松原,武居, 教員A,教員D,教員B,教員E,教員C,上田,端崎
5限					

教員別時間割: 武居 渡

前期	月	火	水	木	金
1限	学校実習Ⅱ-B 大谷,松本,松田,松原,武居, 教員B,教員E,教員C	学校実習Ⅱ-B 大谷,松本,松田,松原,武居, 教員B,教員E,教員C	学校実習Ⅱ-A 田邊,萱原,大谷,松本,松田,松原,武居, 教員A,教員D,教員B,教員E,教員C	地域教育実証 加藤,田邊,教員D,松本,大谷,教員C,松田, 萱原,教員B,教員A,武居,松原,教員E,上田	
2限			学類科目		実践カンファレンスⅠ/Ⅱ 田邊,萱原,大谷,松本,松田,松原,武居, 教員A,教員D,教員B,教員E,教員C,上田,端崎
3限		学類科目	学類科目		専門研究Ⅱ 田邊,萱原,大谷,松本,松田,松原,武居, 教員A,教員D,教員B,教員E,教員C
4限	学習・発達研究 武居,教員B,淺川	学類科目	学校実習Ⅱ-A 田邊,萱原,大谷,松本,松田,松原,武居, 教員A,教員D,教員B,教員E,教員C		専門研究Ⅰ 田邊,萱原,大谷,松本,松田,松原,武居, 教員A,教員D,教員B,教員E,教員C,上田,端崎
5限	学類科目		学類科目		学類科目

9月	月	火	水	木	金
1限	学校実習Ⅰ 田邊,萱原,大谷,松本,松田,松原,武居, 教員A,教員D,教員B,教員E,教員C,上田,端崎	学校実習Ⅰ 田邊,萱原,大谷,松本,松田,松原,武居, 教員A,教員D,教員B,教員E,教員C,上田,端崎	学校実習Ⅰ 田邊,萱原,大谷,松本,松田,松原,武居, 教員A,教員D,教員B,教員E,教員C,上田,端崎		
2限					
3限					
4限					
5限					

後期	月	火	水	木	金
1限	学校実習Ⅱ-B 大谷,松本,松田,松原,武居, 教員B,教員E,教員C	学校実習Ⅱ-B 大谷,松本,松田,松原,武居, 教員B,教員E,教員C	学校実習Ⅱ-A 田邊,萱原,大谷,松本,松田,松原,武居, 教員A,教員D,教員B,教員E,教員C	地域教育研究 田邊,萱原,大谷,松本,松田,加藤,松原,武居, 教員A,教員D,教員B,教員E,教員C,上田,端崎	学類科目
2限			発達障害の理解と対応 武居,教員B,大井,吉川,河合,小林		実践カンファレンスⅠ/Ⅱ 田邊,萱原,大谷,松本,松田,松原,武居, 教員A,教員D,教員B,教員E,教員C,上田,端崎
3限		学校実習Ⅱ-B 大谷,松本,松田,松原,武居, 教員B,教員E,教員C	学類科目		専門研究Ⅱ 田邊,萱原,大谷,松本,松田,松原,武居, 教員A,教員D,教員B,教員E,教員C
4限	学類科目	学類科目	学校実習Ⅱ-A 田邊,萱原,大谷,松本,松田,松原,武居, 教員A,教員D,教員B,教員E,教員C		専門研究Ⅰ 田邊,萱原,大谷,松本,松田,松原,武居, 教員A,教員D,教員B,教員E,教員C,上田,端崎
5限		学類科目			

教員別時間割: 教員A

前期	月	火	水	木	金
1限		現代教師論 加藤, 松本, 松田, 教員B, 教員A	学校実習Ⅱ-A 田邊, 萱原, 大谷, 松本, 松田, 松原, 武居, 教員A, 教員D, 教員B, 教員E, 教員C	地域教育実証 加藤, 田邊, 教員D, 松本, 大谷, 教員C, 松田, 萱原, 教員B, 教員A, 武居, 松原, 教員E, 上田 学校マネジメントの理論と実践 田邊, 教員A, 教員D	
2限	カウンセリング演習 萱原, 教員A				実践カンファレンスⅠ/Ⅱ 田邊, 萱原, 大谷, 松本, 松田, 松原, 武居, 教員A, 教員D, 教員B, 教員E, 教員C, 上田, 端崎
3限	学校危機管理理論 教員A, 梶見, 福本, 野坂	学校マネジメント研究Ⅰ 田邊, 教員A, 教員D			専門研究Ⅱ 田邊, 萱原, 大谷, 松本, 松田, 松原, 武居, 教員A, 教員D, 教員B, 教員E, 教員C
4限		学校事例研究Ⅰ 田邊, 萱原, 教員A, 教員D			専門研究Ⅰ 田邊, 萱原, 大谷, 松本, 松田, 松原, 武居, 教員A, 教員D, 教員B, 教員E, 教員C, 上田, 端崎
5限					

9月	月	火	水	木	金
1限	学校実習Ⅰ 田邊, 萱原, 大谷, 松本, 松田, 松原, 武居, 教員A, 教員D, 教員B, 教員E, 教員C, 上田, 端崎	学校実習Ⅰ 田邊, 萱原, 大谷, 松本, 松田, 松原, 武居, 教員A, 教員D, 教員B, 教員E, 教員C, 上田, 端崎	学校実習Ⅰ 田邊, 萱原, 大谷, 松本, 松田, 松原, 武居, 教員A, 教員D, 教員B, 教員E, 教員C, 上田, 端崎		
2限					
3限					
4限					
5限					

後期	月	火	水	木	金
1限		現代における教育課題研究 田邊, 教員A, 教員B, 梶見, 松田, 土井, 杉田, 本所	教育相談の理論と実践 萱原, 教員A, 教員D	地域教育研究 田邊, 萱原, 大谷, 松本, 松田, 加藤, 松原, 武居, 教員A, 教員D, 教員B, 教員E, 教員C, 上田, 端崎	
2限			学校実習Ⅱ-A 田邊, 萱原, 大谷, 松本, 松田, 松原, 武居, 教員A, 教員D, 教員B, 教員E, 教員C		実践カンファレンスⅠ/Ⅱ 田邊, 萱原, 大谷, 松本, 松田, 松原, 武居, 教員A, 教員D, 教員B, 教員E, 教員C, 上田, 端崎
3限	学校マネジメントの心理学 教員A, 原田	学校マネジメント研究Ⅱ 田邊, 萱原, 教員A, 教員D			専門研究Ⅱ 田邊, 萱原, 大谷, 松本, 松田, 松原, 武居, 教員A, 教員D, 教員B, 教員E, 教員C
4限		学校事例研究Ⅱ 萱原, 教員A, 教員D			専門研究Ⅰ 田邊, 萱原, 大谷, 松本, 松田, 松原, 武居, 教員A, 教員D, 教員B, 教員E, 教員C, 上田, 端崎
5限					

教員別時間割: 教員B

前期	月	火	水	木	金
1限	学校実習Ⅱ-B 大谷, 松本, 松田, 松原, 武居, 教員B, 教員E, 教員C	現代教師論 加藤, 松本, 松田, 教員B, 教員A	カリキュラムの理論と実践 加藤, 松田, 教員B, 教員E	地域教育実証 加藤, 田邊, 教員D, 松本, 大谷, 教員C, 松田, 萱原, 教員B, 教員A, 武居, 松原, 教員E, 上田	
2限		学校実習Ⅱ-B 大谷, 松本, 松田, 松原, 武居, 教員B, 教員E, 教員C	授業研究 大谷, 松本, 教員B, 教員C, 教員E		実践カンファレンスⅠ/Ⅱ 田邊, 萱原, 大谷, 松本, 松田, 松原, 武居, 教員A, 教員D, 教員B, 教員E, 教員C, 上田, 端崎
3限		学習デザイン研究Ⅰ 松本, 大谷, 教員B, 教員C, 教員E	授業の専門知識 松本, 大谷, 教員B, 教員C, 教員E		専門研究Ⅱ 田邊, 萱原, 大谷, 松本, 松田, 松原, 武居, 教員A, 教員D, 教員B, 教員E, 教員C
4限	学習・発達研究 武居, 教員B, 浅川	学習事例研究Ⅰ 加藤, 松田, 教員B, 教員C, 教員E	学校実習Ⅱ-A 田邊, 萱原, 大谷, 松本, 松田, 松原, 武居, 教員A, 教員D, 教員B, 教員E, 教員C		専門研究Ⅰ 田邊, 萱原, 大谷, 松本, 松田, 松原, 武居, 教員A, 教員D, 教員B, 教員E, 教員C, 上田, 端崎
5限					

9月	月	火	水	木	金
1限	学校実習Ⅰ 田邊, 萱原, 大谷, 松本, 松田, 松原, 武居, 教員A, 教員D, 教員B, 教員E, 教員C, 上田, 端崎	学校実習Ⅰ 田邊, 萱原, 大谷, 松本, 松田, 松原, 武居, 教員A, 教員D, 教員B, 教員E, 教員C, 上田, 端崎	学校実習Ⅰ 田邊, 萱原, 大谷, 松本, 松田, 松原, 武居, 教員A, 教員D, 教員B, 教員E, 教員C, 上田, 端崎		
2限					
3限					
4限					
5限					

後期	月	火	水	木	金
1限	学校実習Ⅱ-B 大谷, 松本, 松田, 松原, 武居, 教員B, 教員E, 教員C	現代における教育課題研究 田邊, 教員A, 教員B, 梶見, 松田, 土井, 杉田, 本所	学校実習Ⅱ-A 田邊, 萱原, 大谷, 松本, 松田, 松原, 武居, 教員A, 教員D, 教員B, 教員E, 教員C	地域教育研究 田邊, 萱原, 大谷, 松本, 松田, 加藤, 松原, 武居, 教員A, 教員D, 教員B, 教員E, 教員C, 上田, 端崎	
2限	教育評価研究 松原, 教員B, 本所	学校実習Ⅱ-B 大谷, 松本, 松田, 松原, 武居, 教員B, 教員E, 教員C	発達障害の理解と対応 武居, 教員B, 大井, 吉川, 河合, 小林		実践カンファレンスⅠ/Ⅱ 田邊, 萱原, 大谷, 松本, 松田, 松原, 武居, 教員A, 教員D, 教員B, 教員E, 教員C, 上田, 端崎
3限	学校実習Ⅱ-B 大谷, 松本, 松田, 松原, 武居, 教員B, 教員E, 教員C	学習デザイン研究Ⅱ 松田, 加藤, 教員B, 教員C, 教員E	学校実習Ⅱ-A 田邊, 萱原, 大谷, 松本, 松田, 松原, 武居, 教員A, 教員D, 教員B, 教員E, 教員C		専門研究Ⅱ 田邊, 萱原, 大谷, 松本, 松田, 松原, 武居, 教員A, 教員D, 教員B, 教員E, 教員C
4限		学習事例研究Ⅱ 大谷, 松原, 教員B, 教員C, 教員E			専門研究Ⅰ 田邊, 萱原, 大谷, 松本, 松田, 松原, 武居, 教員A, 教員D, 教員B, 教員E, 教員C, 上田, 端崎
5限					

教員別時間割: 教員C

前期	月	火	水	木	金
1限	学校実習Ⅱ-B 大谷,松本,松田,松原,武居, 教員B,教員E,教員C	学校実習Ⅱ-B 大谷,松本,松田,松原,武居, 教員B,教員E,教員C	学校実習Ⅱ-A 田邊,萱原,大谷,松本,松田,松原,武居, 教員A,教員D,教員B,教員E,教員C	地域教育実証 加藤,田邊,教員D,松本,大谷,教員C,松田, 萱原,教員B,教員A,武居,松原,教員E,上田	
2限			授業研究 大谷,松本,教員B,教員C,教員E		実践カンファレンスⅠ/Ⅱ 田邊,萱原,大谷,松本,松田,松原,武居, 教員A,教員D,教員B,教員E,教員C,上田,端崎
3限		学習デザイン研究Ⅰ 松本,大谷,教員B,教員C,教員E	授業の専門知識 松本,大谷,教員B,教員C,教員E		専門研究Ⅱ 田邊,萱原,大谷,松本,松田,松原,武居, 教員A,教員D,教員B,教員E,教員C
4限		学習事例研究Ⅰ 加藤,松田,教員B,教員C,教員E	学校実習Ⅱ-A 田邊,萱原,大谷,松本,松田,松原,武居, 教員A,教員D,教員B,教員E,教員C		専門研究Ⅰ 田邊,萱原,大谷,松本,松田,松原,武居, 教員A,教員D,教員B,教員E,教員C,上田,端崎
5限					

9月	月	火	水	木	金
1限	学校実習Ⅰ 田邊,萱原,大谷,松本,松田,松原,武居, 教員A,教員D,教員B,教員E,教員C,上田,端崎	学校実習Ⅰ 田邊,萱原,大谷,松本,松田,松原,武居, 教員A,教員D,教員B,教員E,教員C,上田,端崎	学校実習Ⅰ 田邊,萱原,大谷,松本,松田,松原,武居, 教員A,教員D,教員B,教員E,教員C,上田,端崎		
2限					
3限					
4限					
5限					

後期	月	火	水	木	金
1限	学校実習Ⅱ-B 大谷,松本,松田,松原,武居, 教員B,教員E,教員C	学校実習Ⅱ-B 大谷,松本,松田,松原,武居, 教員B,教員E,教員C	学校実習Ⅱ-A 田邊,萱原,大谷,松本,松田,松原,武居, 教員A,教員D,教員B,教員E,教員C	地域教育研究 田邊,萱原,大谷,松本,松田,加藤,松原,武居, 教員A,教員D,教員B,教員E,教員C,上田,端崎	
2限					実践カンファレンスⅠ/Ⅱ 田邊,萱原,大谷,松本,松田,松原,武居, 教員A,教員D,教員B,教員E,教員C,上田,端崎
3限		学習デザイン研究Ⅱ 松田,加藤,教員B,教員C,教員E	学校実習Ⅱ-A 田邊,萱原,大谷,松本,松田,松原,武居, 教員A,教員D,教員B,教員E,教員C		専門研究Ⅱ 田邊,萱原,大谷,松本,松田,松原,武居, 教員A,教員D,教員B,教員E,教員C
4限		学習事例研究Ⅱ 大谷,松原,教員B,教員C,教員E			専門研究Ⅰ 田邊,萱原,大谷,松本,松田,松原,武居, 教員A,教員D,教員B,教員E,教員C,上田,端崎
5限					

教員別時間割: 教員D

前期	月	火	水	木	金
1限			学校実習Ⅱ-A 田邊,萱原,大谷,松本,松田,松原,武居, 教員A,教員D,教員B,教員E,教員C	地域教育実証 加藤,田邊,教員D,松本,大谷,教員C,松田, 萱原,教員B,教員A,武居,松原,教員E,上田	
2限				学校マネジメントの理論と実践 田邊,教員A,教員D	実践カンファレンスⅠ/Ⅱ 田邊,萱原,大谷,松本,松田,松原,武居, 教員A,教員D,教員B,教員E,教員C,上田,端崎
3限		学校マネジメント研究Ⅰ 田邊,教員A,教員D			専門研究Ⅱ 田邊,萱原,大谷,松本,松田,松原,武居, 教員A,教員D,教員B,教員E,教員C
4限		学校事例研究Ⅰ 田邊,萱原,教員A,教員D			専門研究Ⅰ 田邊,萱原,大谷,松本,松田,松原,武居, 教員A,教員D,教員B,教員E,教員C,上田,端崎
5限					

9月	月	火	水	木	金
1限	学校実習Ⅰ 田邊,萱原,大谷,松本,松田,松原,武居, 教員A,教員D,教員B,教員E,教員C,上田,端崎	学校実習Ⅰ 田邊,萱原,大谷,松本,松田,松原,武居, 教員A,教員D,教員B,教員E,教員C,上田,端崎	学校実習Ⅰ 田邊,萱原,大谷,松本,松田,松原,武居, 教員A,教員D,教員B,教員E,教員C,上田,端崎		
2限					
3限					
4限					
5限					

後期	月	火	水	木	金
1限			教育相関の理論と実践 萱原,教員A,教員D	地域教育研究 田邊,萱原,大谷,松本,松田,加藤,松原,武居, 教員A,教員D,教員B,教員E,教員C,上田,端崎	
2限			学校実習Ⅱ-A 田邊,萱原,大谷,松本,松田,松原,武居, 教員A,教員D,教員B,教員E,教員C		実践カンファレンスⅠ/Ⅱ 田邊,萱原,大谷,松本,松田,松原,武居, 教員A,教員D,教員B,教員E,教員C,上田,端崎
3限		学校マネジメント研究Ⅱ 田邊,萱原,教員A,教員D			専門研究Ⅱ 田邊,萱原,大谷,松本,松田,松原,武居, 教員A,教員D,教員B,教員E,教員C
4限		学校事例研究Ⅱ 萱原,教員A,教員D			専門研究Ⅰ 田邊,萱原,大谷,松本,松田,松原,武居, 教員A,教員D,教員B,教員E,教員C,上田,端崎
5限					

教員別時間割: 教員E

前期	月	火	水	木	金
1限	学校実習Ⅱ-B 大谷,松本,松田,松原,武居, 教員B,教員E,教員C	学校実習Ⅱ-B 大谷,松本,松田,松原,武居, 教員B,教員E,教員C	カリキュラムの理論と実践 加藤,松田,教員B,教員E	地域教育実践 加藤,田邊,教員D,松本,大谷,教員C,松田, 菅原,教員B,教員A,武居,松原,教員E,上田	
2限			授業研究 大谷,松本,教員B,教員C,教員E		実践カンファレンスⅠ/Ⅱ 田邊,菅原,大谷,松本,松田,松原,武居, 教員A,教員D,教員B,教員E,教員C,上田,端崎
3限		学習デザイン研究Ⅰ 松本,大谷,教員B,教員C,教員E	授業の専門知識 松本,大谷,教員B,教員C,教員E		専門研究Ⅱ 田邊,菅原,大谷,松本,松田,松原,武居, 教員A,教員D,教員B,教員E,教員C
4限		学習事例研究Ⅰ 加藤,松田,教員B,教員C,教員E	学校実習Ⅱ-A 田邊,菅原,大谷,松本,松田,松原,武居, 教員A,教員D,教員B,教員E,教員C		専門研究Ⅰ 田邊,菅原,大谷,松本,松田,松原,武居, 教員A,教員D,教員B,教員E,教員C,上田,端崎
5限					

9月	月	火	水	木	金
1限	学校実習Ⅰ 田邊,菅原,大谷,松本,松田,松原,武居, 教員A,教員D,教員B,教員E,教員C,上田,端崎	学校実習Ⅰ 田邊,菅原,大谷,松本,松田,松原,武居, 教員A,教員D,教員B,教員E,教員C,上田,端崎	学校実習Ⅰ 田邊,菅原,大谷,松本,松田,松原,武居, 教員A,教員D,教員B,教員E,教員C,上田,端崎		
2限					
3限					
4限					
5限					

後期	月	火	水	木	金
1限	学校実習Ⅱ-B 大谷,松本,松田,松原,武居, 教員B,教員E,教員C	学校実習Ⅱ-B 大谷,松本,松田,松原,武居, 教員B,教員E,教員C	学校実習Ⅱ-A 田邊,菅原,大谷,松本,松田,松原,武居, 教員A,教員D,教員B,教員E,教員C	地域教育実践 田邊,菅原,大谷,松本,松田,加藤,松原,武居, 教員A,教員D,教員B,教員E,教員C,上田,端崎	
2限					実践カンファレンスⅠ/Ⅱ 田邊,菅原,大谷,松本,松田,松原,武居, 教員A,教員D,教員B,教員E,教員C,上田,端崎
3限		学習デザイン研究Ⅱ 松田,加藤,教員B,教員C,教員E			専門研究Ⅱ 田邊,菅原,大谷,松本,松田,松原,武居, 教員A,教員D,教員B,教員E,教員C
4限		学習事例研究Ⅱ 大谷,松原,教員B,教員C,教員E			専門研究Ⅰ 田邊,菅原,大谷,松本,松田,松原,武居, 教員A,教員D,教員B,教員E,教員C,上田,端崎
5限					

教員別時間割: 上田 ますみ

前期	月	火	水	木	金
1限				地域教育実践 加藤,田邊,教員D,松本,大谷,教員C,松田, 菅原,教員B,教員A,武居,松原,教員E,上田	
2限					実践カンファレンスⅠ/Ⅱ 田邊,菅原,大谷,松本,松田,松原,武居, 教員A,教員D,教員B,教員E,教員C,上田,端崎
3限					
4限					専門研究Ⅰ 田邊,菅原,大谷,松本,松田,松原,武居, 教員A,教員D,教員B,教員E,教員C,上田,端崎
5限					

9月	月	火	水	木	金
1限	学校実習Ⅰ 田邊,菅原,大谷,松本,松田,松原,武居, 教員A,教員D,教員B,教員E,教員C,上田,端崎	学校実習Ⅰ 田邊,菅原,大谷,松本,松田,松原,武居, 教員A,教員D,教員B,教員E,教員C,上田,端崎	学校実習Ⅰ 田邊,菅原,大谷,松本,松田,松原,武居, 教員A,教員D,教員B,教員E,教員C,上田,端崎		
2限					
3限					
4限					
5限					

後期	月	火	水	木	金
1限				地域教育実践 田邊,菅原,大谷,松本,松田,加藤,松原,武居, 教員A,教員D,教員B,教員E,教員C,上田,端崎	
2限					実践カンファレンスⅠ/Ⅱ 田邊,菅原,大谷,松本,松田,松原,武居, 教員A,教員D,教員B,教員E,教員C,上田,端崎
3限					
4限					専門研究Ⅰ 田邊,菅原,大谷,松本,松田,松原,武居, 教員A,教員D,教員B,教員E,教員C,上田,端崎
5限					

教員別時間割: 端崎 圭一

前期	月	火	水	木	金
1限					
2限					実践カンファレンスⅠ／Ⅱ 田邊 萱原 大谷 松本 松田 松原 武居 教員A 教員D 教員B 教員E 教員C 上田 端崎
3限					
4限					専門研究Ⅰ 田邊 萱原 大谷 松本 松田 松原 武居 教員A 教員D 教員B 教員E 教員C 上田 端崎
5限					

9月	月	火	水	木	金
1限	学校実習Ⅰ 田邊 萱原 大谷 松本 松田 松原 武居 教員A 教員D 教員B 教員E 教員C 上田 端崎	学校実習Ⅰ 田邊 萱原 大谷 松本 松田 松原 武居 教員A 教員D 教員B 教員E 教員C 上田 端崎	学校実習Ⅰ 田邊 萱原 大谷 松本 松田 松原 武居 教員A 教員D 教員B 教員E 教員C 上田 端崎		
2限					
3限					
4限					
5限					

後期	月	火	水	木	金
1限				地域教育研究 田邊 萱原 大谷 松本 松田 加藤 松原 武居 教員A 教員D 教員B 教員E 教員C 上田 端崎	
2限					実践カンファレンスⅠ／Ⅱ 田邊 萱原 大谷 松本 松田 松原 武居 教員A 教員D 教員B 教員E 教員C 上田 端崎
3限					
4限					専門研究Ⅰ 田邊 萱原 大谷 松本 松田 松原 武居 教員A 教員D 教員B 教員E 教員C 上田 端崎
5限					

履修モデル：学習デザインコース

修得単位数

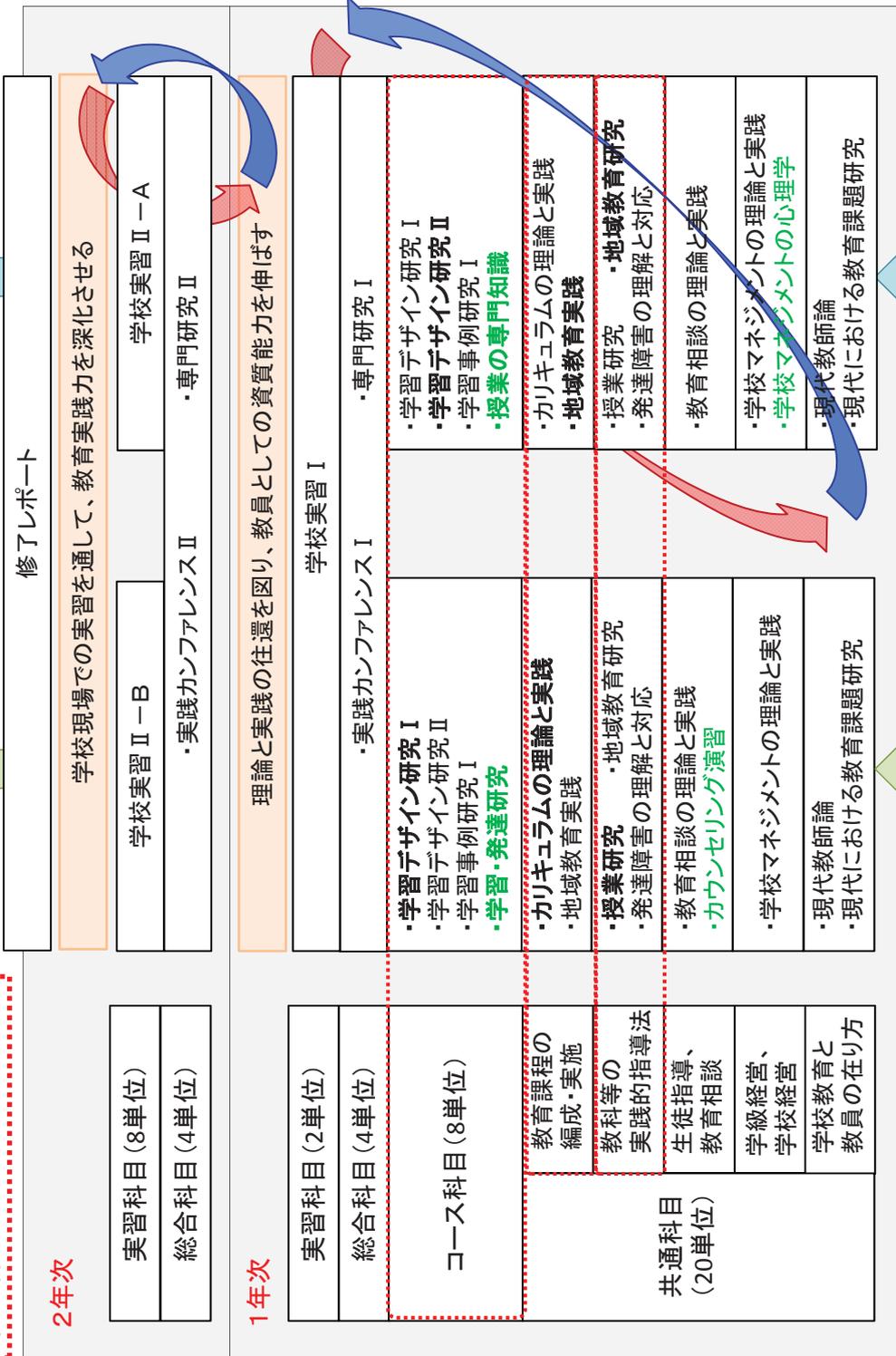
共通科目 20単位
総合科目 8単位
コース科目 8単位
実習科目 10単位 計46単位

生徒の主体的な学びを
実現させることができる教員

石川県の地域特性を理解し、
教育課程を編成できる教員

**教員としての
資質能力向上プロセス**

自身の課題について検証・分析の結果を修了レポートにまとめる。
2年次の学校実習において、1年次の学びを通して明確にした自身の課題の検証・解決を図る。
実習後のリフレクション、実践カンファレンスを通して、理論と実践の往還を実現し、高度な実践的指導力を深化させていく。
共通科目及びコース科目で培った専門的知見を生かし、学校実習における現場での教育指導に取り組む。
実習等で生じた課題については、実践カンファレンスを通じて省察・検証を行いながら、1年次は、上級生等の多くの意見、経験を通じて視野を広げ、教育実践を包括的かつ分析的に捉える力量を伸ばす。
基礎的科目と、学校実習、実践カンファレンスの往還により、理論と実践の往還を実現し、教員としての資質能力を伸ばす。
自身の目指したい教員を見据えつつ、コース科目を通じて、専門的な論理と実践を学修し教員としての素養を伸ばす。
共通科目を通じて、教員として必要な基礎的能力を醸成する。



緑：選択科目

ストマス(小学教諭一種免許状保有)：子どもの主体的な学びの実現を目指す

小学校教諭5年目：石川県の地域に応じた教育を目指す

履修モデル：学校マネジメントコース

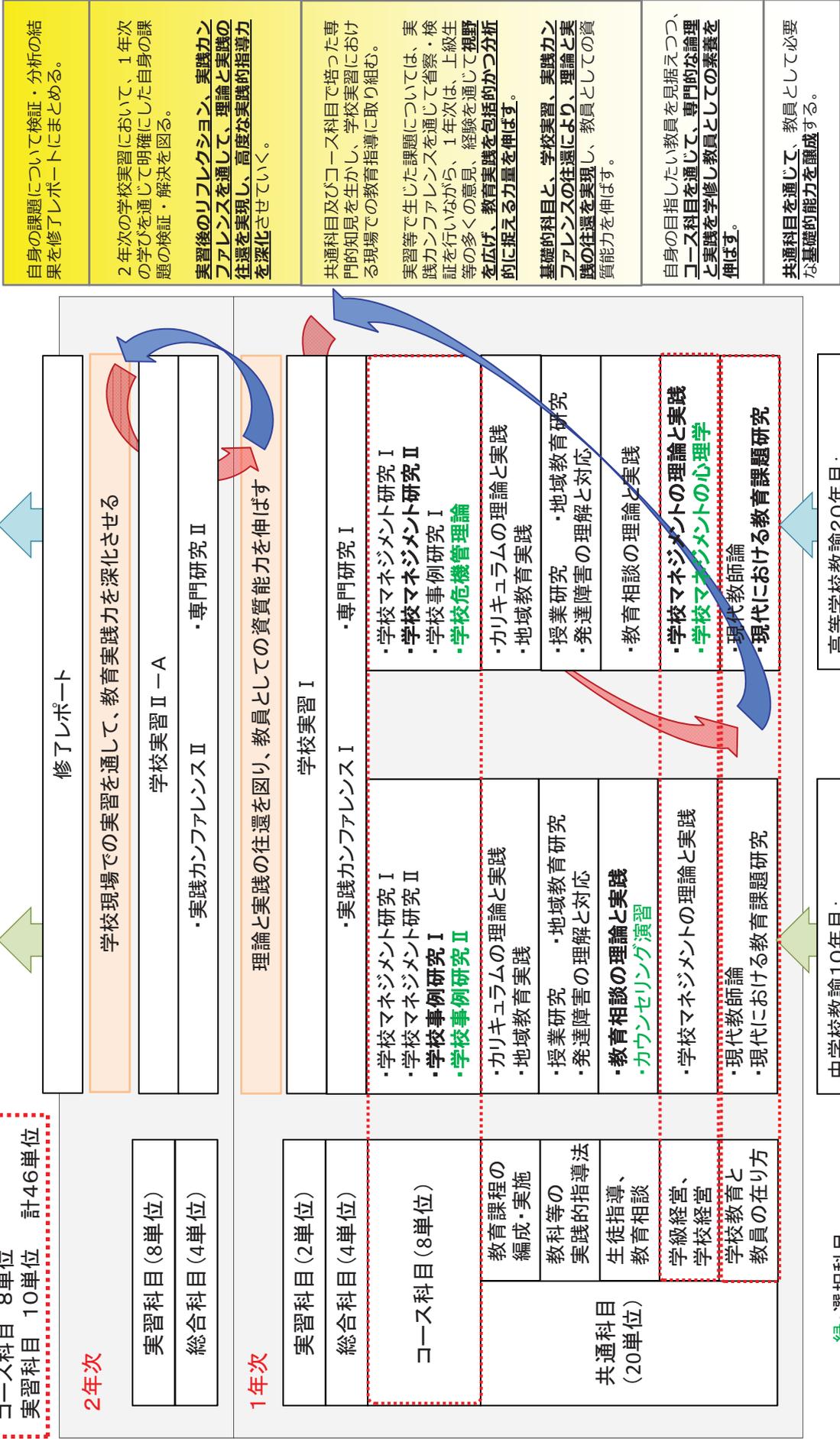
修得単位数

共通科目 20単位
総合科目 8単位
コース科目 8単位
実習科目 10単位 計46単位

生徒指導・教育相談に
長けた能力を持ち、
組織運営ができる教員

学校現場の諸課題を認識し、
ガバナンスに優れた力量を
発揮できる教員

教員としての 資質能力向上プロセス



各コース別時間割一覧

学習デザインコース(ストレートマスター)

1年前期	月	火	水	木	金
1限		現代教育論 加藤,松本,松田,教員B,教員A	カリキュラムの理論と実践 加藤,松田,教員B,教員E	地域教育実践 加藤,田邊,教員D,松本,大谷,教員C,松田, 菅原,教員B,教員A,武居,松原,教員E,上田	
2限	カウンセリング演習(選択科目) 菅原,教員A		授業研究 大谷,松本,教員B,教員C,教員E	学校マネジメントの理論と実践 田邊,教員A,教員D	実践カンファレンス I 田邊,菅原,大谷,松本,松田,松原,武居, 教員A,教員D,教員B,教員E,教員C,上田,端崎
3限		学習デザイン研究 I 松本,大谷,教員B,教員C,教員E	授業の専門知識(選択科目) 松本,大谷,教員B,教員C,教員E		
4限	学習・発達研究(選択科目) 武居,教員B,淺川	学習事例研究 I 加藤,松田,教員B,教員C,教員E			専門研究 I 田邊,菅原,大谷,松本,松田,松原,武居, 教員A,教員D,教員B,教員E,教員C,上田,端崎
5限	(リフレクション)	(リフレクション)	(リフレクション)	(リフレクション)	(リフレクション)

1年前期(8月)	月	火	水	木	金
1限	学校実習 I 田邊,菅原,大谷,松本,松田,松原,武居, 教員A,教員D,教員B,教員E,教員C,上田,端崎	学校実習 I 田邊,菅原,大谷,松本,松田,松原,武居, 教員A,教員D,教員B,教員E,教員C,上田,端崎	学校実習 I 田邊,菅原,大谷,松本,松田,松原,武居, 教員A,教員D,教員B,教員E,教員C,上田,端崎		
2限					
3限					
4限					
5限	(リフレクション)	(リフレクション)	(リフレクション)		

※時間割上では1日当たり、1限から4限と整理している。実際は、週に2～3日×7～8時間×4週間として実習時間の80時間を確保する。

1年後期	月	火	水	木	金
1限		現代における教育課題研究 田邊,教員A,教員B,鳥居,松田,土井,杉田,本所	教育相談の理論と実践 菅原,教員A,教員D	地域教育研究 田邊,菅原,大谷,松本,松田,加藤,松原,武居, 教員A,教員D,教員B,教員E,教員C,上田,端崎	
2限	教育評価研究(選択科目) 松原,教員B,本所		発達障害の理解と対応 武居,教員B,大井,吉川,河合,小林		実践カンファレンス I 田邊,菅原,大谷,松本,松田,松原,武居, 教員A,教員D,教員B,教員E,教員C,上田,端崎
3限	学校マネジメントの心理学(選択科目) 教員A,原田	学習デザイン研究 II 松田,加藤,教員B,教員C,教員E			
4限		学習事例研究 II(選択科目) 大谷,松原,教員B,教員C,教員E			専門研究 I 田邊,菅原,大谷,松本,松田,松原,武居, 教員A,教員D,教員B,教員E,教員C,上田,端崎
5限	(リフレクション)	(リフレクション)	(リフレクション)	(リフレクション)	(リフレクション)

2年前期	月	火	水	木	金
1限	学校実習 II-B 大谷,松本,松田,松原,武居, 教員B,教員E,教員C	学校実習 II-B 大谷,松本,松田,松原,武居, 教員B,教員E,教員C			
2限					実践カンファレンス II 田邊,菅原,大谷,松本,松田,松原,武居, 教員A,教員D,教員B,教員E,教員C,上田,端崎
3限					専門研究 II 田邊,菅原,大谷,松本,松田,松原,武居, 教員A,教員D,教員B,教員E,教員C
4限					
5限	(リフレクション)	(リフレクション)			(リフレクション)

※時間割上では1日当たり、1限から3限と整理している。実際は、週2日×4時間×40週間として実習時間の320時間を確保する。

2年後期	月	火	水	木	金
1限	学校実習 II-B 大谷,松本,松田,松原,武居, 教員B,教員E,教員C	学校実習 II-B 大谷,松本,松田,松原,武居, 教員B,教員E,教員C			
2限					実践カンファレンス II 田邊,菅原,大谷,松本,松田,松原,武居, 教員A,教員D,教員B,教員E,教員C,上田,端崎
3限					専門研究 II 田邊,菅原,大谷,松本,松田,松原,武居, 教員A,教員D,教員B,教員E,教員C
4限					
5限	(リフレクション)	(リフレクション)			(リフレクション)

※時間割上では1日当たり、1限から3限と整理している。実際は、週2日×4時間×40週間として実習時間の320時間を確保する。

凡例

共通科目	
総合科目	
コース科目	
学校実習科目	
青書き教員名	兼任教員

前期 4月上旬から8月上旬
後期 10月上旬から2月上旬

授業時間帯
1限 8:45～10:15
2限 10:30～12:00
3限 13:00～14:30
4限 14:45～16:15
5限 16:30～18:00

学習デザインコース(現職教員)

1年前期	月	火	水	木	金
1限		現代教師論 加藤,松本,松田,教員B,教員A	カリキュラムの理論と実践 加藤,松田,教員B,教員E	地域教育実践 加藤,田邊,教員D,松本,大谷,教員C,松田, 菅原,教員B,教員A,武居,松原,教員E,上田	
2限	カウンセリング演習(選択科目) 菅原,教員A		授業研究 大谷,松本,教員B,教員C,教員E	学校マネジメントの理論と実践 田邊,教員A,教員D	実践カンファレンスⅠ 田邊,菅原,大谷,松本,松田,松原,武居, 教員A,教員D,教員B,教員E,教員C,上田,端崎
3限		学習デザイン研究Ⅰ 松本,大谷,教員B,教員C,教員E	授業の専門知識(選択科目) 松本,大谷,教員B,教員C,教員E		
4限	学習・発達研究(選択科目) 武居,教員B,淺川	学習事例研究Ⅰ 加藤,松田,教員B,教員C,教員E			専門研究Ⅰ 田邊,菅原,大谷,松本,松田,松原,武居, 教員A,教員D,教員B,教員E,教員C,上田,端崎
5限	(リフレクション)	(リフレクション)	(リフレクション)	(リフレクション)	(リフレクション)

1年前期(9月)	月	火	水	木	金
1限	学校実習Ⅰ 田邊,菅原,大谷,松本,松田,松原,武居, 教員A,教員D,教員B,教員E,教員C,上田,端崎	学校実習Ⅰ 田邊,菅原,大谷,松本,松田,松原,武居, 教員A,教員D,教員B,教員E,教員C,上田,端崎	学校実習Ⅰ 田邊,菅原,大谷,松本,松田,松原,武居, 教員A,教員D,教員B,教員E,教員C,上田,端崎		
2限					
3限					
4限					
5限	(リフレクション)	(リフレクション)	(リフレクション)		

※時間割上では1日当たり、1限から4限と整理している。実際は、週に2~3日×7~8時間×4週間として実習時間の80時間を確保する。

1年後期	月	火	水	木	金
1限		現代における教育課題研究 田邊,教員A,教員B,鳥居,松田,土井,杉田,本所	教育相関の理論と実践 菅原,教員A,教員D	地域教育研究 田邊,菅原,大谷,松本,松田,加藤,松原,武居, 教員A,教員D,教員B,教員E,教員C,上田,端崎	
2限	教育評価研究(選択科目) 松原,教員B,本所		発達障害の理解と対応 武居,教員B,大井,吉川,河合,小林		実践カンファレンスⅠ 田邊,菅原,大谷,松本,松田,松原,武居, 教員A,教員D,教員B,教員E,教員C,上田,端崎
3限	学校マネジメントの心理学(選択科目) 教員A,原田	学習デザイン研究Ⅱ 松田,加藤,教員B,教員C,教員E			
4限		学習事例研究Ⅱ(選択科目) 大谷,松原,教員B,教員C,教員E			専門研究Ⅰ 田邊,菅原,大谷,松本,松田,松原,武居, 教員A,教員D,教員B,教員E,教員C,上田,端崎
5限	(リフレクション)	(リフレクション)	(リフレクション)	(リフレクション)	(リフレクション)

2年前期	月	火	水	木	金
1限			学校実習Ⅱ-A 田邊,菅原,大谷,松本,松田,松原,武居, 教員A,教員D,教員B,教員E,教員C		
2限					実践カンファレンスⅡ 田邊,菅原,大谷,松本,松田,松原,武居, 教員A,教員D,教員B,教員E,教員C,上田,端崎
3限					専門研究Ⅱ 田邊,菅原,大谷,松本,松田,松原,武居, 教員A,教員D,教員B,教員E,教員C
4限					
5限					(リフレクション)

※時間割上では1限から5限と整理している。実際は、週1日×8時間×40週間として実習時間の320時間を確保する。週1日の実習終了後はリフレクションを実施する。

2年後期	月	火	水	木	金
1限			学校実習Ⅱ-A 田邊,菅原,大谷,松本,松田,松原,武居, 教員A,教員D,教員B,教員E,教員C		
2限					実践カンファレンスⅡ 田邊,菅原,大谷,松本,松田,松原,武居, 教員A,教員D,教員B,教員E,教員C,上田,端崎
3限					専門研究Ⅱ 田邊,菅原,大谷,松本,松田,松原,武居, 教員A,教員D,教員B,教員E,教員C
4限					
5限					(リフレクション)

※時間割上では1限から5限と整理している。実際は、週1日×8時間×40週間として実習時間の320時間を確保する。週1日の実習終了後はリフレクションを実施する。

凡例	共通科目
	総合科目
	コース科目
	学校実習科目
	青書き教員名 兼任教員

前期 4月上旬から8月上旬
後期 10月上旬から2月上旬

授業時間帯	
1限	8:45~10:15
2限	10:30~12:00
3限	13:00~14:30
4限	14:45~16:15
5限	16:30~18:00

学校マネジメントコース(現職教員)

1年前期	月	火	水	木	金
1限		現代教師論 加藤,松本,松田,教員B,教員A	カリキュラムの理論と実践 加藤,松田,教員B,教員E	地域教育実践 加藤,田邊,教員D,松本,大谷,教員C,松田, 菅原,教員B,教員A,武居,松原,教員E,上田	
2限	カウンセリング演習 菅原,教員A		授業研究 大谷,松本,教員B,教員C,教員E	学校マネジメントの理論と実践 田邊,教員A,教員D	実践カンファレンスⅠ 田邊,菅原,大谷,松本,松田,松原,武居, 教員A,教員D,教員B,教員E,教員C,上田,端崎
3限	学校危機管理論 教員A,梶見,福本,野坂	学校マネジメント研究Ⅰ 田邊,教員A,教員D			
4限		学校事例研究Ⅰ 田邊,菅原,教員A,教員D			専門研究Ⅰ 田邊,菅原,大谷,松本,松田,松原,武居, 教員A,教員D,教員B,教員E,教員C,上田,端崎
5限	(リフレクション)	(リフレクション)	(リフレクション)	(リフレクション)	(リフレクション)

1年前期 (9月)	月	火	水	木	金
1限	学校実習Ⅰ 田邊,菅原,大谷,松本,松田,松原,武居, 教員A,教員D,教員B,教員E,教員C,上田,端崎	学校実習Ⅰ 田邊,菅原,大谷,松本,松田,松原,武居, 教員A,教員D,教員B,教員E,教員C,上田,端崎	学校実習Ⅰ 田邊,菅原,大谷,松本,松田,松原,武居, 教員A,教員D,教員B,教員E,教員C,上田,端崎		
2限					
3限					
4限					
5限	(リフレクション)	(リフレクション)	(リフレクション)		

※時間割上では1日当たり、1限から4限と整理している。実際は、週に2~3日×7~8時間×4週間として実習時間の80時間を確保する。

1年後期	月	火	水	木	金
1限		現代における教育課題研究 田邊,教員A,教員B,鳥居,松田,土井,杉田,本所	教育相関の理論と実践 菅原,教員A,教員D	地域教育研究 田邊,菅原,大谷,松本,松田,加藤,松原,武居, 教員A,教員D,教員B,教員E,教員C,上田,端崎	
2限			発達障害の理解と対応 武居,教員B,大井,吉川,河合,小林		実践カンファレンスⅠ 田邊,菅原,大谷,松本,松田,松原,武居, 教員A,教員D,教員B,教員E,教員C,上田,端崎
3限	学校マネジメントの心理学(選択科目) 教員A,原田	学校マネジメント研究Ⅱ 田邊,菅原,教員A,教員D			
4限		学校事例研究Ⅱ 菅原,教員A,教員D			専門研究Ⅰ 田邊,菅原,大谷,松本,松田,松原,武居, 教員A,教員D,教員B,教員E,教員C,上田,端崎
5限	(リフレクション)	(リフレクション)	(リフレクション)	(リフレクション)	(リフレクション)

2年前期	月	火	水	木	金
1限			学校実習Ⅱ-A 田邊,菅原,大谷,松本,松田,松原,武居, 教員A,教員D,教員B,教員E,教員C		
2限					実践カンファレンスⅡ 田邊,菅原,大谷,松本,松田,松原,武居, 教員A,教員D,教員B,教員E,教員C,上田,端崎
3限					専門研究Ⅱ 田邊,菅原,大谷,松本,松田,松原,武居, 教員A,教員D,教員B,教員E,教員C
4限					
5限					(リフレクション)

※時間割上では1限から5限と整理している。実際は、週1日×8時間×40週間として実習時間の320時間を確保する。週1日の実習終了後はリフレクションを実施する。

2年後期	月	火	水	木	金
1限			学校実習Ⅱ-A 田邊,菅原,大谷,松本,松田,松原,武居, 教員A,教員D,教員B,教員E,教員C		
2限					実践カンファレンスⅡ 田邊,菅原,大谷,松本,松田,松原,武居, 教員A,教員D,教員B,教員E,教員C,上田,端崎
3限					専門研究Ⅱ 田邊,菅原,大谷,松本,松田,松原,武居, 教員A,教員D,教員B,教員E,教員C
4限					
5限					(リフレクション)

※時間割上では1限から5限と整理している。実際は、週1日×8時間×40週間として実習時間の320時間を確保する。週1日の実習終了後はリフレクションを実施する。

凡例	共通科目
	総合科目
	コース科目
	学校実習科目
	青書き教員名 兼任教員

前期 4月上旬から8月上旬
後期 10月上旬から2月上旬

授業時間帯
1限 8:45~10:15
2限 10:30~12:00
3限 13:00~14:30
4限 14:45~16:15
5限 16:30~18:00

金沢大学と石川県教育委員会の連携に関する基本協定(平成17年)

【協定の内容】

- ・教員養成に係る協力
- ・現職教員の研修に係る協力
- ・**連携を円滑に行うための組織の設置**

金沢大学と石川県教育委員会との金沢大学教職大学院に係る連携に関する合意書(平成27年)

【合意内容】

- ・カリキュラム編成等に係る県のニーズの配慮
- ・実務家教員の確保への協力
- ・現職教員の派遣への協力
- ・連携協力校の提供
- ・県教委が保有する教員研修施設の利用
- ・**教職大学院運営部会の設置**

金沢大学教職大学院学校実習運営協議会設置

要項(案) [平成28年度予定]

【目的】

- ・教職大学院における**学生の学校実習に関する事項の協議**

上記の他、

- ・理事・副学長等と教育長等での協議(次頁参照)
- ・学長と県知事との懇談の場も定期的に設定

金沢大学人間社会学域学校教育学類・石川県教育委員会連携協議会

【構成員】

金沢大学：学校教育学類長、教育学研究科長、
教育実習運営委員長、教育実践支援センター長、
教職大学院の研究科長

石川県教育委員会：教育長、教職員課長、学校指導課長 等

※教職大学院設置以前の構成員：教職大学院設置準備室長、同副室長

教職大学院運営部会

【協議事項】

- ・**カリキュラムに関する事項**
- ・**学生の指導に関する事項**
- ・**教育及び研究に関する評価に関する事項**

【構成員】

金沢大学：教職大学院の研究科長、副研究科長
石川県教育委員会：教職員課長、学校指導課長 等

金沢大学教職大学院学校実習運営協議会

【協議事項】

- ・**学校実習の企画・運営に関する事項**
- ・**学校実習の指導・支援に関する事項**

【構成員】

金沢大学：教職大学院の実習担当教員、 本学附属学校の教員
石川県教育委員会：実習担当指導主事
金沢市教育委員会：実習担当指導主事
実習協力校：実習担当教員 等

石川県教員の資質向上に資するため、
石川県教育委員会との間に連携・協力のための協議の場を設置

教職大学院の設置、運営等に関して、
以下の事項を石川県教育委員会と
検討を進めている。

- 優れた資質を持つ学生の確保について
- 採用試験合格者の名簿登載期間の延長
- 採用試験の一部免除、特別選考等の
入学促進のための措置

現職教員学生について

- 授業料の減免
 - 修了後のキャリアパスの明確化
- ストレートマスターについて
- 教職大学院設置後の新人教員の養成
 - 入学定員の適正な規模
 - 修了後のキャリアパスの明確化

責任者会議

教員養成に係る方針、対応等を審議決定

【構成員】

金沢大学：理事、人間社会学域長
石川県教育委員会：教育長、教育次長 等

2つの会議を通じて
教員養成の
プロセスを構築

実務担当者会議

目指すべき教員養成を実現するための具体的な対応を協議

【構成員】

金沢大学：学校教育学類専任教員、教職大学院専任教員
石川県教育委員会：教職員課職員、学校指導課職員 等

金沢大学人間社会学域学校教育学類・石川県教育委員会連携協議会
教職大学院運営部会設置要項（案）

（設置）

第1 金沢大学人間社会学域学校教育学類・石川県教育委員会連携協議会規約第5第1項に基づき、金沢大学人間社会学域学校教育学類・石川県教育委員会連携協議会（以下「協議会」という。）の下に教職大学院運営部会（以下「部会」という。）を置く。

（協議事項）

第2 部会は、金沢大学大学院教職実践研究科（以下「教職大学院」という。）に係る次に掲げる事項を協議する。

- （1）カリキュラムに関する事項
- （2）学生の指導に関する事項
- （3）教育及び研究に関する評価に関する事項
- （4）その他両機関の長が必要と認める事項

（組織）

第3 部会は、両機関から選出された次に掲げる委員をもって組織する。

- （1）教職大学院の研究科長
- （2）教職大学院の副研究科長
- （3）教職大学院から選出された教員 若干名
- （4）石川県教育委員会教職員課長
- （5）石川県教育委員会学校指導課長
- （6）石川県教育委員会から選出された職員 若干名
- （7）その他両機関の長が必要と認めた者

2 部会の各機関に代表を置き、教職大学院の研究科長及び石川県教育委員会教職員課長をもって充てる。

（部会の会議）

第4 部会の会議（以下「会議」という。）に議長を置き、各機関の代表が単年度交代で議長となる。

2 議長は、必要に応じて会議を開催する。

3 議長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

（その他）

第5 この要項に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会で別に定める。

附 則

この要項は、平成 年 月 日から施行する。

金沢大学教職大学院学校実習運営協議会設置要項（案）

（設置）

第1 金沢大学（以下「甲」という。）、石川県教育委員会（以下「乙」という。）及び金沢市教育委員会（以下「丙」という。）は、金沢大学大学院教職実践研究科（以下「教職大学院」という。）における学生の学校実習（以下「実習」という。）に関する事項を協議するため、金沢大学教職大学院学校実習運営協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（協議事項）

第2 協議会は、教職大学院に係る次に掲げる事項を協議する。

- （1）学校実習の企画・運営に関する事項
- （2）学校実習の指導・支援に関する事項
- （3）その他学校実習に関する事項

（組織）

第3 協議会は、甲、乙及び丙から選出された次に掲げる委員をもって組織する。

- （1）教職大学院の実習担当教員 若干名
- （2）乙の実習担当指導主事 若干名
- （3）丙の実習担当指導主事 若干名
- （4）乙又は丙が管理する公立学校であって、教職大学院と連携し実習に協力する学校の
実習担当教員 若干名
- （5）金沢大学人間社会学域学校教育学類附属学校園から選出された教員 若干名
- （6）その他協議会が必要と認めた者

（協議会の会議）

第4 協議会に議長を置き、前項第1号の教員のうちから選出する。

- 2 議長は、協議会の会議（以下「会議」という。）を招集する。
- 3 議長は、必要に応じて会議を開催する。
- 4 議長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

（その他）

第5 この要項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が別に定める。

附 則

この要項は、平成 年 月 日から施行する。

平成 26 年 12 月 19 日

一般財団法人教員養成評価機構理事長 殿

国立大学法人金沢大学企画評価室長

岩 見 雅 史

(公印省略)

教職大学院に係る認証評価の実施について (依頼)

平成 28 年度に本学に設置予定の専門職大学院設置基準第 26 条に規定される教職大学院に係る、学校教育法第 109 条 3 項に規定される認証評価の実施については、貴機構に申請する予定です。

つきましては、設置申請に必要なため、認証評価の実施について証明くださるようお願いいたします。

【担当】

金沢大学企画評価室評価係 中嶋、加藤、鈴木

Tel : 076-264-5021, 5284, 5120

Fax : 076-234-4015

E-mail : hyouka@adm.kanazawa-u.ac.jp

教 評 価 第 1 8 号
平成 2 7 年 1 月 1 5 日

金 沢 大 学 長
山 崎 光 悦 殿

一般財団法人教員養成評価機構

理事長 田 村 哲 夫



金沢大学教職大学院の認証評価実施について

貴大学に設置予定の専門職大学院設置基準第 2 6 条に規定される教職大学院について、学校教育法第 1 0 9 条第 3 項に規定する認証評価は、貴大学からの申請に基づき当機構で実施いたします。

(本件担当)

〒184-8501

東京都小金井市貫井北町 4-1-1 東京学芸大学内

一般財団法人教員養成評価機構事務局

手塚・山本

Tel:042-329-7860 Fax:042-329-7889

E-mail:hyokajimu@iete.jp

金沢大学と石川県教育委員会との
金沢大学教職大学院に係る連携に関する合意書

金沢大学（以下「甲」という。）と石川県教育委員会（以下「乙」という。）とは、平成17年3月28日に締結した甲と乙の連携に関する基本協定書（以下、「基本協定書」という。）第3条に基づき、甲の教職大学院（以下「教職大学院」という。）において優れた新人教員の養成及び現職教員の資質能力の向上を図るため、教職大学院に係る連携に関して、以下の通り合意する。

（カリキュラム編成等）

第1条 甲は、教職大学院のカリキュラムの編成、教育方法の改善等にあたり、乙のニーズに配慮する。

（実務家教員）

第2条 乙は、教職大学院の実務家教員の確保に協力する。

（現職教員の派遣）

第3条 乙は、乙に所属する現職教員が教職大学院の入学者選抜試験に合格した場合に、教職大学院に派遣することとする。

（連携協力校の提供）

第4条 乙は、教職大学院の在籍者数に見合った連携協力校を甲に提供する。

（教員研修施設の利用）

第5条 乙は、乙が保有する教員研修施設について、教職大学院のカリキュラム上必要が認められ、かつ、その使用に支障がない場合、甲に対してその利用を認める。

（教職大学院運営部会）

第6条 甲及び乙は、前文に掲げる目的を達成するために、基本協定書第2条に定める金沢大学人間社会学校教育学類・石川県教育委員会連絡協議会の下に教職大学院運営部会を置く。

（協議）

第7条 本合意書に定めのない事項について定める必要が生じたときは、別途甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

（有効期間）

第8条 本合意書の効力は締結の日から1年とする。本合意書は有効期間満了の1か月前までに甲又は乙から申し出がない場合には自動的に更新されるものとし、以降同様とする。

本合意書は2通作成し、甲、乙各1通を保有する。

平27年3月18日

甲 金沢大学長

山崎光悦

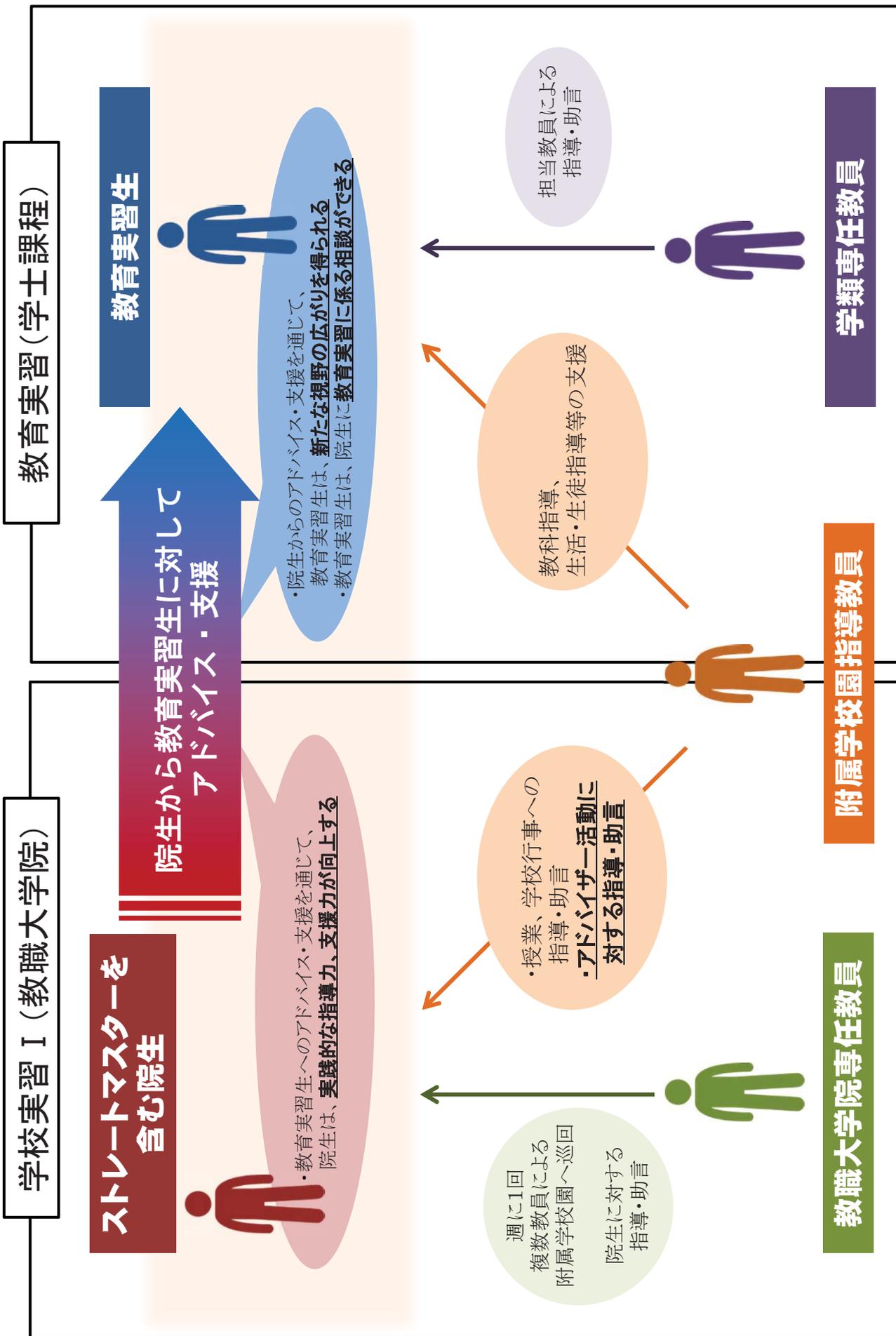


乙 石川県教育委員会教育長

木下公司



学校実習 I におけるストレートマスターを含む院生のアドバイザー活動



教職大学院 学校実習 実施計画

資料19

実習名	時期	コース	対象	実施形態・方法
学校実習 I	前期 (9月) 週3日 程度	デザイン	現職	<ul style="list-style-type: none"> ・附属学校教員と協働で学類実習生を指導(前半2週) ・教育実習生への指導の一部を担当(後半2週) ・附属学校教員と協働で学習デザインの計画(前半2週) ・計画をもとに授業を実施・評価・改善(後半2週)
		マネジメント	スチ マス	<ul style="list-style-type: none"> ・附属学校教員の学類実習生への指導を参与観察(前半2週) ・附属学校教員の補助者として学類実習生のアドバイザー(後半2週) ・附属学校教員の指導下で学習デザインの計画・実施(前半2週) ・計画をもとに授業を実施・評価・改善(後半2週)
学校実習 II-A	年 通週1日 8時間	デザイン	現職	<ul style="list-style-type: none"> ・附属学校教員(学類実習計画担当)と協働で実習運営管理を担当 ・附属学校管理職と協働で学類実習の運営支援やリスク管理を担当
		マネジメント	現職	<ul style="list-style-type: none"> ・勤務校にて学校研究の年間計画に授業研究を配置 ・指導教諭等の授業参観(隔週午前) ・研究授業と授業整理会(隔週午後)
学校実習 II-B	年 通週2日 各4時間	デザイン	スチ マス	<ul style="list-style-type: none"> ・勤務校にて学校経営計画の策定過程に参画 ・年間行事計画の策定過程に参画 ・研究課題にかかわる学校組織体制の構築やネットワークづくり ・研究課題にかかわる学校評価や改善サイクルの設定
		マネジメント	現職	<ul style="list-style-type: none"> ・現職院生の勤務校にて学校研究の年間計画に授業研究を配置 ・指導教諭または現職教諭の授業参観(隔週午前) ・研究授業と授業整理会(隔週午後) ・学校研究を支援(1日)

(1) 学生の確保の見通し及び申請者としての取組状況

① 学生の確保の見通し

ア 定員充足の見込み

本学が所在する石川県においては、教職大学院が設置されておらず、石川県教育委員会から設置を切望されている。

このような状況に鑑み、本学教職大学院における各コースの目的や養成する人材像を踏まえ、学習デザインコースにおいては、学士課程修了生5名程度及び現職教員5名程度、学校マネジメントコースにおいては、現職教員5名程度の入学者を想定し、入学定員を15名に設定した。

具体的には、学習デザインコースにおいては、学士課程修了生の進学者及び石川県教育委員会から派遣される現職教員をもって、学校マネジメントコースにおいては、石川県教育委員会から派遣される現職教員をもって、安定的に確保可能な人数により入学定員を設定している。

イ 定員充足の根拠となる客観的なデータの概要

【学習デザインコースにおいて受け入れる学士課程修了生の見込み】

学習デザインコースにおいて受け入れる学士課程修了生について、事前のアンケート調査の結果により、5名程度の進学者の確保は十分に可能である。

平成26年5月に、本学学校教育学類3年生（第一期生に該当）を対象に「教職大学院進学に関するアンケート」（資料1参照）を実施し、86名の回答があり、このうち5名が「教員採用試験を受けずに進学」、9名が「教員採用試験を受けて、不合格の場合には進学」を希望している。（資料2参照）

なお、上記の結果により、十分な学生の確保が見込まれるところであるが、さらなる教職大学院進学者の質と量を充実するため、同アンケートにおいて、「教員採用試験合格後2年間の採用候補者名簿登載猶予が今後認められれば進学」を希望する者が21名となっていることを踏まえ、石川県における名簿登載猶予について、引き続き、石川県教育委員会と協議を進めている。

【各コースにおいて受け入れる現職教員の見込み】

現職教員については、学習デザインコースに5名程度、学校マネジメントコースに5名程度、合計10名程度の研修派遣を石川県教育委員会との間で合意しており、想定する入学者を十分確保できる。（資料3参照）

ウ 学生納付金の設定の考え方

本学教職大学院においては、省令で定める標準額をもって設定する。

② 学生の確保に向けた具体的な取組状況

学生の確保に向け、教員養成系の学生のみならず、理工系や経済学系等の専門性の高い学生の教員としての輩出を求める石川県教育委員会からの要望を踏まえ、今後、学校教育学類を中心に他学類においても本教職大学院の進学を推奨する。

また、石川県教育委員会と教員養成に係る常設の協議組織を設置し、現職教員の安定的な教職大学院への派遣を含め、教員の資質向上に係る連携を強化する。

さらに、教員及び教員を志望する者に対する石川県の研修事業である「いしかわ師範塾」の取組において、本学教職大学院の教育を担当する教員が講師として参画し、本学の有する知見を示すこと等により、本学教職大学院における魅力をアピールする取組を展開する。

(2) 人材需要の動向等社会の要請

① 人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的

本学が設置する教職大学院は、以下のような理念・目的を掲げる。

- 『第2期教育振興基本計画』「前文」に掲げられた、子どもの「自立・協働・創造に向けた一人一人の主体的な学び」を実現することを目指して、教員の教育能力や管理能力を高度専門職業人としてのレベルにまで高めることを目的とする。
- 様々な課題を抱え、それを適時に解決することを求められる学校教育の現場において、①授業・学習指導面では、その理論と実践に関する研究を主導することのできる高度な学識を備えた教員、②学校管理運営に関する面では、先進的知見と蓄積された経験を踏まえ、社会の変化に適切に対応した学校経営・運営能力を備えた教員を養成することを目的とする。

また、本学教職大学院では、学校教育に関する高度の学識及び実践力・応用力を備え、特に子どもたちの主体的・能動的な学習をデザインし、支援する力において全県レベルでリーダー的役割を果たしうる優れた教員（新採教員や若手・中堅教員）、並びにそのような教員から組織される学校において、確かな教育理論と優れた実践力・応用力を備え、地域や家庭と連携しつつ学校の管理運営において指導的役割を果たし得る中核的教員を養成する。

② 上記①が社会的、地域的な人材需要の動向を踏まえたものであることの客観的根拠

本学教職大学院における目的及び養成する人材像は、中央教育審議会における指摘や石川県教育委員会からの要望を踏まえ、設定したものであり、社会的、地域的な人材需要や社会動向に即したものとなっている。

石川県教育委員会から派遣され、教職実践研究科教職実践高度化専攻を修了した教員については、石川県の教育界において活躍を期待されることは言うまでもなく、一方、ストレートマスターについても、現職教員院生との学び合いの中で教育実践の資質を向上させ、修了時に全員が教員となることが期待され、教員の大量退職・大量採用時代において、石川県を中心とした教育界からも、教職大学院修了者の即戦力としての期待が高い。

【資料目次】

- 資料 1 教職大学院進学に関する学生アンケート（抜粋）..... p.1
- 資料 2 教職大学院進学に関する学生アンケート結果（抜粋）..... p.1
- 資料 3 金沢大学教職大学院への現職教員派遣計画について..... p.2



教職第983号
平成27年2月27日

金沢大学長
山崎光悦様

石川県教育委員会教育長
木下公



金沢大学教職大学院への現職教員派遣計画について

石川県教育委員会は、金沢大学が平成28年度4月に設置を予定している教職大学院に対し、学生として概ね下記人数の現職教員を派遣する計画です。

ただし、学生の派遣にあたっては毎年度の予算の確保が必要となりますので、派遣人数を確約するものではありません。

記

金沢大学教職大学院
大学院教職実践研究科教職実践高度化専攻
学習デザインコース 5人
学校マネジメントコース 5人 計10人

教 員 名 簿

学 長 の 氏 名 等						
調書 番号	役職名	フリガナ 氏名 <就任(予定)年月>	年齢	保有 学位等	月額基本給 (千円)	現 職 (就任年月)
一	学長	ヤマザキ コウエツ 山崎 光悦 <平成26年4月>		工学 博士		金沢大学学長 (平成26年4月)

(注) 高等専門学校にあつては校長について記入すること。

教 員 の 氏 名 等												
（教職実践研究科 教職実践高度化専攻）												
調書 番号	専任等 区分	職位	フリガナ 氏名 <就任(予定)年月>	年齢	保有 学位等	月額 基本給 (千円)	担当授業科目の名称	配 当 年 次	担 当 単 位 数	年 間 開 講 数	現 職 (就任年月)	申請に係る大 学等の職務に 従事する 週当たり平均 日数
①	専	教授	タナヘ シュンジ 田邊 俊治 <平成28年4月>		教育学 修士※		地域教育実践	1前	0.8	1	金沢大学人間社会研究 域 学校教育系 教授 (平3.4)	5日
							地域教育研究	1後	0.4	1		
							学校マネジメントの理論と 実践	1前	2	1		
							現代における教育課題研究	1後	0.7	1		
							実践カンファレンスⅠ	1通	2	1		
							実践カンファレンスⅡ	2通	2	1		
							専門研究Ⅰ	1通	2	1		
							専門研究Ⅱ	2通	2	1		
							学校マネジメント研究Ⅰ	1前	2	1		
							学校マネジメント研究Ⅱ	1後	1.5	1		
学校事例研究Ⅰ	1前	2	1									
学校実習Ⅰ	1前	2	1									
学校実習Ⅱ-A	2通	8	1									
②	専	教授	カヤハラ ミチハル 萱原 道春 <平成28年4月>		博士 (心理学)		地域教育実践	1前	0.7	1	金沢大学人間社会研究 域 人間科学系 教授 (平1.4)	5日
							地域教育研究	1後	0.4	1		
							教育相談の理論と実践	1後	2	1		
							カウンセリング演習	1前	2	1		
							実践カンファレンスⅠ	1通	2	1		
							実践カンファレンスⅡ	2通	2	1		
							専門研究Ⅰ	1通	2	1		
							専門研究Ⅱ	2通	2	1		
							学校マネジメント研究Ⅱ	1後	0.8	1		
							学校事例研究Ⅰ	1前	2	1		
学校事例研究Ⅱ	1後	2	1									
学校実習Ⅰ	1前	2	1									
学校実習Ⅱ-A	2通	8	1									
③	専	教授	オオカニ ミナル 大谷 実 <平成28年4月>		博士 (教育学)		地域教育実践	1前	0.7	1	金沢大学人間社会研究 域 学校教育系 教授 (平6.10)	5日
							授業研究	1前	2	1		
							地域教育研究	1後	0.4	1		
							実践カンファレンスⅠ	1通	2	1		
							実践カンファレンスⅡ	2通	2	1		
							専門研究Ⅰ	1通	2	1		
							専門研究Ⅱ	2通	2	1		
							学習デザイン研究Ⅰ	1前	2	1		
							学習事例研究Ⅱ	1後	2	1		
							授業の専門知識	1前	2	1		
学校実習Ⅰ	1前	2	1									
学校実習Ⅱ-A	2通	8	1									
学校実習Ⅱ-B	2通	8	1									
④	専	教授	マツモト ケンイチ 松本 謙一 <平成28年4月>		修士 (教育学)		地域教育実践	1前	0.7	1	富山大学人間発達科学部 教授 (平13.4)	5日
							授業研究	1前	2	1		
							地域教育研究	1後	0.4	1		
							現代教師論	1前	0.8	1		
							実践カンファレンスⅠ	1通	2	1		
							実践カンファレンスⅡ	2通	2	1		
							専門研究Ⅰ	1通	2	1		
							専門研究Ⅱ	2通	2	1		
							学習デザイン研究Ⅰ	1前	2	1		
							授業の専門知識	1前	2	1		
学校実習Ⅰ	1前	2	1									
学校実習Ⅱ-A	2通	8	1									
学校実習Ⅱ-B	2通	8	1									
⑤	専	教授	マツダ トシコ 松田 淑子 <平成28年4月>		修士 (教育学)		カリキュラムの理論と実践	1前	2	1	福井大学教育地域科学部 教授 (平19.4)	5日
							地域教育実践	1前	0.7	1		
							地域教育研究	1後	0.4	1		
							現代教師論	1前	0.9	1		
							実践カンファレンスⅠ	1通	2	1		
							実践カンファレンスⅡ	2通	2	1		
							専門研究Ⅰ	1通	2	1		
							専門研究Ⅱ	2通	2	1		
							学習デザイン研究Ⅱ	1後	2	1		
							学習事例研究Ⅰ	1前	2	1		
学校実習Ⅰ	1前	2	1									
学校実習Ⅱ-A	2通	8	1									
学校実習Ⅱ-B	2通	8	1									
⑥	専他	教授	マツバラ ミチオ 松原 道男 <平成28年4月>		博士 (教育学)		地域教育実践	1前	0.7	1	金沢大学人間社会研究 域 学校教育系 教授 (昭62.4)	5日
							地域教育研究	1後	0.4	1		
							実践カンファレンスⅠ	1通	2	1		
							実践カンファレンスⅡ	2通	2	1		
							専門研究Ⅰ	1通	2	1		
							専門研究Ⅱ	2通	2	1		
							学習事例研究Ⅱ	1後	2	1		
							教育評価研究	1後	0.5	1		
							学校実習Ⅰ	1前	2	1		
							学校実習Ⅱ-A	2通	8	1		
学校実習Ⅱ-B	2通	8	1									

⑦	専他	教授	タケイワタル 武居 渡 ＜平成28年4月＞	博士 (心身障害 学)	地域教育実践	1前	0.7	1	金沢大学人間社会研究域 学校教育系 教授 (平11.10)	5日
					発達障害の理解と対応	1後	0.9	1		
					地域教育研究	1後	0.4	1		
					実践カンファレンスⅠ	1通	2	1		
					実践カンファレンスⅡ	2通	2	1		
					専門研究Ⅰ	1通	2	1		
					専門研究Ⅱ	2通	2	1		
					学習・発達研究	1前	0.5	1		
学校実習Ⅰ	1前	2	1							
学校実習Ⅱ-A	2通	8	1							
学校実習Ⅱ-B	2通	8	1							
⑧	実専	教授	ヒシダ ヒロアキ 菱田 浩章 ＜平成28年4月＞	文学士	地域教育実践	1前	0.7	1	石川県立図書館 史料編さん室 担当課長 (平27.4)	5日
					地域教育研究	1後	0.4	1		
					教育相談の理論と実践	1後	1.1	1		
					カウンセリング演習	1前	2	1		
					学校マネジメントの理論と実践	1前	1.3	1		
					学校マネジメントの心理学	1後	2	1		
					現代教師論	1前	1.5	1		
					現代における教育課題研究	1後	0.9	1		
					実践カンファレンスⅠ	1通	2	1		
					実践カンファレンスⅡ	2通	2	1		
					専門研究Ⅰ	1通	2	1		
					専門研究Ⅱ	2通	2	1		
					学校マネジメント研究Ⅰ	1前	1.2	1		
					学校マネジメント研究Ⅱ	1後	1.5	1		
学校事例研究Ⅰ	1前	2	1							
学校事例研究Ⅱ	1後	2	1							
学校危機管理論	1前	2	1							
学校実習Ⅰ	1前	2	1							
学校実習Ⅱ-A	2通	8	1							
⑨	実専	教授	コイケダ ミツル 小池田 満 ＜平成28年4月＞	修士 (教育学)	カリキュラムの理論と実践	1前	1.7	1	石川県立津幡高等学校 校長 (平25.4)	5日
					地域教育実践	1前	0.7	1		
					授業研究	1前	1.3	1		
					発達障害の理解と対応	1後	2	1		
					地域教育研究	1後	0.4	1		
					現代教師論	1前	0.8	1		
					現代における教育課題研究	1後	1.1	1		
					実践カンファレンスⅠ	1通	2	1		
					実践カンファレンスⅡ	2通	2	1		
					専門研究Ⅰ	1通	2	1		
					専門研究Ⅱ	2通	2	1		
					学習デザイン研究Ⅰ	1前	0.9	1		
					学習デザイン研究Ⅱ	1後	1.2	1		
					学習事例研究Ⅰ	1前	2	1		
					学習事例研究Ⅱ	1後	2	1		
					授業の専門知識	1前	0.9	1		
教育評価研究	1後	2	1							
学習・発達研究	1前	2	1							
学校実習Ⅰ	1前	2	1							
学校実習Ⅱ-A	2通	8	1							
学校実習Ⅱ-B	2通	8	1							
⑩	実み	教授	ヤチ ヒノオ 谷内 比能雄 ＜平成28年4月＞	文学士	地域教育実践	1前	0.7	1	金沢市立小坂小学校、夕日 寺小学校、浅野町小学校 再任用教諭 (平27.4)	5日
					授業研究	1前	1.5	1		
					地域教育研究	1後	0.4	1		
					実践カンファレンスⅠ	1通	2	1		
					実践カンファレンスⅡ	2通	2	1		
					専門研究Ⅰ	1通	2	1		
					専門研究Ⅱ	2通	2	1		
					学習デザイン研究Ⅰ	1前	0.8	1		
					学習デザイン研究Ⅱ	1後	1.2	1		
					学習事例研究Ⅰ	1前	2	1		
					学習事例研究Ⅱ	1後	2	1		
					授業の専門知識	1前	0.9	1		
学校実習Ⅰ	1前	2	1							
学校実習Ⅱ-A	2通	8	1							
学校実習Ⅱ-B	2通	8	1							
⑪	実み	教授	ノムラ ユタカ 野村 豊 ＜平成28年4月＞	教育学士	地域教育実践	1前	0.8	1	金沢市立諸江町小学校 校長 (平26.4)	5日
					地域教育研究	1後	0.4	1		
					教育相談の理論と実践	1後	1.2	1		
					学校マネジメントの理論と実践	1前	1.3	1		
					実践カンファレンスⅠ	1通	2	1		
					実践カンファレンスⅡ	2通	2	1		
					専門研究Ⅰ	1通	2	1		
					専門研究Ⅱ	2通	2	1		
					学校マネジメント研究Ⅰ	1前	0.9	1		
					学校マネジメント研究Ⅱ	1後	0.8	1		
					学校事例研究Ⅰ	1前	2	1		
学校事例研究Ⅱ	1後	2	1							
学校実習Ⅰ	1前	2	1							
学校実習Ⅱ-A	2通	8	1							

⑫	実み	教授	ナカムラ マサエ 中村 雅恵 ＜平成28年4月＞	教育学士	カリキュラムの理論と実践	1前	1.2	1	金沢市立味噌蔵町小学校 校長 (平成25.4)	5日
					地域教育実践	1前	0.7	1		
					授業研究	1前	1.3	1		
					地域教育研究	1後	0.4	1		
					実践カンファレンスⅠ	1通	2	1		
					実践カンファレンスⅡ	2通	2	1		
					専門研究Ⅰ	1通	2	1		
					専門研究Ⅱ	2通	2	1		
					学習デザイン研究Ⅰ	1前	0.8	1		
					学習デザイン研究Ⅱ	1後	1.2	1		
					学習事例研究Ⅰ	1前	2	1		
					学習事例研究Ⅱ	1後	2	1		
					授業の専門知識	1前	0.9	1		
					学校実習Ⅰ	1前	2	1		
学校実習Ⅱ-A	2通	8	1							
学校実習Ⅱ-B	2通	8	1							
⑬	実み	准教授	ウエダ マスミ 上田 ますみ ＜平成28年4月＞	教育学士	地域教育実践	1前	0.8	1	金沢大学人間社会学域 学校教育学類附属幼稚園 教頭(平21.4)	1日
					地域教育研究	1後	0.4	1		
					実践カンファレンスⅠ	1通	2	1		
					実践カンファレンスⅡ	2通	2	1		
					専門研究Ⅰ	1通	2	1		
学校実習Ⅰ	1前	2	1							
⑭	実み	准教授	ハシガキ ケイイチ 端崎 圭一 ＜平成28年4月＞	修士 (教育学)	地域教育研究	1後	0.4	1	金沢大学人間社会学域 学校教育学類附属中学校 主幹教諭(昭58.4)	1日
					実践カンファレンスⅠ	1通	2	1		
					実践カンファレンスⅡ	2通	2	1		
					専門研究Ⅰ	1通	2	1		
学校実習Ⅰ	1前	2	1							
⑮	兼担	教授	オオイ マナブ 大井 学 ＜平成28年4月＞	博士 (教育学)	発達障害の理解と対応	1後	0.9	1	金沢大学人間社会学域 学校教育系 教授 (昭59.4)	
⑯	兼担	教授	ヨシカワ カズヨシ 吉川 一義 ＜平成28年4月＞	教育学 修士	発達障害の理解と対応	1後	0.9	1	金沢大学人間社会学域 学校教育系 教授 (平14.4)	
18	兼担	教授	ドイ タエコ 土井 妙子 ＜平成28年4月＞	修士 (教育学)	現代における教育課題研究	1後	0.3	1	金沢大学人間社会学域 学校教育系 教授 (平18.10)	
⑰	兼担	教授	コバヤシ ヒロアキ 小林 宏明 ＜平成28年4月＞	博士 (心身障害 学)	発達障害の理解と対応	1後	0.9	1	金沢大学人間社会学域 学校教育系 准教授 (平14.4)	
⑱	兼担	准教授	ハラダ カツミ 原田 克巳 ＜平成28年4月＞	修士 (教育学) ※	学校マネジメントの心理学	1後	2	1	金沢大学人間社会学域 人間科学系 准教授 (平15.8)	
⑲	兼担	准教授	カノウ タカヒロ 加藤 隆弘 ＜平成28年4月＞	修士 (教育学)	カリキュラムの理論と実践	1前	2	1	金沢大学人間社会学域 学校教育系 准教授 (平12.4)	
					地域教育実践	1前	0.8	1		
					地域教育研究	1後	0.4	1		
					現代教師論	1前	0.8	1		
					学習デザイン研究Ⅱ	1後	2	1		
					学習事例研究Ⅰ	1前	2	1		
21	兼担	准教授	トリイ(カヅノ)カズヨ 鳥居(梶野) 和代 ＜平成28年4月＞	博士 (社会学)	現代における教育課題研究	1後	0.3	1	金沢大学人間社会学域 学校教育系 准教授 (平19.10)	
22	兼担	准教授	マツダ ヨウスケ 松田 洋介 ＜平成28年4月＞	修士 (社会学) ※	現代における教育課題研究	1後	0.3	1	金沢大学人間社会学域 学校教育系 准教授 (平20.10)	
23	兼担	准教授	スキタ マイ 杉田 真衣 ＜平成28年4月＞	修士 (教育学)	現代における教育課題研究	1後	0.3	1	金沢大学人間社会学域 学校教育系 准教授 (平20.10)	
⑳	兼担	准教授	カイリコウヘイ 河合 隆平 ＜平成28年4月＞	博士 (教育学)	発達障害の理解と対応	1後	0.9	1	金沢大学人間社会学域 学校教育系 准教授 (平17.10)	
25	兼担	准教授	ホンシヨ(エンドウ) メグミ 本所(遠藤) 恵 ＜平成28年4月＞	博士 (教育学)	現代における教育課題研究 教育評価研究	1後 1後	0.3 2	1 1	金沢大学人間社会学域 学校教育系 准教授 (平24.4)	

26	兼担	准教授	アサカワ アツシ 浅川 淳司 <平成28年4月>		博士 (心理学)		学習・発達研究	1 前	2	1	金沢大学人間社会研究域 人間科学系 准教授 (平26.4)	
27	兼担	教授	カシムコ 樫見 由美子 <平成28年4月>		法学修士		学校危機管理論	1 前	1.2	1	金沢大学人間社会研究域 法学系 教授 (昭60.4)	
28	兼担	教授	ノサカ ヨシオ 野坂 佳生 <平成28年4月>		法学士		学校危機管理論	1 前	0.8	1	金沢大学人間社会研究域 法学系 教授 (平16.4)	
29	兼担	准教授	フクモトモキ 福本 知行 <平成28年4月>		修士 (法学)		学校危機管理論	1 前	0.8	1	金沢大学人間社会研究域 法学系 准教授 (平15.4)	

